

令和4年度 船橋市包括外部監査の結果報告書

船橋市の社会教育施設（公民館、図書館、文化施設、
青少年教育施設及び博物館）の管理運営及び生涯
学習部が実施する社会教育事業に係る財務事務の
執行について

令和5年2月8日

船橋市包括外部監査人

公認会計士 松原 創

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1 外部監査の概要 | 5 |
| 1. 外部監査の種類 | 5 |
| 2. 選定した特定の事件（テーマ） | 5 |
| 3. 監査対象期間 | 5 |
| 4. 監査対象部局等名 | 5 |
| 5. 監査実施期間 | 5 |
| 6. 監査補助者 | 5 |
| 7. 特定の事件の選定理由 | 6 |
| 8. 監査の視点 | 8 |
| 9. 主な監査手続等 | 9 |
| 10. 監査の結果 | 10 |
| 11. 利害関係 | 10 |
| 第2 社会教育事業に関する概要 | 11 |
| 1. 教育委員会の組織について | 11 |
| 2. 生涯学習部各課等の事務分掌について | 12 |
| 3. 職員配置数について | 16 |
| 4. 社会教育費の予算・決算の状況について | 18 |
| 5. 船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）について | 19 |
| 第3 外部監査結果の総括 | 32 |
| 1. 包括外部監査の特徴と留意事項について | 32 |
| 2. 監査結果について | 34 |
| 3. 監査結果の総括 | 40 |
| 第4 各論としての外部監査結果 | 45 |
| I 公民館事業について | 45 |
| 1. 概 要 | 45 |
| 2. 手 続 | 49 |
| 3. 結 果 | 49 |
| （1）公民館の総合的・共通的論点について | 50 |
| （2）中央公民館ほか南部3館における業務等について | 80 |
| （3）東部公民館ほか東部4館における業務等について | 90 |
| （4）西部公民館ほか西部4館における業務等について | 97 |
| （5）北部公民館ほか北部7館における業務等について | 103 |
| （6）高根台公民館ほか中部3館における業務等について | 108 |

| | | |
|------------|--|------------|
| II | 図書館事業について | 113 |
| | 1. 西図書館における業務等について | 113 |
| III | 文化施設事業について | 136 |
| | 1. 市民文化ホール及び市民文化創造館における業務等について | 136 |
| | 2. 市民ギャラリー及び茶華道センターにおける業務等について | 169 |
| IV | 青少年教育施設事業について | 183 |
| | 1. 青少年センターにおける業務等について | 183 |
| | 2. 青少年会館における業務等について | 197 |
| | 3. 一宮少年自然の家における業務等について | 212 |
| | 4. 青少年キャンプ場における業務等について | 236 |
| V | 博物館・文化財保存事業について | 246 |
| | 1. 郷土資料館における業務等について | 246 |
| | 2. 飛ノ台史跡公園博物館における業務等について | 260 |
| | 3. 埋蔵文化財調査事務所における業務等について | 273 |
| VI | その他の社会教育事業について | 285 |
| | 1. ふなばし市民大学校における業務等について | 285 |
| | 2. その他の文化振興事業について | 303 |

注

外部監査報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37及び船橋市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

船橋市の社会教育施設（公民館、図書館、文化施設、青少年教育施設及び博物館）の管理運営及び生涯学習部が実施する社会教育事業に係る財務事務の執行について

3. 監査対象期間

令和3年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部令和4年度

4. 監査対象部局等名

教育委員会生涯学習部に属する次の課等
社会教育課、文化課、青少年課、中央公民館、東部公民館、西部公民館、北部公民館、高根台公民館、西図書館、市民文化ホール、郷土資料館、青少年センター

5. 監査実施期間

令和4年6月20日から令和5年1月31日まで

6. 監査補助者

川口 明浩（公認会計士）
草薙 信久（公認会計士）
豊田 泰士（弁護士）
柳原 翼（公認会計士）
岡田 裕人（公認会計士）

7. 特定の事件の選定理由

今日の日本は、健康寿命、平均寿命ともに世界一の超長寿社会を迎えている。また、海外の研究では、2007年に日本で生まれた子供の半数が107歳より長く生きるという推計もあり、いわゆる「人生100年時代」の到来が予測されている。そのような中、あらゆる社会課題の克服のために「超スマート社会（Society5.0）」の実現が日本の再興戦略として掲げられており、社会のデジタル化の勢いは今後も加速していくものと考えられる。人々がそのような社会の変化の恩恵を享受し、より豊かに生きるためには、生涯にわたって学び続けることの重要性がより一層高まってくるものと考えられる。世界的に見ても、SDGs（持続可能な開発目標）の目標4において「質の高い教育をみんなに―すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する―」が掲げられており、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現という観点から生涯学習に関する事業は全世界レベルでも注目を集めている分野であると言える。

船橋市では、「第3次船橋市総合計画」において、「めざすまちの姿」である「一人一人が自分らしく輝くまち」を実現させるための重要な基本施策の一つとして生涯学習を位置づけている。令和4年度を始期とする「第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」においては、計画全体を牽引していくリーディングプロジェクトとして、「人生100年時代への対応」「デジタル化社会への対応」「『共生社会』実現のための取組の充実」「学びを広げる情報の充実」「地域の拠点『公民館』の充実」の5つを掲げ、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも、楽しく学ぶ中で、自己の充実や生きがいを見つけ、さらに、学びの成果を活かすことができる「生涯学習社会」の実現を目指すべく生涯学習・社会教育に関する事業・施策を進めているところである。

船橋市の社会教育事業については、生涯学習部が所管しており、社会教育施設として、26か所の公民館、4か所の図書館のほか、文化施設（市民文化ホール、市民文化創造館、市民ギャラリー、茶華道センター）、青少年教育施設（青少年会館、青少年センター、一宮少年自然の家、青少年キャンプ場）及び博物館（郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館）が設置されている。なお、特定の事件の選定に当たっては、社会教育事業を、社会教育費で執行するイベントや講座等の事業とし、保健体育費で執行する生涯スポーツに係る事業を除くこととする。同様に、社会教育施設についても、スポーツ施設を除くこととする。令和3年度教育要覧によると、26か所の公民館については、80名近くの職員（令和3年5月1日現在、再任用職員を含む）を配置して全て直営で業務を行っている。4か所の図書館については、西図書館が30名弱の職員（令和3年5月1日現在、再任用職員を含む）を配置して直営で業務を行っているほか、他の3か所の図書館については指定管理者が管理運営を行っている。文化

施設、青少年教育施設及び博物館については、市民ギャラリー、茶華道センター及び一宮少年自然の家において指定管理者制度が導入されているほかは、全て市職員を配置して直営で業務を行っている。

このように、市の社会教育事業は、多くの施設において多くの市職員を配置して行われていることから、多額の予算を必要とする事業であると言える。下表に示すとおり、社会教育費については、毎年度一般会計決算額の 2%程度を占める規模の費用が発生しており、市全体から見ても財務的に重要な事業であると言える。

また、多くの社会教育施設については老朽化が進んでおり、特に公民館については、令和4年4月1日現在において、全26施設のうち18施設が建築後30年を超えており、うち8施設は建築後40年を超えている状況である。そのため、施設の維持管理に当たっては、安全性の確保を最優先にしつつも、限られた予算の配分や工事期間中の利用者満足度の確保等にも配慮しつつ、長寿命化のための改修工事を計画的に進めていくことが求められている。

したがって、市の社会教育事業・施設に関して、職員の勤怠管理や物品の管理、指定管理を含む委託業務の管理、施設・設備の維持管理等について効果的・効率的に実施されているか、また、そのための内部統制が適切に整備・運用されているかといった点について、外部監査で検証する意義は大きいものとする。

【社会教育費の推移】

(単位：百万円)

| 区分 | 平成28年度 決算 | 平成29年度 決算 | 平成30年度 決算 | 令和元年度 決算 | 令和2年度 決算 | 令和3年度 当初予算 |
|------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------------|
| 社会教育総務費 | 2,105 | 2,000 | 2,028 | 1,882 | 1,833 | 1,937 |
| 文化施設費 | 235 | 237 | 228 | 235 | 238 | 257 |
| 公民館費 | 830 | 934 | 680 | 680 | 977 | 710 |
| 図書館費 | 914 | 778 | 763 | 759 | 1,300 | 776 |
| 視聴覚センター費 | 92 | 25 | 6 | 17 | 7 | 5 |
| 青少年対策費 | 431 | 426 | 433 | 410 | 406 | 526 |
| 青少年センター費 | 12 | 13 | 13 | 36 | 18 | 15 |
| 青少年会館費 | 45 | 61 | 12 | 14 | 69 | 13 |
| 少年自然の家費 | 177 | 147 | 85 | 54 | 285 | 79 |
| 博物館費 | 237 | 293 | 33 | 34 | 32 | 41 |
| 社会教育費計 | 5,078 | 4,915 | 4,280 | 4,121 | 5,165 | 4,358 |
| 一般会計決算額 | 203,902 | 208,222 | 204,901 | 209,598 | 284,037 | 212,170 |
| 一般会計に占める割合 | 2.49% | 2.36% | 2.09% | 1.97% | 1.82% | 2.05% |

出典：平成28年度～令和2年度船橋市決算書及び令和3年度船橋市予算に関する説明書に基づき監査人作成

一方、生涯学習・社会教育の拠点たる公民館の利用状況について見てみると、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の平成30年度以前から、駅から近い一部の公民館を除き利用率が低迷しており、過半数の公民館は利用率が50%を下回る状況が続いていることから、施設の有効活用には課題がある。

その背景には、一部の高齢者層を除いて、公民館等の市の社会教育施設に対する市民の関心が低いことや、市が行う生涯学習・社会教育に関する事業・施策に対する市民の関心や参加意欲が低いことがあるものと考えられる。令和元年度に市が実施し

た生涯学習に関するアンケート調査結果においても、例えば、「船橋市の生涯学習環境（施設、事業・施策など）にどの程度満足していますか」という質問に対して、「どちらともいえない」という回答が全世代で見ても7割程度を占めており、満足・やや満足や不満・やや不満という回答に比べて圧倒的多数を占めており、市民の関心の低さがうかがえる。また、「この1年間に船橋市（公民館を含む）が主催した講演会・学習会・催し物に参加したことがありますか」という質問に対しては、「知らなかった」と「知っていたが、参加しなかった」の回答が合わせて8割を超えており、65歳未満では9割に及ぶこと、「公民館で様々な学習・活動分野のサークル活動が行われていることを知っていますか」という質問に対しては、「知らない」と「知っているが、参加（見学）したことはない」の回答が合わせて8割程度、65歳未満では9割程度を占めている。

これらのことは、従来の市の生涯学習・社会教育施策のラインナップがあらゆる世代の市民のあらゆるニーズに必ずしもマッチしておらず、幅広い年代から十分な関心を得られていないことや、学びたい人と学ぶ機会とのマッチングに市が必ずしも十分に関与できていないことを示しているものと考えられる。したがって、生涯学習・社会教育の推進を目的として市がヒト・モノ・カネ・情報・時間といった経営資源を投入して実施している各種施策の有効性等については検証の必要性があるものとする。

このように、生涯学習・社会教育に関する事業は、市が「めざすまちの姿」である「一人一人が自分らしく輝くまち」の実現のために重要な行政施策であり、財務的にも重要な事業であるものの、市は多くの課題に直面していると言える。そのため、生涯学習・社会教育に関する事業・施設をテーマとして外部監査を実施する意義は大きいものと判断し、特定の事件として選定するものである。

8. 監査の視点

船橋市の社会教育施設（公民館、図書館、文化施設、青少年教育施設及び博物館）の管理運営及び生涯学習部が実施する社会教育事業に係る財務事務の執行に関する主な監査の視点は次のとおりである。

- (1) 社会教育施設の管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて、内部統制の整備・運用状況も含めて検証する。
- (2) 社会教育施設の管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行を合规性の視点で検証することと併せて、船橋市の生涯学習行政に関する計画で掲げられている目標等を達成するために効果的に実施されているかどうかについて、内

部統制の整備・運用状況も含めて検証する。

- (3) 社会教育施設の管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行が、経済性・効率性・公平性等の面でも改善余地がないかどうかについて、内部統制の整備・運用状況も含めて検証する。

9. 主な監査手続等

社会教育施設の管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行を監査するために、監査対象の各所管課等に対して、必要と考えられる資料を依頼し、次のような監査手続を実施した。

- (1) 社会教育施設の管理運営及び社会教育事業に係る予算・決算の状況等について、各所管課等から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。監査に必要と考えられる資料を依頼し、閲覧・分析することで、当該事務の執行が法令、条例及び規則等に基づいて執行されているかどうか確認した。
- (2) 社会教育施設の管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行について、経済性・効率性・公平性等の面からの検証を行うため、これらの管理業務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについての質問及び資料の閲覧・分析を行った。その過程で、事務の執行等の詳細を把握し、各所管課等の内部統制の状況を把握し、問題点の抽出及び検証を実施した。

なお、監査の実施過程において、社会教育施設等を現場往査し、管理体制及び事業の執行状況等を実地で把握した。現場往査の対象とした施設は次のとおりである。

| 施設名 | 所管課等 |
|--------|--------|
| 中央公民館 | 中央公民館 |
| 浜町公民館 | 中央公民館 |
| 宮本公民館 | 中央公民館 |
| 海神公民館 | 中央公民館 |
| 東部公民館 | 東部公民館 |
| 西部公民館 | 西部公民館 |
| 北部公民館 | 北部公民館 |
| 高根台公民館 | 高根台公民館 |
| 高根公民館 | 高根台公民館 |
| 西図書館 | 西図書館 |
| 北図書館 | 西図書館 |

| 施設名 | 所管課等 |
|----------------------|---------|
| 市民文化ホール | 市民文化ホール |
| 市民文化創造館 | 市民文化ホール |
| 市民ギャラリー・茶華道センター | 文化課 |
| 青少年センター | 青少年センター |
| 青少年会館 | 青少年課 |
| 一宮少年自然の家 | 青少年課 |
| 青少年キャンプ場 | 青少年課 |
| 郷土資料館（三山分室、豊富収蔵庫を含む） | 郷土資料館 |
| 飛ノ台史跡公園博物館 | 郷土資料館 |
| 埋蔵文化財調査事務所 | 文化課 |
| ふなばし市民大学校（総合教育センター内） | 社会教育課 |

10. 監査の結果

監査の結果については、「第3 外部監査結果の総括」（32頁～44頁）及び「第4 各論としての外部監査結果」（45頁～315頁）に記載しているとおりであります。監査の結果として、指摘事項は57件、意見は107件、参考意見は8件であった。

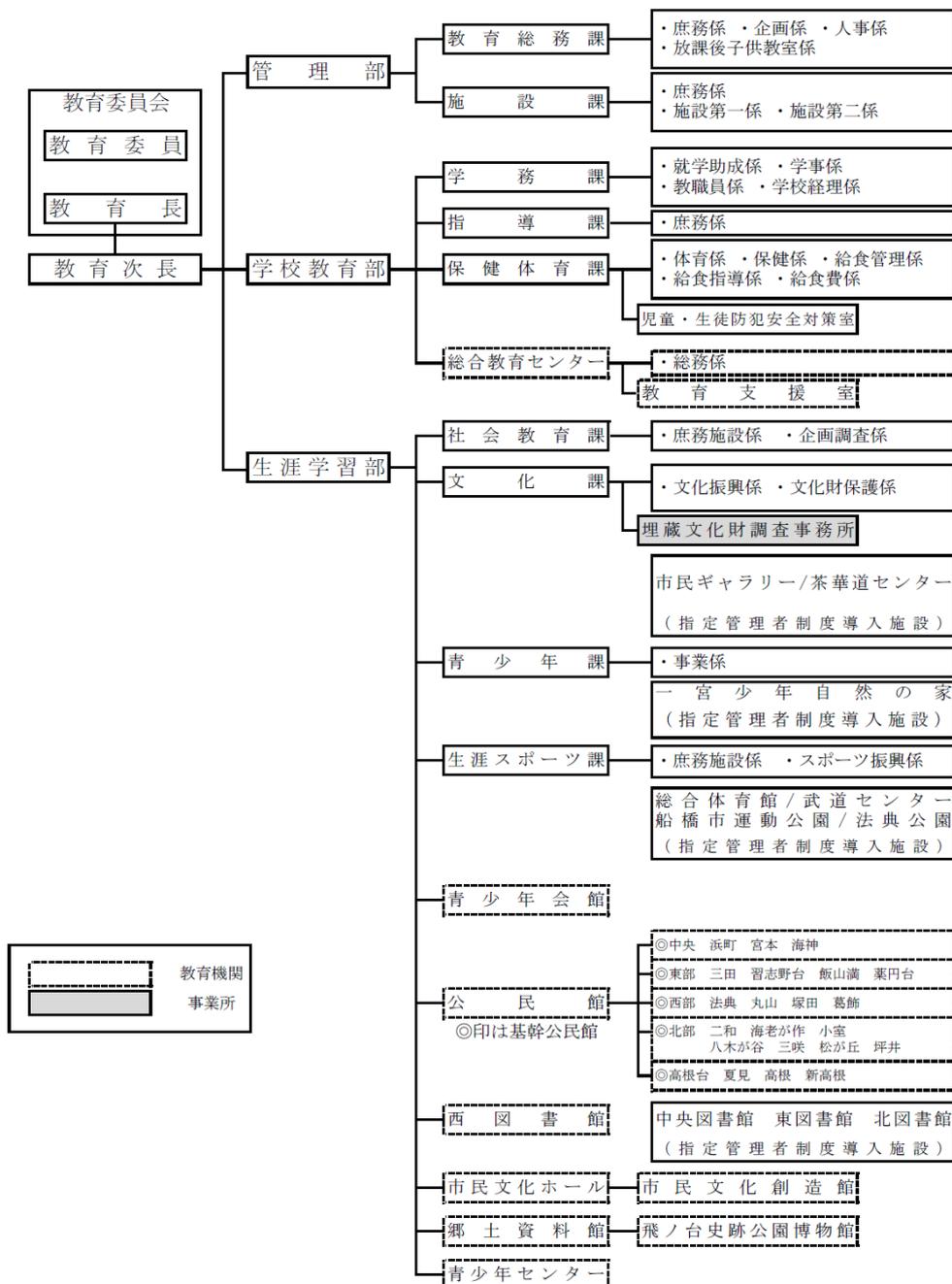
11. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 社会教育事業に関する概要

1. 教育委員会の組織について

船橋市教育委員会の組織（学校を除く）は次のとおりである（令和4年5月1日現在）。



出典：教育要覧令和4年度版

2. 生涯学習部各課等の事務分掌について

船橋市教育委員会生涯学習部のうち、今年度の外部監査のテーマに係る組織の事務分掌は次に列挙するとおりである。(出典：船橋市教育委員会組織規則)

(1) 社会教育課

- ① 社会教育に係る企画及び調査に関すること。
- ② 社会教育施設の設置に関すること。
- ③ 社会教育事業に関すること。
- ④ 社会教育関係団体の育成指導に関すること。
- ⑤ 社会教育委員会議に関すること。
- ⑥ 公民館及び図書館との連絡調整に関すること。
- ⑦ ふなばし市民大学校に関すること。
- ⑧ 部の庶務に関すること。

(2) 文化課

- ① 文化施設の設置に関すること。
- ② 芸術文化の振興及び事業に関すること。
- ③ 芸術文化団体の育成指導に関すること。
- ④ 文化財の調査及び保護に関すること。
- ⑤ 文化財の啓発普及活動に関すること。
- ⑥ 文化財保護団体の育成指導に関すること。
- ⑦ 市民ギャラリー及び茶華道センターに関すること。
- ⑧ 市民文化ホール、市民文化創造館、郷土資料館及び飛ノ台史跡公園博物館との連絡調整に関すること。
- ⑨ 文化・スポーツ公社(文化振興に関することに限る。)に関すること。
- ⑩ 埋蔵文化財調査事務所に関すること。

(3) 青少年課

- ① 青少年教育に関すること。
- ② 青少年キャンプ場に関すること。
- ③ 青少年相談員に関すること。
- ④ 青少年会館及び少年自然の家に関すること。

- ⑤ 青少年センターとの連絡調整に関する事。

(4) 埋蔵文化財調査事務所

- ① 埋蔵文化財の調査及び研究に関する事。
- ② 埋蔵文化財の普及及び啓発に関する事。

(5) 青少年会館

- ① 講座の開設に関する事。
- ② 研修会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に関する事。
- ③ 体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関する事。
- ④ 青少年グループ及びリーダーの指導育成及び連絡に関する事。
- ⑤ 図書、記録、資料等の収集及び利用に関する事。
- ⑥ 施設及び備品の管理に関する事。
- ⑦ 施設の使用料の徴収に関する事。
- ⑧ 若松公園有料公園施設等の使用等に関する事。

(6) 公民館

- ① 定期講座の開設に関する事。
- ② 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に関する事。
- ③ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- ④ 体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関する事。
- ⑤ 各種の団体、機関等の連絡に関する事。
- ⑥ 施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
- ⑦ 施設の管理に関する事。
- ⑧ 施設及び附属設備の使用料徴収に関する事。
- ⑨ 広域的に実施する事業に関する事(基幹公民館に限る。)
- ⑩ 所管の地区公民館の事業の支援及び助言に関する事(基幹公民館に限る。)
- ⑪ 所管の地区公民館の庶務に関する事(基幹公民館に限る。)

(7) 西図書館

- ① 図書館資料の館内及び館外利用に関する事。
- ② 調査相談に関する事。

- ③ 図書館資料の収集、整理、保存及び除籍に関する事。
- ④ 調査及び統計に関する事。
- ⑤ 施設及び備品の管理に関する事。
- ⑥ 諸行事に関する事。
- ⑦ オンライン方式による公民館図書室及び三山市民センター図書室の図書資料の管理並びに業務の指導及び助言に関する事。
- ⑧ 図書館システムによる図書館業務の運営に関する事。
- ⑨ 図書館業務全体の企画及び運営方針に関する事。
- ⑩ 中央図書館、東図書館及び北図書館に関する事。
- ⑪ 大穴小学校市民図書室に関する事。

(8) 市民文化ホール

- ① 市民文化ホールの管理運営に関する事。
- ② 主催事業に関する事。
- ③ 施設及び設備の使用承認並びに使用料徴収に関する事。
- ④ 舞台、音響、照明設備等の使用方法の指導に関する事。
- ⑤ 文化芸術ホール事業基金に関する事。

(9) 市民文化創造館

- ① 市民文化創造館の管理運営に関する事。
- ② 主催事業に関する事。
- ③ 施設及び設備の使用承認並びに使用料徴収に関する事。
- ④ 舞台、音響、照明設備等の使用方法の指導に関する事。
- ⑤ 文化芸術ホール事業基金に関する事。

(10) 郷土資料館

- ① 博物館資料の収集、整理及び保管に関する事。
- ② 博物館資料の展示及び館外利用に関する事。
- ③ 市史の編さんに関する事。
- ④ 施設及び備品の管理に関する事。
- ⑤ 諸行事に関する事。

(11) 飛ノ台史跡公園博物館

- ① 博物館資料の収集、整理及び保管に関する事。
- ② 博物館資料の展示及び館外利用に関する事。
- ③ 施設及び備品の管理に関する事。
- ④ 諸行事に関する事。

(12) 青少年センター

- ① 青少年健全育成に関する事。
- ② 青少年センターの維持管理及び利用に関する事。
- ③ 青少年補導委員に関する事。

3. 職員配置数について

船橋市教育委員会の事務局及び教育機関（学校を除く）の職員配置数は次のとおりである（令和4年5月1日現在）。

| 職員、職務の級 及び職名 部・課・教育機関名 | | 事務職員及び技術職員 | | | | | | | 業務員 | 合計 |
|----------------------------------|-----------------|-----------------------|--|---|---------------|--------------------------------|-------------------|-----------------|---------------------|--------|
| | | 8 教育次長 部長 参与 | 7 次長 参事 課長 館長 所長 副参事 主幹 室長 | 6 課長補佐 館長 所長 館長補佐 副所長 所長補佐 副主幹 室長 | 5 主査 館長 | 4 係長 副主査 所長代理 館長代理 | 3 主任主事 主任技師 | 2・1 主事 技師 | 1~5 技労員等 技能員等 | |
| 事務局 | 教 育 次 長 | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 管 理 部 | 1 | 1 | | | | | | | 2 |
| | 教 育 総 務 課 | | 1 | 2 | 1 | 6 | 5 | 5 | | 20 |
| | 施 設 課 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | 15 |
| | 学 校 教 育 部 | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 学 務 課 | | 1 | 2 | 2 | 6 | 6 | 10 | | 27 |
| | 指 導 課 | | 1 | 3 | 3 | 11 | 1 | | | 19 |
| | 保 健 体 育 課 | | 2 | 1 | 5 | (1) 9 | 2 | 3 | | (1) 22 |
| | 児童・生徒防犯安全対策室 | | 1 | | | 2 | 2 | 2 | | 7 |
| | 生 涯 学 習 部 | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 社 会 教 育 課 | | 1 | 1 | 3 | (2) 2 | 4 | 4 | | (2) 15 |
| | 文 化 課 | | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 8 | | 15 |
| | 埋蔵文化財調査事務所 | | | 1 | | 3 | 2 | 4 | | 10 |
| | 青 少 年 課 | | 1 | 1 | 1 | | | 4 | | 7 |
| | 生 涯 ス ポ ー ツ 課 | | 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 4 | | 13 |
| 小 計 | 4 | 11 | 15 | 20 | (3) 45 | 31 | 49 | | (3) 175 | |
| 教育機関 | 総 合 教 育 セ ン タ ー | | 2 | 3 | 2 | 8 | 1 | | | 16 |
| | 教 育 支 援 室 | | 1 | 3 | | 7 | | | | 11 |
| | 青 少 年 会 館 | | | | | (2) | | | | (2) |
| | 中 央 公 民 館 | | 1 | 1 | | (2) 2 | | 2 | | (2) 6 |
| | 東 部 公 民 館 | | 1 | 1 | | (2) | 1 | 1 | | (2) 4 |
| | 西 部 公 民 館 | | 1 | 1 | | (1) | 2 | 1 | | (1) 5 |
| | 北 部 公 民 館 | | 1 | 1 | | (2) | 1 | 2 | | (2) 5 |
| | 夏 見 公 民 館 | | | 1 | | | | 1 | | 2 |
| | 法 典 公 民 館 | | | 1 | | 1 | | | | 2 |
| 二 和 公 民 館 | | | 1 | | | | 1 | 1 | 3 | |
| 三 田 公 民 館 | | | 1 | | 1 | | | | 2 | |

| 職員、職務の級 及び職名 | 事務職員及び技術職員 | | | | | | | 業務員 | 合計 | |
|------------------|------------------|---|--|----------|---------------------------|--------------|----------|--------------|----------|--------|
| | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2・1 | 1-5 | | |
| | 教育次長 部長 参与 | 次長 参事 課長 館長 所長 副参事 主幹 室長 | 課長補佐 館長 所長 館長補佐 副所長 所長補佐 副主幹 室長 | 主査 館長 | 係長 副主査 所長代理 館長代理 | 主任主事 主任技師 | 主事 技師 | 技労員等 技能員等 | | |
| 部・課・教育機関名 | | | | | | | | | | |
| 教 育 機 関 | 海老が作公民館 | | | 1 | | 1 | | | | 2 |
| | 高根公民館 | | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| | 習志野台公民館 | | | 1 | | | 1 | | | 2 |
| | 小室公民館 | | | 1 | | | 1 | | | 2 |
| | 浜町公民館 | | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| | 八木が谷公民館 | | | 1 | | | | 1 | | 2 |
| | 飯山満公民館 | | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| | 丸山公民館 | | | 1 | | | 1 | | | 2 |
| | 塚田公民館 | | | 1 | | | | 1 | | 2 |
| | 宮本公民館 | | | 1 | 1 | | | | 1 | 3 |
| | 三咲公民館 | | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| | 新高根公民館 | | | 1 | | 1 | | | | 2 |
| | 葛飾公民館 | | | 1 | | | | 1 | 1 | 3 |
| | 栗円台公民館 | | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| | 松が丘公民館 | | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| | 高根台公民館 | | 1 | 1 | | (1) | 2 | 1 | | (1) 5 |
| | 海神公民館 | | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| | 坪井公民館 | | | 1 | | | 1 | | | 2 |
| | 西 図 書 館 | | 1 | 1 | 3 | (2) 5 | 3 | 10 | 2 | (2) 25 |
| | 市民文化ホール | | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 4 | | 11 |
| 市民文化創造館※ | | | | | | | | | | |
| 郷土資料館 | | 1 | 1 | | (1) 2 | 2 | | 1 | (1) 7 | |
| 飛ノ台史跡公園博物館 | | | 1 | | (1) 1 | 1 | 1 | | (1) 4 | |
| 青少年センター | | 1 | 1 | 1 | 5 | | | | 8 | |
| 小 計 | | 12 | 37 | 15 | (14) 36 | 19 | 27 | 6 | (14) 152 | |
| 合 計 | 4 | 23 | 52 | 35 | (17) 81 | 50 | 76 | 6 | (17) 327 | |

()内数字は、再任用職員であり、外書き。週5日と週3日の2種類の勤務形態あり。
 実配置数を掲載。兼務及び事務取扱は掲載せず、本来の職のみ掲載。
 ※ 市民文化ホール職員は市民文化創造館業務を兼務している。

出典：教育要覧令和4年度版

4. 社会教育費の予算・決算の状況について

(1) 当初予算額と決算額の比較

令和3年度の社会教育費に係る当初予算額と決算額は次のとおりである。

(単位：千円)

| 区分 | 令和3年度 当初予算 | 令和3年度 決算 | 増減額 | 増減率 |
|----------|---------------|-------------|----------|--------|
| 社会教育総務費 | 1,937,320 | 1,878,157 | △59,163 | △3.1% |
| 文化施設費 | 256,630 | 256,419 | △211 | △0.1% |
| 公民館費 | 709,800 | 642,066 | △67,734 | △9.5% |
| 図書館費 | 776,250 | 759,161 | △17,089 | △2.2% |
| 視聴覚センター費 | 4,730 | 8,640 | 3,910 | 82.7% |
| 青少年対策費 | 526,170 | 488,529 | △37,641 | △7.2% |
| 青少年センター費 | 14,760 | 12,911 | △1,849 | △12.5% |
| 青少年会館費 | 12,640 | 10,190 | △2,450 | △19.4% |
| 少年自然の家費 | 78,510 | 76,163 | △2,347 | △3.0% |
| 博物館費 | 41,000 | 35,695 | △5,305 | △12.9% |
| 社会教育費計 | 4,357,810 | 4,167,930 | △189,880 | △4.4% |

出典：令和3年度船橋市決算書に基づき監査人作成

(2) 決算額の推移

直近5年度の社会教育費に係る決算額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

| 区分 | 平成29年度 決算 | 平成30年度 決算 | 令和元年度 決算 | 令和2年度 決算 | 令和3年度 決算 |
|------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 社会教育総務費 | 2,000,432 | 2,027,705 | 1,882,240 | 1,833,112 | 1,878,157 |
| 文化施設費 | 237,455 | 228,215 | 234,821 | 237,627 | 256,419 |
| 公民館費 | 933,789 | 679,781 | 680,402 | 977,128 | 642,066 |
| 図書館費 | 777,653 | 762,589 | 759,320 | 1,300,212 | 759,161 |
| 視聴覚センター費 | 25,077 | 5,604 | 16,796 | 6,984 | 8,640 |
| 青少年対策費 | 426,405 | 432,856 | 409,548 | 405,691 | 488,529 |
| 青少年センター費 | 12,538 | 13,488 | 35,914 | 17,700 | 12,911 |
| 青少年会館費 | 60,862 | 12,127 | 13,728 | 69,291 | 10,190 |
| 少年自然の家費 | 147,416 | 84,996 | 54,073 | 284,914 | 76,163 |
| 博物館費 | 293,431 | 32,937 | 34,188 | 32,364 | 35,695 |
| 社会教育費計 | 4,915,058 | 4,280,297 | 4,121,031 | 5,165,022 | 4,167,930 |
| 一般会計決算額 | 208,221,875 | 204,901,108 | 209,598,310 | 284,036,941 | 243,457,137 |
| 一般会計に占める割合 | 2.36% | 2.09% | 1.97% | 1.82% | 1.71% |

出典：平成29年度～令和3年度船橋市決算書に基づき監査人作成

5. 船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）について

（1）計画の概要について

船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）は、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも、楽しく」学ぶ中で、自己の充実や生きがいを見つけ、さらに、学びの成果を活かすことができる「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習推進体制の整備・充実を図ることを目的とするものである。

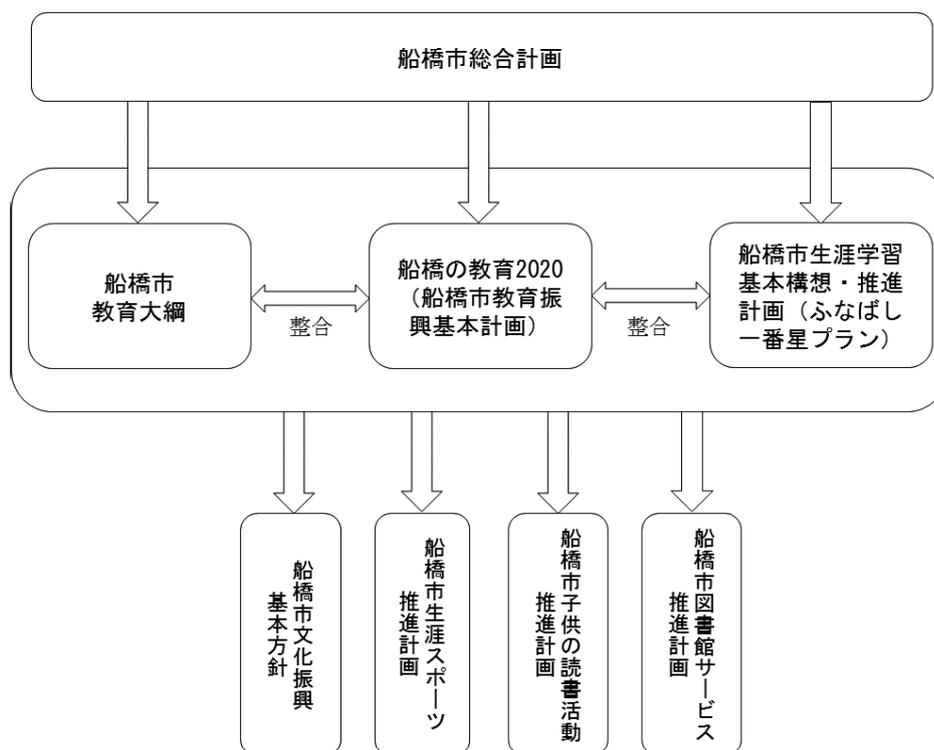
平成12年度から平成23年度までは第一次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（以下「第一次一番星プラン」という。）、平成24年度から令和3年度までは第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（以下「第二次一番星プラン」という。）を策定し、生涯学習推進体制の整備・充実を図ってきた。本来、第二次一番星プランの計画期間は令和2年度までであったが、令和2年3月、世界保健機関（WHO）によってパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明された新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の生涯学習のあり方について再考する必要があること等を理由として、第二次一番星プランの計画期間を1年間延長、第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（以下「第三次一番星プラン」という。）の策定期間を1年延期し、令和4年度を始期とする「第三次一番星プラン」を策定した。

（2）計画の位置づけについて

船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）は、船橋市が将来に向けて目指すべき姿を共有して、複雑多様化する地域課題を克服し、市の持つ強みをさらに伸ばす施策を展開していく指針である「船橋市総合計画」の生涯学習に関する個別計画として位置づけられる。また、船橋市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める「船橋市教育大綱」、船橋市の教育目標を示し、それらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにして教育行政の運営の指針とする「船橋市教育振興基本計画」との整合を図り、その他、船橋市の他部局が策定した計画を総合的に勘案して策定されるものである。

船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）の計画の位置づけについて図示すると次のとおりである。

【各計画の関係イメージ図】



出典：船橋の教育 2020—船橋市教育振興基本計画—

(3) 令和3年度の計画事業について

① 計画事業の概要

令和3年度においては、次のとおり、第二次一番星プランに定められている4つの方策に基づいて全庁的に159の事業が計画された。なお、ここに示す事業は監査対象である生涯学習部が実施する社会教育事業以外の生涯学習事業が含まれている。

| | 方策 | 施策数 | 令和3年度 計画事業数 |
|---|-------------------------|-----|----------------|
| 1 | 社会の状況に対応した自分探しの学びを応援します | 14 | 87 |
| 2 | 地域のみんなで学校を応援します | 7 | 21 |
| 3 | 充実した生涯学習の環境づくりを目指します | 7 | 40 |
| 4 | 地域の教育力の向上を目指します | 6 | 11 |

出典：第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画ふなばし一番星プラン令和3年度報告書に基づき監査人作成

【令和3年度の計画事業一覧】

| 方策 | 施策 | 施策名 | 事業名 | 課名 | |
|----|----|---------------------------|--------------------------|---------------------------|-------|
| 1 | 1 | 健康を保持するための学習機会の提供 | | | |
| | | 1 | ふなばし健康まつり | 健康政策課 | |
| | | 2 | ふなばし健やかプラン21講演会 | 健康政策課 | |
| | | 3 | 食育イベント | 地域保健課 | |
| | | 4 | ふなばし健康ダイヤル24 | 健康政策課 | |
| | | 5 | 健康教育事業(成人) | 地域保健課 | |
| | | 6 | 公開講座 | 地域保健課 | |
| | | 7 | 食の安全の確保 | 保健体育課 | |
| | | 8 | 学校保健教育の推進 | 保健体育課 | |
| | | 9 | 総合型地域スポーツクラブ | 生涯スポーツ課 | |
| | | 10 | ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業 | 健康づくり課 | |
| | | 2 | 自然との共生を育むための学習機会の提供 | | |
| | | | 1 | ふなばし環境フェア | 環境政策課 |
| | | | 2 | 夏休みセミのぬげから調査 | 環境政策課 |
| | | | 3 | ふなばし三番瀬クリーンアップ | 環境政策課 |
| | | | 4 | こどもエコクラブ(公益財団法人日本環境協会事業) | 環境政策課 |
| | | | 5 | 森林ボランティア団体による里山の樹林保全活動の促進 | 農水産課 |
| | | | 6 | 自然散策会 | 環境政策課 |
| | | | 7 | 市民参加型モニタリング調査 | 環境政策課 |
| | | 3 | 国際人を養成するための学習機会の提供 | | |
| | | | 1 | 国際理解セミナー | 国際交流課 |
| | | | 2 | 外国人ボランティア講師派遣事業 | 国際交流課 |
| | | | 3 | 日本語ひろば | 国際交流課 |
| | | | 4 | 帰国・外国人児童生徒への支援の充実 | 指導課 |
| | | 4 | 情報化社会への対応力を高めるための学習機会の提供 | | |
| | | 1 | 初心者のためのパソコン講習会 | 社会教育課 | |
| | | 2 | 家庭教育セミナー | 社会教育課・公民館 | |
| | 5 | 家庭の教育力を高めるための学習機会の提供 | | | |
| | | 1 | 健康教育事業(母子) | 地域保健課 | |
| | | 2 | ブックスタート事業 | 地域保健課・図書館 | |
| | | 3 | 母性教室 | 地域保健課 | |
| | | 4 | 就学時健診等における子育て学習 | 社会教育課・公民館 | |
| | | 5 | 家庭教育セミナー(再掲) | 社会教育課・公民館 | |
| | 6 | 現代的課題に対応した消費者の学習機会の提供 | | | |
| | | 1 | 船橋市生き活き展 | 消費生活センター | |
| | | 2 | 消費者講座 | 消費生活センター | |
| | | 3 | 消費者月間記念事業 | 消費生活センター | |
| | | 4 | 消費者団体育成事業 | 消費生活センター | |
| | 7 | 人材育成と仲間づくりを目指す総合的な学習機会の充実 | | | |
| | | 1 | ふなばし市民大学校運営 | 社会教育課 | |
| | 8 | ライフステージに応じた学習機会の提供 | | | |
| | | 1 | 子育て情報誌発行 | 地域子育て支援課 | |
| | | 2 | 子育て支援センターの運営 | 地域子育て支援課 | |
| | | 3 | 保育園での地域交流事業 | 公立保育園管理課 | |
| | | 4 | 保育園での食生活改善・食育の推進 | 公立保育園管理課 | |
| | | 5 | 乳幼児対象の児童ホーム事業 | 地域子育て支援課 | |
| | | 6 | プラネタリウムの投映 | 総合教育センター | |
| | | 7 | ふなばし生涯学習フェア | 社会教育課 | |
| | | 8 | 家庭教育セミナー(再掲) | 社会教育課・公民館 | |
| | | 9 | 高齢者学級 | 社会教育課・公民館 | |
| | | 10 | 子育てサロン | 公民館 | |
| | | 11 | 乳幼児対象の公民館事業 | 公民館 | |
| | | 12 | 青少年を対象とした公民館事業 | 公民館 | |
| | | 13 | 成人を対象とした公民館事業 | 公民館 | |
| | | 14 | 高齢者を対象とした公民館事業 | 公民館 | |
| | | 15 | ふなばしハッピーサタデー事業 | 青少年課・公民館 | |
| | | 16 | 津別町青少年交流事業 | 青少年課 | |
| | | 17 | 乳幼児対象の図書館事業 | 図書館 | |
| | | 18 | 児童・生徒を対象とした図書館事業 | 図書館 | |
| | | 19 | 青年を対象とした図書館事業 | 図書館 | |
| | | 20 | 成人を対象とした図書館事業 | 図書館 | |
| | | 21 | 高齢者を対象とした図書館事業 | 図書館 | |
| | | 22 | セカンドブック事業 | 図書館 | |
| | | 23 | 日本語教室 | 国際交流課 | |
| | | 24 | いきいき同窓会交流事業補助金 | 高齢者福祉課 | |
| | | 25 | ふなばし夏のボランティア体験事業 | 市民協働課 | |

| 方策 | 施策 | 施策名 | 事業名 | 課名 |
|----|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------|
| 1 | 9 | 世代間交流の推進 | | |
| | | 1 | 星を見る会、特別放映、出張星空教室 | 総合教育センター |
| | | 2 | 科学の広場 | 総合教育センター |
| | | 3 | 世代間交流を目的とした公民館事業 | 公民館 |
| | | 4 | 音楽フェスティバル・千人の音楽祭 | 文化課 |
| | | 5 | 少年少女交歓大会 | 青少年課 |
| | | 6 | 青少年キャンプ事業 | 青少年課 |
| | 7 | 津別町青少年交流事業(再掲) | 青少年課 | |
| | 10 | スポーツ・レクリエーションの充実 | | |
| | | 1 | 船橋市民マラソン大会 | 生涯スポーツ課 |
| | | 2 | 成人の日記念船橋市民駅伝競走大会 | 生涯スポーツ課 |
| | | 3 | 船橋市小学生・女子駅伝競走大会 | 生涯スポーツ課 |
| | | 4 | 総合型地域スポーツクラブ(再掲) | 生涯スポーツ課 |
| | 5 | ゲートボール場管理運営費 | 高齢者福祉課 | |
| | 11 | 芸術文化活動の推進 | | |
| | | 1 | 21世紀のデジタルプロジェクトの充実 | 郷土資料館 |
| | | 2 | 各種芸術文化事業の主催および、共催・後援 | 文化課 |
| | | 3 | まちかど音楽ステージ | 文化課 |
| | 4 | ふなばしミュージックストリート(ふなばし音楽フェスティバル) | 文化課 | |
| | 12 | ノーマライゼーションの実現に向けての学習機会の充実 | | |
| | | 1 | ノーマライゼーションを理解することを目的とした公民館事業 | 公民館 |
| | | 2 | 日本語教室(再掲) | 国際交流課 |
| | 3 | 地域福祉活動助成交付金事業 | 地域福祉課 | |
| | 13 | 人権意識を高めるための学習機会の充実 | | |
| 1 | | 研修会・講座開催 | 市民協働課 | |
| 2 | | 人権の花運動 | 地域福祉課 | |
| 3 | | 人権意識を高めることを目的とした公民館事業 | 公民館 | |
| 4 | 地域人権啓発活動活性化事業 | 地域福祉課 | | |
| 14 | 男女共同参画社会に向けての学習機会の提供 | | | |
| | 1 | 男女共同参画講演会 | 市民協働課 | |
| | 2 | 情報誌 f の発行 | 市民協働課 | |
| | 3 | 講座開催 | 市民協働課 | |
| | 4 | 男女共同参画写真・標語コンクール | 市民協働課 | |
| | 5 | 男女共同参画フェスティバル | 市民協働課 | |
| 6 | 男女共同参画社会の実現を目的とした公民館事業 | 公民館 | | |
| 2 | 1 | 家庭や地域における学校外活動の充実 | | |
| | | 1 | 星を見る会、特別放映、出張星空教室(再掲) | 総合教育センター |
| | 2 | 科学の広場(再掲) | 総合教育センター | |
| | 2 | 地域との連携による家庭教育の充実 | | |
| | | 1 | 家庭教育セミナー(再掲) | 社会教育課・公民館 |
| | 2 | 就学時健診等における子育て学習(再掲) | 社会教育課・公民館 | |
| | 3 | 学校を地域全体で支援していく体制の推進 | | |
| | | 1 | 学習サポーター派遣事業 | 指導課 |
| | | 2 | スクールガード制度 | 保健体育課 |
| | | 3 | 学校支援地域本部事業 | 児童・生徒防犯安全対策室 |
| | 4 | 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方研究協力者会議 | 総合教育センター | |
| | 4 | 地域や異年齢集団とのかかわる機会の充実 | | |
| | | 1 | 子育てサロン事業補助事業・ミニデイサービス補助事業 | 地域福祉課 |
| | 2 | ふなばしハッピーサタデー事業(再掲) | 青少年課・公民館 | |
| | 5 | 地域における学校施設のあり方 | | |
| | | 1 | 総合防災訓練 | 危機管理課 |
| | | 2 | 小・中学校等備蓄整備事業 | 危機管理課 |
| | | 3 | 中学生向け防災学習 | 危機管理課 |
| | | 4 | 放課後ルーム事業 | 地域子育て支援課 |
| | | 5 | AEDの維持管理 | 健康政策課 |
| | | 6 | 学校施設開放事業 | 生涯スポーツ課 |
| 7 | 総合型地域スポーツクラブ(再掲) | 生涯スポーツ課 | | |
| 6 | 学校をめぐる現代的課題に向けての取り組み | | | |
| | 1 | スクールロイヤー活用事業(スクールロイヤーによる予防教育) | 指導課 | |
| 7 | 大学や高等学校との連携協力 | | | |
| | 1 | 大学公開講座 | 社会教育課 | |
| | 2 | 後援・共催・協賛事業 | 社会教育課 | |
| 3 | 東部地区5館合同事業(東部、三田、栗田台、習志野台、飯山満) | 公民館 | | |
| 3 | 1 | 学習情報の一元化と情報のネットワーク化 | | |
| | | 1 | 「楽しく学ぼうふなばし」の発行 | 社会教育課 |
| | | 2 | 生涯学習施設予約管理システムの運用 | 社会教育課 |
| | | 3 | 図書館システム運営事業 | 図書館 |
| | 4 | 公民館図書室のオンライン化 | 社会教育課・図書館・公民館 | |
| | 2 | 多様な情報メディアの活用 | | |
| | | 1 | 市広報への記事の掲載 | 広報課 |
| | | 2 | 市広報、館報、チラシ及びホームページ等による情報提供 | 公民館 |
| 3 | | 貴重資料のデジタル化及び公開事業 | 図書館 | |
| 4 | ふなばし生涯学習チャンネル | 社会教育課 | | |

| 方策 | 施策 | 施策名 | 事業名 | 課名 |
|----|----|-----------------------------|-------------------------------|---------------|
| 3 | 3 | ライフステージに応じた情報提供 | | |
| | | 1 | ホームページ運用 | 広報課 |
| | | 2 | 子育て情報誌発行(再掲) | 地域子育て支援課 |
| | | 3 | 図書館ホームページの充実 | 図書館 |
| | | 4 | 学習相談体制の整備・充実 | |
| | | 1 | 学習相談体制の整備・充実 | 公民館 |
| | | 2 | 学習相談体制の整備・充実 | 図書館 |
| | | 5 | 公民館の整備・充実 | |
| | | 1 | 公民館建替事業 | 社会教育課 |
| | | 6 | 図書館サービス網の整備・充実 | |
| | | 1 | 公民館図書室のオンライン化(再掲) | 社会教育課・図書館・公民館 |
| | | 7 | 生涯学習関連施設間等の連携・充実 | |
| | | 1 | 男女共同参画センターの充実 | 市民協働課 |
| | | 2 | 保健センターの管理運営 | 保健センター |
| | | 3 | 老人憩の家管理運営 | 高齢者福祉課 |
| | | 4 | 老人福祉センター | 高齢者福祉課 |
| | | 5 | 児童ホーム事業 | 地域子育て支援課 |
| | | 6 | クリーン船橋530の日、船橋をきれいにする日の開催 | クリーン推進課 |
| | | 7 | リサちゃんたよりの発行 | クリーン推進課 |
| | | 8 | 西浦資源リサイクル施設 | 資源循環課 |
| | | 9 | 南部清掃工場見学 | 資源循環課 |
| | | 10 | 北部清掃工場見学 | 資源循環課 |
| | | 11 | 公園緑地整備事業 | 公園緑地課 |
| | | 12 | 下水道の日 | 下水道総務課 |
| | | 13 | 初心者のためのパソコン講習会(再掲) | 社会教育課 |
| | 14 | 基幹館制度の充実 | 公民館 | |
| | 15 | 文化財保護事業 | 文化課 | |
| | 16 | 文化財及び埋蔵文化財の調査 | 文化課 | |
| | 17 | 市民文化ホール・市民文化創造館事業 | 市民文化ホール | |
| | 18 | 郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館事業 | 郷土資料館 | |
| | 19 | 青少年キャンプ場管理運営 | 青少年課 | |
| | 20 | 青少年会館運営 | 青少年課 | |
| | 21 | 一宮少年自然の家管理運営 | 青少年課 | |
| | 22 | まちかどスポーツ広場の設置 | 生涯スポーツ課 | |
| | 23 | 海老ヶ作貝塚再整理・研究事業 | 文化課 埋蔵文化財調査事務所 | |
| | 24 | 埋蔵文化財普及啓発事業 | 文化課 | |
| | 25 | 重点保護遺跡選定事業 | 文化課 | |
| 4 | 1 | 地域の生涯学習の推進 | | |
| | | 1 | 子育てサロン事業補助事業・ミニデイサービス補助事業(再掲) | 地域福祉課 |
| | | 2 | 生涯学習コーディネーターとの連携 | 公民館 |
| | | 3 | 学校支援地域本部事業(再掲) | 社会教育課 |
| | | 4 | 市民の力活用事業 | 公民館 |
| | | 2 | ふなさと船橋について学ぶ機会の充実 | |
| | | 1 | 船橋三番瀬漁業のPR | 農水産課 |
| | | 2 | 地産地消及び食育の推進 | 農水産課 |
| | | 3 | ふなばし市民大学校「ふなばしマイスター学科」 | 社会教育課 |
| | | 3 | まちづくりに向けた学習機会の充実 | |
| | | 1 | 市民活動サポートセンター事業 | 市民協働課 |
| | | 4 | 人材の養成・活用とネットワーク化 | |
| | 1 | ふなばし市民大学校「生涯学習コーディネーター養成学科」 | 社会教育課 | |
| | 5 | 生涯学習人材バンクの充実 | | |
| | 1 | 生涯学習サポート事業 | 社会教育課 | |
| | 6 | 生涯学習を支援するための市職員派遣制度の充実 | | |
| | 1 | まちづくり出前講座 | 社会教育課・担当課 | |

出典：第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画ふなばし一番星プラン令和3年度報告書

② 事業実績の概要

①に示した令和3年度における計画事業のうち、監査対象所属が実施した事業に係る実績の概要は次のとおりである。

【監査対象所属に係る実施事業一覧】

| 方策 | 施策 | 事業 | 事業名 | 担当課名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 令和3年度事業評価 | | 今後の方向性 | |
|----|----|----|-----------------|-----------|--|--|-----------|--|--------|--|
| | | | | | | | 評価区分 | 評価 | 方向性区分 | 今後の具体的な取り組み |
| 1 | 4 | 1 | 初心者のためのパソコン講習会 | 社会教育課 | パソコン初心者を対象とした講習会を民間事業者に委託し実施する。 | 受講者116人、年間7コース開催 平日(一日・2日間)コース | A | 年間7コースの実施ができ、受講者アンケートの結果「やや満足」と回答された方が9割を超える満足度であったことから、A評価とした。 | 継続 | 引き続き満足度の高い講習を実施していく。 |
| 1 | 4 | 2 | 家庭教育セミナー | 社会教育課・公民館 | PTAや成人教育団体を主体として、家庭教育に関すること、親子のふれあい・世代間交流に関すること、地域での子供の生活体験・生活体験学習に関することなどについて学習する。 | 開設団体数31団体 (PTA15、本館16) 実施回数55回 延参加者数1,730人 | B | 新型コロナウイルス感染症の影響により休館期間が多かった令和2年度と比較して、実施公民館数、延参加者数ともに前年から増加した。 なお、開催時間が長く子どもの集中力がもたないなどの意見もあり評価をBとした。 | 継続 | 対象者が求める課題にマッチした内容の実施や開催時間等講座の構成等について検討していく。 |
| 1 | 5 | 4 | 就学時健診等における子育て学習 | 社会教育課・公民館 | 子育てやしつけなどの家庭教育のあり方を見つめ直し、家庭の教育力を高めるために子育て講座を実施する。 | 実施小学校46校 延参加者数4,195人 | B | 参加した保護者に対して行ったアンケートでは、「とても参考になった」「やや参考になった」が96.7%となり、満足度の高い学習機会を提供することができたが、新型コロナウイルス感染症の影響により9校が未実施となったためB評価とした。 | 継続 | アンケート結果の中には、考え方が古いなどの意見が見受けられたが、ほとんどの保護者からは内容等について高評価をいただいており、今後もアンケート結果を踏まえて内容を精査し継続していく。 |
| 1 | 5 | 5 | 家庭教育セミナー(再掲) | 社会教育課・公民館 | PTAや成人教育団体を主体として、家庭教育に関すること、親子のふれあい・世代間交流に関すること、地域での子供の生活体験・生活体験学習に関することなどについて学習する。 | 開設団体数31団体 (PTA15、本館16) 実施回数55回 延参加者数1,730人 | B | 新型コロナウイルス感染症の影響により休館期間が多かった令和2年度と比較して、実施公民館数、延参加者数ともに前年から増加した。 なお、開催時間が長く子どもの集中力がもたないなどの意見もあり評価をBとした。 | 継続 | 対象者が求める課題にマッチした内容の実施や開催時間等講座の構成等について検討していく。 |
| 1 | 7 | 1 | ふなばし市民大学校運営 | 社会教育課 | まちづくり学部は、18歳以上を対象とし、スポーツや生涯学習、ボランティアなどを通して地域活動ができる人材の育成を、いきいき学部は、60歳以上を対象し、授業やクラス会での活動を通して、楽しい学生生活から「生きがいづくり」「仲間づくり」を目的とし、2学部・9学科で運営をしている。 | まちづくり学部 定員120人、入学者99人、修了者88人 いきいき学部 定員370人、入学者294人、修了者276人 特別講座 定員30人、入学者17人、修了者15人 | A | 令和3年度より、いきいき学部の対象を18歳以上に拡大したほか、学科の見直しや特別講座の新設など、新たなカリキュラムで授業を実施することができた。 なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い9月を休校としたが、可能な限り授業を振替するなどの対応を行った。 | 継続 | 引き続き、地域の学習需要に応じた講座を実施していく。 |
| 1 | 8 | 7 | ふなばし生涯学習フェア | 社会教育課 | 多くの市民に生涯学習の機会を提供し、市民活動の充実や学習意欲の向上を図るとともに、市の生涯学習の振興を促す。企画・運営は、ふなばし市民大学校生涯学習サポート学科の学生が行い、生涯学習コーディネーターの育成も図っている。 | テーマ「もっと知ろう！わたしたちの「ふなばし」」 延べ参加者数264人 1. きせきのイセキ！！船橋市初の国指定史跡 取掛西貝塚 2. あなたの知らない船橋？！船橋の魅力を再発見！ 3. あなたのゴミが自然を壊す 4. 聞いてゴキッ知って納得!!ふなばしの現在そして未来へへ 5. おいしいふなばし 野菜のおはなし 6. みて！きてい！はなそう！自分たちをとりまく人のために学び伝えよう 7. ふなばし市民バラスポーツ体験交流会 | A | 学生が企画・運営した講座を開催し、学びの成果を発揮することができた。 | 継続 | 令和4年度も生涯学習フェアの開催をカリキュラムに盛り込んでいる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドラインに基づき実施する。 |
| 1 | 8 | 8 | 家庭教育セミナー(再掲) | 社会教育課・公民館 | PTAや成人教育団体を主体として、家庭教育に関すること、親子のふれあい・世代間交流に関すること、地域での子供の生活体験・生活体験学習に関することなどについて学習する。 | 開設団体数 31団体 (PTA15、本館16) 実施回数 55回 延参加者数1,730人 | B | 新型コロナウイルス感染症の影響により休館期間が多かった令和2年度と比較して、実施公民館数、延参加者数ともに前年から増加した。 なお、開催時間が長く子どもの集中力がもたないなどの意見もあり評価をBとした。 | 継続 | 対象者が求める課題にマッチした内容の実施や開催時間等講座の構成等について検討していく。 |
| 1 | 8 | 9 | 高齢者学級 | 社会教育課・公民館 | 高齢者を対象とした、一般教養、趣味活動及び健康保持のための学習を実施する。 | 実施公民館 26館(全公民館) 延参加者数 8,321人 | A | 各館とも新型コロナウイルス感染症対策として定員を減らすなどの措置を施して実施し、延参加者数等も昨年度より増加した。なお、参加者は開催できたことを喜んでおり、事業に対する評価も高かったことから、A評価とした。 | 継続 | 高齢者から開催の要望が高くて、人のある事業の一つである。「人生100年時代」への対応として、高齢者を豊かに生きるために健康づくりや交流の場となるよう今後も継続していく。 |
| 1 | 8 | 10 | 子育てサロン | 公民館 | 子育てに関する専門家や市の保健師・保育士を招いて、地域での子育て情報の提供の場、子育て世代同士の情報交換や仲間づくりの場として開催している。 | 15公民館で実施 学級 4事業 延参加者数 687人 集会活動 20事業 延参加者数 1,542人 | A | 事業数や参加者が大幅に増え、子育て世代の集まれる場所としての役割を担っている。 | 継続 | 引き続き、地区社会福祉協議会等と協力し、専門的分野の方による講演などを開催し、子育て世代への情報発信を進めて行く。 |
| 1 | 8 | 11 | 乳幼児対象の公民館事業 | 公民館 | 少子高齢化に伴い家庭や地域の教育機能が低下する中では、家庭だけではつけや生活習慣を身につけることは困難なため、子供が自然や人とのふれあいの中で豊かな人間性が育まれるような事業を実施する。 | 15公民館で実施 学級講座 8事業 延参加者数 1,059人 集会活動 27事業 延参加者数 2,182人 | A | 乳幼児を持つ保護者の関心が高く、同じ悩みを持つ同士の意見交換や交流の場として人気がある。 | 継続 | 同じ悩みを持つ親同士の交流の場として、また悩みごとの相談や子育てに関する講話など今後も実施していく。 |

| 方策 | 施策 | 事業名 | 担当課名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 令和3年度事業評価 | | 今後の方向性 | | |
|----|----|-----|------------------|----------|--|---|----|--|-------------|---|
| | | | | | | 評価区分 | 評価 | 方向性区分 | 今後の具体的な取り組み | |
| 1 | 8 | 12 | 青少年を対象とした公民館事業 | 公民館 | ・小・中学生を対象に各種事業を開催し、学校教育では成し得ない生活体験や自然体験を通して青少年の健全育成を図る。 ・体験活動、奉仕活動、仲間づくり等の事業を行う。 | 全公民館で実施 学級講座 28事業 延参加者数 1,483人 集会活動 224事業 延参加者数 7,003人 | A | 主に夏休みを行う小学生向け講座は人気が高く、募集開始とともに定員になるなど非常に人気の高い講座である。 | 継続 | 人気の高い事業なので今後も工夫を凝らし子供たちに魅力のある事業を実施していく。 |
| 1 | 8 | 13 | 成人を対象とした公民館事業 | 公民館 | 成人を対象とした事業は、年齢層も幅広いため多種多様な学習をしており、内容も人間的なものから高度なものまで学習者のニーズに応じて実施している。 | 全公民館で実施 学級講座 120事業 延参加者数 6,021人 集会活動 153事業 延参加者数 7,067人 | A | デジタルデバイト対策事業として初めて全公民館でスマートフォンやタブレットの使用方法等についての講座を実施したが、内容が初心者向けなどとしたことで、高齢者の参加が多く、すぐに定員に達するなど人気の高い事業であった。 | 継続 | デジタルデバイト対策事業については、今後も参加者のレベルに合わせた内容で実施していく。 |
| 1 | 8 | 14 | 高齢者を対象とした公民館事業 | 公民館 | 家庭や社会の中で健康を維持して暮らすとともに、高齢者同士の仲間づくりや世代交流などを目的に各種事業を実施している。また高齢者の知識や技能を生かした事業も行っている。 | 全公民館で実施 学級講座 62事業 延参加者数 10,665人 集会活動 53事業 延参加者数 3,005人 その他 1講座 延参加者数 79人 | A | 介護予防事業への参加者は多く、高齢者の健康維持等への関心の高さがうかがえた。 | 継続 | コロナ禍における高齢者の引きこもりの防止や「人生100年時代」想定し、リカレント教育を実施するなど、高齢者の参加の場を広げている。 |
| 1 | 8 | 15 | ふなばしハッピーサタデー事業 | 青少年課・公民館 | 原則毎月第3土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」とし、公民館が主体となり、町会・自治会や学校及び地域の青少年団体、児童ホーム等と連携を図りながら、各公民館において、スポーツ活動、文化活動、自然体験、子供まつり等子供が楽しく参加できる事業を行う。 平成17年度から実施。 | 会場:26公民館 延べ参加者数:5,202人 事業数:198回 | A | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら事業を実施し、令和2年度実績から参加者数、事業数ともに大幅に増加したことに加え、事業目標である「スポーツ・文化活動・自然体験・子どもまつり等子どもが楽しく参加できる事業を行う」についても概ね達成できたため、評価をAとした。 | 継続 | 新型コロナウイルス感染症対策等に取り組みながら、事業の実施に向け公民館等と検討・実施していく。 |
| 1 | 8 | 16 | 津別町青少年交流事業 | 青少年課 | 船橋市と北海道津別町の青少年が交互に訪問し合い、お互いの友情と相互理解を深めるなど、次代を担う青少年の健全育成を図っている。 | 船橋市の青少年が津別町を訪問し開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とし、代替案としてインターネットを活用した新しい形での交流を企画したが、津別町の青少年が集まらなかったため、中止となった。 | D | 津別町訪問に代わる代替案の実施に向けて準備を進めたが、津別町の青少年が集まらず代替案も含め中止とした。 | 継続 | 新型コロナウイルス感染症対策等に取り組みながら、事業を継続できるような津別町等と協議のうえ、検討・実施していく。 |
| 1 | 8 | 17 | 乳幼児対象の図書館事業 | 西図書館 | 乳幼児と保護者対象の絵本の読み聞かせ(えほんの会)を開催している。 | えほんの会 365回 参加者2,808人 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、9月～10月の一週目に開催を中止した期間があったが、概ね予定通り開催することができた。絵本やわらわらたを通して、親子の触れ合いの機会を作り、絵本の楽しさを伝えることができたことから、評価をAとした。 | 継続 | 感染対策を講じたうえで実施し、絵本の楽しさを伝えていく。 |
| 1 | 8 | 18 | 児童・生徒を対象とした図書館事業 | 西図書館 | 資料の積極的な収集とレファレンスサービスの充実、物流システムによる学校への資料の貸出、施設見学や職場体験学習の積極的な受け入れ、各種おはなし会を開催している。 | ・本とおはなしの会 402回 参加者1,882人 ・臨時おはなし会 21回 318人 ・図書館講座 5回 参加者78人(うち共催1回 4人) | A | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、8月末～10月の週目に開催を中止した期間があったが、本とおはなしの会は概ね予定通り開催することができた。臨時おはなし会の開催や、図書館講座の開催数も増加したことから、評価をAとした。 | 継続 | 感染対策を講じたうえでおはなし会等を実施し、継続した読書活動に繋げていく。 |
| 1 | 8 | 19 | 青年を対象とした図書館事業 | 西図書館 | ・資料の積極的な収集とレファレンスサービスの充実を図っている。 ・ヤングアダルトコーナーの新刊リストの作成をしている。 ・平成28年度から新たに東図書館・西図書館でYAコーナーを設置するなど、各館の状況を鑑みて整備を進めている。 | ・図書館講座 2回 参加者60人 ・西図書館、東図書館にて情報誌を作成し、配布した。 ・4館に設置したコミュニケーションボードを通して、利用者間の交流を図った。 ・西図書館の情報誌に投稿コーナーを設け、投稿されたイラストやおススメの本を館内や情報誌で紹介し、利用者間の交流の場を増やした。 ・4館所蔵冊数17,222冊 | A | 西図書館と中央図書館で1回ずつ、新たにYA向けの講座を行った。情報誌の作成と、コミュニケーションボードでの利用者同士の交流を継続して行った。また、引き続き所蔵冊数が増加したこと、西図書館で新たに交流の場を設けたことにより、YAコーナーの資料の充実と貸出、興味関心につながるような工夫を行ったことから、評価をAとした。 | 継続 | YA向けの講座や情報誌、コミュニケーションボードを用いた利用者間の交流等、今後も興味関心を持たれるように、内容を精査し、図書館利用や読書活動へ繋げていく。 |
| 1 | 8 | 20 | 成人を対象とした図書館事業 | 西図書館 | 資料の積極的な収集、レファレンスサービスの充実、資料展示コーナーの設置と拡充を図っている。また、大人のためのおはなし会や図書館講座等を開催している。 | ・図書館講座 35回 参加者455人(うち共催17回 215人) ・読み聞かせボランティア入門・育成講座 4回 参加者72人 ・西図書館ギャラリー展示 5回 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8/31～9/30までイベント自粛期間となったため、予定していた事業が行えなかったが、オンラインを活用するなど各館工夫を行い、例年に近い頻度での事業を実施し、参加者も増加したことから、評価をAとした。 | 継続 | 図書館活用講座や読み聞かせボランティア育成講座、作家講演会等今後も積極的に開催していきたい、読書振興につなげる。 |
| 1 | 8 | 21 | 高齢者を対象とした図書館事業 | 西図書館 | 資料の積極的な収集とレファレンスサービスの充実、大活字本コーナーの設置と拡充に努めている。(12年度:1,543冊、平成23年度:2,108冊) | ・高齢者向け事業 5回 参加者36人 ・令和3年度大活字本4館所蔵冊数:3,243冊 | A | 高齢者向け事業を開催したことに加え、大活字本の所蔵を引き続き行うなど高齢者向け資料の購入を継続していること、また周知をはかるために大活字本の展示を行ったことから、評価をAとした。 | 継続 | 積極的に事業の開催を進め、高齢者の社会参加の機会を増やす。また、高齢者のニーズに沿った資料の収集に努め、利用率の増加に繋げていく。 |
| 1 | 8 | 22 | セカンドブック事業 | 西図書館 | ・対象者向けに「セカンドブックえほんの会」を開催し、配付する絵本の読み聞かせやわらわらたを行う。 ・ブックスタート事業に引き続き、子供が本に親しむ機会を提供するとともに、親子で過ごす居場所の選択肢として図書館を提供し、子育て支援にも資することを目的としている。 ・1歳6か月児健康診査受診者に、図書館で絵本1冊配付する。 | ・絵本配付冊数 2,663冊 ・1歳6か月～3歳の誕生日に転入した子供への配付を開始した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、3歳までの受取期限を4歳までに延長した。 ・飯山満公民館図書コーナー、八木が谷公民館図書コーナー、松が丘公民館図書室とネットワーク化したこと、セカンドブックの配付場所が拡充した。 | A | 新型コロナウイルス感染症の影響により配付数が減少していたが、受取期限の延長や転入者への配付を開始したことで、配付数が増加した。また、ネットワーク化した図書コーナー、公民館図書室での配付を開始し、配付場所の拡充を図ったことから、評価をAとした。なお、「セカンドブックえほんの会」は「えほんの会」と統合したため、令和元年度から「えほんの会」の開催数に含まれている。 | 拡大 | セカンドブックの周知に努め、より多くの子供達に絵本を配付し、継続した読書活動に繋げていく。 |

| 方策 | 施策 | 事業 | 事業名 | 担当課名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 令和3年度事業評価 | | 今後の方向性 | |
|----|----|----|---------------------------|-------|--|---|-----------|---|--------|--|
| | | | | | | | 評価区分 | 評価 | 方向性区分 | 今後の具体的な取り組み |
| 1 | 9 | 3 | 世代間交流を目的とした公民館事業 | 公民館 | 核家族化の進行や少子高齢化により、家庭や地域などにおいて異世代との交流が減少し、様々な影響がでてきている。世代間による交流事業を行う事により、心のふれあいや相互理解を深めるとともに、地域社会とともに暮らしているという認識を育む。 | 学級講座 7事業 延参加者数 753人 集会活動 7事業 延参加者数 372人 | A | 公民館のサークル活動を行っている団体や地区社会福祉協議会など地域の団体が小学校等の協力を得て事業を実施した。 | 継続 | 引き続き地域の小学校等の協力を得て、地域団体との異世代間の交流を図っていく。 |
| 1 | 9 | 4 | ふなばし音楽フェスティバル・千人の音楽祭 | 文化課 | 市内の小・中・高校と一般の音楽団体が船橋アリーナで一室に会する「千人の音楽祭」をはじめ、公民館等を中心に地域で音楽を楽しむ「地域ふれあいコンサート」を開催することで、2月の音楽月間として位置付け、市内各地で音楽行事による世代間の交流を推進している。 | ふなばし音楽フェスティバル全11事業 入場者数 2,178人 出演者数 447人 ※地域ふれあいコンサート(1会場が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため会場の開催中止) 16会場 入場者数 1,023人 出演者数 45人 ※千人の音楽祭 事前収録動画をJ:COMチャンネル(地デジ11チャンネル)の特別番組として放映 放送日時 3月13日(日)15:00 | B | 地域ふれあいコンサートでは1会場での開催が中止となった。千人の音楽祭は昨年に引き続き船橋アリーナでの開催を断念し、J:COMでの番組放映を前提としたイベントづくりを行った。番組では、千葉県出身の作曲家・ピアニストである新垣隆陸氏に委嘱した「わたぼうし」を和田一樹氏のタクトで、千葉交響楽団と市立船橋高等学校吹奏楽部が演奏。また、東京2020パラリンピック閉会式にも参加した小汐唯菜さんが、歌唱演奏するとともに、後藤仁美さんがシンガーソングライター声松優一さん、演出家の岡元邦治さんとの対談・セッションに参加し番組に彩りを添えた。そのほか、中学校吹奏楽部4校によるリレー形式での楽曲演奏や小学校での活動の様子の紹介、バンドスタンド船橋実行委員会による映像提供などで、現在の船橋の音楽活動の状況を伝えることができた。コロナ禍において、配信やケーブルテレビの番組放映といった取り組みを行い、本市の音楽文化の振興・継続性の確保ができたため評価をBとする。 | 継続 | ふなばし音楽フェスティバル事業は、市民の音楽活動が盛んであるという本市の文化的特徴を生かし、市民的企画・運営を行っている。船橋ならではの音楽事業といえる。事業を担う実行委員会メンバーの世代交代が共通の課題となっているため、事業に関わる人のすそ野を広げ、事業を継続していくための人材育成に注力していく。千人の音楽祭では、コロナウイルスの取戻は見逃せないが、令和4年度には第30回開催を迎えることから、小中高生から社会人の音楽団体までが船橋アリーナに一室に会し、イベントを開催できるよう継続して取り組みを進めていく。 |
| 1 | 9 | 5 | 少年少女交歓大会 | 青少年課 | 市内の青少年団体と一般参加の子供たちが一堂に会し、様々なイベントを通して、団体相互の連携強化と青少年の交流を深めている。 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当初予定をしていた5月から12月に延期とし準備を進めていたが、延期後の日程についても新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった。 | D | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした。 | 継続 | 新型コロナウイルス感染症対策等に取り組みながら、新しい形での交歓大会について、実行委員会にて検討・実施していく。 |
| 1 | 9 | 6 | 青少年キャンプ事業 | 青少年課 | 集団野外活動を通じて、自らの創意工夫・仲間作りを推進する一方で、規律習慣等を体得させ、青少年の健全育成に寄与すると共に、青少年の交流とジュニアリーダーの育成を図っている。 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当初予定をしていた7月から10月に延期とし準備を進めていたが、延期後の日程についても新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった。 | D | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした。 | 継続 | 新型コロナウイルス感染症対策等に取り組みながら、青少年の体験活動について、船橋市青少年相談員連絡協議会と協議のうえ、検討・実施していく。 |
| 1 | 9 | 7 | 津別町青少年交流事業(再掲) | 青少年課 | 船橋市と北海道津別町の青少年が交互に訪問し合い、お互いの友情と相互理解を深めるなど、次代を担う青少年の健全育成を図っている。 | 船橋市の青少年が津別町を訪問し開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とし、代替案としてインターネットを活用した新しい形での交流を企画したが、津別町の青少年が集まらなかったため、中止となった。 | D | 代替案の実施に向けて準備を進めたが、津別町の青少年が集まらなかったため中止とした。 | 継続 | 新型コロナウイルス感染症対策等に取り組みながら、事業を継続できるよう津別町等と協議のうえ、検討・実施していく。 |
| 1 | 11 | 1 | 21世紀のデジタルプロジェクトの充実 | 郷土資料館 | | 他部署及び団体への協力事業 7事業 企画展については新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により未実施 | A | これまでデジタル化した写真資料が、7の部署・団体への協力事業においてパネル制作等に有効活用されたため、評価をAとした。 | 継続 | 写真資料の収集、デジタル化及び当該資料の活用については、今後も継続して実施していく。 |
| 1 | 11 | 2 | 各種芸術文化事業の主催および、共催・後援 | 文化課 | 各種芸術文化事業を主催および、共催・後援することにより、市民への芸術文化の振興、芸術文化団体の育成指導を図る。 ・後援事業については高い申請数があり、市民自らが参画する文化活動の場の充実を図っている。 | 主催7事業、共催9事業、後援53事業 | B | 開催時期や事業の内容によって、コロナ禍での開催の有無や事業形態の変更等の対応が分かれた。「市展」は通常どおり開催、「市所蔵作品展」は関連イベントも充実し、盛況で終えることができた。ふなばしミュージックストリートは事前収録動画の配信、無観客でのMCチャンネルの生配信を行った。実施方法を工夫し、事業を開催したことから評価をBとする。 | 継続 | 今後も時代に即した方法を取り入れながら、主催事業の実施および文化団体等の事業の共催・後援を通じて、市民の芸術文化の振興、文化創造活動の推進、各種芸術文化団体の活動支援を図っていく。 |
| 1 | 11 | 3 | まちかど音楽ステージ(ふなばし音楽フェスティバル) | 文化課 | 市内の駅前や商店街などの「まちかど」を音楽演奏のためのステージとすることで、市民の皆様が音楽を身近に届け、商店街の活性化と地域に根差した音楽家の支援を目指す。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止。 | D | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を実施していないことから達成度としてD評価とした。 | 継続 | 令和元年度に市の直営事業からふなばし音楽フェスティバル事業に位置付けられ、実行委員会形式で実施することで、市民の主体性や創造性を生かし、まちゆく人が身近にライブ演奏を楽しめるよう企画内容の充実を目指すこととした。コロナ禍の取戻状況を見極めながら、ふなばしミュージックストリートなどの事業との連携なども視野に入れ、可能な範囲で事業を再開していく。 |

| 方策 | 施策 | 事業 | 事業名 | 担当課名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 令和3年度事業評価 | | 今後の方向性 | |
|----|----|----|--------------------------------|-----------|---|---|-----------|--|--------|---|
| | | | | | | | 評価区分 | 評価 | 方向性区分 | 今後の具体的な取り組み |
| 1 | 11 | 4 | ふなばしミュージックストリート(ふなばし音楽フェスティバル) | 文化課 | 『音楽でまちを元気に!』をテーマに、秋にJR船橋駅周辺の複数会場と同時に音楽ステージを設置。プロやアマチュアの演奏家による様々なジャンルの音楽に包まれた一日とする。 | ・開催日時 令和3年10月17日(日)11:00~16:45 ※アーカイブ配信 イベント終了時~31日(日) ・開催方式 事前収録動画の配信、MCチャンネルの生配信 ・出演者 42組・129名 ・視聴回数 演奏動画チャンネル 8,893回(当日視聴回数3,928回/アーカイブ視聴4,965回) MCチャンネル 1,729回(イベント当日視聴のみ) | B | 新型コロナウイルス感染症の影響により、出演者・ボランティア募集開始後もイベント開催形態の変更を余儀なくされたが、実行委員・ボランティア・出演者あわせて165名が参加し、すべての事前収録動画及びMCトークチャンネルの配信を無事終えることができた。 イベント当日の配信時には、5つのチャンネルで延べ5650回を超える視聴回数があり、多くの方に音楽の力を感じていただくことができた。特に、配信動画のチャット機能を使い、出演者と視聴者お互いにコメントを寄せあうなど、配信型イベントの特性を活かしながら参加者の皆さんがイベントを楽しんでいる様子が見えた。また、イベント終了後、演奏動画のアーカイブ配信を行い、アーカイブ配信を含め延べ約8,900回の視聴回数を確認したことから、今年の開催コンセプトである“立ち上がりミュージックパワー”を体現すべく、“音楽の力”を届ける取り組みを行ったため評価をBとする。 | 継続 | 令和2年度と同じく、令和3年度も現地ではなくオンラインでの開催だったが、市民を中心とした実行委員会が蓄積した配信ノウハウを生かしつつ新たな試みに挑戦することができた。また、オンラインの取り組みは視聴者が自宅から気軽に参加できるとともに、イベントの広がりにも有効であることから、今後も会場での有観客ライブと併用したイベントづくりを検討していく。なお、実行委員会の自主財源確保や実行委員会の担い手の確保に努め、目的をより明確にし、地域に根付いたイベントとして市民への浸透を図っていく必要がある。 |
| 1 | 12 | 1 | ノーマライゼーションを理解することを目的とした公民館事業 | 公民館 | 障害者に加え、高齢者や外国人などを含めた「社会的不利な状況に置かれた人々全般への支援」へと広がる「ノーマライゼーション」の考え方に沿った学習や交流の機会提供を進める。 | 学級講座 2事業 延参加者数 567人 集会活動 2事業 延参加者数 23人 | B | 参加人数は若干増えたが事業数は令和2年度と同数であり、ノーマライゼーションへの関心が低かったため評価をBとした。 | 継続 | ノーマライゼーションの考え方は非常に大事であるため、理解を深めるための講座を実施していく。 |
| 1 | 13 | 3 | 人権意識を高めることを目的とした公民館事業 | 公民館 | 一人ひとりが人権意識を高めていくため、啓発活動や多様な場での学習機会を提供し、社会を構成する人々全員への正しい理解を広める。 | 学級講座 1事業 延参加者数 78人 集会活動 1事業 延参加者数 44人 | B | 2公民館で実施。人権意識の啓発活動は必要な事であるが実施館が少なく評価をBとした。 | 継続 | 人権意識を広めるために公民館における講座の開催は重要と考え、実施回数を増やしていく。 |
| 1 | 14 | 6 | 男女共同参画社会の実現を目的とした公民館事業 | 公民館 | 平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会形成に向けた政策が打ち出された。公民館においても男女共同参画の趣旨を踏まえた事業を実施する。 | 実施なし | D | 実施しておらず評価できないためDとした。 | 継続 | 男女共同参画の重要性の理解を深めるための講座を次年度以降は実施していく。 |
| 2 | 2 | 1 | 家庭教育セミナー(再掲) | 社会教育課・公民館 | PTAや成人教育団体を主体として、家庭教育に関すること、親子のふれあい世代間交流に関すること、地域での子供の生活体験・生活体験学習に関することなどについて学習する。 | 開設団体数31団体 (PTA15、本館16) 実施回数55回 延参加者数1,730人 | B | 新型コロナウイルス感染症の影響により休館期間が多かった令和2年度と比較して、実施公民館数、延参加者数ともに前年から増加した。 なお、開催時間が長く子どもの集力がもたないなどの意見もあり評価を「B」とした。 | 継続 | 対象者が求める課題にマッチした内容の実施や開催時間等講座の構成等について検討していく。 |
| 2 | 2 | 2 | 就学時健診等における子育て学習(再掲) | 社会教育課・公民館 | 子育てやしつけなどの家庭教育のあり方を見つめ直し、家庭の教育力を高めるために子育て講座を実施する。 | 実施小学校46校 延参加者数4,195人 | B | 参加した保護者に対して行ったアンケートでは、「とても参考になった」「やや参考になった」が96.7%となり、満足度の高い学習機会を提供することができたが、新型コロナウイルス感染症の影響により9校が未実施となったためB評価とした。 | 継続 | アンケート結果の中には、考え方が古いなどの意見が見受けられたが、ほとんどの保護者からは内容等について高評価をいただいております。今後もアンケート結果を踏まえて内容を精査し継続していく。 |
| 2 | 3 | 3 | 学校支援地域本部事業 | 社会教育課 | 地域の人々がボランティアとして、小・中学校の環境整備や学校行事等、様々な支援を行い、地域全体で学校を支援していく体制づくりを、中学校区ごとに推進する。 | 学校支援地域本部設置中学校区数:20 (実施中学校:20校) (実施小学校:43校) | A | 全中学校区での本部設置を目指しており、令和3年度は新規開設の2中学校区を含めた20中学校区に設置した。登下校安全指導や環境整備活動など地域で学校を支援する体制ができていたため、評価をAとした。 | 継続 | 市内の全中学校区が参加することを目指し、今後も学校との連携を進めていく。 |
| 2 | 4 | 2 | ふなばしハッピーサタデー事業(再掲) | 青少年課・公民館 | 原則毎月第3土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」とし、公民館が主体となり、町会・自治会や学校及び地域の青少年団体、児童ホーム等と連携を図りながら、各公民館において、スポーツ活動、文化活動、自然体験、子供まつり等子供が楽しく参加できる事業を行う。平成17年度から実施。 | 会場:26公民館 延べ参加者数:5,202人 事業数:198回 | A | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら事業を実施し、令和2年度実績から参加者数、事業数ともに大幅に増加したことに加え、事業目標である「スポーツ・文化活動・自然体験・子どもまつり等子どもが楽しく参加できる事業を行う事業を行う」についても概ね達成できたため、評価をAとした。 | 継続 | 新型コロナウイルス感染症対策等に取り組みながら、事業の実施に向け公民館等と検討・実施していく。 |
| 2 | 7 | 1 | 大学公開講座 | 社会教育課 | 大学等が開催する催しを、生涯学習の情報を掲載している「生涯学習ガイドブック」に楽しく学ぼうふなばしへに掲載することで、広く周知する。 | ・楽しく学ぼうふなばし(年3回発行、第64号・第65号は700冊、第66号は550冊)を発行。 ・同内容をホームページにも掲載 ※大学公開講座の掲載はなし。 | D | 令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大学等の公開講座も実施されなかったり、オンライン開催となったりしたためか、楽しく学ぼうふなばしへの掲載がなかったことから、評価をDとした。 | 継続 | 今後も講演会・学習会や市等が行っている事業を幅広く掲載し、多くの市民の生涯学習の推進を図っていく。 |
| 2 | 7 | 2 | 後援・共催・協賛事業 | 社会教育課 | 地域に開かれた大学等が行う催しに対し、市教育委員会として、後援等を行う。 | 共催5件、後援13件、協賛5件 | A | 昨年と比較し、件数が大幅に増え、講座やイベントの後援を通して、市教育委員会と市民や地域団体との繋がりを深めることができたので、評価をAとした。 | 継続 | 今後も、社会教育に関わる講座やイベントの後援等を行うことで、生涯学習の推進を図っていく。 |

| 方策 | 施策 | 事業 | 事業名 | 担当課名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 令和3年度事業評価 | | 今後の方向性 | |
|----|----|----|--------------------------------|----------------|--|---|-----------|--|--------|---|
| | | | | | | | 評価区分 | 評価 | 方向性区分 | 今後の具体的な取り組み |
| 2 | 7 | 3 | 東部地区5館合同事業(東部、三田、葉山台、習志野台、飯山満) | 公民館 | 学生を対象に呼びかけ事業の企画から運営までを公民館職員と共に行う。 | 会場：東部公民館 参加者数：62人 | A | SDGsに関連した講演及び「携帯電話の分解」の2部構成で事業を実施。環境にまつわる話をお笑いを変えて実施し、また携帯電話の分解には子どもたちも興味津々で環境問題への理解が深まった。参加した親子からは「また参加したい」などの声が多く聞かれた。 | 継続 | ブロック内で合同事業を実施することで職員間の連携や単独ではできない事業を実施でき、幅広い地域の市民の交流の場となっていることから、今後も引き続き様々な課題についての理解を深めるような事業を実施していく。 |
| 3 | 1 | 1 | 「楽しく学ぼうふなばし」の発行 | 社会教育課 | 自主的に「何かを学びたい」「体験したい」という要求に応えることを目的として、船橋市等が行っている市民を対象とした生涯学習事業をまとめた冊子を年3回発行し、ホームページにも掲載している。 | ・楽しく学ぼうふなばし(年3回発行、第64号・第65号は700冊、第66号は550冊)を発行。 ・同内容をホームページに掲載 | A | 市民が参加できる講座等を幅広く紹介することで、生涯学習の推進を図ることができた。また、第66号からはペーパーレス化を進め、インターネットによる周知を促進した。 | 継続 | 今後も講演会・学会や市等が行っている事業を幅広く掲載し、多くの市民の生涯学習の推進を図っていく。 |
| 3 | 1 | 2 | 生涯学習施設予約管理システムの運用 | 社会教育課 | ・公民館、体育施設、男女共同参画センター等の施設の予約管理をシステム化し、効率的な管理を行っている。 ・市民の方がインターネット上で施設予約や空き状況の照会等を一元的に行うことができる。 | オンライン利用件数141,396件 | A | 昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン利用件数が減少していたが、今年度より増加傾向となった。また、利便性やセキュリティ確保に努めたことから、評価をAとした。 | 継続 | 引き続きシステムを運用していく。 |
| 3 | 1 | 3 | 図書館システム運営事業 | 西図書館 | インターネットによる図書の蔵書検索及び予約等、図書館システムの充実を図る。 | システム更新後、大きなトラブルが無く安定していた。 | A | 安定した運用ができたことから評価をAとした。 | 継続 | 引き続き安定した運用に努める。 |
| 3 | 1 | 4 | 公民館図書室のオンライン化 | 社会教育課・西図書館・公民館 | 図書館サービスの充実のため、図書館と公民館図書室等のオンライン化を進めている。 | 新たに八木が谷・飯山満公民館図書コーナー、松が丘公民館図書室をオンライン化し、令和3年9月1日に八木が谷・飯山満公民館図書コーナー、12月1日に松が丘公民館図書室を開室した。 | A | 予定していた八木が谷・飯山満公民館図書コーナー、松が丘公民館図書室をオンライン化できたことから評価をAとした。 | 継続 | 以降は既存施設の環境整備を中心に進めていく。 |
| 3 | 2 | 2 | 市広報、館報、チラシ及びホームページ等による情報提供 | 公民館 | 市広報による事業案内及び館報やチラシによる事業案内や地域情報の提供を行う。また、ホームページにより公民館施設利用案内、サークル情報や事業案内などの迅速な情報の提供を行うことができ、多様な方法により学習情報の提供を行うことができる。 | 館報を発行した館 21館 発行した回数 53回 フェイスブックを利用した館 23館 | A | 紙面に限りがあるため、全ての情報を広報には載せることはできないので、館内チラシやホームページ、館報などにより情報提供を行った。また、令和3年度から公民館のフェイスブックを開通しSNSの活用により更に情報提供の拡充を図ることができた。 | 継続 | 新たな情報発信のコンテンツとして開始したフェイスブックを活用し、事業以外に各公民館の特色などを発信し、利用者向上につなげていく。 |
| 3 | 2 | 3 | 貴重資料のデジタル化及び公開事業 | 西図書館 | 船橋市西図書館所蔵の絵画(主に錦絵)・地図・絵図などの貴重資料のデジタル化により資料の公開及びその活用を図る。 図書館が有する資料の公開により、市民の閲覧・調査・研究に応えることはもちろん、生活をより豊かに有意義なものにすることを目的とする。 | 総アクセス数：879,802(2021.4~2022.3) | A | 総アクセス数は昨年度より少なかったが、安定して毎月7万前後のアクセスがあった。また、市内のデジタルサイネージで周知を行ったことから評価をAとした。 | 継続 | システムバージョンアップにより追加される機能を使い、書誌事項の修正や解説の充実を行う。 |
| 3 | 2 | 4 | ふなばし生涯学習チャンネル | 社会教育課 | 船橋の生涯学習について、市民にわかりやすく、身近に感じてもらえるよう、市職員が作成したオリジナル動画を配信する。 | 配信タイトル：67本 総視聴回数：42,804回 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、どこでも楽しく学べる新たな学習支援として、多くの市民に学びを届けることができた。 | 継続 | 新しい学習機会の提供方法として、新型コロナウイルスの影響により外出等が困難であっても市民が学び続けることができるよう、引き続き動画配信を行っている。 |
| 3 | 3 | 3 | 図書館ホームページの充実 | 西図書館 | 図書館ホームページの充実を図る。 | 講座・イベント等の情報を周知するとともに、既存のページについても精査し、必要に応じて掲載内容の更新を行った。 | A | 利用者にとってより使いやすいホームページになるように情報を更新し続けたことから評価をAとした。 | 継続 | 引き続き情報の更新に努めていく。 |
| 3 | 4 | 1 | 学習相談体制の整備・充実 | 公民館 | 各公民館において市民からの学習相談に個別に対応している。 | 市民からの学習相談については集計していないが、各公民館において対応している。 | A | 市民からの学習相談はその都度各公民館で対応しており、評価をAとした。 | 継続 | 各公民館では引き続き情報提供や相談に対応するとともに、市民からの要望のある学習スペースとしての空き部屋利用について柔軟な対応を検討していく。 |
| 3 | 4 | 2 | 学習相談体制の整備・充実 | 西図書館 | レファレンスサービスの充実 | ・レファレンス件数：38,113件(4館合計) ・新規パスファインダーの作成 ・レファレンス協同データベースの登録 | A | 新規パスファインダーを作成し、一部は図書館ホームページで公開することができた。また、レファレンス協同データベースの登録を継続して行い、全体に公開できたことから評価をAとした。 | 継続 | 今後も、パスファインダーの充実を図る。また、レファレンス協同データベースへの登録数を増やし、レファレンス情報の共有と研鑽に努めていく。 |
| 3 | 5 | 1 | 公民館建替事業 | 社会教育課 | 市民の多種多様なニーズやライフステージに応じたさまざまな学習機会や学習情報の提供など、生涯学習推進体制の整備を推進するため、老朽化等の原因がある公民館の建て替えを進める。 | 政策会議にて『「建替事業」から「保全計画に基づく大規模改修その他施設の有効利用に必要な改修」に変更の上、事業実施。』という方向性が決定した。 | D | 当初予定していた公民館建替事業から大規模改修その他施設の有効利用に必要な改修になったため、本事業は廃止する。 | 廃止 | 大規模改修その他施設の有効利用に必要な改修に向けて、設計業務を進める。 |
| 3 | 6 | 1 | 公民館図書室のオンライン化(再掲) | 社会教育課・西図書館・公民館 | 図書館サービスの充実のため、図書館と公民館図書室等のオンライン化を進めている。 | 新たに八木が谷・飯山満公民館図書コーナー、松が丘公民館図書室をオンライン化し、令和3年9月1日に八木が谷・飯山満公民館図書コーナーは開室し、12月1日に松が丘公民館図書室を開室した。 | A | 予定していた八木が谷・飯山満公民館図書コーナー、松が丘公民館図書室をオンライン化できたことから評価をAとした。 | 継続 | 以降は既存施設の環境整備を中心に進めていく。 |

| 方策 | 施策 | 事業 | 事業名 | 担当課名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 令和3年度事業評価 | | 今後の方向性 | |
|----|----|----|--------------------|---------|--|---|-----------|--|--------|--|
| | | | | | | | 評価区分 | 評価 | 方向性区分 | 今後の具体的な取り組み |
| 3 | 7 | 13 | 初心者のためのパソコン講習会(再掲) | 社会教育課 | パソコン初心者を対象とした講習会を民間事業者に委託し実施した。 | 受講者116人、年間7コース開催 平日(一日・2日間)コース | A | 年間7コースの実施ができ、受講者アンケートの結果「満足」「やや満足」と回答された方が9割を超える満足度であったことから、A評価とした。 | 継続 | 引き続き満足度の高い講習を実施していく。 |
| 3 | 7 | 14 | 基幹館制度の充実 | 公民館 | 基幹館は市内5地区からなる地区公民館の事業について連絡調整し、事業の支援及び助言を行う。 | 各基幹公民館は地区公民館への助言や支援を実施した。 | A | 各地区館からの新型コロナウイルス感染症対策に係る利用者対応などの相談に対し、的確にアドバイスするなど支援及び助言を行った。 | 継続 | 地区公民館から館長の出勤していないなどに基幹館への問い合わせ等があるため、対応できる体制を今後も継続していく。 |
| 3 | 7 | 15 | 文化財保護事業 | 文化課 | 市内にある指定及び登録文化財の保護並びに普及を図るため、文化財説明板設置、文化財展示、関係図書刊行、ホームページ作成・更新等を行う。 | ・文化財緊急修繕等補助事業 下記の3件を補助。 「梯子乗りと木遣り歌」に関して市民まつりや出初式等で使用する梯子の購入、「高根町神明社の神楽」で使用する経年劣化等で傷んだ鼓の修繕、「東葉高等学校正門」の瓦の葺き替え修繕。 ・文化財説明板設置事業 下記の2基「行田無線塔跡」の説明板の新規設置、「船橋御殿跡」の説明板の建替えを実施。説明板には、英語を併記し、HPから中国語(簡体字)の解説文がみられるようにした。 | B | ・市指定文化財に対する修繕等補助事業を実施したことで、伝承者の意欲が高まった。その影響で、文化財の保護や継承を目的とした文化財の維持管理が図られたり、伝承者の活動の場が広がったりすることに結びついた。 ・市内の文化財をPRする説明板を新たに設置したり、老朽化した文化財説明板の建替え等を行ったりしたことで、市民の文化財への関心や理解を深めることに繋がった。 ・今年度も新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、文化財防火デーに伴う消防訓練等の啓発事業の中止が多くなったことから、評価をBとした。 | 継続 | 今後も文化財修繕等の補助や文化財説明板設置、文化財展示、関係図書刊行、ホームページ作成・更新等を実施して、市内にある指定及び登録文化財の保護並びに普及を図っていく。 |
| 3 | 7 | 16 | 文化財及び埋蔵文化財の調査 | 文化課 | 市内にある文化財の調査・研究・保護・活用を図るとともに、市民への普及を図る。土木工事事業等によって失われていく埋蔵文化財について、文化財保護と開発事業との円滑化を図り、工事の事前に適正な発掘調査の実施と遺跡・遺物の調査・研究・公開に努める。 | ・埋蔵文化財にかかる窓口・Fax等による問合せは5618件。 ・埋蔵文化財にかかる開発や市事業等の文書照会・回答765件、試掘調査41件、工事立会113件を実施した。発掘調査は確認調査28件・本調査15件を実施し、また発掘調査報告書9冊を刊行した。 ・指定・未指定有形文化財5件の調査を実施。 | A | ・埋蔵文化財の調査については、今年度も工事の前に埋蔵文化財の保存について事業者と協議を行い、やむを得ず現状保存ができない場合は、工事で破壊される前に発掘調査(記録保存)を実施して文化財を保護した。また、整理・分析作業を実施して発掘調査報告書を9冊刊行し、調査の成果を公表した。 ・年間を通じて、5件の指定・未指定の文化財の調査等を行うことが出来た。 上記を理由として、評価をAとした。 | 継続 | 文化財審議会委員や各分野の研究者の協力を得て、指定・未指定の文化財の調査を継続して行っている。また、郷土資料館との連携を促進していく。 埋蔵文化財について、今後も事業者と協議を行い、やむを得ず現状保存ができない場合は、記録保存による保護を進めていく。 |
| 3 | 7 | 17 | 市民文化ホール・市民文化創造館事業 | 市民文化ホール | ・市民自らの文化芸術活動を実践できる場の提供(管理・運営事業) ・優れた文化芸術を享受できる機会の提供(自主企画事業) ・文化ホール育成団体である船橋ジュニアオーケストラ、船橋さざんか少年少女合唱団の活動支援。 ・市民文化創造館では、青少年向けのワークショップ等の実施。 | ・市民文化ホール 令和3年度 利用団体 237団体 利用者 58,045人 自主事業 15事業(うちシネマクラブのほか3事業中止)参加 4,563人 ・市民文化創造館 令和3年度 利用団体 251団体 利用者 17,608人 自主事業 20事業(うち中止2、無観客で開催1(1,092回視聴))参加 2,096人 | A | 徹底した感染対策を実施し、来館者の協力を得て施設の貸出及び自主事業を開催できた。 また、感染拡大防止のため、ちょっとよりみちライブ200回記念は無観客で開催したものの、生涯学習チャンネルで配信することで、より多くのお客様へライブを提供することができた。 令和5年度以降については、アート(美術)とのコラボレーションを積極的に企画するなど、引き続き地元アーティストの活動拠点として自主事業及び貸館の充実を図るとともに、他の生涯学習施設との連携も視野に入れて新たな事業を展開していく。 | 継続 | 令和4年度は、自主事業のテーマを「船橋のアートでハートをつなぐ! ~地元アーティストの活躍で市民に元氣と喜びを~」として、地元アーティストの活動拠点として自主事業及び貸館の充実を図るとともに、他の生涯学習施設との連携も視野に入れて新たな事業を展開していく。 |
| 3 | 7 | 18 | 郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館事業 | 郷土資料館 | 郷土資料館は船橋市の通史を中心に、飛ノ台史跡公園博物館は縄文時代(考古)を中心にそれぞれ資料の収集・調査・研究を行うとともに展示事業・教育普及事業を通して、市民に郷土の歴史に関する学習の場を提供する。 | 郷土資料館 ＜展示事業＞ ・常設展示(20,956人)・屋外展示(5,704人) ・企画展示4回(12,032人)・出張展示2回・ミニ展示6回 ＜教育普及活動＞ ワークショップ活動0回(0人)、講座・講演会等21回(254人)、バス見学会0回(0人)、教育課程に基づく博物館見学5回(427人)、職業体験0回(0人)、移動博物館3回 | A | 両博物館の企画展・教育普及事業のアンケート結果について概ね好評の評価を受け、利用者数も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館(令和2年・8/31~9/30)が約1ヶ月ほどあったが、目標値の81.90%(利用者数49,143人/目標数60,000人)とを達成したことから、評価をAとした。 | 継続 | 両博物館のそれぞれの特性を生かした企画展や教育普及活動はもとより、「ふるさと船橋」を誇りに思い、大切にすることを育むための事業を行っている。コロナ禍で市民の生活様式にも変化があることから、引き続き、ふなばし生涯学習チャンネルでの動画配信等を実施し、今後も来館せずとも学べる機会を提供していく。 |
| 3 | 7 | 19 | 青少年キャンプ場管理運営 | 青少年課 | キャンプ場及び研修棟の管理及び貸出し | ・キャンプ場利用者数:5,715人(431団体) ・研修棟利用者数:利用停止中 | B | 昨年に比べ利用者数は増加したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため施設を閉鎖した期間があり、例年に比べ利用団体数・利用者数ともに低い水準であるため、評価をBとした。 | 継続 | 指定管理者制度等の民間活力の活用に向けて検討していく。 |

| 方策 | 施策 | 事業 | 事業名 | 担当課名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 令和3年度事業評価 | | 今後の方向性 | |
|----|----|----|------------------|-------------------|--|--|-----------|--|--------|--|
| | | | | | | | 評価区分 | 評価 | 方向性区分 | 今後の具体的な取り組み |
| 3 | 7 | 20 | 青少年会館運営 | 青少年課 | 施設の貸出しを行っている他、小・中学生向けの事業も行っている。 | 利用者数 29,976人 (2,551団体) 主催事業数 5事業、参加者数119人 (延べ154人) | B | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設の臨時休館や夜間の利用中止等があり、令和3年度も利用団体数・利用者数ともに減少した。主催事業については、計画していたものすべては実施できなかったが、感染対策を取りながら、5つの事業を実施することができた。 | 継続 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組みながら運営していく。また、主催事業については、感染の状況に留意し、計画・実施していく。 |
| 3 | 7 | 21 | 一宮少年自然の家管理運営 | 青少年課 | 施設の貸出し及び事業の実施 | 利用者数 10,296人 (81団体) 事業回数 5回 | B | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として利用制限や一時的な休所期間もあり、例年と比較すると利用人数は減少であったが、昨年度の実績と比較すると、校外学習の実施を始め一般団体の受け入れもできたことから、利用人数も徐々にだが回復傾向にある。また家族利用の受け入れを開始する他、主催事業の実施や提供プログラムを増やし、施設での活動の幅を広げたことでサービスの充実を図ったため、評価をBとした。 | 拡大 | 新型コロナウイルス感染症により見通しのたない部分はあるが、今後も主催事業や提供プログラムを増やし、利用者の拡充及びサービスの向上に努めていく。 |
| 3 | 7 | 23 | 海老ヶ作貝塚再整理・研究事業 | 文化課 埋蔵文化財調査事務所 | 平成26年度に起きた海老ヶ作貝塚第4次地点の損壊事件を契機として、過去に実施した海老ヶ作貝塚(2)地点調査の再整理・分析事業を実施するとともに、これまで調査した第1次～4次地点と併せて研究・評価し、総合的な発掘調査報告書を刊行する。またこの成果に基づき、令和8年度までに、遺跡が現状保存されている第3次地点を市指定史跡とすることを旨とする。 | 遺物については引き続き、出土土器の拓本作業、骨角・貝製品の確認・実測作業を実施した。また、遺構については、図面の修正・挿図作成、写真図版の作成を実施した。 | A | ほぼ予定通りに事業を進めることができたことから評価をAとした。 | 継続 | 今後も計画に基づいて整理作業を実施する予定。 |
| 3 | 7 | 24 | 埋蔵文化財普及啓発事業 | 文化課 | 平成26年度、海老ヶ作貝塚が土木工事により損壊される事件を受けて、開発行為等に先行する姿勢で埋蔵文化財保護・普及事業を実施する。①遺跡マップ作成及び②埋蔵文化財説明板設置事業は国の「重要文化財等保存・活用事業(地域の特色ある埋蔵文化財活用事業)」補助金を受けて行なう。③Web-GIS埋蔵文化財包蔵地図のホームページ配信は、すでに庁内で稼働しているシステムを応用して庁外配信する。なお①②は今後も継続事業とする。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、遺跡マップ・取掛西貝塚パンフレットの作成はできなかったが、学校へのマップ・パンフレットデジタル版の配布や取掛西貝塚の動画を配信した。 | B | 国の補助金による遺跡マップ作成を取りやめたため、普及啓発事業としては限定的となり、効果も限定的であったことから評価をBとした。 | 継続 | 遺跡マップや取掛西貝塚パンフレットのデジタル版と印刷物を効果的に併用して市民への周知を推進するとともに、学校と連携して普及を進めていく。 |
| 3 | 7 | 25 | 重点保護遺跡事業 | 文化課 | 平成26年度、海老ヶ作貝塚が土木工事により損壊される事件を受けて、開発行為等に先駆けて主要遺跡を政策的に保護する。 1約1万年前の縄文時代貝塚である取掛西貝塚の保護事業を実施する。 2現在、市指定である飛ノ台貝塚の県指定史跡を目指して、準備作業を行う。 3二野野馬土手について市指定史跡化をはかり、保護のため必要な維持管理を行う。 | 1取掛西貝塚については8月に講演会を実施し、3月には史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会を設置した。また、すでに取得した史跡用地の草刈を行い、維持管理を引き続き行った。 3「下野牧二和野馬土手」の草刈・樹木の剪定を行い、維持管理を引き続き行った。 | A | 1講演会を実施して市民に取掛西貝塚を周知する一方、史跡取掛西貝塚保存活用計画策定に着手した。また、史跡用地の保護に必要な維持管理を行うことができた。 3「下野牧二和野馬土手」の保護に必要な維持管理を行うことができた。 上記の理由により、評価をAとした。 | 継続 | 1今後も講演会の実施等を通して市民に周知し、史跡取掛西貝塚保存活用計画策定の進捗を促していく。また、史跡用地を継続して保護する。 3下野牧二和野馬土手を継続して保護する。 |
| 4 | 1 | 2 | 生涯学習コーディネーターとの連携 | 公民館 | ふなばし市民大学の生涯学習サポート学科(当初の生涯学習コーディネーター養成講座、学びのコーディネーター学科など名称変更)の卒業生有志で組織する船橋市生涯学習コーディネーター連絡協議会と協力、連携する事業を各公民館等で行う。 | 学級講座 21事業 延参加者数 2,655人 集会活動 20事業 延参加者数 644人 | B | 今年度は、コロナによる休館も少なく、各館で生涯学習コーディネーターと連携した事業が実施できた。 | 継続 | 市民や地域と協働する事業等については、コーディネーターとも連携し、今後も事業を実施していく。 |
| 4 | 1 | 3 | 学校支援地域本部事業(再掲) | 社会教育課 | 地域の人々がボランティアとして、小・中学校の環境整備や学校行事等、様々な支援を行い、地域全体で学校を支援していく体制づくりを、中学校区ごとに推進する。 | 学校支援地域本部設置中学校区数:20 (実施中学校:20校) (実施小学校:43校) | A | 全中学校区での本部設置を目指しており、令和3年度は新規開設の2中学校区を含めた20中学校区に設置した。登下校安全指導や環境整備活動など地域で学校を支援する体制ができているため、評価をAとした。 | 継続 | 市内の全中学校区が参加することを旨とし、今後も学校との連携を進めていく。 |
| 4 | 1 | 4 | 市民の力活用事業 | 公民館 | 少子高齢化社会の中で、現代社会の持つ諸課題や地域の抱える諸課題について、市民の持つ知識や経験を活用し、市民に課題解決のための講座や集会活動を提案してもらい、公民館とともに地域力の活性化と地域活動団体の育成を図る。 | 実施館 4館 実施件数 4件 | B | 令和3年度においては、提案いただいた中で4件実施した。しかしながら、提案の段階で運営協議会への諮問が出来ないような提案もあったことから評価をBとした | 継続 | 提案があっても実施に至らないケースもあったことから、受付(相談)の段階で地域の活性化に繋がるものか判断し、趣旨に沿うように丁寧な説明により、実施に繋げる。 |

| 方策 | 施策 | 事業 | 事業名 | 担当課名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 令和3年度事業評価 | | 今後の方向性 | |
|----|----|----|-----------------------------|-----------|---|--|-----------|--|--------|---|
| | | | | | | | 評価区分 | 評価 | 方向性区分 | 今後の具体的な取り組み |
| 4 | 2 | 3 | ふなばし市民大学校「ふなばしマイスター学科」 | 社会教育課 | 船橋の歴史・文化・産業等についての学習や研究を通して、「ふなばしの魅力」を再発見し、その魅力を紹介(案内)できる人の育成を目的に学習する。 | 定員30人、修了者22人、授業回数29回 地元「ふなばし」の魅力再発見のための学び(歴史・文化・産業等)、個人での自主研究やまとめづくりなどを実施した。 | A | 「学ぶ」ことにより「ふなばし」への理解が深まり、「ふなばしの魅力」の再発見につながった。 | 継続 | まちづくり学部の中では最も応募者の多い学科であり、市民のニーズの高さが感じられる。学生の要望に応えられるよう、引き続き授業を実施していく。 |
| 4 | 4 | 1 | ふなばし市民大学校「生涯学習コーディネーター養成学科」 | 社会教育課 | 生涯学習のサポートを行う生涯学習コーディネーターの育成を目的に学習する。 | カリキュラムの見直しに伴い「生涯学習コーディネーター養成学科」に変更した。 定員30人、修了者30人、授業回数35回 市民の生涯学習のサポートを行う生涯学習コーディネーターを養成する授業を行った。 | A | 入学者全員が修了することができ、多くの学生が市民の生涯学習を支援できる人材となることができた。 | 継続 | 学生の地域での活動につながられるよう、引き続き授業を実施していく。 |
| 4 | 5 | 1 | 生涯学習サポート事業 | 社会教育課 | 自主的に「何かを学びたい、体験したい」と思っている人と、自分の技能や知識をボランティアとして生かしたいと思っている人を結びつけ、市民の学びあいをお手伝いし、学びの幅を広げることを目的とした事業。 | 登録者数 53人 実施件数 1件 延参加者数 5人 | B | 講師の新規登録が3件あったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施件数が伸びなかったことから、B評価とした。 | 継続 | より多くの市民の方に事業を知っていただけるよう冊子の配布に加え、周知方法を再検討する。 |
| 4 | 6 | 1 | まちづくり出前講座 | 社会教育課・担当課 | 市民が主催する学習会や集いに市の職員等が講師として出向き、市の事業や施策などについて説明する。 | メニュー数 106事業 実施件数 70件 参加者数 3,898人 | A | コロナ禍であったが、感染症対策を万全にしたうえで実施することができ、前年度と比べて実施件数が大幅に増えたため、A評価とした。 | 継続 | 今後も市民にとって役立つ講座を提供していく。 |

評価区分

- A：何らかの形式で事業を実施することができ、事業目標を達成することができた。
- B：何らかの形式で事業を実施することができたが、事業目標を達成できなかった。
- C：事業を実施できなかったが、来年度以降の実施につながる検討や取組を行った。
- D：事業を実施できなかった。

出典：第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画ふなばし一番星プラン令和3年度報告書に基づき監査人作成

第3 外部監査結果の総括

1. 包括外部監査の特徴と留意事項について

(1) 財務監査と行政監査の峻別の考え方について

地方自治法第252条の37第1項において、包括外部監査人は包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行を監査対象とする旨が規定されていることから、いわゆる行政監査については、包括外部監査人は実施することができないというのが一般的な考え方である。そのため、業務プロセスに関する改善意見を包括外部監査報告書において発信すると、包括外部監査人が行政監査を行っているのではないかと批判を受けることがある。しかし、包括外部監査の対象となる「財務に関する事務」については、収入事務や支出事務、契約事務のほか、予算化され執行されている事業の業務フロー全般に関する事務についても広く対象とすべきであると考えている。そして、これらを対象とする監査の過程では、業務の流れや業務の方法を資料閲覧や担当者等へのヒアリング等により確認することになるが、その中で「こうしたほうがより効果的・効率的に業務を実施できるのではないか」という監査人の視点からの気づきを得ることがある。このような、いわゆる3E（有効性・効率性・経済性）の視点からの意見の提示は批判されるべきものではなく、むしろ包括外部監査制度導入の趣旨に適ったものであると考えている。そのため、監査の過程で気づき事項があれば3Eの観点からの意見を積極的に発信すべきという方針のもと監査手続を実施している。

(2) 監査手続の実施と監査結果の記載に係る留意事項について

「第4 各論としての外部監査結果」においては、選定した監査対象について反証主義的に監査手続を実施した結果、問題点を認識し何らかの改善を要すると監査人が判断した事項についてのみ記載している。つまり、本報告書においては、外部監査人が監査対象として選定し、監査手続を実施した項目の全てを記載しているわけではないという点については留意が必要である。包括外部監査は、その監査の性質上、外部監査人が事務の適正性を保証することを目的としていないことから、監査対象事務に問題点がないことを実証主義的に検証する手続を実施しているわけではない。したがって、監査の結果に記載されていない監査対象課等の事務は全て適正に行われているということを意味しているわけではないという点については留意が必要がある。外部監査結果に記載されていない事項であっても、同様の問題があると市所管課で認識した場合には自ら積極的に業務改善を実施すべきである。

(3) 改善のための措置を検討し実施する際に留意すべき事項について

市職員は日々の業務の中で多くの事務をこなしている。そして、業務フローの中では、事務ミス防止又は適時に発見できるような組織的な仕組みとしての内部統制が構築されている。それでも、事務ミスの発生を完全に抑止することはできないため、定期的に監査等を実施すると、多くの場合、何らかの事務ミスが発見されることになる。しかし、定期的な監査等によって事務ミスが発見されたとしても、表層的な問題の認識にとどまり、根本的な問題の把握に至らないため、効果的な改善措置をとることができず、結果として同様の事務ミスが再発するということがよくある話である。

このようなケースにおいては、問題が「なぜ」発生したのかという原因の深堀が足りないケースが多いと考えられる。「なぜ」の深堀が足りないと、問題の真因にたどり着けないことから、「確実にを行うよう周知する」、「確認を徹底する」といった上辺だけの対応に終始することになり、結果、改善措置を講じても同じ問題が再発するという悪循環からなかなか抜け出すことができない。例えば、「過大なライセンス料を支払っていた」という問題があった場合、問題点としては単にライセンス料を誤っていたという「事務ミスの問題＝表層的な問題」だけでなく、その裏には、組織内で事前のチェックが機能していなかったという「内部統制上の問題＝根本的な問題」があり、その原因として、職員の意識・認識の問題や事務執行のための様式の問題といった「問題の真因＝解決すべき課題」があると考えられる。組織としては、深度のある原因分析を行い、事務ミスの問題だけでなく内部統制上の問題まで把握した上で改善措置を講じることが望まれる。

【問題の真因に迫る原因分析の例】

| |
|--|
| <p>過大なライセンス料を支払っていた</p> <p>・・・事務ミス＝表層的な問題</p> <p>↓なぜ？</p> <p>当初の予定からライセンス数が減少となったが、減少後のライセンス数に基づくライセンス料になっているかどうかの事前のチェックが機能していなかった</p> <p>・・・内部統制上の問題＝根本的な問題</p> <p>↓なぜ？</p> <p>① 慎重に確認する必要性についての認識が欠けていた（ほとんどの場合は慎重に確認しなくても問題にならないという経験に基づく認識・意識の問題）</p> <p>② 入札書の内訳においてライセンスの単価が明記されていなかったため、ライセンス料が減少前のライセンス数に基づいて算定しているのか減少後のライセンス数に基づいて算定しているのか判別しにくかった（様式の問題）</p> <p>・・・問題の真因＝解決すべき課題</p> |
|--|

私たちは「改善提案型の監査」を志向しており、監査の過程で問題点を発見した際には、単にそれを指摘するにとどまらず、可能な限り問題の発生原因に迫り、業務改善に資するような意見を併せて述べたつもりである。しかし、業務の改善方法の検討については基本的には被監査側の役割であることから、実際に改善措置を検討する際には、監査報告書に記載した内容を参考にしつつも、被監査側である市所管課において改めて指摘事項の発生の原因分析を主体的に実施し、問題点の根本的な改善に効果があると考えられる具体的な改善策を検討し、創意工夫しながら実際の事務に適用することを要望する。

また、特定の部門において発生した問題について、それが部門横断的な問題である場合、実際に問題が発生した部門だけで改善措置を実施したとしても、今度は別の部門で同様の問題が発生するという、いわば「もぐら叩き」のような状況に陥る可能性がある。事実、今回の外部監査で発見された問題の中には、前年度の包括外部監査における発見事項と全く同様の事例も見られる。(例えば、78 頁 公有財産管理の問題について)

したがって、監査報告書における指摘・意見については、直接の監査対象課が措置を実施したらそれで終わりにするのではなく、今回監査対象とならなかった部門に対しても、監査報告書の熟読を促し、自らの事務処理を見直す契機としてもらうよう要望する。

2. 監査結果について

今年度の包括外部監査の実施結果を一覧表にして示しているのが次の【外部監査の結果一覧表】である。この一覧表にまとめられた指摘及び意見は、外部監査人側と監査対象部門とが数回にわたって協議を重ね、指摘及び意見の内容に係る今後の措置の実施についての理解を共有したものである。

ここで、「指摘」とは監査対象部門が執行する財務事務等について、法令等に反する場合や事務処理の結果等が不当であると考えられる場合に合規性違反又はそれに準ずるものとして監査結果報告書に記載しなければならないものである。一方、「意見」は、当該財務事務等が合規性違反又はそれに準ずるものではないが、経済性・効率性又は有効性の面で改善の余地が大きい場合に、監査結果報告書に記載することができるものである。指摘も意見も監査対象部門に対して改善措置を求めるものとしては同様であるが、指摘は合規性違反又はそれに準ずるものに係るものであるため、より厳格に改善措置が要求されるものである。

なお、指摘の場合は、「第4 各論としての外部監査結果」に記載している【結果】欄の文章末尾を「～されたい。」という文言で統一している。また、意見の場合は同様に文章末尾をおおむね、「～することを要望する。」などの文言で表現している。

さらに今年度の包括外部監査結果の実施結果においては、「参考意見」という区分を設けている。この「参考意見」は、「指摘」や「意見」と異なり、特定の所管課に対して具体的な措置を求めるものではなく、将来的に同様の事務又は関連する事務が行われる際に、指針の一つとして考慮することを期待するものである。

【外部監査の結果一覧表】

| 項目 | 指摘 | 意見 | 参考 |
|---|----|----|----|
| I 公民館事業について | | | |
| (1) 公民館の総合的・共通論点について | | | |
| ① 公民館の使用料の問題について | | | |
| ア. 使用料の算定方法について | | 1 | |
| イ. 社会教育関係団体と社会教育目的で使用する一般団体との間の使用料の格差について | | 1 | |
| ② キャンセル時の取扱いの公平性について | | 1 | |
| ③ 公民館の現状の運営方針の見直しについて | | | |
| ア. 開館時間の考え方について | | | 1 |
| イ. 使用時間単位の考え方について | | | 1 |
| ウ. 個人利用・家族利用の制限について | | | 1 |
| エ. 利用率の低迷している公民館の利用促進のあり方について | | | 1 |
| ④ 公民館運営審議会の運営について | | 2 | |
| ⑤ 公民館の受付事務の問題と合理化に向けた施策について | | | |
| ア. 使用団体の登録時における申請確認について | | 1 | |
| イ. 施設利用に係る減額・免除の取扱事務について | | 1 | |
| ウ. 公民館の使用許可申請書のペーパーレス化について | | | 1 |
| エ. 使用料等の納入事務の合理化について | | | 1 |
| ⑥ 契約事務の問題について | | | |
| ア. 地区公民館の委託業務に係る一括契約について | | 1 | |
| イ. 施設等修繕契約における見積徴取について | | 2 | |
| ウ. 機械警備業務委託に係る契約事務について | | 3 | |
| ⑦ 備品管理の問題について | | | |
| ア. 物品調査の実施状況について | 1 | | |
| イ. 実際の購入価格が3万円未満でありながら備品とされている物品の取扱いについて | | 1 | |
| ⑧ 公有財産管理の問題について | 1 | 1 | |
| (2) 中央公民館ほか南部3館における業務等について | | | |

| 項目 | 指摘 | 意見 | 参考 |
|--|----|----|----|
| ① 船橋市海神公民館空調設備改修工事設計業務委託について | | 2 | |
| ② 備品管理について | 1 | 1 | |
| ③ 宮本公民館（みやもと三百人劇場）における出演者報償費の会計処理基準等について | 2 | 2 | |
| (3) 東部公民館ほか東部4館における業務等について | | | |
| ① 管理方法の改善を要する備品の事例について | | | |
| ア. 所在不明の備品について | 1 | | |
| イ. 備品台帳に登録されていないが実在する備品について | 1 | | |
| ウ. 物品調査を適切に実施するための環境の未整備について | 1 | | |
| エ. 冷蔵庫内の定期的な確認について | | 1 | |
| ② 公民館敷地の土地賃貸借契約について | | | |
| ア. 賃貸借料について | | 1 | |
| イ. 賃貸人からの解約申出期間について | | 1 | |
| ウ. 契約締結プロセスについて | | 1 | |
| ③ 任意団体の会計事務について | | 1 | |
| (4) 西部公民館ほか西部4館における業務等について | | | |
| ① 清掃器具の借上契約について | | 1 | |
| ② 公民館における借地料について | | 1 | |
| ③ 管理方法の改善を要する備品の事例について | | | |
| ア. 備品台帳に登録されていないが実在する備品について | 1 | | |
| イ. 本来の用途で使用できなくなることが決まっている備品の管理について | 1 | | |
| (5) 北部公民館ほか北部7館における業務等について | | | |
| ① 工事請負費で取得した備品の台帳登録漏れについて | 1 | | |
| ② 第2集会室の雨漏りによる壁紙剥離等要修繕について | | 1 | |
| ③ 公民館敷地の土地賃貸借契約について | | | |
| ア. 賃貸借料について | | 1 | |
| イ. 賃貸借契約の契約期間について | | 1 | |
| ④ 任意団体の会計事務について | | 2 | |
| (6) 高根台公民館ほか中部3館における業務等について | | | |
| ① 管理方法の改善を要する備品の事例について | | | |
| ア. 備品の所在場所の変更について | 1 | | |
| イ. 所在不明の備品について | 1 | | |
| ウ. 不存在の備品について（高根公民館） | 1 | | |
| エ. 不用な備品について（高根公民館） | 1 | | |

| 項目 | 指摘 | 意見 | 参考 |
|---|----|----|----|
| ② サークルの私物保管スペースの問題について（高根公民館） | | 1 | |
| II 図書館事業について | | | |
| 1. 西図書館における業務等について | | | |
| ① 物品調査の未実施について | 1 | | |
| ② 物品の所在場所の変更について | 1 | | |
| ③ 使用する必要がなくなった物品について | 1 | | |
| ④ 指名競争入札における業者選定について | | 1 | |
| ⑤ 図書館システム保守業務における支払過大について | 2 | | |
| ⑥ 図書館システム保守業務における保守対象の記載について | 1 | | |
| ⑦ 図書館システム保守業務における仕様書の記載について | 1 | 1 | |
| ⑧ 図書館システム保守業務における完了検査について | 1 | | |
| ⑨ 資料の複写サービスについて | | 1 | |
| ⑩ 共同書庫の管理（特別図書整理・蔵書点検）について | | 1 | |
| ⑪ 共同書庫の有効活用について | | 1 | |
| ⑫ 指定管理者のモニタリングについて | | 1 | |
| III 文化施設事業について | | | |
| 1. 市民文化ホール及び市民文化創造館における業務等について | | | |
| ① 自主事業の計画・実績管理について | | 3 | |
| ② 芸術アドバイザー機能・効果及び制度の見直しについて | | 1 | |
| ③ 入場券販売委託料の戻入りに係る会計処理について | 1 | | |
| ④ 市有財産一時貸付料に係る調定遅れについて | 1 | | |
| ⑤ 関係任意組織（友の会及びシネマクラブ並びに船橋ジュニアオーケストラ及び船橋さざんか少年少女合唱団）の活動への関与及び会計処理の根拠について | | 2 | |
| ⑥ 市民文化創造館における清掃業務委託等の契約期間について | | 1 | |
| ⑦ 市民文化ホール等の受付・舞台等管理運営業務委託について | 1 | | |
| 2. 市民ギャラリー及び茶華道センターにおける業務等について | | | |
| ① 休館日に係る条例の規定について | | 1 | |
| ② 平成30年度包括外部監査結果に係る措置状況について | 1 | 2 | |
| ③ 予約キャンセルの取扱いに係る周知文書について | | 1 | |
| ④ 保安カメラの設置表示について | | 1 | |
| ⑤ 市民ギャラリー及び茶華道センターの安定的な事業継続に向けて | | | 2 |
| IV 青少年教育施設事業について | | | |
| 1. 青少年センターにおける業務等について | | | |

| 項目 | 指摘 | 意見 | 参考 |
|--------------------------------------|----|----|----|
| ① 青少年センターにおける清掃業務委託契約について | | 1 | |
| ② 青少年センター北部分室における清掃業務委託契約について | | | |
| ア. 仕様書と業務実態の不整合について | 1 | 1 | |
| イ. 委託業者からの報告書等の未入手について | 1 | 1 | |
| ③ ネットパトロール業務委託について | | | |
| ア. 情報モラル教育に有用な啓発資料の活用促進について | | 1 | |
| イ. 委託業務に係る効果測定について | | 1 | |
| ④ 個人情報の管理について | 2 | | |
| ⑤ 一宮ふれあいキャンプの寸志について | 1 | | |
| ⑥ 青少年センター運営協議会について | | | |
| ア. 一部の委員の連続した欠席について | | 1 | |
| イ. 運営協議会の委員数について | | 1 | |
| ウ. 令和3年度第3回青少年センター運営協議会における報酬不払いについて | 1 | | |
| 2. 青少年会館における業務等について | | | |
| ① 建物や施設設備等の修繕について | 1 | 2 | |
| ② 貸室の扉の状況について | | 1 | |
| ③ 備品管理について | 2 | | |
| ④ 電気陶芸窯の管理について | 1 | 1 | |
| ⑤ 破損したプリンターの対処について | | 1 | |
| ⑥ 清掃業務委託に係るモニタリングについて | | 1 | |
| ⑦ 目的外利用者による駐車場の利用について | | 1 | |
| ⑧ ニュースポーツ用品の貸出しに係る積極的な情報発信について | | 1 | |
| 3. 一宮少年自然の家における業務等について | | | |
| ① 老朽化した水泳プールの用途変更について | | 1 | |
| ② プロパン庫の用途変更の手続について | 1 | | |
| ③ ゴミ置き場扉等修繕について | | 2 | |
| ④ 旧テニスコート跡地の活用について | | 1 | |
| ⑤ 工作室の壁及び炊事場における老朽化した構築物について | | 1 | |
| ⑥ 管理方法の改善を要する備品の事例について | 2 | | |
| ⑦ テントの備品管理について | 1 | | |
| ⑧ 廃棄年度が経過している直営時代の書類の未廃棄について | 1 | | |
| ⑨ 自主事業の定義について | | 2 | |
| ⑩ 指定管理者のホームページの更新について | | 1 | |

| 項目 | 指摘 | 意見 | 参考 |
|------------------------------------|----|----|----|
| ⑪ 駐車場におけるユニバーサルデザインの導入について | | 1 | |
| ⑫ 令和3年度における行政財産目的外使用料について | 2 | | |
| 4. 青少年キャンプ場における業務等について | | | |
| ① 備品の管理について | 1 | | |
| ② 青少年キャンプ場におけるリヤカーの管理について | | | |
| ア. リヤカーの備品整理票の貼付について | 1 | | |
| イ. リヤカーの修繕について | | 1 | |
| ③ 薪の管理について | | 1 | |
| ④ ナラ枯れの木について | | | |
| ア. 第1キャンプ場に続く道沿いにあるナラ枯れの樹木の処理について | | 1 | |
| イ. ナラ枯れ対応のための樹木伐採に係る土地所有者からの同意について | | 1 | |
| ⑤ 第1キャンプ場の管理状況について | | 1 | |
| V 博物館・文化財保存事業について | | | |
| 1. 郷土資料館における業務等について | | | |
| ① 物品の整理区分の変更について | 1 | | |
| ② 物品の不用の決定について | 1 | | |
| ③ 収蔵設備の修繕について | | 1 | |
| ④ 未登録資料の整理について | | 1 | |
| ⑤ 資料の保管スペースの不足について | | 1 | |
| ⑥ 民俗資料の点検等について | | 1 | |
| ⑦ 博物館の評価指標について | | 1 | |
| ⑧ 利用者数の人数カウントについて | | 1 | |
| 2. 飛ノ台史跡公園博物館における業務等について | | | |
| ① 情報機器とコンテンツの老朽化について | | 1 | |
| ② 監視カメラでの館内動静の把握について | | 1 | |
| ③ 故障している券売機について | 1 | | |
| ④ 収蔵庫の空調等の環境調整設備について | | 1 | |
| ⑤ 生涯学習施設としての1階ギャラリーの有効活用について | | 1 | |
| ⑥ ボランティアの活用について | | 1 | |
| ⑦ 縄文コンテンポラリー展について | 1 | | |
| 3. 埋蔵文化財調査事務所における業務等について | | | |
| ① 埋蔵文化財調査委託業務における積算について | | 1 | |
| ② 埋蔵文化財調査委託業務における業者選定について | | 1 | |
| ③ 埋蔵文化財調査委託業務における遺跡見学会の取扱いについて | | 1 | |

| 項目 | 指摘 | 意見 | 参考 |
|--------------------------------------|----|-----|----|
| ④ 埋蔵文化財調査委託業務における検査の申請について | 1 | | |
| ⑤ 埋蔵文化財調査委託業務における検査の方法について | 1 | | |
| ⑥ 報告書の刊行に長期間を要することについて | | 1 | |
| ⑦ 船橋市文化財補助金における消費税等の取扱いについて | 1 | | |
| VI その他の社会教育事業について | | | |
| 1. ふなばし市民大学校における業務等について | | | |
| ① カリキュラムの決定について | | 1 | |
| ② 授業料の決定について | | 1 | |
| ③ 講師に対する報償金について | | 1 | |
| ④ 旧視聴覚センター施設・事業のふなばし市民大学校への移管について | | | |
| ア. 旧視聴覚センター施設・事業のふなばし市民大学校への移管方針について | | 1 | |
| イ. 16ミリフィルム等関連事業について | | 1 | |
| ウ. 使用していない照明設備について | | 1 | |
| ⑤ 職員の時間外勤務及び年次有給休暇取得状況について | 1 | | |
| ⑥ 郵便切手の管理について | 1 | | |
| ⑦ トイレのバリアフリー化について | | 1 | |
| 2. その他の文化振興事業について | | | |
| ① 船橋市文学賞の選者報酬及び賞賜金の支給基準について | | 1 | |
| ② 船橋市文学賞作品集の頒布価格について | | 1 | |
| ③ 任意団体における振込手続の合理化について | | 1 | |
| ④ 文化活動普及事業の方向性について | | 2 | |
| ⑤ 旧吉澤野球博物館の産業廃棄物収集運搬・処分業務委託について | 2 | | |
| 合計 | 57 | 107 | 8 |

3. 監査結果の総括

船橋市における包括外部監査は平成15年度から始まっており、今年度で20回目を迎えるが、令和3年度までの過去19回の包括外部監査において、生涯学習・社会教育に関する事業・施設を直接のテーマとして監査が実施されたことはない。

また、最近では「リカレント教育」や「リスキリング」といった言葉を新聞紙上やインターネット等で頻繁に見かけるように、「人生100年時代」の到来や「超スマート社会(Society5.0)」の実現といった状況の中で、人々が社会の変化の恩恵を享受してより豊かに生きていくために、生涯学習・社会教育の重要性が改めて世間に認識され

るようになってきたところである。

そのため、今回の監査テーマは時宜に適ったものであり、生涯学習・社会教育に関する事業・施設をテーマとして外部監査を実施する意義は大きかったものと考えている。

今年度の監査の特徴としては、何と云っても現場往査の数の多さであろう。9 頁の「主な監査手続等」に記載しているとおり、22 の施設を 1 か月以上の期間にわたって現場往査した。また、一利用者として図書館や博物館等に訪問したほか、いくつかの公民館文化祭や遺跡見学会等のイベントにも一参加者として足を運んだ。今回の監査結果は、実際に現場に足を運んで、見て、聴かなければ発見しえない事項で満たされていると言える。

なお、監査の結果として、指摘 57 件、意見 107 件の改善要望を出しているが、指摘の多くは、備品の管理に関する事務、公有財産の管理に関する事務、委託業務の契約に関する事務といった典型的な財務監査の論点に集中している。監査テーマが違えど、また、監査対象所属が違えど、それこそ、初めて包括外部監査の対象となった監査テーマ・監査対象所属であっても、指摘事項の傾向が大きく変わることはないのだということが改めて確認された。私は外部監査の結果報告書において、「改善のための措置を検討し実施する際に留意すべき事項」として、「監査報告書における指摘・意見については、直接の監査対象課が措置を実施したらそれで終わりにするのではなく、今回監査対象とならなかった部門に対しても、監査報告書の熟読を促し、自らの事務処理を見直す契機としてもらう」よう要望しているところである。「言うは易し、行うは難し」かもしれないが、改めて監査における改善要望の部門横断的な展開を期待したい。

一方で、今回の監査テーマに特有の発見事項も多く見られた。個々の指摘、意見及び参考意見については「第 4 各論としての外部監査結果」において詳述しているが、ここでは、監査対象となった社会教育施設ごとに印象的な問題点を中心にピックアップして簡単に概要を述べることとする。

(1) 公民館

船橋市の公民館は市内全域に 26 館あり、それぞれに個性があるが、公民館の運営方針は一律的である。これは、広く市民に対して等しくサービスを提供できる環境を整備することが重要であるという考え方に基づいている。

例えば、(複数の公民館を現場往査する中で強く実感したことでもあるが、) 新しい・古いの差があったり、施設設備の充実度に差があるなど、公民館によって利用者の利便性・快適性などに格差があると考えられるが、単位当たり使用料は全館一律である。しかし、そのような格差の実態を反映するように公民館の運営・施設の維持管理に係るコストは公民館によってまちまちであり、公民館ごとのコスト差を

無視して、単一の単位当たり使用料を算定することは、「平等」であるということはあるとしても、受益者負担の観点で「公平」であるとは考えられない。

また、公民館によっては、月曜日の利用が極端に低い公民館があったり、夜間の利用が極端に低い公民館があるなど、利用の実態もまちまちであることから、利用者のニーズ・利用実態を勘案せずに一律の開館時間ありきということでは、効率性・費用対効果の点で問題があると考えられる。

公平性という観点でもう1つ気になったのが、社会教育関係団体と一般団体との間の使用料の格差である。船橋市公民館は船橋市の社会教育施設であることから、市民が社会教育目的で使用しているという実態が同じなのであれば同水準の料金が適用されて然るべきところ、利用主体が社会教育関係団体なのか一般団体なのかによって大きな料金格差が存在していることは問題ではないかと考える。

(2) 図書館

船橋市の図書館は市内に4館あり、直営の西図書館を除く3館を指定管理者が管理運営しているという特徴がある。指定管理者制度導入によって図書館サービスが向上したということであるが、図書館サービスの質を保つためには職員の待遇は重要であり、指定管理者においても適切な配慮が必要である。指定管理者が管理運営している図書館の中には職員の定着率が低い館があり、評価委員会においても問題視されていることから、船橋市としても指定管理者に対する適時・適切なモニタリングと必要に応じた助言・指導が必要となる。

また、図書館の管理運営においては、蔵書の管理が重要であることは言うまでもない。その蔵書管理の重要な手続の一つに、定期的な蔵書点検の実施が挙げられるが、船橋市図書館全体の資料点数の約4分の1を占める共同書庫（北図書館地下1階）の蔵書点検が長期間実施されていなかった。この蔵書点検の未実施が原因と考えられる不明図書が多く発生していることから共同書庫の蔵書点検の実施頻度の見直しが必要と考える。

(3) 文化施設

市民文化ホールは、施設が老朽化していること、施設の規模も決して大きくないことから、与えられた制約条件の中でいかに魅力的な事業を実施できるかというアイデア出しが重要であると考えられる。その点、市民文化ホールでは芸術アドバイザー制度を運用しており、専門的な助言を得るために7人の専門家に依頼しているが、直接的・間接的に事業の企画・実施に結びつかないような個人的な感想めいた意見であったり、自身が関係する公演等の案内に偏るなど、芸術アドバイザーと

してのコミットメント・姿勢に問題があると考えられる事例が見受けられることから、制度自体の見直しが必要と考える。

市民ギャラリー及び茶華道センターについては、指定管理者制度を導入しているが、現状は、外郭団体である公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社が大きな赤字を出しながら管理運営を行っている状況であることから、施設の安定的な事業継続のためには、同社に対する船橋市の関与のあり方を検討する必要があると考える。また、過去に同社以外に指定管理者の応募がない状況に鑑みると、今後の施設の安定的な事業継続のためには、次期以降の指定管理期間における指定管理料の見直しや指定管理者選定方法の見直しも必要になってくると考える。

(4) 青少年教育施設

青少年センターにおいては、個人情報管理体制や、公金には当たらないものの施設内で管理する現金の管理体制に不備が見受けられたため、早急な改善が求められる。

青少年会館は施設の老朽化が進んでいることが印象的であった。中には、窓ガラスの破損を放置している事例や今にも剥落しそうな外壁のクラックを放置している事例もあった。これらの放置事例は、安全性に対する直接的なリスクとなるほか、いわゆる「割れ窓理論」で言われているように、利用者が施設を丁寧に利用する意識が相対的に低くなり、結果として施設・設備全体の劣化や故障が加速する懸念がある。

一宮少年自然の家は、令和3年度から指定管理者制度に移行しているが、直営時代の職員1名が指定管理者の職員に転職し、移行後も引き続き施設の管理運営に携わっていることから、現場での実務面でも船橋市との協議・連絡の面でも円滑に移行が図られていた。船橋市としては、今後も、指定管理者に対する適時・適切なモニタリングと必要に応じた助言・指導を継続するとともに、現在遊休化している広大な旧テニスコート跡地の有効活用や自主事業の充実などに民間のアイディア・ノウハウを活用することが望まれる。

青少年キャンプ場については、ナラ枯れ被害が目立つことから、利用者の安全を第一に適切な対応が望まれる。また、現場往査時(9月16日)には、広場の一面が繁茂した草で覆われており利用が困難な状況になっていたことから、利用者受入に支障を来すことのないよう委託業者に対する指導が望まれる。

(5) 資料館・博物館

郷土資料館においては、増え続ける資料に対する保管スペースの不足が慢性的な問題となっている。小中学校の空き教室の活用など引き続き保管スペースの確保に努める必要があるが、収蔵庫を現場往査したところ、同種の資料が必要以上の点数保管されているように見受けられる実態もあることから、点検・整理の必要があると考える。

飛ノ台史跡公園博物館については、1人で訪れた時には何となく見過ごしてしまった展示物についても、現場往査時に館長の説明を受けながら館内を視察することによって興味深く展示物を閲覧でき、理解が深まったように感じた。飛ノ台史跡公園博物館では展示解説を行うボランティアスタッフの登録制度を設けているが、現在では学校が教育課程に基づいて博物館見学を行う際の展示解説を行うにとどまっているため、今後はふなばし市民大学校との連携を強化し、展示解説を行うボランティアスタッフの拡充が望まれる。

前述のとおり、今年度の包括外部監査では多くの施設に現場往査し、実際の現場における職員の業務の実施状況、利用者の施設の利用状況、職員と利用者との間でのコミュニケーションの状況を目の当たりにした。そこで感じたことは、船橋市の社会教育のためのインフラがとても充実しているということであった。それぞれの施設が個性的でバラエティに富んでいて、現場往査でそれらの社会教育施設を巡ることは、率直に言って楽しかった。また、これは我々が日頃の外部監査業務においても実感していることであるが、船橋市の職員は、1人1人の接遇が非常に丁寧であり、それは社会教育施設においても例外ではなかった。市民が心地よく社会教育施設を利用できる環境を作り上げている職員の努力には敬意を表したい。

第4 各論としての外部監査結果

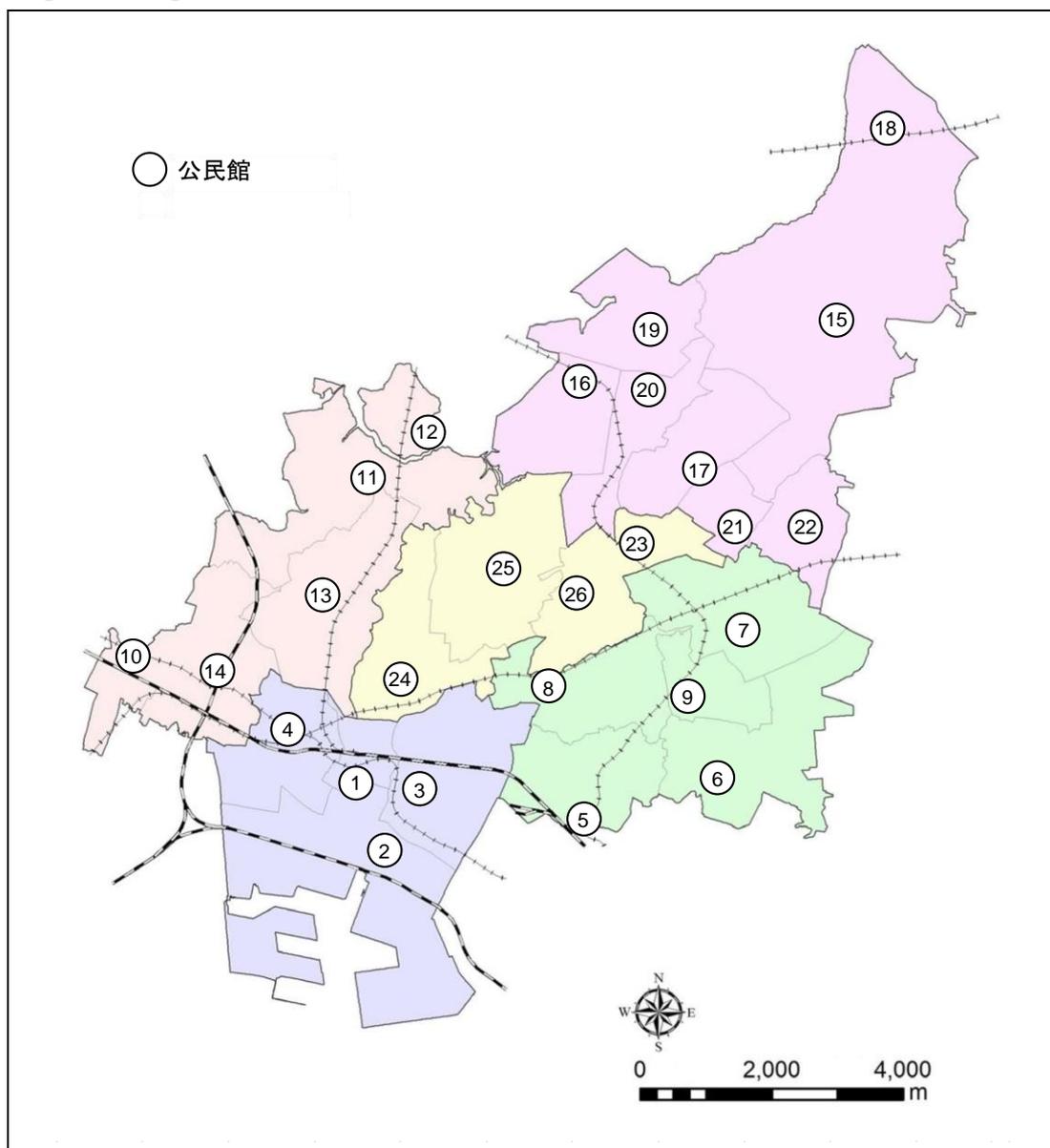
I 公民館事業について

1. 概要

① 船橋市公民館の施設概要について

船橋市の公民館の施設概要は次のとおりである。

【所在地図】



出典：船橋市公共施設等総合管理計画に基づき監査人作成

【公民館の施設概要】

| 番号 | 公民館名 | 住所 | 設置年月日 | 構造 | 敷地面積 (㎡) | 延床面積 (㎡) | 集会 室 | 和室 | 講堂 | 実習 室 | 視聴 覚室 | 体レ ク室 | 音楽 室 | 図書 室 | 併設施設 |
|----|------|---------------|-----------|--------------|-------------|-------------|---------|----|----|---------|----------|----------|---------|---------|-------------------------|
| 1 | 中央 | 本町 2-2-5 | 昭和24年4月1日 | 地下1階地上7階建 | 3,769 | 5,660 | 9 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 市民文化ホール |
| 2 | 浜町 | 浜町 2-1-15 | 昭和56年4月1日 | 3階建 | 1,603 | 2,003 | 3 | 1 | 1 | 1 | | 2 | 1 | 1 | 老人憩の家 |
| 3 | 宮本 | 宮本 6-18-1 | 昭和63年4月1日 | 3階建 | 3,009 | 1,643 | 2 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | | 児童ホーム・老人憩の家 |
| 4 | 海神 | 海神 6-3-36 | 平成12年4月1日 | 2階建 | 3,495 | 1,726 | 4 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | |
| 5 | 東部 | 前原西 2-21-21 | 昭和28年8月1日 | 地下1階地上4階建 | 717 | 1,809 | 3 | 3 | 1 | 1 | | | | | 連絡所 |
| 6 | 三田 | 田喜野井 2-24-2 | 昭和50年4月1日 | 2階建の1階部分 | 学校敷地内 | 875 | 2 | 1 | | 1 | | 1 | | | 三田中学校体育館 |
| 7 | 習志野台 | 習志野台 5-1-1 | 昭和56年4月1日 | 3階建 | 2,432 | 1,153 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | | | 東図書館 |
| 8 | 飯山満 | 飯山満町 1-950-3 | 昭和59年4月1日 | 2階建 | 1,200 | 1,032 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | | | |
| 9 | 薬円台 | 薬円台 5-18-1 | 平成3年4月1日 | 3階建 | 1,826 | 1,567 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 児童ホーム・老人憩の家 |
| 10 | 西部 | 本中山 1-6-6 | 昭和24年4月1日 | 地下1階地上3階建 | 1,412 | 2,418 | 4 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 児童ホーム・老人憩の家 |
| 11 | 法典 | 藤原 7-33-7 | 昭和24年4月1日 | 2階建 | 2,607 | 1,415 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 連絡所 |
| 12 | 丸山 | 丸山 5-19-6 | 昭和60年4月1日 | 2階建 | 1,399 | 1,031 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | | 1 | |
| 13 | 塚田 | 前貝塚町 601-1 | 昭和61年4月1日 | 3階建 | 2,076 | 1,214 | 4 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 児童ホーム・老人憩の家 |
| 14 | 葛飾 | 西船 3-6-25-201 | 平成2年7月1日 | 6階建の2階部分 | 2,169 | 1,308 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | | 住宅 |
| 15 | 北部 | 豊富町 4 | 昭和29年4月1日 | 2階建 | 3,992 | 1,531 | 3 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 豊富出張所 |
| 16 | 二和 | 二和東 5-26-1 | 昭和49年4月1日 | 地下1階地上4階建 | 4,057 | 1,805 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | | 北図書館・二和出張所 |
| 17 | 海老が作 | 大穴南 3-19-1 | 昭和54年4月1日 | 2階建の1階部分 | 学校敷地内 | 999 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | | | 大穴中学校体育館 |
| 18 | 小室 | 小室町 3308 | 昭和56年4月1日 | 2階建の2階部分 | 1,241 | 774 | 4 | 2 | | 1 | | | | 1 | 児童ホーム・老人憩の家・連絡所 |
| 19 | 八木が谷 | 八木が谷 2-14-6 | 昭和58年4月1日 | 2階建 | 2,333 | 1,048 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | | | |
| 20 | 三咲 | 三咲 3-5-10 | 平成元年4月1日 | 2階建 | 3,988 | 1,291 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | | 児童ホーム・老人憩の家 |
| 21 | 松が丘 | 松が丘 4-32-2 | 平成5年4月1日 | 2階建 | 1,900 | 1,564 | 4 | 2 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 |
| 22 | 坪井 | 坪井町 1371 | 平成23年2月1日 | 地下1階地上2階建 | 2,233 | 1,899 | 3 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | |
| 23 | 高根台 | 高根台 1-2-5 | 平成8年4月1日 | 4階建の2、3、4階部分 | 851 | 1,982 | 4 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 高根台出張所・老人憩の家・高根台ボランティア室 |
| 24 | 夏見 | 夏見 2-29-1 | 昭和27年4月1日 | 2階建 | 1,158 | 943 | 2 | 2 | 1 | 1 | | | | | |
| 25 | 高根 | 高根町 2885-3 | 昭和55年4月1日 | 2階建 | 1,810 | 1,038 | 3 | 3 | 1 | 1 | | | | | |
| 26 | 新高根 | 新高根 1-12-9 | 平成2年4月1日 | 2階建 | 2,635 | 1,405 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 児童ホーム・老人憩の家 |

出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

【公民館館内の世帯数、人口等】

| 公民館名 | 世帯数 | 人口(人) | | | 面積 (km) | コミュニティ区 | 管区の町名 |
|------|---------|---------|---------|---------|------------|---------|--|
| | | 男 | 女 | 計 | | | |
| 中央 | 18,666 | 15,756 | 15,335 | 31,091 | 5.159 | 本町 | 本町 1~2 丁目、4~7 丁目 |
| 浜町 | 6,788 | 7,523 | 7,712 | 15,235 | 3.503 | 湊町の一部 | 本町 3 丁目、湊町 1~3 丁目、日の出 1~2 丁目、栄町 1~2 丁目、西浦 1~3 丁目、潮見町 |
| 宮本 | 21,916 | 21,348 | 21,233 | 42,581 | 4.002 | 宮本 | 湊町の一部 |
| 海神 | 16,923 | 16,304 | 15,840 | 32,144 | 2.779 | 海神 | 海神 1~6 丁目、南本町、海神町 2~3 丁目、海神町東・西・南各 1 丁目、南海神 1~2 丁目 |
| 東部 | 23,615 | 23,384 | 22,947 | 46,331 | 3.041 | 前原 | 前原東 1~6 丁目、前原西 1~8 丁目、中野木 1~2 丁目 |
| 三田 | 16,632 | 17,461 | 17,335 | 34,796 | 4.547 | 三山・田喜野井 | 三山 1~9 丁目、田喜野井 1~7 丁目、習志野 1~5 丁目 |
| 習志野台 | 21,114 | 21,481 | 22,598 | 44,079 | 3.925 | 習志野台 | 習志野台 1~8 丁目、西習志野 1~4 丁目 |
| 飯山満 | 13,356 | 14,455 | 14,673 | 29,128 | 3.088 | 二宮・飯山満 | 飯山満町 1~3 丁目、二宮 1~2 丁目、滝台町、滝台 1~2 丁目 |
| 薬円台 | 8,886 | 9,235 | 8,869 | 18,104 | 1.566 | 薬円台 | 薬円台 1~6 丁目、薬園台町 1 丁目、七林町 |
| 西部 | 11,070 | 10,031 | 10,172 | 20,203 | 0.993 | 中山 | 本中山 1~7 丁目、二子町 |
| 法典 | 13,459 | 14,724 | 15,266 | 29,990 | 3.635 | 法典の一部 | 藤原 1~8 丁目、上山町 1~3 丁目 |
| 丸山 | 7,849 | 8,525 | 8,796 | 17,321 | 2.410 | 法典の一部 | 丸山 1~5 丁目、馬込町、馬込西 1~3 丁目 |
| 塚田 | 21,421 | 24,127 | 24,557 | 48,684 | 4.296 | 塚田 | 旭町 1~6 丁目、前貝塚町、行田町、行田 1~3 丁目、山手 1~3 丁目、北本町 1~2 丁目 |
| 葛飾 | 22,832 | 22,614 | 20,891 | 43,505 | 3.811 | 葛飾 | 西船 1~7 丁目、山野町、印内 1~3 丁目、印内町、古作 1~4 丁目、古作町、東中山1~2 丁目、葛飾町 2 丁目、本郷町 |
| 北部 | 2,887 | 2,953 | 2,827 | 5,780 | 12.130 | 豊富の一部 | 神保町、大神保町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町 |
| 二和 | 7,129 | 8,128 | 8,245 | 16,373 | 2.661 | 二和 | 二和東 1~6 丁目、二和西 1~6 丁目 |
| 海老が作 | 6,335 | 6,759 | 7,012 | 13,771 | 2.763 | 大穴 | 大穴南 1~5 丁目、大穴北 1~8 丁目、大穴町 |
| 小室 | 3,270 | 3,377 | 3,373 | 6,750 | 1.961 | 豊富の一部 | 小室町 |
| 八木が谷 | 11,055 | 11,589 | 12,121 | 23,710 | 2.995 | 八木が谷 | 高野台 1~5 丁目、八木が谷 1~5 丁目、みやぎ台 1~4 丁目、咲が丘 1~4 丁目、八木が谷町 |
| 三咲 | 7,391 | 8,433 | 8,730 | 17,163 | 2.336 | 三咲 | 三咲 1~9 丁目、南三咲 1~4 丁目、三咲町 |
| 松が丘 | 6,009 | 6,140 | 6,547 | 12,687 | 1.167 | 松が丘 | 松が丘 1~5 丁目 |
| 坪井 | 4,807 | 6,394 | 6,555 | 12,949 | 1.931 | 坪井 | 坪井町、坪井東 1~6 丁目、坪井西 1~2 丁目 |
| 高根台 | 6,658 | 5,983 | 6,563 | 12,546 | 0.991 | 高根台 | 高根台 1~6 丁目 |
| 夏見 | 12,441 | 13,595 | 14,176 | 27,771 | 3.180 | 夏見 | 夏見 1~7 丁目、夏見台 1~6 丁目、夏見町 2 丁目、米ヶ崎町 |
| 高根 | 7,640 | 7,604 | 7,911 | 15,515 | 4.284 | 高根・金杉 | 高根町、金杉台 1~2 丁目、金杉町、金杉 1~9 丁目、緑台 1~2 丁目 |
| 新高根 | 13,390 | 13,603 | 14,164 | 27,767 | 2.466 | 新高根・芝山 | 芝山 1~7 丁目、新高根 1~6 丁目、高根台 7 丁目 |
| 合計 | 313,539 | 321,526 | 324,448 | 645,974 | 85.620 | | |

出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

② 船橋市公民館の沿革について

文部次官通牒「公民館の設置運営について」（昭和 21 年 7 月）の指導により、かねてから社会教育に深い関心をもっていた有志の提唱によって、昭和 24 年 4 月船橋、海神、小栗原、法典、高根の 5 公民館を設置した。昭和 25 年 1 月に「船橋市公民館条例」が施行され、船橋市公民館と、小学校区ごとに分館 8 館を設置した。この頃の公民館は、専用施設、専任職員をもたず、住民組織による運営であったが、各種の講習会、講演会が開催された。

昭和 27 年 4 月、旧船橋小学校（湊町小学校仮校舎）を公民館に転用し、公民館活動の本拠地を得たことにより、この施設を活用した社会教育事業が展開できるようになった。やがて公民館建設の要望が高まり、昭和 30 年 11 月に県下でも大規模な中央公民館が完成した。この中央公民館を拠点として各種の学級、講座が実施されるとともに、サークル活動も盛んに展開された。昭和 35 年 4 月、社会教育行政機構の改革により、公民館を中央（5 分館）、東部（1 分館）、西部（3 分館）、北部（1 分館）とし、4 地区の本館に専任職員を配置し、公民館運営審議会も設置した。

また、地区の生活に根ざした公民館事業を展開するために、中央・西部・北部地区では、分館ごとに公民館推進委員会の制度を設けた。昭和 38 年からは、複数の公民館主事が配置され、各公民館の事業も充実してきた。

昭和 49 年に公民館条例を全面改正し分館制度を廃止して各公民館並列の体制として職員の配置が進められた。

昭和 58 年「活力ある近代的都市」を都市目標とした「船橋市基本計画」が策定されると、公民館は新たに設定された 23 の地区コミュニティの中核的施設、すなわち地域住民のコミュニティ活動に積極的に開かれた施設と位置づけられ、その整備が急がれることとなった。そして、以後ほぼ 1 年に 1 館の割合で設置され、平成 12 年 5 月に開館した海神公民館で 25 公民館となり、23 地区コミュニティの公民館整備計画の完成に至っている。

平成 12 年 4 月から基幹公民館制度に移行し、また 7 月から月曜開館（最終月曜を除く）を始めた。南部、東部、西部、北部、中部の 5 ブロックの基幹公民館をそれぞれ中央公民館、東部公民館、西部公民館、北部公民館、高根台公民館とし、その他は地区公民館となった。

平成 23 年 2 月には、市内 26 館目となる坪井公民館を開館した。24 番目の地区コミュニティとなった坪井地区の中核施設であり、市内の公民館では初となる太陽光発電システムを屋上に設置し、自然エネルギーを活用している。

③ 公民館の利用実績について

船橋市の公民館の令和3年度における利用状況は次のとおりである。

【令和3年度公民館利用状況】

上段：利用回数（単位：回） 下段：利用者数（単位：人）

| 公民館名 | 館主催・共催事業 | 市及び関係行政機関 | 免除団体 | | 小計 | 減額団体 | | | | | | | 有料団体 | | 合計 |
|------|----------|-----------|---------------|---------|---------|----------|---------|--------|-------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|
| | | | 委員団体・社協・連合町会等 | 障害者福祉団体 | | 社会教育関係団体 | | | | 公共的団体 | 福祉団体 | 小計 | 市内 | 市外 | |
| | | | | | | 青少年 | 成人 | 女性 | 高齢者 | | | | | | |
| 中央 | 471 | 1,485 | 59 | 279 | 2,294 | 160 | 3,339 | 356 | 2 | 149 | 180 | 4,186 | 2,578 | 349 | 9,407 |
| | 11,211 | 110,156 | 787 | 2,457 | 124,611 | 2,310 | 34,360 | 3,655 | 13 | 2,059 | 1,934 | 44,331 | 22,010 | 3,159 | 194,111 |
| 浜町 | 271 | 120 | 22 | 0 | 413 | 471 | 1,622 | 184 | 0 | 4 | 30 | 2,311 | 909 | 97 | 3,730 |
| | 2,709 | 4,768 | 433 | 0 | 7,910 | 4,750 | 14,208 | 1,160 | 0 | 54 | 116 | 20,288 | 6,478 | 1,119 | 35,795 |
| 宮本 | 317 | 186 | 43 | 56 | 602 | 367 | 914 | 124 | 33 | 40 | 42 | 1,520 | 342 | 10 | 2,474 |
| | 4,572 | 3,201 | 809 | 337 | 8,919 | 2,503 | 8,664 | 822 | 697 | 199 | 383 | 13,268 | 5,253 | 390 | 27,830 |
| 海神 | 167 | 43 | 38 | 1 | 249 | 336 | 1,516 | 91 | 0 | 4 | 34 | 1,981 | 1,090 | 72 | 3,392 |
| | 2,661 | 536 | 647 | 3 | 3,847 | 5,382 | 15,962 | 677 | 0 | 56 | 413 | 22,490 | 10,773 | 1,095 | 38,205 |
| 東部 | 269 | 259 | 39 | 96 | 663 | 116 | 2,296 | 169 | 0 | 36 | 67 | 2,684 | 1,049 | 202 | 4,598 |
| | 3,227 | 18,032 | 1,127 | 1,407 | 23,793 | 1,333 | 20,556 | 2,188 | 0 | 442 | 729 | 25,248 | 7,171 | 1,850 | 58,062 |
| 三田 | 157 | 176 | 32 | 0 | 365 | 158 | 732 | 130 | 0 | 146 | 71 | 1,237 | 180 | 0 | 1,782 |
| | 1,930 | 7,629 | 594 | 0 | 10,153 | 5,121 | 7,289 | 1,847 | 0 | 1,697 | 1,257 | 17,211 | 1,094 | 0 | 28,458 |
| 習志野台 | 182 | 77 | 62 | 11 | 332 | 199 | 1,480 | 316 | 0 | 19 | 20 | 2,034 | 574 | 3 | 2,943 |
| | 2,171 | 6,314 | 1,264 | 150 | 9,899 | 2,095 | 14,248 | 2,633 | 0 | 304 | 263 | 19,543 | 5,278 | 7 | 34,727 |
| 飯山満 | 138 | 2 | 94 | 9 | 243 | 131 | 1,695 | 142 | 0 | 32 | 12 | 2,012 | 351 | 11 | 2,617 |
| | 2,526 | 6 | 1,047 | 188 | 3,767 | 1,701 | 12,891 | 1,163 | 0 | 348 | 48 | 16,151 | 2,714 | 196 | 22,828 |
| 粟田台 | 143 | 100 | 16 | 88 | 347 | 267 | 3,031 | 180 | 0 | 70 | 8 | 3,556 | 818 | 5 | 4,726 |
| | 1,892 | 1,279 | 287 | 1,312 | 4,770 | 2,583 | 28,730 | 1,964 | 0 | 444 | 249 | 33,970 | 6,306 | 151 | 45,197 |
| 西部 | 238 | 110 | 93 | 56 | 497 | 297 | 1,526 | 306 | 0 | 70 | 21 | 2,220 | 1,010 | 264 | 3,991 |
| | 3,275 | 5,807 | 1,381 | 777 | 11,240 | 5,079 | 13,087 | 3,143 | 0 | 587 | 139 | 22,035 | 9,330 | 2,108 | 44,713 |
| 法典 | 161 | 190 | 108 | 0 | 459 | 179 | 1,216 | 212 | 0 | 44 | 85 | 1,736 | 561 | 4 | 2,760 |
| | 6,337 | 2,655 | 1,698 | 0 | 10,690 | 3,053 | 11,926 | 2,258 | 0 | 528 | 902 | 18,667 | 3,775 | 130 | 33,262 |
| 丸山 | 387 | 21 | 6 | 0 | 414 | 149 | 1,242 | 329 | 0 | 27 | 6 | 1,753 | 234 | 6 | 2,407 |
| | 3,722 | 218 | 79 | 0 | 4,019 | 2,395 | 10,306 | 3,146 | 0 | 571 | 42 | 16,460 | 1,913 | 147 | 22,539 |
| 塚田 | 291 | 131 | 82 | 0 | 504 | 59 | 1,535 | 178 | 0 | 7 | 72 | 1,851 | 653 | 48 | 3,056 |
| | 2,796 | 2,549 | 993 | 0 | 6,338 | 686 | 13,697 | 1,512 | 0 | 34 | 759 | 16,688 | 5,490 | 495 | 29,011 |
| 葛飾 | 220 | 46 | 41 | 0 | 307 | 186 | 1,480 | 218 | 0 | 15 | 0 | 1,899 | 875 | 121 | 3,202 |
| | 2,675 | 872 | 528 | 0 | 4,075 | 3,175 | 10,828 | 1,736 | 0 | 155 | 0 | 15,894 | 8,179 | 1,521 | 29,669 |
| 北部 | 480 | 739 | 51 | 2 | 1,272 | 62 | 551 | 6 | 0 | 68 | 11 | 698 | 454 | 4 | 2,428 |
| | 5,118 | 28,261 | 855 | 17 | 34,251 | 1,237 | 5,905 | 82 | 0 | 685 | 387 | 8,296 | 3,568 | 100 | 46,215 |
| 二和 | 227 | 340 | 73 | 5 | 645 | 87 | 1,905 | 418 | 38 | 96 | 26 | 2,570 | 805 | 15 | 4,035 |
| | 2,558 | 11,662 | 1,008 | 43 | 15,271 | 843 | 19,120 | 3,116 | 353 | 1,084 | 141 | 24,657 | 6,849 | 300 | 47,077 |
| 海老が作 | 384 | 30 | 84 | 4 | 502 | 297 | 949 | 295 | 0 | 21 | 0 | 1,562 | 149 | 0 | 2,213 |
| | 3,179 | 244 | 1,214 | 30 | 4,667 | 3,977 | 12,015 | 2,686 | 0 | 619 | 0 | 19,297 | 1,298 | 0 | 25,262 |
| 小室 | 170 | 85 | 44 | 0 | 299 | 100 | 787 | 0 | 0 | 36 | 22 | 945 | 355 | 0 | 1,599 |
| | 1,592 | 557 | 505 | 0 | 2,654 | 422 | 6,174 | 0 | 0 | 543 | 230 | 7,369 | 2,454 | 0 | 12,477 |
| 八木が谷 | 223 | 22 | 151 | 0 | 396 | 68 | 1,144 | 460 | 0 | 25 | 1 | 1,698 | 131 | 5 | 2,230 |
| | 3,468 | 137 | 1,568 | 0 | 5,173 | 1,037 | 10,585 | 4,147 | 0 | 550 | 8 | 16,327 | 882 | 18 | 22,400 |
| 三咲 | 266 | 202 | 195 | 2 | 665 | 183 | 1,569 | 212 | 0 | 99 | 5 | 2,068 | 366 | 23 | 3,122 |
| | 2,916 | 6,049 | 1,140 | 82 | 10,187 | 1,392 | 14,374 | 1,488 | 0 | 791 | 33 | 18,078 | 2,455 | 1,141 | 31,861 |
| 松が丘 | 210 | 118 | 49 | 1 | 378 | 111 | 1,804 | 63 | 0 | 72 | 5 | 2,055 | 352 | 0 | 2,785 |
| | 2,174 | 842 | 520 | 4 | 3,540 | 959 | 14,959 | 1,445 | 0 | 713 | 52 | 18,128 | 3,230 | 0 | 24,898 |
| 坪井 | 303 | 14 | 76 | 2 | 395 | 430 | 949 | 6 | 0 | 12 | 0 | 1,397 | 670 | 0 | 2,462 |
| | 2,795 | 186 | 582 | 100 | 3,663 | 9,505 | 8,505 | 77 | 0 | 171 | 0 | 18,258 | 7,935 | 0 | 29,856 |
| 高根台 | 497 | 61 | 62 | 29 | 649 | 120 | 2,804 | 105 | 49 | 74 | 207 | 3,359 | 921 | 50 | 4,979 |
| | 4,657 | 1,162 | 949 | 247 | 7,015 | 1,220 | 27,743 | 1,029 | 504 | 716 | 1,563 | 32,775 | 8,064 | 361 | 48,215 |
| 夏見 | 230 | 5 | 94 | 0 | 329 | 76 | 798 | 46 | 0 | 24 | 9 | 953 | 401 | 12 | 1,695 |
| | 2,522 | 132 | 843 | 0 | 3,497 | 1,188 | 6,429 | 578 | 0 | 426 | 73 | 8,694 | 3,069 | 201 | 15,461 |
| 高根 | 168 | 9 | 114 | 2 | 293 | 14 | 835 | 49 | 30 | 15 | 0 | 943 | 167 | 0 | 1,403 |
| | 2,078 | 109 | 992 | 4 | 3,183 | 347 | 6,355 | 735 | 339 | 60 | 0 | 7,836 | 1,319 | 0 | 12,338 |
| 新高根 | 265 | 228 | 95 | 46 | 634 | 71 | 1,425 | 99 | 30 | 23 | 36 | 1,684 | 263 | 0 | 2,581 |
| | 2,729 | 2,269 | 1,340 | 308 | 6,646 | 1,272 | 12,213 | 1,297 | 281 | 332 | 408 | 15,803 | 1,926 | 0 | 24,375 |
| 合計 | 6,835 | 4,799 | 1,823 | 689 | 14,146 | 4,694 | 39,144 | 4,694 | 182 | 1,228 | 970 | 50,912 | 16,258 | 1,301 | 82,617 |
| | 87,490 | 215,632 | 23,190 | 7,466 | 333,778 | 65,565 | 361,129 | 44,584 | 2,187 | 14,168 | 10,129 | 497,762 | 138,813 | 14,489 | 984,842 |

出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

④ 公民館における事業の概要について

令和3年度に船橋市の公民館において実施された事業の実績は次のとおりである。

【学級・講座の学習内容別分類】

| 学習内容 | 教養・趣味 | 体育・レクリエーション | 家庭教育・家庭生活 | 職業知識・社会連帯意識 | その他 | 計 |
|-------|--------|-------------|-----------|-------------|-------|--------|
| 事業数 | 134 | 36 | 27 | 0 | 23 | 220 |
| 開設時間 | 906 | 216 | 119 | 0 | 204 | 1,445 |
| 実参加人数 | 3,528 | 727 | 1,603 | 0 | 822 | 6,680 |
| 延参加人数 | 10,999 | 2,823 | 1,926 | 0 | 3,560 | 19,308 |

出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

【集会活動の内容別分類】

| 学習内容 | 体育・レクリエーション活動 | 演劇・芸能・音楽・演芸 | 展示 | 映画会・ビデオシアター等 | 文化祭 | その他 | 計 |
|-------|---------------|-------------|-------|--------------|-----|--------|--------|
| 事業数 | 193 | 63 | 7 | 10 | 0 | 298 | 571 |
| 開設時間 | 1,145 | 121 | 3,042 | 36 | 0 | 839 | 5,183 |
| 延参加人数 | 8,728 | 4,903 | 2,955 | 541 | 0 | 12,807 | 29,934 |

出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

2. 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて次の公民館への現場往査を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

【現場往査を実施した公民館】

中央公民館、東部公民館、西部公民館、北部公民館、高根台公民館、浜町公民館、宮本公民館、海神公民館、高根公民館

3. 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項、意見及び参考意見を述べることとする。

(1) 公民館の総合的・共通論点について

① 公民館の使用料の問題について

ア. 使用料の算定方法について（意見）

【現状・問題点】

現状の公民館の使用料については、令和元年度に見直しが行われたものであり、平成29年度の公民館の原価集計データに基づいて算定されているものである。使用料単価の算定に当たっては、「船橋市の使用料・手数料の算定の基本的な考え方（令和元年10月改定版）」（以下「使用料算定の基本的な考え方」という。）に規定されている次の数式に基づいて算定されており、使用料単価に各施設の面積に基づく数値及び単位時間（3時間）を乗じることにより、各施設の使用料が算定されている。

【貸室1室当たりの使用料を算定する場合の使用料単価の算定方法】

$$\text{㎡あたり1時間の使用料単価} = \frac{\text{原価（人+物+資本）}}{\text{貸出対象床面積} \times \text{年間貸出可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$$

出典：船橋市の使用料・手数料の算定の基本的な考え方（令和元年10月改定版）

ここで、船橋市には26の公民館があるが、公民館によって新しい・古いの差があったり、施設設備の充実度に差があったり、駅から近い・遠いの差があったりするなど、利便性などの点で相当程度の格差があるのが実態である。そして、当然のことながら単位面積当たりでは、新しい館、設備が充実している館のコストは高くなり、反対に、古い館、設備が充実しているとは言い難い館のコストは低くなる傾向にある。実際に現在の使用料を算定する際に使用した平成29年度の各館別の原価集計データを見ると、㎡当たり1時間の使用料単価（単位当たり原価に受益者負担率50%を乗じた値）が高い公民館（高根台公民館8.42、中央公民館7.95、葛飾公民館7.90、浜町公民館7.70）と㎡当たり1時間の使用料単価が低い公民館（三田公民館3.02、海老が作公民館3.51、塚田公民館3.62）との間には2倍以上ものかい離があることが見て取れる。

【各館別の原価集計データ（平成 29 年度）】

| | 原 価（千円） | | | | | | | | ①原価計 （千円） | ②貸出対象 床面積×年 間貸出可能 時間 | 改定後料金 ①/②×50% （受益者負担 割合）（円） |
|---------------|---------------|----------------|-----------------|-------------------------|--------------------|----------------|---------------------|----------------|----------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| | 公民館運 営費 | 公民館施 設管理費 | 公民館施設 管理費（政） | 生涯学習施 設予約シス テム管理費 | 図書館・学 校との按 分 | 人件費 | 減価償却 費に相当 する額 | 実費徴収 金 | | | |
| 中央公民館 | 5,505 | 55,757 | 122 | 1,484 | | 8,114 | 21,103 | △ 398 | 91,686 | 5,760,217 | 7.95 |
| 浜町公民館 | 254 | 0 | 12,007 | 727 | | 5,781 | 23,856 | △ 70 | 42,555 | 2,763,024 | 7.70 |
| 宮本公民館 | 557 | 9,021 | 7,365 | 741 | | 12,034 | 6,603 | △ 83 | 36,237 | 2,581,512 | 7.01 |
| 海神公民館 | 385 | 10,107 | 5,503 | 783 | | 5,781 | 5,128 | △ 93 | 27,593 | 2,649,519 | 5.20 |
| 東部公民館 | 450 | 6,319 | 4,459 | 1,015 | | 7,270 | 3,312 | △ 151 | 22,674 | 2,005,952 | 5.65 |
| 三田公民館 | 530 | 1,254 | 2,765 | 751 | 1,080 | 5,891 | 1,178 | △ 184 | 13,264 | 2,192,953 | 3.02 |
| 飯山満公民館 | 655 | 5,103 | 3,152 | 773 | | 5,891 | 4,026 | △ 169 | 19,431 | 1,702,056 | 5.7 |
| 習志野台公民館 | 352 | 873 | | 745 | 5,464 | 5,891 | 6,114 | △ 153 | 19,286 | 2,120,843 | 4.54 |
| 葉台公民館 | 513 | 6,719 | 3,875 | 769 | | 6,831 | 9,174 | △ 222 | 27,658 | 2,548,724 | 5.42 |
| 西部公民館 | 462 | 7,062 | 6,715 | 936 | | 6,381 | 13,218 | △ 113 | 34,662 | 3,417,595 | 5.07 |
| 法典公民館 | 514 | 9,452 | 204 | 734 | | 5,891 | 14,531 | △ 161 | 31,165 | 2,273,988 | 6.85 |
| 丸山公民館 | 542 | 5,668 | 4,143 | 736 | | 5,891 | 2,414 | △ 63 | 19,331 | 1,859,851 | 5.19 |
| 塚田公民館 | 349 | 4,003 | 4,043 | 801 | | 5,781 | 1,364 | △ 134 | 16,206 | 2,237,255 | 3.62 |
| 葛飾公民館 | 718 | 6,995 | 4,052 | 727 | | 12,144 | 14,285 | △ 185 | 38,735 | 2,449,523 | 7.9 |
| 北部公民館 | 378 | 121 | 8,808 | 754 | | 6,565 | 12,672 | △ 129 | 29,168 | 1,975,423 | 7.38 |
| 二和公民館 | 335 | 2,204 | | 903 | 9,856 | 12,034 | 14,914 | △ 119 | 40,127 | 2,689,678 | 7.45 |
| 三咲公民館 | 753 | 5,523 | 4,670 | 754 | | 5,781 | 8,010 | △ 170 | 25,321 | 2,332,951 | 5.42 |
| 八木が谷公民館 | 328 | 5,583 | 4,876 | 806 | | 5,781 | 5,795 | △ 142 | 23,026 | 1,828,536 | 6.29 |
| 小室公民館 | 308 | 2,096 | 2,596 | 770 | | 5,781 | 3,791 | △ 73 | 15,270 | 1,348,743 | 5.66 |
| 松が丘公民館 | 1,892 | 6,520 | 6,065 | 790 | | 5,891 | 9,728 | △ 150 | 30,735 | 2,660,117 | 5.77 |
| 海老が作公民館 | 357 | 962 | 3,927 | 720 | 713 | 5,781 | 2,950 | △ 207 | 15,204 | 2,160,643 | 3.51 |
| 坪井公民館 | 400 | 5,119 | 6,381 | 771 | | 5,781 | 4,872 | △ 120 | 23,204 | 2,075,385 | 5.59 |
| 高根台公民館 | 318 | 15,180 | 142 | 1,470 | | 7,158 | 16,011 | △ 164 | 40,115 | 2,381,316 | 8.42 |
| 夏見公民館 | 367 | 9,084 | 225 | 740 | | 5,891 | 4,229 | △ 58 | 20,478 | 1,870,807 | 5.47 |
| 高根公民館 | 409 | 10,142 | 252 | 761 | | 5,891 | 4,076 | △ 188 | 21,343 | 1,714,475 | 6.22 |
| 新高根公民館 | 506 | 7,718 | 145 | 780 | | 5,891 | 6,867 | △ 202 | 21,705 | 2,065,053 | 5.25 |
| 計（税抜き） | 18,137 | 198,584 | 96,493 | 21,741 | 17,113 | 177,792 | 220,220 | △ 3,901 | 746,179 | 61,666,139 | 6.05 |

※使用料の算定にあたっては、単位当たり原価の全館平均値である 6.05 を各館の面積に基づいて算出した数値に乗じて各館の使用料が算定されている。

出典：社会教育課提出資料に基づき監査人作成

しかし、使用料の算定にあたっては、公民館全館の原価合計を公民館全館の「貸出対象面積×年間貸出可能時間」の値の合計で除すことによって算定した単一の㎡当たり 1 時間の使用料単価（6.05）によって算定されている。したがって、貸室の使用料を左右するのは貸室の面積のみであり、前述のような利便性などによる補正はされていない。

この点、市所管課によると、船橋市内のどこに住んでいても負担に差が生じることのない活動場所を公平に市民に提供するために、公民館の使用料については、全ての公民館のコストの平均から 1 時間当たりの使用料単価を算出しているとのことである。

り、使用料単価が同じであることが「公平」であるとの考え方に立っている。

しかし、公の施設の利用者に対して使用料を課すことの本思想としては、使用料算定の基本的な考え方の趣旨にも記載されているとおり、受益者負担の原則があると考えられるところ、現在の使用料は、単位当たり原価の全館平均値という単一の基準値に基づいて算定されていることから、コストの高い公民館からコストの低い公民館に使用料の転嫁が起っており、受益者負担という観点においては、公平性の問題があることは否定できない。

また、市所管課によると、例えば、基幹公民館については、地区公民館よりも職員数が多く人件費が高くなっていたり、舞台設備を持つ宮本公民館、葛飾公民館及び二和公民館については、主任技能員がいるため、人件費が高くなっていたりすることから、これらの公民館の利用者のみが、他の地域の公民館の利用者よりも多くの負担を強いられることは公平ではないと考えているとのことである。

しかし、基幹公民館の人件費については、基幹公民館の職員が地区公民館の事務の一部を担っている実態に鑑みれば、基幹公民館の人件費の一部を地区公民館に配賦することが原価計算上は適当と考える。また、舞台設備を持つ公民館のコストについては、政策的な観点からの控除があつて然るべきとは考えるが、本来であればその公民館の舞台設備の使用料に転嫁することが受益者負担の原則には適っているものと考えられる。各館ごとにコストを把握できる体制がすでに整備されているのであるから、使用料の算定においても、各館のコストを集計した上で、必要に応じて共通費の配賦や政策的な観点から特定の費用の控除を行う等、各館ごとに使用料算定のための精緻な原価計算を行う必要があるものと考えられる。

【結果（意見）：社会教育課、中央公民館】

今後の公民館の使用料の見直しに当たっては、受益者負担の適正性・公平性の観点から、公民館ごとの原価に基づき、公民館ごとに算定するよう要望する。

イ. 社会教育関係団体と社会教育目的で使用する一般団体との間の使用料の格差について（意見）

【現状・問題点】

公民館は社会教育に関する事業を行うための施設であると言われている。これは、次の社会教育法第20条の規定が根拠となっている。

| |
|--|
| 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
|--|

また、公民館を継続的に使用する団体として、社会教育関係団体がある。社会教育関係団体とは、社会教育法第 10 条によると、「公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」を言う。船橋市では、社会教育関係団体の登録要件が、船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準において次のとおり規定されている。

【船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準】

(登録要件)

第 2 条 船橋市社会教育関係団体として登録することができる団体（連合組織の加盟団体を含む）は、次の要件を備えたものとする。

- (1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 規約又は会則を有すること。
- (3) 役員についての規定があること。
- (4) 自己財源を有し、団体の運営が確実になされていること。
- (5) 事務所を市内に有し、団体の構成員のうち市内に居住し、又は通勤若しくは通学するものが半数以上で、かつ主たる活動の場所が市内にあること。
- (6) 団体としての活動実績が概ね 1 年あること。

現在、社会教育関係団体は一般団体の使用料の半額で公民館の貸室を使用することができる。これは、船橋市公民館条例第 8 条及び同条例施行規則第 8 条第 1 項第 2 号における使用料の減免に係る規定を根拠としている。

【船橋市公民館条例施行規則】

(使用料の減免基準等)

第 8 条 条例第 8 条に規定する使用料の減免の基準は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 使用料を免除する場合
 - ア 市及び関係行政機関が行政目的のために使用するとき。
 - イ 市及び関係行政機関が委嘱した委員により構成される団体が、その主たる目的のために使用するとき。
 - ウ 市の共催により使用するとき。
 - エ その他教育委員会が特に必要と認めるとき。
- (2) 使用料の 5 割に相当する額を減額する場合
 - ア 市内の社会教育関係団体が、社会教育のために使用するとき。
 - イ 市内の公共的団体が、その主たる目的で使用するとき。

- ウ 市内の福祉団体が、福祉の向上を目的として使用する時。
- エ 市の後援により使用する時。
- オ その他教育委員会が特に必要と認めるとき。
- (3) 施設使用料の一部を減額する場合
 - ア 感染症の予防その他特別の事情により教育委員会が特に必要があると認めるとき。
 - 2 前項第2号ア、イ、ウ及びエに規定する使用者が、入場料又はこれに類するものを徴収して使用する時は、当該規定にかかわらず、使用料を減額しないものとする。
 - 3 第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申請の際に、申請書を館長に提出しなければならない。

また、市所管課によると、社会教育関係団体は、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であるところ、そのような社会教育関係団体の活動を促進するための使用料の減免制度は、社会教育振興という公民館の本来の目的に沿った運用であると考えているとのことである。

一方で、公民館を社会教育に関する目的で使用する団体は社会教育関係団体に限られることはなく、一般団体についても社会教育関係団体と同様・類似の目的で使用しているという実態は当然ある。しかし、現状では一般団体は、使用目的にかかわらず、少なくとも社会教育関係団体の2倍の使用料を払わなければ公民館の貸室を利用することができない。例えば、次に示す事例については、活動内容が同じような団体であるにもかかわらず、組織分類が異なっており、異なる使用料が適用されている事例である。

- i 「朗読」関係団体
 - [中央公民館・朗読の会さざなみ・社教団体^注（成人）：5割減額]
 - [海神公民館・船橋朗読サークル「はなみずき」・一般団体（市内）：通常料金]
- ii 「バレエ」関係団体
 - [浜町公民館・ジュニアバレエ・社教団体（青少年）：全額免除]
 - [浜町公民館・AKバレエサークル・一般団体（市内）：通常料金]
- iii 「ダンス」関係団体
 - [海神公民館・HOAL OHAフラサークル・一般団体（市内）：通常料金]
 - [宮本公民館・船橋レク・ダンス協会・社教団体（成人）：5割減額]
 - [宮本公民館・フォークダンス宮本・社教団体（成人）：5割減額]

注：社教団体は社会教育関係団体の略称である。

しかし、社会教育法第20条に示されている公民館の本来の目的に沿った利用を促進するために料金を区別するというのであれば、例えば目的外使用に加算料金を

課すといったように、「使用目的」によって料金を区別することで足りるはずであり、社会教育関係団体か一般団体かという「利用主体」によって料金格差を設けることの論理的根拠としては弱く、公平性を犠牲にしてまで行うべき合理性に乏しいと考える。

その点、市所管課は、「社会教育関係団体と類似事業を行っている一般団体についても、1年間の活動実績をもって、社会教育関係団体になり得ることから、必ずしも格差が生じているとは言えない」と主張するが、同じ「社会教育目的」で使用している市民であるにもかかわらず、言わばリピーターか一見さんかの違いで公民館使用料に2倍もの格差が生じ得るような現在の運用が、公の施設の公平利用という観点から望ましい状況であるとは考えられない。

また、市所管課との議論の過程で、「第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」の基本構想として、「継続して何かを学んだり、活動したりしている人の割合の向上」を目標に掲げているところ、継続的に社会教育に関する事業を行っている団体である社会教育関係団体の使用料を抑えることは船橋市の社会教育行政の基本的な方針と整合的であるという見解が市所管課から示された。しかし、この点については、「今」継続的に公民館を利用している人たちだけを優遇すればいいのではなく、「これから」継続的に公民館を利用しようとしている人たちに対しても公民館における学びの支援をしてあげるという考え方があってもいいと考える。前述の登録要件にあるように、相応の活動実績や財源を「すでに」有している団体でなければ、公民館を使用するために相対的に不利な使用料を払わざるを得ない現状は、「これから」継続的に公民館を利用しようとしている人たちにとってはハードルが非常に高く、新たな公民館の利用者層の獲得や利用率のさらなる向上という点において支障になりかねないと考える。

現状の使用料の体系については、すでに継続的に利用している社会教育関係団体には優しく、これから継続的に利用するかもしれない一般団体には相対的に厳しい制度になってしまっていると言わざるを得ない。高齢化等によって社会教育関係団体の活動が落ち込む傾向が見られる現在の状況下において、新たな公民館の利用者層の獲得や利用率のさらなる向上を本気で考えるのであれば、市所管課としては、現在の社会教育関係団体と一般団体との間に使用料の格差があることの正当性をただ主張するのではなく、使用料の体系の根本的な見直しや社会教育関係団体と一般団体との間の使用料の格差の是正について検討を進める姿勢を持つべきであると考えられる。

【結果（意見）：社会教育課、中央公民館】

社会教育関係団体と一般団体との間の使用料の格差の是正に向けた検討を進めるよう要望する。

② キャンセル時の取扱いの公平性の問題について（意見）

【現状・問題点】

船橋市公民館条例第 7 条により、利用者は使用料を前納しなければならないが、同条例第 9 条によると、利用者都合のキャンセルについては基本的に納付済みの使用料の還付を受けられないこととなっている。

（使用料の還付制限）

第 9 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任でない理由により、使用することができなくなったときは、使用料を還付することができる。

一方で、利用当日の支払を予定していたが利用者都合でキャンセルした場合には、キャンセル料を徴収することはない。直前キャンセルや無断キャンセルの場合も同様である。

ここで、利用者が利用日より前に納付する理由としては、数回分をまとめて払いたいといった利用者の利便によるものだけでなく、夜間利用の場合は利用直前の支払を基本的に受け付けられないという公民館側の都合によりやむを得ず利用者が利用日より前に納付していることも考えられる。そのような場合にも使用料の還付を受けられないというのでは、直前キャンセル等の場合にキャンセル料を徴収されないこととの均衡を欠いていると言わざるを得ない。

したがって、キャンセル料の徴収を行わないこととの均衡を図るためには、使用料納付の時期にかかわらず、キャンセルについては基本的に使用料の還付を認めるという規定にすべきであると考える。

【結果（意見）：社会教育課、中央公民館】

使用料の還付制限については、原則として既納の使用料の還付を認めるよう条例の規定の改正に向けた取組を要望する。

③ 公民館の現状の運営方針の見直しについて

ア. 開館時間の考え方について（参考意見）

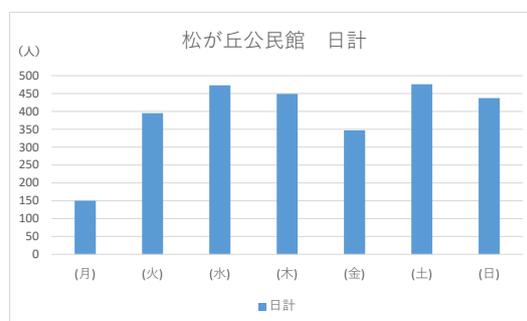
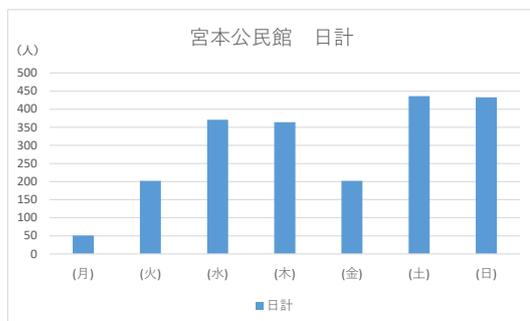
【現状・問題点】

現状では船橋市の公民館は 26 館全館について一律に休館日及び開館時間が定められている。全体的に月曜日や夜間の利用率が低いという傾向が見られるが、その程度については公民館によってバラツキがある。公民館によっては月曜日や夜間の利用

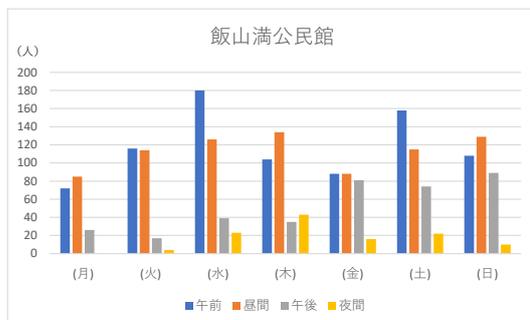
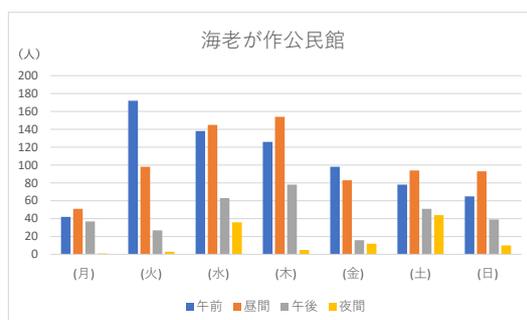
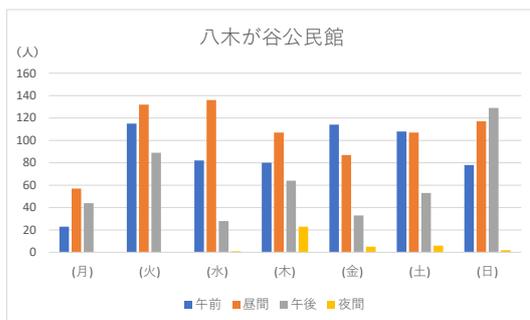
がほとんどないという所もある。

【公民館の曜日別時間帯別利用状況】

月曜日の利用が極端に少ない事例



夜間の利用が極端に少ない事例



出典：予約一覧データをもとに監査人作成

そのような低利用率の背景には公民館側の利用促進のための努力の質や量に改善余地があるかもしれないが、公民館の立地条件や近隣の人口、住民構成等を勘案した場合、そもそも利用率の向上に限界があるということも考えられる。そのような公民館まで一律の開館時間を適用するのは効率性・費用対効果の点で問題があると考えられる。他市においては、市内の公民館の利用実態に応じて公民館ごとに開館時間に差を設けている事例が見受けられる。

【開館時間に関する他市の事例】

| |
|--|
| 八千代市 |
| 開館時間 |
| ▶ 八千代台公民館・八千代台東南公民館・緑が丘公民館 午前9時から午後9時まで ▶ その他の公民館 午前9時から午後5時まで |
| 習志野市 |
| 開館時間は… |
| 午前9時から午後9時まで 菊田公民館は、午後5時以降（もしくは6時以降）にご利用される団体がいない場合、午後5時（午後6時）に閉館します。 |

出典：八千代市ホームページ、習志野市ホームページ

全館一律の開館ありきではなく、各公民館の個性・利用状況に応じて、例えば開館時間を短縮したり、特定の曜日だけ開館時間を短縮したりする等、開館時間に差を設けることがあってもよいと考える。

【結果（参考意見）】

休館日や開館時間については、必ずしも全館一律ありきではなく、公民館ごとに利用者のニーズや費用対効果を検討の上、公民館の利用実態に応じて適切に設定・見直しを行うよう要望する。

イ. 使用時間単位の考え方について（参考意見）

【現状・問題点】

現状では船橋市の公民館は26館全館について一律に1コマ3時間、1日4コマという使用時間単位が定められている。しかし、現場往査時に公民館職員にヒアリングしたところ、利用者の利用実態としては、1時間や2時間の利用で退出するといった3時間に満たない利用事例もあるとのことである。本当は2時間でいいのに3時間分の使用料を払っているから3時間使用しているという利用者の存在も想定される。利用者としては、3時間未満の利用を希望しているにもかかわらず、3時間分の使用料を支払う必要があるという点で利便性を損なっている面がある。また、特に利用率の高い公民館においては、1日4コマに限られてしまうと、利用を希望する人に広く利用機会が行きわたらないという点でも利便性を損なっている可能性がある。利用

形態の柔軟性の確保とより多くの利用機会の確保という点から、特に利用率が高い公民館について使用時間単位の見直しを検討することが望まれる。他市においても、使用時間単位を細かく区切っている事例や、公民館ごとに使用時間単位に差を設けている事例も見受けられる。

【使用時間単位を細かく区切っている事例】

| 団体名 | 公民館の使用時間単位 |
|------|---------------------------|
| 市川市 | 30分（ただし、使用料は1時間当たりで算定される） |
| 松戸市 | 1時間（1日12コマ） |
| 横須賀市 | 1時間（1日13コマ） |
| 川口市 | 2時間（1日6コマ） |

出典：各市ホームページに基づき監査人作成

【公民館ごとに使用時間単位に差を設けている事例】

| 団体名 | 公民館の使用時間単位 |
|------|--|
| 千葉市 | 1日3コマ（午前9時～12時、午後13時～17時、夜間17時30分～21時） 一部の公民館は1日4コマ（午前9時～12時、午後①13時～15時、午後②15時～17時、夜間17時30分～21時） |
| 習志野市 | 中央公民館：1日8コマ（7時～9時、9時～12時、12時～13時、13時～15時、15時～17時、17時～18時、18時～21時、21時～22時） 中央公民館以外：1日6コマ（9時～12時、12時～13時、13時～15時、15時～17時、17時～18時、18時～21時） |

出典：各市ホームページに基づき監査人作成

現状の1コマ3時間ありき、全館一律ありきではなく、各公民館の個性・利用状況に応じて、例えば使用時間単位を短縮して1日の利用コマ数を増やす等、使用時間単位に差を設けることがあってもよいと考える。生涯学習施設予約管理システムの仕様と関連するため、早期の対応は難しいと考えられるが、中長期的な課題として取り組むことを要望する。

【結果（参考意見）】

使用時間単位については、必ずしも全館一律ありきではなく、公民館ごとに利用者のニーズや費用対効果を検討の上、公民館の利用実態に応じて適切に設定・見直しを行うよう要望する。

ウ. 個人利用・家族利用の制限について（参考意見）

【現状・問題点】

「船橋市公民館の予約及び使用に関する内規」によると、船橋市の公民館を使用することができるのは、「原則として2人以上で構成される団体」である旨が規定されており、個人利用はできないこととされている。また、家族は「団体」には当たらないという解釈のもと、家族利用も制限されている。

個人利用・家族利用を認めないことについては、あくまで内規の規定とその解釈によるものであり、社会教育法にその根拠があるわけではない。船橋市公民館条例においても個人利用・家族利用を認めないとする具体的な規定はない。逆に言えば、公民館の個人利用・家族利用を認めることは、法や条例に抵触することはないと考えられ、内規の変更・解釈の見直しにより可能であると考えられる。実際に、他市では公民館の個人利用を認めている事例はある。

【個人利用に関する他市の事例】

| 団体名 | 個人利用の可否、条件等 |
|------|-------------------------------|
| 千葉市 | 個人利用可（使用日の5日前から公民館窓口で使用申請できる） |
| 市川市 | 個人利用可（利用者の制限は特にない） |
| 川越市 | 個人利用可（利用日の7日前から窓口にて受け付け） |
| 八王子市 | 個人利用可（ただし、社教団体が個人及び一般団体に優先） |
| 横須賀市 | 個人利用可（利用者の制限は特にない） |

出典：監査人作成

個人利用を認めることによって、社会教育関係団体等の利用が著しく制限されてしまうということであれば個人利用を制限することも考えられるが、現状の利用率の水準のもとでは個人利用を認めても問題ないと考えられる。また、例えば、予約について社会教育関係団体等を優先的に取り扱うことによって、社会教育関係団体等が従来どおり利用できなくなるかもしれないという弊害は回避できるものと考えられる。

【結果（参考意見）】

船橋市の公民館については、個人利用・家族利用を認めることを前提に課題を整理し、実現に向けた検討を行うよう要望する。

エ. 利用率の低迷している公民館の利用促進のあり方について（参考意見）

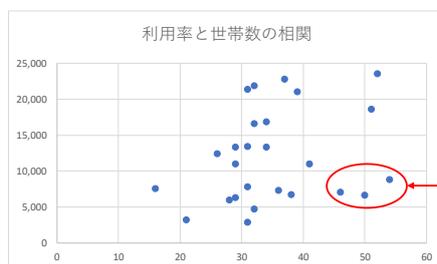
【現状・問題点】

公民館職員へのヒアリング等によると、利用率の低迷している公民館に共通する特徴としては、管区の世帯数・人口が少ない、駅から遠い立地であるといったことが挙げられている。船橋市の26公民館について、利用率と管区の世帯数及び人口との間の相関関係を分析した結果からも、おおむね同様の傾向が認められる。

【公民館の利用率と管区世帯数及び人口との相関関係】

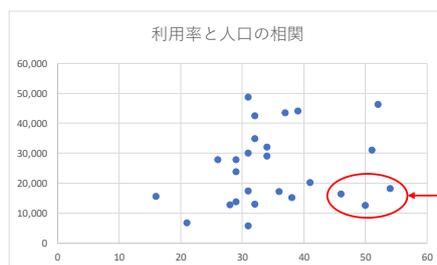
①全公民館の分析結果

| 公民館 | R3利用率 | 管区世帯数 | 管区人口 |
|------|-------|--------|--------|
| 中央 | 51 | 18,666 | 31,091 |
| 浜町 | 38 | 6,788 | 15,235 |
| 宮本 | 32 | 21,916 | 42,581 |
| 海神 | 34 | 16,923 | 32,144 |
| 東部 | 52 | 23,615 | 46,331 |
| 三田 | 32 | 16,632 | 34,796 |
| 習志野台 | 39 | 21,114 | 44,079 |
| 飯山満 | 34 | 13,356 | 29,128 |
| 薬円台 | 54 | 8,886 | 18,104 |
| 西部 | 41 | 11,070 | 20,203 |
| 法典 | 31 | 13,459 | 29,990 |
| 丸山 | 31 | 7,849 | 17,321 |
| 塚田 | 31 | 21,421 | 48,684 |
| 鷗節 | 37 | 22,832 | 43,505 |
| 北部 | 31 | 2,887 | 5,780 |
| 二和 | 46 | 7,129 | 16,373 |
| 海老が作 | 29 | 6,335 | 13,771 |
| 小室 | 21 | 3,270 | 6,750 |
| 八木が谷 | 29 | 11,055 | 23,710 |
| 三咲 | 36 | 7,391 | 17,163 |
| 松が丘 | 28 | 6,009 | 12,687 |
| 坪井 | 32 | 4,807 | 12,949 |
| 高根台 | 50 | 6,658 | 12,546 |
| 夏見 | 26 | 12,441 | 27,771 |
| 高根 | 16 | 7,640 | 15,515 |
| 新高根 | 29 | 13,390 | 27,767 |



$r = 0.2627$
→弱い正の相関関係

薬円台、二和、高根台の3館は、
駅から至近の好立地であり、
管区世帯数に関係なく利用率が高い。

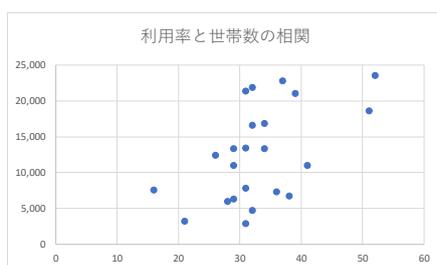


$r = 0.1971$
→ほぼ相関関係なし

薬円台、二和、高根台の3館は、
駅から至近の好立地であり、
管区人口に関係なく利用率が高い。

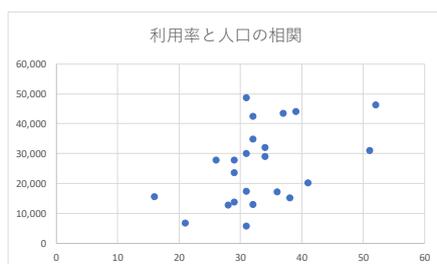
②薬円台、二和、高根台の3館を除いた場合の分析結果

| 公民館 | R3利用率 | 管区世帯数 | 管区人口 |
|------|-------|--------|--------|
| 中央 | 51 | 18,666 | 31,091 |
| 浜町 | 38 | 6,788 | 15,235 |
| 宮本 | 32 | 21,916 | 42,581 |
| 海神 | 34 | 16,923 | 32,144 |
| 東部 | 52 | 23,615 | 46,331 |
| 三田 | 32 | 16,632 | 34,796 |
| 習志野台 | 39 | 21,114 | 44,079 |
| 飯山満 | 34 | 13,356 | 29,128 |
| 薬円台 | | | |
| 西部 | 41 | 11,070 | 20,203 |
| 法典 | 31 | 13,459 | 29,990 |
| 丸山 | 31 | 7,849 | 17,321 |
| 塚田 | 31 | 21,421 | 48,684 |
| 鷗節 | 37 | 22,832 | 43,505 |
| 北部 | 31 | 2,887 | 5,780 |
| 二和 | | | |
| 海老が作 | 29 | 6,335 | 13,771 |
| 小室 | 21 | 3,270 | 6,750 |
| 八木が谷 | 29 | 11,055 | 23,710 |
| 三咲 | 36 | 7,391 | 17,163 |
| 松が丘 | 28 | 6,009 | 12,687 |
| 坪井 | 32 | 4,807 | 12,949 |
| 高根台 | | | |
| 夏見 | 26 | 12,441 | 27,771 |
| 高根 | 16 | 7,640 | 15,515 |
| 新高根 | 29 | 13,390 | 27,767 |



$r = 0.5297$
→正の相関関係

薬円台、二和、高根台の3館を除くと、
利用率と管区世帯数の間に、
正の相関関係が認められる。



$r = 0.4573$
→正の相関関係

薬円台、二和、高根台の3館を除くと、
利用率と管区人口の間に、
正の相関関係が認められる。

出典：監査人作成

したがって、管区の世帯数・人口が少ない公民館や、駅から遠い立地にある公民館が利用率を高めようとする場合、他の公民館とは異なる独自の利用促進施策が求められていると考える。

例えば、高根公民館については、駅が遠く、周囲に民家が少ないという一般的に考えれば利用率の点でマイナスとなる要素を逆手にとって、「大きな音を出しても周辺住民からのクレームが来ない」という利点を強調し、太鼓を利用する団体や、楽器を利用する団体への利用促進活動を、管区を問わず市内全域的に推進しようとしているとのことである。特に利用率が低迷している公民館については、このように公民館の個性を活かして市内全域や市外からの利用も含めて積極的に利用促進活動を推進する必要があると考える。

【結 果（参考意見）】

施設を有効活用するために、現状の運営方針ありきではなく、運営方針の見直しの可能性も含めて自由にアイデアを出し、試行錯誤的に実践することを要望する。

④ 公民館運営審議会の運営について（意見：2件）

【現状・問題点】

ア. 公民館運営審議会委員の構成について

令和3年度現在の船橋市公民館運営審議会の構成人数は次の表に示すとおりである。

【公民館運営審議会委員の構成】 (単位：人)

| 基幹館名 | 館数 | 学校教育関係 | 社会教育関係・ 家庭教育関係 | 学識経験者 | 合 計 |
|------|----|--------|-------------------|-------|-----|
| 中央 | 4 | 中学校長：1 | 4 | 2 | 7 |
| 東部 | 5 | 小学校長：1 | 5 | 2 | 8 |
| 西部 | 5 | 中学校長：1 | 5 | 2 | 8 |
| 北部 | 8 | 小学校長：1 | 8 | 1 | 10 |
| 高根台 | 4 | 中学校長：1 | 4 | 2 | 7 |
| 合 計 | 26 | 5 | 26 | 9 | 40 |

出典：社会教育課提出資料に基づき監査人作成

この表からは船橋市全体の公民館 26 館について、「学校教育関係」、「社会教育関

係・家庭教育関係」及び「学識経験者」の40人の委員で構成されていることが分かる。また、委員を選任する際には、学校教育関係の委員を除き、各基幹公民館から船橋市教育委員会あてに推薦をしている。

ここで、中央公民館を例に挙げると、委員の内訳は次のとおりである。

【中央公民館運営審議会の委員構成】

| No | 委員：生年 | 地域 | 属性・所属団体 | 委員歴 |
|----|--------|-----|---------------------------------------|-------------|
| 1 | A氏：S25 | 海神 | 家庭教育関係 船橋市子ども会育成連絡会 | 再任 8期16年 |
| 2 | B氏：S20 | 宮本 | 社会教育関係 宮本地区民生児童委員 | 再任 7期14年 |
| 3 | C氏：S37 | 若松 | 家庭教育関係 若松地区青少年健全育成会 | 再任 5期10年 |
| 4 | D氏：S21 | 本町 | 学識経験者 本町地区連合町会 | 再任 3期6年 |
| 5 | E氏：S30 | 本町 | 社会教育関係 本町地区社会福祉協議会 | 再任 3期6年 |
| 6 | F氏：S27 | 本町 | 社会教育関係 日本ボーイスカウト千葉県連盟 船橋地区船橋第1団 | 新任 |
| 7 | G氏：S44 | 日の出 | 学校教育関係 船橋市立中学校校長 | 新任 |

注：任期は、令和4年4月27日から令和6年4月26日までの2年間

出典：中央公民館提出資料に基づき監査人作成

監査人は、令和4年9月22日に開催された中央公民館運営審議会に傍聴人として出席したが、直近の月の事業実績や今後の事業企画案等を中央公民館及び南部3館の館長が説明をし、その説明内容に対して、各委員から質問が出され、館長からの回答を踏まえて活発な意見等が交わされていた。

イ. 委員の属性等について

中央公民館運営審議会の委員は7人であり、その属性等の特徴としては、高齢の委員が多いこと、比較的委員歴の長い委員が多いことなどである。このような特徴は中央公民館以外の公民館運営審議会の委員についてもおおむね当てはまるものであるため、以下では中央公民館を例に挙げて説明する。

まず、委員の高齢化に関しては、公民館の登録団体における構成員の高齢化も特徴であるが、比較的若い目線での公民館の施設利用促進や自主事業の企画展開等に対する評価等が期待される面も無視できない。

また、委員歴の長期化に関しては、委員歴6年以上が5人で、うち10年以上は3人(最長16年)であることなどである。ここで、運営審議会委員の任期については、2年と規定されているだけで(船橋市公民館条例第14条第4項)、上限としての年数の制限や更新回数の制限等は特に定めがない。

確かに、委員歴が長期になればなるほど、公民館事業への理解が深まり、各領域からの委員の継続的な視点から公民館事業への意見や評価等が安定することは期待できるものと考ええる。しかし、委員歴が長期になると、公民館事業への意見等が紋切り型になる恐れがあり、また、公民館職員との密接な関係が深まり一定の緊張関係を保持できなくなることも懸念される。

このような懸念等に鑑みると、世代的な多様性(ダイバーシティ)を反映した委員構成が公民館の利用の世代間の多様性(ダイバーシティ)につながる可能性も検討することが必要になるものと考ええる。また、委員歴の長期化への一定の制限に関しても検討する価値が高いと考える。

公民館運営審議会委員の構成について、現状では高齢者が多いことや委員歴の長い委員が多いことなどが特徴であるが、そのような属性によるメリットが認められる反面、比較的若い世代の目線による公民館事業の見直しが期待される面もあり、また、就任期間に一定の上限を設け、更新回数にも制限を加えることにより、様々な市民が委員としての経験を積み、多様な意見等を交換することが、今後の公民館における運営審議会の更なる活性化に少なからず寄与することが期待できる。

ウ. 公民館運営審議会委員の利益相反関係規定について

公民館運営審議会の設置要綱等には、現在、委員の利益相反関係に関する除斥等の規定は存在しない。しかし、公民館運営審議会委員が直接就任する公民館の業務委託等で契約相手方にもなりうる場合や継続的に業務委託の受託業者等に該当する事業者の責任者である場合、運営審議会の審議に際して、利害関係や利益相反関係があるものと外部から見られるという懸念がある。

この点に関して中央公民館では次のような見解を示している。すなわち、委員の委嘱に関しては、利害関係又は利益相反関係に該当するのであれば、審議に影響されることが懸念される。委員の委嘱に際しては、このような影響がないよう、慎重に判断していくことが必要である。したがって、委員の選任について透明性の観点から何らかの基準は必要と考えられるため、今後の課題として検討していきたい。

そのような利益相反関係等に該当する者については、仮に船橋市公民館条例が規

定する委嘱基準（第14条第2項）に照らして、運営審議会委員に相応しいと判断されたとしても、少なくとも審議事項によっては除斥措置とするなど、工夫が必要になるものと考えられる。

また、このような利益相反関係を外形的にも疑われる場合は、委嘱そのものを行わないなど、透明性の観点から内規等で規定することも必要になるものとする。

【結果①（意見）：社会教育課、中央公民館】

公民館運営審議会委員の選任に当たっては、多様な世代を代表する委員構成をめざし、様々な市民が委員として選任されるために、就任年数や更新回数に制限を加えることを検討するよう要望する。

【結果②（意見）：社会教育課、中央公民館】

公民館運営審議会の委員を選任する際には、公民館の業務委託等に継続的に関わっていないかどうか、調査する必要がある。このような利益相反関係が認められる場合は、委員として相応しくないものと判断するための欠格条項や除斥措置に係る基準が必要になるため、船橋市公民館条例施行規則等に公民館運営審議会委員の利益相反関係に係る規定を追加するよう要望する。

⑤ 公民館の受付事務の問題と合理化に向けた施策について

ア. 使用団体の登録時における申請確認について（意見）

【現状・問題点】

船橋市の公民館では、使用団体が初めて公民館を使用する際に、窓口で、使用団体調査票及び予約システム使用登録申請書の提出を求めている。

【予約システム使用登録申請時において提出する書類】

| 使用団体調査票 | | 令和__年__月__日 |
|--|--|------------------------|
| この調査票は団体の概要や使用の目的・内容をお知らせいただくために記入・提出をお願いしております。 | | 公民館使用記入 |
| 団体名 | フリガナ | 発足日 昭和 平成 令和 年 月 日 |
| 代表者 | 氏名 | フリガナ |
| | フリガナ | フリガナ |
| 住所 | フリガナ | フリガナ |
| | フリガナ | フリガナ |
| 連絡者 | フリガナ | フリガナ |
| 代表者以外 | フリガナ | フリガナ |
| 連絡先 | フリガナ | フリガナ |
| 団体概要 | 団体の活動目的 使用対象者や活動内容など具体的に記入ください。(例 女性同士で講師を招聘して月2回程度のヨガ練習) 公民館使用内容 上部組織 有・無 名称等 | |
| 団体構成 | 総数 未就学児 小・中学生 高校生~20歳未満 20~60歳未満 60歳以上 市内在住、在勤、在学 左記以外 | |
| 使用頻度 | <input type="checkbox"/> 不定期または随時 <input type="checkbox"/> 年に1~2度 <input type="checkbox"/> 月に1回程度 <input type="checkbox"/> 定期使用(定例日: 第__週 曜日) | |
| 規約等 | 規約または会則 有・無 予算 有・無 決算 有・無 事業計画 有・無 事業報告 有・無 役員名簿 有・無 | |
| 費用負担 | 会費 有・無 (年額・月額・その他 円) 参加費 有・無 その他費用 円 | |
| 指導者 | 氏名 | フリガナ 肩書 資格等 謝礼金 回・月 円 |
| 入会希望者 | 入会希望者へ団体代表者のお名前 電話 番号をお知らせしてよろしいでしょうか。 入会者の資格・条件等 有・無 採りの場合、その内容 | |
| ※使用内容によってはお貸しする事が出来ません(公民館を使用できない事由、営利・販売活動・政治活動・宗教活動) 暴力団の利益となる使用を判断するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるか否かを確認する必要があります。所轄の警察署へ照会することがあります。 | | |
| 以下公民館使用履歴 | | |
| 職員取り回し事項等記載欄 | | |
| 公民館の使用を許可するものとしてよろしいか。 | 可 | 決裁日 年 月 日 館長 補佐 係員 起案者 |
| | 不可 | |

| 予約システム使用登録申請書 | |
|--------------------------------------|---|
| 公民館長あて 申請日 令和 年 月 日 | |
| 利用番号(記入不要) | |
| 第1号様式 | |
| 下記のとおり、船橋市生涯学習施設予約管理システムの使用登録を申請します。 | |
| パスワード(暗証番号) | 6~12桁の数字をご記入ください。 |
| 団体名 | フリガナ (40文字以内) |
| 代表者 | フリガナ 氏名 電話 () 携帯 () |
| 団体所在地 | 住所 |
| 連絡者 | 代表者以外で連絡がとれる方の連絡先をご記入ください。フリガナ 氏名 電話 () |
| 利用目的 | <input type="checkbox"/> 会議・研修 <input type="checkbox"/> 集会・催し物 <input type="checkbox"/> 学習・講義 <input type="checkbox"/> 創作・製作 <input type="checkbox"/> 楽器練習 <input type="checkbox"/> 歌・カラオケ <input type="checkbox"/> ダンス・舞踊 <input type="checkbox"/> 体操・軽運動 <input type="checkbox"/> 卓球 <input type="checkbox"/> 茶道 <input type="checkbox"/> 調理実習 |
| 発足日 | 昭和 平成 令和 年 月 日 団体構成 市内(在住・在勤・在学) 人 計 人 上記以外 人 |
| 公民館使用履歴 | |
| 主要区分 | <input type="checkbox"/> 公民館主催・共催 <input type="checkbox"/> 市及び関係行政機関 <input type="checkbox"/> 市委嘱委員団体 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 連合会・連合自治会 <input type="checkbox"/> 公共的団体 <input type="checkbox"/> 福祉団体 <input type="checkbox"/> 障害者福祉団体 <input type="checkbox"/> 社教団体(青少年) <input type="checkbox"/> 社教団体(成人) <input type="checkbox"/> 社教団体(女性) <input type="checkbox"/> 社教団体(高齢者) <input type="checkbox"/> 一般団体(市内 5桁 600-F 800-F 900-F コード 運営費等) |
| 事業項目 | 事業項目 記号 取扱い 起案日: 年 月 日 (例)上記のとおり予約システムに使用登録するものとしてよろしいでしょうか。 決裁日: 年 月 日 |
| 設定有効期限 | 館長 補佐 係員 起案者 システム入力 登録証交付 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 |

出典：船橋市ホームページ

公民館の職員は、使用団体から提出された使用団体調査票及び予約システム使用登録申請書に記載されている団体の構成員の総数、市内に在住・在勤・在学する者及びそれ以外の者の人数の記載を基に、使用団体が市内団体に該当するか市外団体に該当するかを確認している。なお、市外団体は、当該使用団体の構成が、市内在住、在勤、在学の者が半数未満、又は当該団体の事務所が市外にある団体であり、市外団体になった場合、施設の使用料は市内団体の5割を加算した金額で使用することとなる。

しかし、使用団体調査票及び予約システム使用登録申請書共に、団体構成員の住所、勤務先、学校名等を記載する様式ではないため、提出書類だけでは団体構成員の市内に在住・在勤・在学の人数を、一定の信頼性をもって確かめることができない。また、現場往査時に職員へのヒアリングによって確認した限りにおいては、使用団体調査票及び予約システム使用登録申請書の人数の記載を正しいものとして受け入れているのが実態であり、疎明資料の確認のほか口頭で詳細を確認することもないとのことである。

利用団体が、市内団体又は市外団体かの違いは使用料に大きく影響を与える項目であることから、市外団体に該当する団体が市内団体として申請することにより、使用料が過小となるリスクがある。

【結 果（意見）：社会教育課、中央公民館】

使用団体調査票及び予約システム使用登録申請書の様式の変更又は別紙を設けることにより、公民館を利用する団体の構成員の在住・在勤・在学の場所を確認できる情報の記載を求めるよう要望する。

イ. 施設利用に係る減額・免除の取扱事務について（意 見）

【現状・問題点】

公民館の施設を利用する団体は事前の登録を前提として、施設の使用許可申請を行っている。その申請書類を見ると、公民館によって運用の実態に差異はあるものの、【減免理由】欄には、「船橋市公民館条例施行規則第8条第1項第1号」や「船橋市公民館条例施行規則第8条第1項第2号」と記載されているのが通常であることが把握された。

一方で、例えば、宮本公民館の施設利用申請事例では、「社教団体（青少年）」としての利用に際して、【減免理由】欄に「船橋市公民館条例施行規則第8条第1項第1号」の記載に加えて、ゴム印で「9・中学生以下8」と記載されているものがあった。これは、「中学生以下の利用人数が9人中8人」という半分以上が中学生以下であることで、「3月24日15:00～21:00、1+2集会室」の使用に当たり、「3,960円」の使用料を全額免除されているものである。

仮に、「9人中8人が中学生以下」ではなく、「9人中4人が中学生以下」であった場合、全額免除の決定はなく、社会教育関係団体として5割減免の対象となるものである。

このように、【減免理由】欄には、単に「船橋市公民館条例施行規則第8条第1項第1号」や「船橋市公民館条例施行規則第8条第1項第2号」の記載だけではなく、利用者の属性（青少年、中学生以下の人数等）を必要最小限記載することが、施設利用の減免判断に当たっての正確性を担保する上で必要であると考えられる。

ちなみに、実際の減免の判断では、市内の社会教育関係団体、市内の公共的団体、市内の福祉団体が行う、それぞれの青少年育成を目的とした活動で使用する場合で、中学生以下が半数以上の場合は「全額免除」であり、それ以外は「5割減額」として（船橋市公民館使用料の減免に関する要綱第5条第3号）。

【結 果（意見）：社会教育課、中央公民館】

社会教育関係団体等で、青少年育成を目的とした活動において、公民館の施設を利用する際に提出する公民館使用許可・使用減免申請書の【減免理由】欄には、「船橋市公民館条例施行規則第8条第1項第1号」や「船橋市公民館条例施行規則第8条第1項第2号」の記載のみではなく、全額免除に当たるか否かを判断することができる最低限の記載を行う事務を全館統一で実施するよう要望する。

ウ. 公民館の使用許可申請書のペーパーレス化について（参考意見）

【現状・問題点】

現状では、システムからプリントアウトした紙面の使用許可申請書に担当者及び査閲者、決裁責任者が押印し、さらに使用料金の收受印を押印したものを保管している状況である。この使用許可申請書が膨大な枚数に上っており、紙のコストの問題や保管スペースの問題等が生じているものと考えられる。

ペーパーレス化が実現した場合に削減される紙のコストとしては、簡便的に年間申請件数から申請書のおおよその枚数を推定し、紙の単価×枚数によって試算したところ、次のとおり、17万円程度と試算される。

| |
|--|
| $2 \text{円} (1 \text{枚あたりおおむね紙代} 1 \text{円} + \text{インク代} 1 \text{円}) \times 82,621 \text{枚} (\text{令和} 3 \text{年度公民館利用状況の利用回数合計より}) = 165,242 \text{円}$ |
|--|

また、紙の使用量を大きく削減することは、経済的なコストの削減に加え、環境負荷の低減というSDGsの取組とも整合的であり、社会教育施設である公民館が率先して紙の使用量削減の取組を行い、取組の成果を世間に発信することは大きな意義があるものとする。

そのため、今後のシステム改修時には、費用対効果を十分に勘案する必要があるが、使用許可申請書の電子承認機能を付加し、紙面のプリントアウト・保管の事務を廃止することを前向きに検討すべきであるとする。

【結 果（参考意見）】

今後のシステム改修のタイミングで、使用許可申請書の電子承認機能を付加し、紙面のプリントアウト・保管の事務を廃止することを検討するよう要望する。

エ. 使用料等の納入事務の合理化について（参考意見）

【現状・問題点】

窓口における使用料等の納入事務については、現在は市職員（主に会計年度任用職員）による手作業によっているため、事務の手数を要するという効率性の問題や、事務ミス・不祥事のリスクがあるといった内部統制上の問題、夜間の納入対応ができないといった利用者の利便性の問題等が生じている。

そこで、例えば、現金入金機を導入し、現金管理事務を外部の警備会社等に委託することによって、入金事務を市職員から分離することができ、市職員の事務負担の削減や、夜間の使用料納入を実現できるというメリットが考えられる。また、キャッシュレス対応を図ることができれば利用者の利便性はさらに高まるものと考えられる。

このような内部統制上のリスク低減や利便性向上のメリットとコスト面の影響（事務量削減に伴うコスト減少と機器リース料や現金管理の外注業務の発生によるコスト増の両面）を比較検討し、合理化・効率化を推進すべきであると考えている。現状では、予算上の制約があることから短期的な措置は難しいかもしれないが、中長期的な課題として取り組むことを要望する。

【結果（参考意見）】

事務ミスや不祥事のリスク低減や利便性向上といったメリットと、機器・サービスの導入に係るコスト面の影響を比較検討し、使用料等の納入事務の合理化・効率化を推進するよう要望する。

⑥ 契約事務の問題について

ア. 地区公民館の委託業務に係る一括契約について（意見）

【現状・問題点】

現状はほとんどの委託業務について各地区公民館ごとに契約を行っている。船橋市はその理由の一つとして、一括契約することで、力のある業者が受託する傾向となり、市内中小企業の育成が阻害される懸念があることを挙げている。しかし、現状の委託業務の傾向としては、複数の地区公民館について同一の業者が受託している場合が多いことに加え、1件当たりの契約額が30万円未満に抑えられることによって同一の業者が随意契約によって継続的に業務を受託する傾向がある。その顕著な事例として、高根台公民館（中部ブロック）における電気工作物保安業務委託の状況を次に示す。

【中部ブロックにおける電気工作物保安業務委託の状況】 (単位：円)

| 年度 | 高根台 | 夏見 | 高根 | 新高根 |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 令和2年度 | A社 208,560 | A社 104,280 | A社 112,200 | B社 198,000 |
| 令和3年度 | A社 208,560 | A社 104,280 | A社 112,200 | B社 198,000 |

出典：高根台公民館提出資料に基づき監査人作成

そのため、地区公民館ごとに契約事務を行うことにしていることによって、かえって、あらゆる市内中小企業にとって契約受託の機会が奪われているような状況になってしまっているという点で問題がある。また、同一の業者が同一の価格で業務を継続することが常態化することによって、業務の合理化、コスト削減の機会を逸することが懸念される。

そこで、場所が近接していたり、業務の仕様が類似するような複数の地区公民館の委託業務については一括契約とし、競争入札を行うことで、業務受託機会の公平性とコスト削減が期待できるものと考えられる。

【結果（意見）：社会教育課、中央公民館】

複数の地区公民館の委託業務については、随意契約とすべき特段の理由がないのであれば、一括契約とする等、契約事務の合理化を図るよう要望する。

イ. 施設等修繕契約における見積徴取について（意見：2件）

【現状・問題点】

令和3年度において公民館が実施した施設等修繕契約を閲覧すると、契約事務の初期段階で設計額を積算する際に事業者から参考見積を徴取しているものがある。その参考見積は比較的少額な施設等修繕を行う際に市独自の積算を実施せずに、事業者からの見積を参考にするために、公平性や経済性を担保する視点から複数の事業者の見積り情報を参考にすることが重要であると考えられるが、実際には1者からの参考見積に基づき設計額を積算している場合がほとんどである。

また、1者からの参考見積額をそのまま設計額とすることも多く、さらに、参考見積額と契約額が一致しており、その契約相手方は参考見積を提出した事業者である事例が複数把握された。このような事実については、契約事務のプロセス及びその結果に対する公平性、金額の適正性及び経済性・競争性等を担保する面からは改善を要する事案であると考えられる。

次の表は、このような事案を令和3年度の施設等修繕の実例で確認するために一覧表にしたものである。

【令和3年度中央公民館等施設修繕契約一覧】

(単位：千円)

| 区分 | 件名 | 契約金額 | 入札方式 | 参考見積 | 設計額 | 諸経費 | 諸経費比率 | 諸経費内訳 |
|----|--|-------|------|------|--------|-----|-------|-----------------|
| 1 | 中央公民館・市民文化ホール誘導灯修繕 | 243 | 随意 | 1者 | 無 | 10 | 4.5% | 交通費、現場経費、諸経費 |
| 2 | 船橋市中央公民館空調機(市民文化ホール系統)モーター修繕 | 770 | 随意 | 無 | 契約額と同じ | 146 | 20.9% | 交通費、現場経費、諸経費 |
| 3 | 船橋市中央公民館冷温水発生機冷却水系水室修繕 | 1,516 | 随意 | 1者 | 同額 | 215 | 14.6% | 作業準備、交通費、雑費・諸経費 |
| 4 | 船橋市中央公民館空調用ファンコイルユニット修繕 | 2,035 | 指名3者 | 1者 | 同額 | 278 | 15.0% | 運搬交通費、雑費用、諸経費 |
| 5 | 船橋市海神公民館外灯修繕 | 902 | 指名3者 | 1者 | 同額 | 234 | 28.5% | 諸経費 |
| 6 | 船橋市中央公民館冷温水発生器(公民館系統)ガス供給用遮断弁および電動ボール弁修繕 | 1,412 | 随意 | 1者 | 同額 | 127 | 9.9% | 雑費・諸経費(交通費含) |
| 7 | 船橋市中央公民館加圧給水ポンプ修繕 | 1,793 | 指名3者 | 1者 | 同額 | 215 | 13.0% | 諸経費 |
| 8 | 船橋市中央公民館冷温水発生機修繕 | 1,749 | 随意 | 1者 | 同額 | 80 | 4.9% | 諸経費 |

注1：「契約金額」欄は消費税等を含み、千円未満を四捨五入している。

注2：「入札方式」欄の表記について、「随意」は「随意契約」を、「指名」は「指名競争入札」を略したものである。

注3：「参考見積」欄の表記は、参考見積を徴した事業者数を表す。

注4：「設計額」欄の表記について、「同額」は「参考見積」金額と「設計額」の一致を、「無」は設計書を省略している場合を意味する。

注5：「諸経費」欄の金額は、消費税等を含んでいない金額である。

注6：「諸経費比率」欄の数値は、「諸経費」(消費税等抜き)の額を「契約金額」のうち消費税等抜きの額で除した割合を記載している。

注7：「諸経費内訳」欄の記載は、設計書等の記載内訳の中で、一般的に諸経費として集計されるべき科目を特定して抜き出している。

出典：中央公民館提出資料に基づき監査人作成

(ア) 参考見積額、設計額及び契約額の一致に関する問題点について

この表では、8件の施設等修繕を列挙しているが、それらのうち、2番目を除く7件が、参考見積を1者のみから徴取していた事例である。また、1番目と2番目を除き、中央公民館が積算した設計額が事業者から徴取した参考見積と一致していた。さらに、1番目及び3～6番目までの5つの契約案件(前記の表の「契約金額」欄の金額に下線を付した案件)は、事業者からの参考見積額及び中央公民館の積算による設計額が契約額と一致していた。このような5つの案件では参考見積を徴取した事業者が契約相手方となっている。

このような事案が発生する原因については、市所管課における事例分析や見直し

の検討等を十分に深める中で、特定し検証する必要があるものとする。

確かに、事業者からの参考見積を1者のみから徴取することについては、「あくまで指名競争入札等契約に関する設計書の作成を目的とする見積書の徴取であるため、問題はない」と市所管課は考えている。しかし、このような事例は契約事務における公平性、金額の適正性及び経済性・競争性等の面で見直す必要がある。

特に、指名競争入札3件に関しても、1者からの参考見積を元に設計書を作成する際に、それらの金額が一致しており、また、それらのうち、4番目と5番目に関しては契約金額とも一致していた。このような事態に鑑みると、複数の事業者から参考見積を徴取することは、入札等契約事務の公正な実施の上で意義のあるものと考えられる。すなわち、複数の事業者からの参考見積の徴取を前提にすると、健全な競争が期待され、契約金額が参考見積額及び設計金額に一致することはまれになるものと考えられる。

また、随意契約は前掲の表では5件を列挙しているが、随意契約であっても、他の事業者から参考見積を徴取したり、設計書の作成に当たり、独自単価の設定を検討したりするなど、競争性を担保する手法の採用や事業者へのアナウンスなどを実施することができれば、上記のような諸設計等の金額が一致する関係の見直しに資するものと考えられ、検討の価値はあると考える。

(イ) 参考見積及び設計書における諸経費の集計範囲及び諸経費比率の差異について

前記の一覧表に掲載している8件の施設等修繕契約について、参考見積書及び設計書に記載されている諸経費やその内訳科目等を精査すると、諸経費の集計範囲に一定の差異があり、また、諸経費比率に大きな差異があることを確認することができる。

例えば、諸経費の集計範囲として設計書から把握できる科目は、前記の一覧表の一番右の列に記載した複数の科目が該当している。これらの科目は、修繕工事の対象設備や工事手法等によっても若干の差異があるものとも考えられるが、類似の修繕工事の対象で、同規模の金額の工事を比較した場合、諸経費の内訳として、3番目の工事案件は、「作業準備、交通費、雑費・諸経費」という科目に対して、6番目については、「雑費・諸経費（参考見積で別掲の交通費もこの科目に集計されている。）」であり、また、8番目は「諸経費」とされている。

これらの設計内容を見ると、諸経費と見受けられる経費科目の計上方法については、実際に1事業者から徴取した参考見積の内容を基本的に踏襲しているだけのように見受けられる。

また、諸経費比率に大きな差異が見受けられることに関しては、指名競争入札を実施している3件の契約案件でも、13.0%から28.5%の差異があり、また、随意契約

の5件の契約案件では、4.5%~20.9%の差異があった。

その原因を分析すると、1事業者からの参考見積の積算内容をおおむねそのまま採用しているものと考えられ、これに対しては、諸経費の集計金額の多寡に対して一定の適正な基準に基づき精査し、本来あるべき諸経費の金額に独自には修正していないことによるものとする。ちなみに、諸経費の算定方法については、個別具体的な科目や所要の見積経費で積み上げる方法と直接工事費等に対する一定の標準的な割合で設定する場合があるが、これらの施設等修繕の設計に当たっては、前者の手法を採用していながらも、金額の適正性に際しては精査せずおおむねそのまま採用しているように見受けられる。

なお、前記の一覧表の中で、4番目の契約案件に関しては、1事業者の参考見積の合計金額は変更していないが、その内訳金額を修正して設計書を作成している事例であるが、他の工事案件は、基本的に内訳科目や金額も同じ内容となっている。

このような実態に対しては、市所管課の見解は次のとおりであった。すなわち、現状では、事業者から参考見積を徴取した上で積算される設計書の中での諸経費の計上ルールは特になし。また、諸経費については施設等修繕の性質により必要な経費は変わるものである。これまで、事業者からの参考見積にある諸経費の金額については確認する程度であり、精査していなかったが、それらの積算内容を精査することは重要であり、今後は適正に対処する。

以上より、適正な設計書の作成のためには、一定のルールに基づき、諸経費の計上方法を統一することが必要であると考えられる。

【結果①（意見）：中央公民館】

可能な限り複数事業者から参考見積を徴取するか、1事業者による参考見積であってもその内容を精査して主要な見積・積算項目に対する市場価格との対比による検証等を実施するなど、経済性・競争性を確保し適正な設計金額の積算を行うよう、検討することを要望する。

【結果②（意見）：中央公民館】

中央公民館が作成する設計書において、諸経費の内訳科目や設計金額に占める諸経費の割合について、これまでは1つの事業者からの参考見積に記載されている諸経費等を参考に集計されてきたものと見受けられる。しかし、今後は、諸経費の集計科目の範囲を一定のルールに基づき確定し、また、設計金額に対する諸経費の割合についても一定のルールを設定するなど、見直しを実施するよう要望する。

ウ. 機械警備業務委託に係る契約事務について（意見：3件）

【現状・問題点】

公民館における機械警備業務委託はこれまでそれぞれの公民館が別発注で契約を行ってきた。契約期間の始期・終期は館によってまちまちであるが、5年間の長期継続契約としている点では全館共通である。次の表は、南部ブロックを例に挙げてこのような契約状況をまとめたものである。

【中央公民館及び南部3館の機械警備業務委託一覧】 (単位：円)

| 件名 | 契約期間 | 受託者 | 契約額 (5年間) | 設計額 (割合) | 入札参加 者数 |
|-------------------|--------------------------|-----|--------------|----------------------|------------|
| 中央公民館・ 市民文化ホール | 令和2年4月1日～令 和7年3月31日 | X社 | 3,168,000 | 3,960,000 [80.0%] | 3者 |
| 宮本公民館・ 宮本児童ホーム | 令和4年4月1日～令 和9年3月31日 | Y社 | 627,000 | 1,089,000 [57.6%] | 3者 |
| 海神公民館 | 令和4年4月1日～令 和9年3月31日 | Y社 | 396,000 | 1,650,000 [24.0%] | 3者 |
| 浜町公民館 | 平成31年4月1日～平 成36年3月31日 | Y社 | 1,119,960 | 1,185,840 [94.4%] | 3者 |

注1：「件名」は例えば「船橋市中央公民館・市民文化ホール機械警備業務委託」の名称のうち、「中央公民館・市民文化ホール」のみを記載している。

注2：「設計額（割合）」のうち[〇〇%]は、「契約額」を「設計額」で除した割合である。

出典：業務委託契約書等に基づき監査人作成

(ア) 契約の集約化について

上記の表で示した中央公民館及び南部3館等の機械警備業務委託について、現在の契約実績での委託業者は、Y社が3件、X社が1件であり、契約期間については、3種類の期間に分かれている。各業務委託の契約額を見ると30万円台から300万円台まで金額の幅は広いが、設計額を見ると100万円台が3件であり、中央公民館は市民文化ホールと同一の契約で約400万円である。

これらの4件の契約について、長期継続契約の期間を同一の契約期間に合わせて1件の契約とすることにより、現在の契約と比較して、契約金額の面でも、また、契約事務の省力化の面でも、より経済性が発揮できるものと考えられる。

これに対して中央公民館は、このような契約の集約化のメリットやデメリットを次のように考えている。すなわち、契約統合のメリットとしては、契約の集約化による事務量の軽減及びコスト軽減である反面、そのデメリットとしては、契約期間が異なる各館との期間調整にコストがかかることや委託業者が全て同一の会社に入替えとなる場合、限られた期間（2～3日間）に機種の入替えを済ませなければならない

こと等である。

(イ) 契約単価の見直しについて

現在の4件の契約について、設計書を見ると「機械警備業務（機器入替）」の設計単価が、それぞれ異なる単価（1か月単価）となっている。例えば、宮本公民館では「16,500円」、海神公民館では「25,000円」、浜町公民館では「18,000円」である。これらの設計単価の積算方法等については、参考見積における単価をそれぞれ採用しているということであり、それらの異なる単価には必ずしも合理性を見出すことはできない。

(ウ) 契約額の支払回数の見直しについて

契約額の支払方法に関しては、特記仕様書のⅡの「6. 支払い条件」に「支払いは、毎月払いとする。」と記載されているため、僅少な金額であっても毎月支出されている。例えば、海神公民館の毎月の支払額は「6,000円」である。

このように僅少な金額を毎月支出する事務負担を考慮すると、支払方法は、年間払い、半期払い、四半期払いのように、年間支払回数を減少させることも検討する必要がある。支払方法の変更には、委託業者との合意に基づき実行することができるものと考えられる。

【結果①（意見）：中央公民館】

機械警備業務委託契約は4件の契約で各館がそれぞれに締結しているが、より経済的なメリットを追求する視点からは、これら4件の契約を1件に集約することを検討するよう要望する。

【結果②（意見）：中央公民館】

各館で契約を締結している機械警備業務委託の単価については、参考見積の単価を採用しているために各館で異なる単価により積算していることとなっている。合理性が見いだせない異なる契約単価は各館共通の視点から再度見直しを行い、共通単価での設計を行うよう要望する。

【結果③（意見）：中央公民館】

機械警備業務委託における支払回数は契約書の特記仕様書に基づき、契約額を12等分して支払を行っているが、支払月額が僅少である点や委託業者との合意により支払方法を決定できる点等を考慮すると、委託業者との交渉により、年間支払回数を

合理的な回数に削減して、より効率的な事務処理を実現できるよう要望する。

⑦ 備品管理の問題について

ア. 物品調査の実施状況について（指 摘）

【現状・問題点】

公民館への現場往査時に最新の備品台帳と備品の現物の照合（全件精査ではなく監査人の任意によるサンプルチェックとして実施）を実施した結果、次のような事例が散見された。

- (ア) 備品台帳に登録されている備品の所在が不明又はすでに存在しない
例：東部公民館 90 頁
- (イ) 備品台帳に登録されている備品が使用不可の状態修復の見込みもない
例：高根公民館 110 頁
- (ウ) 備品台帳に登録されている所在場所と実際の所在場所が異なる（公民館内の部屋が異なっている事例のほか、実際の所在場所が他の公民館である事例もあり）
例：高根台公民館 108 頁
- (エ) 備品は存在するが備品台帳に登録されていない
例：北部公民館 103 頁

物品調査については、1 件 1 件、台帳に登録されている備品番号と備品に貼付されている備品整理票に記載の備品番号を照合することによって同一物認定する必要があると考えるが、実務上の手間を要することから、実態としては、現場担当者の記憶に基づいて「有」「良好」と認定されている事例があるものと推察される。

事業を運営するための経営資源は「ヒト・モノ・カネ」とよく言われるが、「ヒト」と「カネ」の管理はきちんとされていることが多い。特に「カネ」については、少額であっても、それこそ 1 円単位で厳密に管理が行われている。しかし、「カネ」が「モノ」に移り変わったとたんに管理がおろそかになりがちである。公民館の事業は職員が備品（モノ）を使ったり、利用者に備品（モノ）を使わせることによって成り立っているのであり、考え方によってはカネ以上に重要な経営資源である。市職員は備品の重要性を改めて認識し、一見無駄な作業にも思える物品調査からも新たな発見があり得るのだから、1 件 1 件備品と向き合い、誠実に物品調査を実施されたい。

【結果（指摘）：中央公民館】

現場往査時における備品のサンプルチェックの結果に鑑みると、明らかに物品調査が適切に行われていなかったと考えられる事例が散見されるため、物品調査の趣旨・必要性を周知の上、物品調査が適切に行える環境（備品の整理整頓、設置場所の把握、備品整理票の貼付等）を事前に整備し、調査時は記憶に頼らず1件1件台帳と現物の突合を徹底することを改めて公民館全館に対して周知されたい。

イ. 実際の購入価格が3万円未満でありながら備品とされている物品の取扱いについて（意見）

【現状・問題点】

船橋市においては、過去に備品登録の基準額が1万円から3万円に切り上げられ、その時点で登録額が3万円を下回る物品については備品台帳から削除されている。これは、物品としての重要性和管理上の手間・コストを比較衡量した結果であるものと理解している。

ここで、公民館の備品台帳を通査したところ、3万円を下回る備品が次のとおり散見された。

【公民館における3万円未満の備品の件数とその割合】

| 公民館 | 3万円未満の備品の件数 | 備品合計件数 | 3万円未満の備品の件数割合 |
|--------|-------------|--------|---------------|
| 中央公民館 | 217 | 970 | 22.4% |
| 東部公民館 | 173 | 693 | 25.0% |
| 西部公民館 | 116 | 721 | 16.1% |
| 北部公民館 | 312 | 1,221 | 25.6% |
| 高根台公民館 | 117 | 511 | 22.9% |
| 合計 | 935 | 4,116 | 22.7% |

出典：令和3年度備品台帳データに基づき監査人作成

その理由を確認したところ、見積価格が3万円以上であったことから備品購入費予算で購入手続を行ったが、実際の購入価格は3万円未満であったものであるとのことであった。

確かに、船橋市物品管理規則第5条第1項第1号によれば、備品は「性質又は形状を変えることなくおおむね3年以上の使用に耐える物で予定価格又は見積価格が3万円以上のもの」と定義されていることから、実際の購入価格が3万円未満の備品が台帳に登録されていることをもって合規性の問題があるということにはならない。

ただし、前述の 1 万円から 3 万円に基準額を切り上げることによって、管理上の手間・コストを削減しようとしたことの趣旨を勘案すると、3 万円未満の備品が多く登録されている状態は事務の効率性の点で問題があると考えられる。例えば、公民館では 3 万円未満の長机が多数保管されているが、備品台帳に登録されているものとそうでないものが混在しており、かつ、一目で見分けがつかないため、管理を煩雑にしていると考えられる。また、ア. で述べた物品調査の問題についても、その背景には登録されている備品の数が多すぎることがあるものと考えられる。したがって、購入価格が 3 万円未満という金額的重要性の低い物品については、例えば消耗品への分類換えを行う等、可能な限り管理上の手間・コストを削減する方向で事務のあり方を考えるべきである。

【結 果（意見）：中央公民館】

実際の購入価格が 3 万円未満の備品については、必要に応じて制度所管課である会計課と船橋市物品管理規則の取扱いについて協議の上、消耗品への分類換えを検討するよう要望する。

⑧ 公有財産管理の問題について（指摘 1 件、意見 1 件）

【現状・問題点】

船橋市公有財産規則第 34 条によると、建物については、買入の場合は買入価額、その他の場合は、建築又は製造に要した額（建築又は製造に要した額の算定が困難な場合は、見積価額）を公有財産台帳に登録しなければならない旨が規定されている。また土地については、買入の場合は買入価額、その他の場合は、付近の類似する土地の時価を考慮して算定した額を登録しなければならない旨が規定されている。

（台帳価格）

第 34 条 財産台帳に登録すべき価格は、次の各号に掲げる取得の原因の区分に応じ、当該各号に定める額によらなければならない。

(1) 買入 買入価額

（中略）

(6) その他の原因に基づく取得 次のアからキまでに掲げる公有財産の区分に応じ、当該アからキまでに定める額

ア 土地 付近の類似する土地の時価を考慮して算定した額

イ 建物及びその従物並びに船舶その他の動産及びその従物 建築又は製造に要した額（建築又は製造に要した額の算定が困難な場合は、見積価額）

しかし、公民館に係る公有財産台帳（土地台帳及び建物台帳）を閲覧したところ、面積等の情報の記載はあるものの、取得価格の記載がない事例が散見された。公民館

の土地及び建物の多くは竣工後長期間が経過しているが、当時のシステムには取得価格の登録欄がなかったとのことである。

また、公有財産台帳は、船橋市が公表する「財産に関する調書」の基礎データとなっているが、そこで開示の対象になっているのは地積に係る情報のみであり、取得価格については開示の対象となっていない。そのため、竣工後、地積の変動がなく、公有財産台帳を更新する機会がなかったことから、結果として新システムに変わって取得価格の入力欄が追加されていたことに気づかなかったと考えられる。公有財産台帳について、作成後、その内容を事後的に確認する体制が整備されていなかったという問題が考えられる。

【結 果①（指摘）：中央公民館】

公有財産台帳は船橋市公有財産規則第 34 条に基づき、適切に作成されたい。

【結 果②（意見）：中央公民館】

公有財産台帳の情報については、記載内容の正確性、網羅性について、毎年度一定の時点で確認を行い、適時情報を確認できる体制を構築するよう要望する。

(2) 中央公民館ほか南部3館における業務等について

① 船橋市海神公民館空調設備改修工事設計業務委託について（意見：2件）

【現状・問題点】

令和3年度において実施された船橋市海神公民館空調設備改修工事設計業務委託（以下「設計業務委託」という。）契約については、次のような概要で実施されている。

[船橋市海神公民館空調設備改修工事設計業務委託]

- i 契約金額 6,953,562円
- ii 工期 令和3年6月17日～令和4年2月15日
- iii 入札方法 一般競争入札

ちなみに、令和3年度の上記の設計業務委託契約に引き続いて、令和4年度では次の工事が行われている。

[海神公民館空調設備改修工事及び電気設備改修工事]

- i 契約金額 70,050,640円（空調設備改修工事）
20,405,000円（電気設備改修工事）
- ii 工期 令和4年9月1日～令和5年2月28日（予定）
- iii 入札方法 一般競争入札

令和3年度の設計業務委託に関しては、仕様書に記載されているいくつかの視点から検証し、以下に掲げる問題点を把握した。

ア. 再委託（下請負）承諾願に対する発注者の承諾について

この設計業務委託契約では、「再委託（下請負）承諾願」が契約（令和3年6月16日）後に提出されている（令和3年6月17日）。これは、下請負の禁止等（一括再委託等の禁止条項（船橋市海神公民館空調設備改修工事設計業務委託契約書第12条））を受けたものであるが、これに対する承諾については、建築課によると「課内決裁の押印」により行っているということであった。設計業務委託契約書上は一括再委託等の禁止に対して、受注者が業務の一部を第三者に委任等する場合、「あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない」とされている（第12条第2項）。

建築課では、内部の意思決定は「課内決裁の押印」で行っているということである

が、「発注者の承諾」は書面では行わず、口頭で行っているという回答であった。その際には再委託の内容として、電気設備と機械設備に係る設計業務の「図面作成補助、積算業務補助」について、業務量ベース又は経費ベースで何割程度を委任しているのかは特に確認していないということであった。

しかし、再委託の承諾願は書面(様式-3)で申請されているものであり、契約書上、一括再委託等の禁止が原則とされているものであるため、仮に、工程表等を見れば、一見して一括再委託ではないことは明らかであるかもしれないが、一定の確認手続により、下請け業務の程度を把握した上で、書面により「発注者の承諾」を表明しなければ、口頭で表明しても、承諾した証拠が残らないこととなる。一括再委託等の禁止原則は重要な契約条項であると認識すべきものであり、「発注者の承諾」についても書面で客観的に市の意思を表明しなければ、内部統制上、相手方に承諾の表明を実施したかどうかの確認がとれないため、改善を要するものと考ええる。

イ. 業務完了通知から検査までの期間の適切な確保について

当該設計業務委託契約の委託業者は、業務完了通知書を令和4年2月15日付けで提出している。そして、「委託業務検査依頼書」(日付は印字：第1号様式、建築課長から建築部長宛て)、「委託業務検査実施通知書」(日付は印字：第2号様式、建築部長から建築課長宛て)、「委託業務成績評定表」(日付は印字：別記第2号様式)、「成果物引渡書」(日付は手書き：様式-11)が全て「令和4年2月15日」付けで実施されたこととなっている。これに対して、建築課は当該業務の完了が検査直前となったため全て同日付けとなったと回答している。

しかし、契約期間内に余裕をもって業務が完了し、検査等が実施されなければ、仮に検査の結果、成果物に瑕疵が確認された場合、契約期間内に適切に対応することができなくなる。ちなみに、設計業務委託契約書第33条第1項、第2項では業務完了通知を受注者から受けた場合は、その日から10日以内に受注者の立会の下、確認検査を完了させることとなっている。

上記のように、業務完了通知から、検査依頼、検査の実施、成績の評定及び成果物の引渡しを全て同日に実施することは、十分な検査や成果物の瑕疵対応などができない可能性があると考えられる。

【結果①(意見)：中央公民館】

設計業務委託契約の委託業者から提出された再委託(下請負)承諾願に対して、「発注者の承諾」の意思決定を「課内決裁の押印」で行っているとしても、委託業者に「発注者の承諾」を行う行為は契約書上求められる重要な行為であるため、書面にて回答をするなど、内部統制上、客観的な証拠書類を残すことを、建築課に申し入れ

るよう要望する。

【結果②（意見）：中央公民館】

業務完了通知から、検査依頼、検査の実施、成績の評定及び成果物の引渡しを全て同日に実施することは、十分な検査や成果物の瑕疵対応などができない可能性があると考えられるため、可能な限り契約期間が終了する10日程度前までには余裕をもって委託業者から成果物を徴取することを、建築課に申し入れるよう要望する。

② 備品管理について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

令和3年度において中央公民館及び南部3館で購入した備品は次のとおりである。そのうち、中央公民館では4件に分けて、その他の3館では1件の備品購入の実績があった。

【令和3年度備品購入実績一覧】

（単位：円）

| 公民館 | 件名 | 金額 | 請求日 | 支払日 |
|-----|-----------------|---------|--------|--------|
| 中央① | MS シュレッダー | 199,991 | 4月21日 | 5月20日 |
| 中央② | ポータブルワイヤレスアンプ1式 | 581,790 | 9月11日 | 9月30日 |
| 中央③ | ワイヤレスマイク（講堂用） | 187,440 | 9月24日 | 10月20日 |
| 中央④ | 会議用テーブル用台車 | 90,530 | 3月4日 | 3月22日 |
| 宮本① | 冷蔵庫 | 164,230 | 5月14日 | 6月10日 |
| 海神① | 印刷機 | 413,600 | 10月22日 | 11月19日 |
| 浜町① | 液晶プロジェクター | 117,700 | 10月3日 | 10月20日 |

出典：財務会計データに基づき監査人作成

ア. 海神公民館における印刷機の購入について

上記の備品購入実績一覧に記載されている「海神①」での印刷機の購入（413,600円）については、買換えで購入されている。この印刷機の購入では、リソグラフ SF635 II（RISO 架台 N タイプ III 含む。）の物品供給請負契約を実施するために、指名競争入札が実施されているが、「下見積」を1者から徴取している。指名する予定の2者から徴取せず、1者のみから徴取することはルールに照らして問題ないものと中央公民館は考えている。しかし、公平性や経済性の面からは2者以上から「下見積」を徴取することがより合理性があるものと考えられる。

イ. 備品の買換えに伴う廃棄の意思決定と実際の廃棄処理の日付について

令和3年度における従来備品の買換えに伴う備品購入に当たって、従来備品の廃棄する意思決定の日付と廃棄処理の日付が前後する事案が次のとおり4件見受けられた。

【令和3年度廃棄備品の事務処理概要】

| 区 分 | 廃棄備品 | 廃棄決裁日 | 廃棄処理日 |
|-------|------|------------|-----------|
| 中央公民館 | 10件 | 令和3年9月16日 | 令和3年9月6日 |
| 中央公民館 | 8件 | 令和3年9月28日 | 令和3年9月18日 |
| 海神公民館 | 1件 | 令和3年9月23日 | 令和3年9月22日 |
| 浜町公民館 | 1件 | 令和3年10月23日 | 令和3年10月3日 |

注：「廃棄決裁日」は、備品処分決議票の決裁日を示している。

出典：備品廃棄処分決議資料等に基づき監査人作成

本来は備品処分決議票を起案して決裁を先に受けて、その後に従来備品の廃棄処理を行うことが必要であったが、該当する館においては、備品処分決議票の日付を会計課への提出日として誤って記載していた。

【結 果①（意見）：中央公民館】

備品購入に当たり、「下見積」を指名する予定の2者から徴取せず、1者のみから徴取することは、公平性や経済性の面から改善の余地が認められるため、今後、備品購入に当たっては2者以上から「下見積」を徴取するよう要望する。

【結 果②（指摘）：中央公民館】

備品の廃棄処理に当たっては、備品処分決議票による決裁を先に行い、その後に実際に従来備品の廃棄処理を行う手順を確認し、遵守するルールを確認されたい。

③ 宮本公民館（みやもと三百人劇場）における出演者報償費の会計処理基準等について（指摘：2件、意見：2件）

【現状・問題点】

令和3年度における宮本公民館のホール（みやもと三百人劇場）で公演した出演者に対する報償費等について、次のとおり改善等を要する事項が把握された。

ア. 音響機材借上及び操作業務の処理について

宮本公民館において、25 年以上前から個人の音響技術者に対して、音響機材の借上げ及びその操作業務を依頼している。令和 3 年度における実績は次の表で示すとおりである。

【音響機材借上及び操作業務の請求案件】 (単位：円)

| 品名及び仕様 | 数量 | 単価 | 金額 |
|--|----|---------|---------|
| 【令和 3 年 11 月 20 日 (土)】 宮本公民館コンサート 音響機材：マイク×6 本、マイクスタンド×6 本、 モニタースピーカー×3 台、CD プレーヤー×1 台、 デジタルアンプ×3 台、デジタル音響調整卓×1 台、 接続コード 1 式 | 一式 | 133,000 | 133,000 |
| 【令和 4 年 1 月 30 日 (日)】 宮本公民館コンサート 音響機材：マイク×9 本、マイクスタンド×8 本、 モニタースピーカー×6 台、CD プレーヤー×1 台、 デジタルアンプ×3 台、デジタル音響調整卓×1 台、 エフェクター×4 台、接続コード 1 式ほか | 一式 | 143,000 | 143,000 |

出所：請求書に基づき監査人作成

この音響機材借上及び操作業務の依頼に関しては、「契約明細書」の中で、契約の種類は随意契約としている。すなわち、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び船橋市契約規則第 25 条第 1 項に基づくものと記載されている。しかし、契約書又は請書等は作成されていない。この契約金額の根拠は、過去の実績や当該技術者との交渉等に基づき決定されているということであったが、明確な客観的な根拠やルール等は整備されていない。支払いに当たっては、上記の表に示す請求書に基づいて支出されている。

また、現在の予算科目では「使用料及び賃借料」で予算化され、支出されている。しかし、依頼されている業務内容は、音響機材の操作業務であり、音響技術の専門家による音響機材の操作が主たる業務内容であり、そのために音響機材も持ち込んでいただき公演に対する支援業務を行っていただいているものと考えられる。

実際に、この音響機材の操作業務に対して、源泉所得税を控除している。

なお、職員課によると、実際の業務内容(音響機材借上及び操作業務)で判断をし、国税庁の『源泉徴収のあらまし』による「舞台等の演出料」に当たるため源泉徴収対

象とし、契約額×10.21%で源泉徴収（復興特別所得税含む。）を行っているということであった。

令和3年度の源泉所得税に係る預り処理を示す金額は次の表に示すとおりである。なお、実際の源泉徴収額とは消費税等の額だけ異なる金額となっている。

【控除内訳書】

（単位：円、％）

| 区 分 | 契約額 | 消費税 | 税抜契約額 | 控除額 | 控除後税抜契約額 | 控除率 |
|------|---------|--------|---------|--------|----------|-------|
| 1 回目 | 133,000 | 12,090 | 120,910 | 13,579 | 107,331 | 11.23 |
| 2 回目 | 143,000 | 13,000 | 130,000 | 14,600 | 115,400 | 11.23 |

注1：「控除率」は「控除額」を「税抜契約額」で除した率として監査人が算定したもの

出典：中央公民館提出資料に基づき監査人作成

このように現在の支出科目である「使用料及び賃借料」についても、他の科目（報償費又は委託料等）に変更することを検討することが必要であるものとする。

イ. 公演者等の出演料（報償費）の支出の遅れについて

みやもと三百人劇場では毎年、公演の自主事業について魅力的な企画を策定し、公演を実施しているが、令和3年度における次の公演については、出演料が本来支出時期から3か月遅れて支出されている。

【7月公演企画における支出遅れ事案について】

| 区 分 | 出演料 | 開催日 | 本来支出時期 | 実際支出日 |
|--------|---------|-------|--------|--------|
| H&N 公演 | 115,000 | 7月10日 | 8月 | 11月19日 |

他の公演に対する支出時期と比較しても、遅れた支出となっており、支払債務の履行のためには一定のルールに基づき、請求に対して支払いが遅延しないよう留意しなければならない。そのためにも、支払いが大幅に遅延した原因を分析して、改善策を検討し、今後の対応を検討することが必要である。

ウ. 公演者の出演契約及び出演料単価のルール化等について

みやもと三百人劇場における公演者に対して支払う出演料については、経験上の一定のルールを持っていることが把握された。例えば、職員の経験値から、おおむね次のとおりの運用を行っている。

- i プロの公演者：5～6万円＋ α ／1人
- ii アマチュアの公演者：3～5万円＋ α ／1人

ここで「＋ α 」とは、出演者のキャリアや実績、所属事務所との関係、遠方からの出演等も踏まえて交渉により決定しているということであった。

しかし、公演者との間の交渉基準は書面化され明確に共有されておらず、また、出演者との間での出演の合意条件に係る書面も取り交わされていない。

このような出演料や出演に係る合意に関する運用については、内部統制の整備の面からも、書面に整理し、公民館スタッフ内での内規として共有することが求められているものとする。

また、出演者との交渉結果として出演依頼書や契約条件合意書等を書面で作成し、双方で保管することも検討する必要がある。

エ. コンサート・ボランティア・スタッフ（コン・ボ・ラス）について

みやもと三百人劇場には以前から、コンサート・ボランティア・スタッフ（以下「コン・ボ・ラス」という。）が公演の支援を行っている。地域の方々の中で宮本公民館のホールに対する関与を重視する市民が根付いている事例として特色ある取組である。

【コン・ボ・ラスの概要】

コン・ボ・ラスのメンバーは純粋なボランティアであり、特に専門知識がなくても希望があれば受け入れている。

現在の会員は14人であり、そのうち、4人が現在は休会中。直近では令和4年度から1人が入会している。彼らの能力・スキル・人脈は経験を積むことで備わるという認識で運用されている。

業務内容としては、「みやもと三百人劇場ボランティアスタッフ（コン・ボ・ラス）の仕事」が周知されており、その中に「当日」の仕事として、次のとおり、その業務が記載されている。

【みやもと三百人劇場ボランティアスタッフ（コン・ボ・ラス）の仕事】

| 当 日 | 業務内容 |
|-------|--|
| リハーサル | 演出の状況によって、小物の出し入れ等お手伝いがある。 |
| 開 場 | 受付 電話申込の方・整理券持参の方の入場整理券もぎりとプログラム渡し、整列 |
| 開 演 | 開園後の来客の対応 会場内、入り口での対応 |
| 終 演 | ロビー CD 販売の準備の手伝い 客 席 忘れ物、ごみ等のチェック アンケート集計等 |

一方、「コン・ボ・ラス」名簿一覧を見ると、各人の担当業務が次のように記載されている。

「電話申込受付・出演者呼び出し・座席確認」、「電話申込受付」、「音フェス等のチラシ依頼」、「会長・企画」、「アナウンサー」、「企画・フルーティスト・入場整理券配布」、「プログラム配布・アンケート回収・座席確認」

このように組織的に支援されていることが分かるが、公演会の「企画」に関して、企画書等は特に作成していないということであった。

そこで、直近では、コン・ボ・ラスによる企画事業としては、次のような実績があることがわかった。

- i 平成 29 年度：2 件
 - 『ガーシュインの没後 80 年を記念したコンサート』、
 - 『地元で活動する若手演奏家のコンサート』
- ii 令和元年度：3 件
 - 『デキシーランドジャズコンサート』
 - 『木管五重奏コンサート』
 - 『ピアノと和楽器のコンサート』

このように、コン・ボ・ラスは基本的にボランティアであることを勘案すると、一定の様式に基づいた自主事業や共催事業等に係る正式な企画書まで準備することは、求められないものと認識するが、上記のとおり「企画」の実態があるのであれば、任意の様式であっても書類として作成され、蓄積されることが、公民館の劇場にとっても、組織にとっても、今後のノウハウとなり、次世代に受け継がれる財産になるものと考えられる。可能な限りで十分であると考え、が、「企画」の書面化・ノウハウの蓄積・次世代への引継ぎ等の作業プロセスを書面等により共有化することを検討す

ることは価値があるものと考えられる。

また、「みやもと三百人劇場ボランティアスタッフ規約」によると、目的は「宮本公民館で行うコンサートや演劇、講演会などの企画並びに運営を行い、文化・芸術の発展に寄与すること」とされている。

その活動の中で必要な原資に関しては、(i)「入会金・会費はなし」とされ、(ii)「消耗品等、必要な物品の購入は、その都度宮本公民館と協議する」、(iii)「入場料等の現金の収受は公民館職員の同席の下で行う」とされている。

ここで、(ii)に関しては、コン・ボ・ラスが必要な消耗品等を購入することはないということであった。

また、コン・ボ・ラスの役員名簿を見ると、会長、会計、会計監査という役職にメンバーが就任している。コン・ボ・ラスには、入会金や会費はないということであるが、今後、独自の収入(手数料収入等)やそれを原資とした支出がある場合を想定した役職のようにも考えられる。

宮本公民館によると、過去には音楽フェスティバルで得た補助金を活動費に充てていたということであったが、数年前から余剰が出た場合は返納することになり、活動費はボランティアの自己負担となっている。また、活動費としては公民館までの交通費、個人的に参加するコンサート等の費用と考えられる。

【結果①(指摘):中央公民館】

宮本公民館において、25年以上前から個人の音響技術者に対して依頼している音響機材の借上及びその操作業務については、業務の実態に合わせて仕様書等の書面を作成して取り交わし、支出科目の見直しを行われたい。

【結果②(指摘):中央公民館】

公演者への出演料の支出が大幅に遅延している事例が把握されたが、ルールに基づいた請求書の徴取とその請求に対して遅延することがないように、適正な会計処理の実施を周知されたい。

【結果③(意見):中央公民館】

公演者との間の交渉基準は現在、書面化され明確に共有されておらず、また、出演者との間での出演の合意条件に係る書面も取り交わされていない。したがって、内部統制の整備の面からも、公演者との交渉基準については書面に整理し、公民館スタッフ内での内規として共有することや出演者との交渉結果として出演依頼書や契約条件合意書等を書面で作成し、双方で保管することを検討するよう要望する。

【結果④（意見）：中央公民館】

みやもと三百人劇場ボランティアスタッフに対しては、可能な限り、自主事業等の企画内容の書面化・ノウハウの蓄積・次世代への引継ぎ等の作業プロセスを書面等により共有化することを検討するよう要望する。

(3) 東部公民館ほか東部4館における業務等について

① 管理方法の改善を要する備品の事例について

ア. 所在不明の備品について (指 摘)

【現状・問題点】

次の備品については、令和3年度の備品台帳に登録されているにもかかわらず、所在が不明となっていることが、東部公民館への現場往査及びその後の東部公民館職員による調査により判明した。

(単位：円)

| 備品番号 | 品名名称 | 規格名称 | 取得価格 | 所在場所 |
|-------|---------|---------------------------|---------|------------|
| 31473 | 作業台 | 照明器具取り付け台 | 79,800 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31487 | 舞台 | 人形劇用舞台 | 100,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31497 | 映写機 | スライド映写機パーフェクトキャビンII | 73,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31499 | コンポ | CDステレオコンポ(14インチテレビ)CD14巻付 | 300,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31504 | ワイヤレス機器 | ワイヤレスマイク(ハンド)WH-1220 | 36,225 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31505 | ワイヤレス機器 | ワイヤレスマイク(ハンド)WH-1220 | 36,225 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31506 | ワイヤレス機器 | ワイヤレスマイク(ピン)WH-1320 | 42,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31519 | テント | テント | 118,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31530 | 机用台車 | 会議机台車 | 58,710 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31535 | 旗 | 市旗 | 38,110 | 生涯学習部東部公民館 |

出典：東部公民館提出資料に基づき監査人作成

また、次の備品については、現場往査時は所在不明との回答であったが、その後の東部公民館の調査の結果所在が判明したものである。

(単位：円)

| 備品番号 | 品名名称 | 規格名称 | 取得価格 | 所在場所 |
|-------|------------------|-----------------------------|---------|------------|
| 31488 | 保管庫 | 保管庫 L I O N 1515×400×880 | 38,010 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31489 | 保管庫 | 保管庫 L I O N 1515×400×880 | 38,010 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31490 | 保管棚 | 物品棚 1800×450×2400 | 31,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31491 | ロッカー | ロッカー6人用 | 31,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31493 | ホワイトボード | スタンドタイプホワイトボード | 47,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31494 | ホワイトボード | ホワイトボード | 47,628 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31495 | ホワイトボード | スタンドタイプホワイトボード | 59,700 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31537 | 油絵 | 油絵 12号 | 600,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31538 | 油絵 | 油絵 15号 | 750,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31543 | 絵画 | 絵画 にわとりの群れ | 35,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31544 | その他の資料・ 標本・模型 | 絵画の額 15号 | 33,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31545 | その他の資料・ 標本・模型 | 絵画の額 12号 | 30,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31546 | その他の資料・ 標本・模型 | 絵画の額 20号 | 37,000 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31554 | 鏡 | 鏡 (姿見) | 60,770 | 生涯学習部東部公民館 |
| 31556 | 鏡 | 鏡 (姿見) | 49,955 | 生涯学習部東部公民館 |

出典：東部公民館提出資料に基づき監査人作成

備品台帳に登録されている備品の所在について、公民館を管理する職員が常に把握していないという実態は、管理上問題である。

【結果（指摘）：東部公民館】

備品台帳に登録されている備品のうち、所在不明の備品については、再度所在の有無を徹底的に調査した上で、不存在が確認された場合には、船橋市物品管理規則に基づいて手続を行った上で備品台帳から抹消されたい。

イ. 備品台帳に登録されていないが実在する備品について（指 摘）

【現状・問題点】

監査人が現場往査時に確認したところ、備品台帳に登録された卓球台は6台であるにもかかわらず、実際には7台が保管されていた。

その後、東部公民館が調査したところ、備品台帳に登録されていない卓球台1台については、東部公民館が平成27年に身体障害者福祉センターから譲渡されたものであり、本来であればその時に備品登録すべきものであったにもかかわらず、東部公民館においては誤って消耗品として認識していたことから、適時に備品登録ができ

ていなかったことが判明した。

したがって、当該卓球台については取得価格等を調査の上、備品登録をする必要がある。

【結果（指摘）：東部公民館】

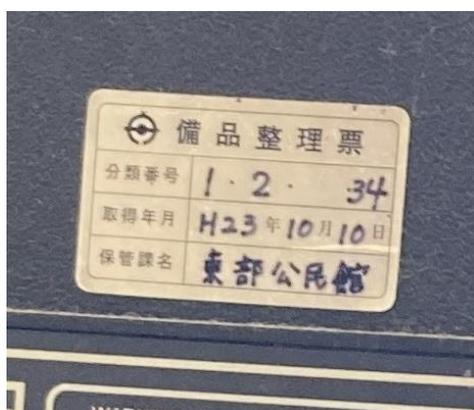
備品台帳に登録が漏れている卓球台については、取得価格等を調査の上、備品受入手続を実施し、備品台帳に登録の上、備品としての管理を実施されたい。

ウ. 物品調査を適切に実施するための環境の未整備について（指 摘）

【現状・問題点】

東部公民館では、備品に貼付されている備品整理票が現在使用すべきものではなく旧来のままであるものが散見された。その結果、備品の現物について備品台帳に登録されている備品番号及び分類番号と照合させることができず、物品調査に支障を来す状況となっている。

【旧来の備品整理票】



【現在の備品整理票】



出典：監査人撮影

また、備品台帳に登録されている備品のうち75件の所在場所が「生涯学習部東部公民館」として登録されており、他の備品のように「講堂」「事務室」「実習室」のように具体的場所が特定されておらず、物品調査に支障を来している状況にあった。

【結果（指摘）：東部公民館】

物品調査を適切に実施できるよう、備品現物には現様式の備品整理票を貼付し、備品台帳には現在の具体的な所在場所の登録をされたい。

エ. 冷蔵庫内の定期的な確認について（意見）

【現状・問題点】

実習室にある冷蔵庫の保管物を確認したところ、次の写真のとおり、冷凍室内には賞味期限を長期間経過した挽肉のパックが、また、冷蔵室内には賞味期限が経過したお茶と思われる液体が入った 2 リットルペットボトル（開封済み）が残置されていた。

【冷凍室】



【冷蔵室】



出典：監査人撮影

東部公民館の職員によると、これらの残置物は実習室を使用するサークル団体が置いて行ったものと推察されるとのことであるが、冷蔵庫の使用状況については特に確認することはなかったため詳細は不明とのことである。東部公民館の職員は、実習室の衛生面の観点からも、また、備品管理の観点からも、定期的に冷蔵庫の中身を確認し、使用状況を把握しておく必要があると考える。

【結果（意見）：東部公民館】

実習室の衛生面の観点からも、また、備品管理の観点からも、定期的に冷蔵庫の中身を確認し、残置物が発見された場合には速やかに適切な対応を取るよう要望する。

② 公民館敷地の土地賃貸借契約について

ア. 賃貸借料について（意見）

【現状・問題点】

薬円台公民館の敷地に関する土地賃貸借契約は、令和4年2月にそれまで30年間締結されていた土地賃貸借契約と同様の内容で、改めて30年間の賃貸借契約が締結されている。賃貸借料は年額4,439千円でそれまでの契約と同額となっているが、当該設定金額の合理性について東部公民館に質問したところ「賃料については、賃貸借契約開始当初の計算方法を基本とし、これまで、地価の動向が反映されている固定資産税額、都市計画税額を踏まえ算出されているものと考えている。最近の賃料の動向としては、固定資産税額、都市計画税額が据え置かれている状況からも、手取り額を含む賃借料は据え置かれているものと認識している。」との回答があったのみであり、具体的な周辺相場や設定利回りに関する情報が提示されなかった。

土地賃貸借料が市場価格からかい離して設定されているとした場合、市が意図せずとも、結果として所有者に対して不当に利益を供与していたり、もしくは不測の損失を与えている可能性がある。そのため、賃貸借料の設定にあたっては、単に市と所有者との間に合意があればよいというわけではなく、周辺の相場等を踏まえた合理的な指標を参照しつつ一定の基準に基づいて設定する必要があるものとする。

【結果（意見）：東部公民館】

薬円台公民館の土地賃貸借契約の賃貸借料の妥当性について、所有者に不当な利益供与あるいは不測の損失を与えていないか、市場価格等の合理的な指標を参照して早急に検討の上、賃貸借料を改定する必要性が生じたときは、土地賃貸借契約書の「賃貸借料の改定」の規定に基づき、所有者と協議することを要望する。

イ. 賃貸人からの解約申出期間について（意見）

【現状・問題点】

薬円台公民館の土地賃貸借契約については、契約書における解約の申し出に関する条項において、所有者（賃貸人）が所有者の都合により土地を船橋市に対して使用させられなくなった場合には、契約期間中であっても賃貸借の期間満了2カ月前までに書面をもって通知することにより本契約を解除することができる旨が定められている。このような合意解約期間の設定は、公民館という公の施設を長期にわたって運営するに当たって極めて不安定な状況をもたらすと言える。特に、当該契約の賃貸人は個人であり、相続が発生した場合には、相続人の意思や相続の状況によっては契

約の継続がさらに不安定な状況になることも想定される。

当該合意解約期間の合理性について東部公民館に質問したところ「契約締結当時の双方の合意により期間が設定されたものであり、実際に明け渡しを求められた場合に要する期間がどのくらい必要なのか、難しいものとするが、公共施設の安定的な継続利用に供するために、引き続き地主と、信義を重んじ誠実に契約の履行に努めていきたいと考える。」との回答があったが、安定的な公民館運営のためには、契約書上の合意解約期間を見直すことが望ましい。

【結 果（意見）：東部公民館】

薬田台公民館の土地賃貸借契約については、安定的な公民館運営のため、契約書上の合意解約期間を見直すよう要望する。

ウ. 契約締結プロセスについて（意 見）

【現状・問題点】

薬田台公民館の敷地に関する土地賃貸借契約の締結プロセスについては、賃貸人との交渉を薬田台公民館の職員が実施し、契約書案の作成や賃料支払事務は基幹公民館である東部公民館の職員が実施している。しかし、薬田台公民館の土地賃貸借契約については、上記、ア. イ. で記載したようなリスクがあることから、契約締結に当たっては、基幹公民館や本庁の複数の管理職員レベルで契約内容を十分に吟味することが必要であるとする。

【結 果（意見）：東部公民館】

公民館の土地賃貸借契約等、公民館事業に必須の重要な契約については、地区館の職員だけではなく、基幹公民館や本庁の管理職員レベルが契約内容の検討について関与することを要望する。

③ 任意団体の会計事務について（意 見）

【現状・問題点】

東部公民館管轄の公民館では、次のとおり、任意団体の事務局として、当該団体の会計事務を担っている。

| 任意団体名 | 事務局となる公民館 |
|-----------------------|-----------|
| 東部公民館地域ふれあいコンサート実行委員会 | 東部公民館 |
| スプリングコンサート実行委員 | 三田公民館 |

これらの団体の会計事務については、令和 2 年度に教育総務課が実施した調査結果及び監査人が東部公民館に対して令和 3 年度までの状況について質問した回答によると、船橋市が定める「所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について」に照らして、次の点で準拠しておらず、不正や事故が発生する可能性が高まっていることが懸念される。

- ア. 出納における帳簿を備えておらず、通帳記帳のみが記録として利用されている。
- イ. 本来分離すべき通帳と銀行印の管理者が、館長のみとなっている。
- ウ. 原則として作成しないとされているキャッシュカードが作成されている。
- エ. 入出金の際に収入伝票あるいは出金伝票が作成されていない。

また、東部公民館地域ふれあいコンサート実行委員会の会計事務について、令和 3 年度に実施された「第 26 回ふなばし音楽フェスティバル 地域ふれあいコンサート」の事業実績報告書を確認したところ、次の問題点が見受けられた。

- ア. 印刷費（プログラム印刷代）2,792 円に関する証拠書類が添付されておらず、別に保管されていた。
- イ. 報償費（出演者謝礼）70,000 円に関する領収書が別名義宛てに 2 通添付されており、2 通あることの説明がなされていない。また、通帳からの出金は令和 4 年 2 月 18 日であるのに対して、領収書日付が 2 月 19 日となっており日付が相違しているが、小口現金管理のための現金出納帳等は作成されていない。
- ウ. 食糧費のうち、A 店に対する 5,040 円の支出について通帳からの出金は令和 4 年 2 月 18 日であるのに対して、領収書日付が 2 月 19 日となっており日付が相違しているが、小口現金管理のための現金出納帳等は作成されていない。

任意団体の会計事務においては、出納簿の作成や通帳と印鑑の別管理など「所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について」に示される方法に沿って内部管理体制を整備した上で、会計処理を行うことが望ましい。

【結 果（意見）：東部公民館】

任意団体の会計事務においては、出納簿の作成や通帳と印鑑の別管理など「所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について」に示される方法に沿って内部管理体制を整備した上で、会計処理を行うよう要望する。

(4) 西部公民館ほか西部4館における業務等について

① 清掃器具の借上契約について（意見）

【現状・問題点】

西部ブロックの公民館（西部公民館、葛飾公民館、丸山公民館、塚田公民館、法典公民館）では、公民館清掃のための清掃器具（モップ等）の貸出として、清掃器具の貸出業者と毎月契約事務手続を行っている。契約の内容は次のとおりである。

【清掃用器具貸出業務仕様書の内容】

| | |
|-------------------|---|
| ①施設所管所属名 | 〇〇公民館 |
| ②場所 | 〇〇公民館 |
| ③実施期間 | 令和3年4月1日～4月30日 |
| ④内容 | 公民館清掃のための清掃器具の貸出（モップ等） |
| ⑤完了確認 | 受託者が業務を完了し、委託者がその旨の通知を受けた日から10日以内に実地確認により完了確認を行う。 |
| ⑥その他、契約の条件となる主な事項 | レンタル料の支払いは、検査終了後、適法な支払請求を受けた日から30日以内とする。 |

出典：清掃用器具貸出業務仕様書に基づき監査人作成

清掃用器具貸出業務は、毎月、仕様書を作成した上で委託業者からの見積書の提出を受け、契約締結兼支出負担行為伺書を担当者が作成し、館長補佐、館長が承認を行っている。なお、西部公民館においては、契約締結兼支出負担行為伺書に契約明細書を添付した上で契約締結を行っている。

このような契約事務については過年度から継続して実施しており、契約事務の見直しについては、これまで十分な検討がされてこなかった。

令和3年度における各公民館の清掃用器具の借上料は次のとおりである。1年間の合計額については最も多い法典公民館でも11万円にとどまっており、清掃用器具借上料は、船橋市契約規則第25条にて規定している、随意契約によることができ、額「(3) 物件の借入れ40万円」を大きく下回っている。

【清掃用器具借上料の実績額】

(単位：千円)

| 公民館名 | 契約者名 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 西部公民館 | A社 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 86 |
| 法典公民館 | B社 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 110 |
| 塚田公民館 | B社 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 67 |
| 丸山公民館 | C社 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 68 |
| 葛飾公民館 | D社 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 83 |

出典：西部公民館提出資料に基づき監査人作成

借上げのモップ数等に応じて借上料も変動することはあるが、契約事務手続を毎月実施していることは、職員の事務負担の増加につながるのみならず、契約先の負担も生じていると考える。

【結果（意見）：西部公民館】

契約事務の削減の観点から、相手先の合意が得られれば、清掃用器具の借上料に係る契約についても、契約期間を1か月から1年に変更し、契約締結の回数を年間1回に変更するよう要望する。

② 公民館における借地料について（意見）

【現状・問題点】

法典公民館、塚田公民館及び葛飾公民館については、公民館の土地を個人及び法人から賃借している。賃借している各土地の賃借料は土地賃貸借契約に規定されており、契約更新の条項に応じて、一定期間ごとに見直しがなされることになっている。賃貸借契約書によると、契約更新については次のとおり規定されている。

| 公民館 | 相手方 | 契約更新の条項 |
|-------|-----|--|
| 法典公民館 | 個人 | 第6条（賃借料の見直し） 契約期間中において、第4条に定める賃借料見直しについては、原則として毎年行い、甲乙協議の上その額を定めるものとする |
| 塚田公民館 | 個人 | 第6条（賃貸借料の改定） 第3条に定める賃貸借の期間中において、公租公課及び物価の変動等により前条第1項に定める賃貸借料を改定する必要があるときは、甲乙双方協議してその額を定めるものとする。 |

| 公民館 | 相手方 | 契約更新の条項 |
|-------|-----|--|
| 葛飾公民館 | 法人 | <p>第4条（賃料）</p> <p>3. 賃料の見直しについては、原則として3年ごとに行い、協議の上、賃料を改定する。</p> <p>4. 賃貸人及び賃借人は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。</p> <p>(1) 土地に対する公租公課その他の費用の増減により賃料が不相当となった場合</p> <p>(2) 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合</p> <p>(3) 近傍同種の土地の賃料に比較して賃料が不相当となった場合</p> |

出典：土地賃貸借契約書に基づき監査人作成

これに基づく賃料改定状況は次のとおりである。

| 公民館 | 当初契約日付 | 契約更新日付 | 更新時における参照規定 | 算式 |
|-------|-----------|-----------|---------------|--|
| 法典公民館 | 平成24年4月1日 | — | 船橋市行政財産使用料条例 | <p><借地料の考え方></p> <p>年間借地料</p> <p>= 報酬部分（前年相続税路線価×期待利回り×㎡）</p> <p>+ 固定資産税・都市計画税</p> <p><令和3年度の年間借地料></p> <p>$78,000 \times 3.6\% \times 2,607.23 \text{ m}^2$</p> <p>+ 1,839,825 = 9,160,926 円</p> <p>（月額賃借料は12か月で除し円単位で切り捨てた価格）</p> |
| 塚田公民館 | 昭和61年6月1日 | 平成21年4月1日 | — | <p>賃貸借料</p> <p>= 本年度の固定資産税・都市計画税</p> <p>+ 手取額</p> <p>(1,302,182 + 279,039)</p> <p>+ 4,165,949 = 5,747,170 円</p> |
| 葛飾公民館 | 令和2年7月1日 | — | 法人税基本通達13-1-2 | <p>月額賃貸借料</p> <p>= 前年路線価格（㎡当り）× 6.0%</p> <p>$\times 2,168.5 \times 1,308.25 / 4,790.22 \div 12$</p> <p>尚、路線価格による価額が通常取引価額と著しい格差を生じた場合には、甲乙別途協議して決定するものとする</p> |

出典：西部公民館提出資料に基づき監査人作成

ここで、塚田公民館については、平成21年4月1日において、所有者が相続により変更した時から賃借料が変動していないことから、少なくとも10年超、賃借料の見直しが行われていないことが判明した。また、賃借料の妥当性について、周辺相場

との比較検討等の手続も特に行っていないとのことであった。

賃借料が市場価格からかい離して設定されているとした場合、船橋市が意図せずとも、結果として所有者に対して不当に利益を供与していたり、もしくは不測の損失を与えている可能性がある。そのため、賃貸借料の設定に当たっては、単に船橋市と所有者との間に合意があればよいというわけではなく、周辺の相場等を踏まえた合理的な指標を参照しつつ一定の基準に基づいて設定する必要があるものとする。特に、塚田公民館の周辺は近年開発が進み、人口の流入も進んでいることから、今後、地価が上昇する可能性が十分に考えられる。

賃貸借契約書においては、「公租公課及び物価の変動等により前条第1項に定める賃貸借料を改定する必要があるときは、甲乙双方協議してその額を定めるものとする」と規定されており、地価の変動については賃貸借料改定の条件として明記されていないが、一般的に地価が大きく変動した場合には当然に土地の賃貸借料の改定がなされるべきものであると考えられる。

【結 果（意見）：西部公民館】

塚田公民館が所有者から賃借している土地について、周辺の地価や地代の相場といった市場価格の推移を参照しつつ、賃借料を改定する必要があるときは、土地賃貸借契約書の「協議」の規定に基づき、所有者と協議するよう要望する。

③ 管理方法の改善を要する備品の事例について

ア. 備品台帳に登録されていないが実在する備品について（指 摘）

【現状・問題点】

西部公民館への現場往査時に備品の現物確認を行ったところ、西部公民館の備品台帳に登録されていない備品が発見された。

次のグランドピアノの運搬車については、システム移行時に記載漏れをしており、備品台帳に登録が無かったことが判明した。

（単位：円）

| 備品番号 | 名称 | 取得日 | 金額 | 現況 |
|------|-------------|------------|----------|-------------------|
| - | グランドピアノの運搬車 | S59. 3. 31 | 187, 000 | 3階講堂ステージに配置されている。 |

出典：監査人作成

【結果（指摘）：西部公民館】

備品台帳に登録されていないが公民館内に存在している備品については、受入れの経緯について調査した上で備品台帳への登録手ををされたい。

イ. 本来の用途で使用できなくなることが決まっている備品の管理について（指摘）

【現状・問題点】

次の備品については、西部公民館の備品台帳に登録されているが、法令の改正によって、将来的に、本来の用途で使用することができなくなることが決まっている備品である。

（単位：円）

| 備品番号 | 名称 | 取得日 | 金額 | 現況 |
|-------|-----|-----------|--------|--|
| 31986 | アンプ | H7. 9. 10 | 63,200 | 電波法関連法令無線設備規則の改正に伴い、アンプとしての利用は不可となる。カセットレコーダーとして使用可能であるが、使用頻度が少ないため3階倉庫に保管 |

出典：監査人作成

【アンプ】



出典：監査人撮影

当該備品については、現時点で具体的な時期は未定であるものの、本来のアンプとしての用途で使用することができなくなることが決まっていることから、不用決定の可否を検討する必要がある。また、検討の結果、カセットレコーダーとして継続して使用する見込みがあるのであれば、転活用の手続を、また、使用見込みがないということであれば、廃棄等の手続が必要である。

【結 果（指摘）：西部公民館】

法令改正により本来の用途で使用できなくなることが見込まれる備品については、適時に不用決定の要否を検討した上で、引き続き別の用途で使用する見込みがある場合には、転活用の手続を、使用する見込みがない場合には廃棄等の手続を取らるたい。

(5) 北部公民館ほか北部7館における業務等について

① 工事請負費で取得した備品の台帳登録漏れについて（指 摘）

【現状・問題点】

北部公民館に現場往査したところ、次の写真の陶芸窯及び台車を発見したが、これらは備品台帳に登録されていなかった。この理由について北部公民館に確認したところ、平成26年の北部公民館建替時に工事請負費で取得したものであるとのことであった。

【陶芸窯】



【台車】



出典：監査人撮影

ここで、船橋市物品管理要綱第11条によると、「備品購入費以外の委託料、工事請負費等で取得した物品で、単体で管理ができ、規則第5条第1項第1号に該当するものは、備品受入決議票により会計管理者に通知しなければならない。」と規定されていることから、工事請負費で取得した備品については備品受入の手続きを行い、備品台帳に登録し、備品としての管理を行う必要がある。そして、陶芸窯や台車が備品に該当するかどうかであるが、船橋市物品管理規則第5条第1項第1号によると、備品は「性質又は形状を変えずにおおむね3年以上の使用に耐える物で予定価格又は見積価格が3万円以上のもの」をいう。陶芸窯については他の公民館の事例を見る限り、明らかに備品、それも100万円を超える重要物品に該当するものと考えられる。また、台車についても、北部公民館が工事見積書等を確認した結果、3万円以上の備品と考えられるとのことであった。

したがって、陶芸窯と台車については建替工事の見積書等により価格を調査の上、備品登録をする必要がある。

なお、監査人が検証した陶芸窯と台車以外についても、北部公民館建替時に工事請

負費で取得した物品で、本来備品登録すべきであるにもかかわらず備品登録が漏れているものがあれば、同様に価格を調査の上、備品登録をする必要がある。

【結 果（指摘）：北部公民館】

北部公民館建替時に工事請負費で取得した陶芸窯及び台車については、工事見積書等の資料によって価格を調査の上、備品受入手続を実施し、備品台帳に登録の上、備品としての管理を実施されたい。なお、陶芸窯及び台車以外についても、北部公民館において同様の備品登録漏れを発見した場合には、当該措置を講じられたい。

② 第2集会室の雨漏りによる壁紙剥離等要修繕について（意 見）

【現状・問題点】

北部公民館の第2集会室の一角が、雨漏りによって壁紙の剥離や建具に隙間が生じている状況が見受けられた。北部公民館職員の話によると、原因となった雨漏り自体は建替業者が外壁の目地を修繕したことによりその後発生していないが、室内の壁紙や建具については、再度の雨漏りのリスクもあるという理由から令和5年度以降に修繕予定とだけされ、具体的な修繕について検討されていない状況であった。

【北部公民館第2集会室の一角】



出典：監査人撮影

このような雨漏りによる設備の劣化を早急に修繕しない場合には、カビや悪臭の原因となり利用者満足度を損なうおそれがあるだけでなく、いわゆる「割れ窓理論」で説明されるように、一つの箇所の保守が行き届いていない場合には利用者等が当該箇所以外についても丁寧に利用する意識が相対的に低くなり、結果として設備全

体の更なる劣化を招くことにつながるおそれもある。

そのため、修繕が必要な箇所については、先送りすることなく早急に対応することを要望する。

【結 果（意見）：北部公民館】

北部公民館の第 2 集会室の壁紙剥離については、早急に修繕対応するよう要望する。

③ 公民館敷地の土地賃貸借契約について

ア. 賃貸借料について（意 見）

【現状・問題点】

八木が谷公民館の敷地に関する土地賃貸借契約に係る賃貸借料は、毎年度、固定資産税額に手取額を上乗せするという方法により算定されている。監査実施時点では、平成 30 年以降の固定資産税額が 466 千円で一定であることから、手取額 4,146 千円を上乗せした 4,613 千円が賃貸借料として継続している。この手取額については、平成 14 年度以降一定であるが金額の妥当性について検証されていない。

そこで、当該手取額の合理性について北部公民館に質問したところ、「公民館が開館し賃借が始まった昭和 57 年当時、大蔵省から通知されていた『大蔵省普通財産貸付料算定 基準：昭和 56 年蔵埋第 1000 号通知』に基づいて相続税課税標準価格の 5/100 を基準に手取額を算定し、その後、消費者物価指数による物価上昇率に基づき毎年度算定し、直近では平成 14 年度に手取額を改定した後は同額となっている。」とのことであった。なお、昭和 57 年当時及びその後の改定に関する資料は確認できていない。

土地賃貸借料が市場価格からかい離して設定されているとした場合、市が意図せずとも、結果として所有者に対して不当に利益を供与していたり、もしくは不測の損失を与えている可能性がある。そのため、賃貸借料の設定にあたっては、単に市と所有者との間に合意があればよいというわけではなく、周辺の相場等を踏まえた合理的な指標を参照しつつ一定の基準に基づいて設定する必要があるものとする。

【結 果（意見）：北部公民館】

八木が谷公民館の土地賃貸借契約の賃貸借料の妥当性について、所有者に不当な利益供与あるいは不測の損失を与えていないか、市場価格等の合理的な指標を参照して早急に検討の上、賃貸借料を改定する必要が生じたときは、所有者と協議することを要望する。

イ. 賃貸借契約の契約期間について（意見）

【現状・問題点】

八木が谷公民館の土地賃貸借契約については、契約期間を1年として毎年度契約の更新を行っている。単年度契約とすることについては、確かに、賃貸借料を毎年度の固定資産税額を確認して設定できるというメリットはあるものの、公民館という公の施設を長期にわたって安定的に運営するためには、中長期の契約期間の方が適していると言える。特に、当該契約の賃貸人は個人であり、相続が発生した場合には、相続人の意思や相続の状況によっては契約の継続が不安定な状況になることも想定される。

そこで、毎年度更新することの合理性について北部公民館に質問したところ「当初、契約時から八木が谷公民館土地については、契約金額が毎年変わっていたため、それに基づき毎年契約していたが、ここ数年、契約金額も変更がなく、また、他館でも複数年で契約をしているところもあることから、事務軽減等の観点からも、複数年契約について、地権者等と調整しながら検討したい」とのことであった。したがって、単年度契約を継続することの合理的な理由もないことから、安定的な公民館運営に資する中長期の契約期間とすることが適当と考える。

【結果（意見）：北部公民館】

八木が谷公民館の土地賃貸借契約については、単年度契約を継続する合理的な理由がないことから、事務の効率化及び安定的な公民館運営の観点から、次回の契約更新時には、中長期の契約期間を設定するよう要望する。

④ 任意団体の会計事務について（意見：2件）

【現状・問題点】

北部公民館管轄の公民館では、次のとおり、任意団体の事務局として、当該団体の会計事務を担っている。

| 任意団体名 | 事務局となる公民館 |
|---------------------|-----------|
| 海老が作青少年事業実行委員会 | 海老が作公民館 |
| 松が丘地域ふれあいコンサート実行委員会 | 松が丘公民館 |

ここで、松が丘地域ふれあいコンサート実行委員会については、令和2年度に教育総務課が実施した調査結果及び監査人が北部公民館に対して令和3年度までの状況について質問した回答によると、船橋市が定める「所属に事務局を置く任意団体等

の会計処理について」に照らして、次の点で準拠しておらず、不正や事故が発生する可能性が高まっていることが懸念される。

- ア. 本来分離すべき通帳と銀行印の管理者が、館長のみとなっている。
- イ. 原則として作成しないとされているキャッシュカードが作成されている。

任意団体の会計事務においては、通帳と印鑑の別管理など「所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について」に示される方法に沿って内部管理体制を整備した上で、会計処理を行うことが望ましい。

また、海老が作青少年事業実行委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2年度及び令和3年度は入出金を伴う事業が実施されていなかったとのことである。監査において当該団体の預金通帳の写しを確認したところ、令和2年6月末で残高が28,765円となった後、入出金記録はなかった。この残高28,765円について、原資と今後の使用目的について北部公民館に質問したところ、使用目的としては「ハッピーサタデー事業として実施する映画会で配布するポップコーン用物品代や、子供まつり等の子供関連の事業に関連した弁当やお茶代等に使用する」としているものの、「任意団体として会計処理をしなくても事業開催ができるように検討しており、団体としては存続する予定だが、任意団体としての会計(通帳)については、精算(廃止)する方向で事業実行委員会に諮りたいと考えている。」とのことであり、明確な使用目的がない旨の回答であった。毎年度、当該団体の会計担当者による会計報告及び会計監査担当者の検証は受けているものの、明確な使用目的のない預金残高を維持し続けることは、不正や事故の発生要因となるため、本来であれば年度ごとに精算することが望ましい。加えて、任意団体の会計処理についても、公民館が担う必要がないのであれば、公民館が担うことを取りやめるべきと考える。

【結果①(意見)：北部公民館】

任意団体の会計事務においては、通帳と印鑑の別管理など「所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について」に示される方法に沿って内部管理体制を整備した上で、会計処理を行うよう要望する。

【結果②(意見)：北部公民館】

海老が作青少年事業実行委員会の預金残高については、その内容を調査し、近い将来、具体的な使用見込みがないのであれば精算等により残高をゼロにすることを海老が作青少年事業実行委員会に働きかけるよう要望する。加えて、公民館が担う必要がない任意団体等の会計処理については、公民館が担うことを取りやめるよう要望する。

(6) 高根台公民館ほか中部3館における業務等について

① 管理方法の改善を要する備品の事例について

ア. 備品の所在場所の変更について（指 摘）

【現状・問題点】

現場往査時に、備品の現物確認を行ったところ、次の備品については、備品台帳上の所在場所と実際の所在場所が異なっていることが判明した。これは本来であれば備品購入後適時に所在場所の変更登録を行う必要があるところ、これを失念していたものと考えられる。

(単位：円)

| 備品番号 | 規格名称 | 取得日 | 金額 | 現況 |
|--------|---|---------|--------|---|
| 189852 | NK パンフレット スタンド PSR- C310-GR グレ ー 3列10段 | R3.5.18 | 78,848 | 備品台帳上の所在場所は「生涯学習部高根台公民館」であるが、実際の設置場所は高根公民館であった。 |

出典：監査人作成

備品台帳に登録されている備品の所在場所が実際に設置・保管されている場所と異なる状況では、備品を網羅的に把握し、適切に管理することに支障を来すことが考えられる。

【結果（指摘）：高根台公民館】

備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録する必要があることから、物品の所在場所を備品台帳に適切に記録する事務を徹底されたい。

イ. 所在不明の備品について（指 摘）

【現状・問題点】

現場往査時に、備品の現物確認を行ったところ、次の備品については、所在を確認することができず、公民館職員に照会してもその場で所在の有無を確かめることができなかった。

(単位：円)

| 備品番号 | 品名/規格名称 | 取得日 | 金額 | 現況 |
|-------|----------------|-----------|---------|------|
| 33259 | 卓子/ライオン N06211 | H8. 3. 29 | 92, 000 | 所在不明 |
| 33260 | 卓子/ライオン N06211 | H8. 3. 29 | 92, 000 | 所在不明 |
| 33261 | 卓子/身体障害者用テーブル | H8. 3. 29 | 30, 900 | 所在不明 |
| 33262 | 卓子/身体障害者用テーブル | H8. 3. 29 | 32, 000 | 所在不明 |

出典：監査人作成

備品台帳に登録されている備品の所在について、公民館を管理する職員が常に把握していないという実態は、管理上問題である。

【結果（指摘）：高根台公民館】

備品台帳に登録されている備品のうち、所在不明の備品については、再度所在の有無を徹底的に調査した上で不存在が確認された場合には、船橋市物品管理規則に基づいて手続を行った上で備品台帳から抹消されたい。

ウ. 不存在の備品について（高根公民館）（指 摘）

【現状・問題点】

現場往査時に、備品の現物確認を行ったところ、次の備品については、所在を確認することができなかつたため、公民館職員に照会したところ現在は存在しないものであることが判明した。

(単位：円)

| 備品番号 | 規格名称 | 取得日 | 金額 | 現況 |
|-------|----------------------------|------------|---------|-----|
| 33502 | オートスライド映写機/キャノン 650EF | S55. 3. 31 | 83, 500 | 不存在 |
| 33513 | AM カセットステレオシステム/ビクター MK-22 | S55. 3. 31 | 32, 000 | 不存在 |

出典：監査人作成

存在しないものを備品台帳に登録し続けることは管理上問題であるため、不存在が確認されているものについては速やかに備品台帳から抹消する手続をとる必要がある。

【結果（指摘）：高根台公民館】

備品台帳に登録されている備品のうち、不存在が確認されているものについては、速やかに船橋市物品管理規則に基づいて手続を行った上で備品台帳から抹消されたい。

エ. 不用品について（高根公民館）（指 摘）

現場往査時に、備品の現物確認を行ったところ、次の備品については、備品台帳に登録されているものの、現在使用していない、又は故障により使用できないものであることが判明した。

（単位：円）

| 備品番号 | 規格名称 | 取得日 | 金額 | 現況 |
|-------|---------------------|----------|---------|--|
| 33494 | 自動紙折り機 /LF810N | H19.6.4 | 131,250 | 使用していないとのこと。 |
| 33512 | ビデオ・テレビ システム一式 | S61.8.26 | 616,000 | 使用していないとのこと。 |
| 33546 | 冷蔵庫 / 日立 R-517TD | S55.3.31 | 99,000 | 故障しており使用不能。 「使用禁止」の表示あり。 修理して使用を継続する 予定はない。 |

出典：監査人作成

船橋市物品管理規則及び船橋市物品管理要綱の規定によれば、不用になった備品については、転活用の可能性を検討の上、転活用できない備品については売払い、廃棄その他の方法で処分することとされている。そのため、不用になった備品を放置しておくことは管理上問題である。

【使用不能の冷蔵庫】



出典：監査人撮影

【結果（指摘）：高根台公民館】

現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品については、船橋市物品管理規則に基づき、物品の返納・不用決定、廃棄等の手続を取らねたい。

② サークルの私物保管スペースの問題について（高根公民館）（意見）

【現状・問題点】

船橋市の公民館においては、サークルで使用する私物は公民館内のスペースに無料で預けることができるという事実上のサービスが存在している。公民館によっては大型の楽器も預かっているが、一般的には相当額の保管料がかかるはずのものであることから、サークルで使用する私物を公民館において無料で保管できるか否かはサークルの運営に大きな影響を及ぼす問題であると考えられる。

ここで、高根公民館については、太鼓サークルの活動が多く、基幹館である高根台公民館としても、駅が遠く、周囲に民家が少ないという立地上の特徴を活かして、太鼓を利用する団体や、楽器を利用する団体への利用促進活動を、管区を問わず市内全域的に推進しようとしているとのことである。しかし、現状では、既存の太鼓サークルが保管スペースの多くを占めてしまっており、新規のサークルが大型の楽器を預けられなくなる可能性があり、新規利用者層の拡大に支障を来すおそれがある。公民館のスペースの少なからぬ部分が、古くから活動しているサークルに占領されてしまっており、それが既得権益化しているという現実があり、広く一般市民のために開かれた施設であるはずの公民館の公平利用の点で問題が生じている。

そこで、公民館が主体となってサークル間の利害調整を担う組織を立ち上げ、私物保管スペースの公平利用等についてサークル間での協議を促すことが必要になって

くるものと考えられる。

【高根公民館におけるサークル私物の保管状況】



出典：監査人撮影

【結果（意見）：高根台公民館】

今後、スペースの余裕がなくなることを見越して、サークル間の利害調整を担う組織を立ち上げ、私物保管スペースの公平利用等についてサークル間での協議を促すよう要望する。

II 図書館事業について

1. 西図書館における業務等について

(1) 概要

① 施設について

| 館名 | 西図書館 | 中央図書館 | 東図書館 | 北図書館 |
|------|---|---|-------------------------------------|--|
| 所在地 | 船橋市西船 1-20-50 | 船橋市本町 4-38-28 ライブ 2000 | 船橋市習志野台 5-1-1 | 船橋市二和東 5-26-1 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造地上 3 階、地下 1 階 | 鉄骨鉄筋コンクリート造地上 14 階、地下 2 階(図書館専用部分 1 階の一部、2 階、3 階) | 鉄筋コンクリート造地上 3 階、地下 1 階 | 鉄筋コンクリート造地上 4 階、地下 1 階(図書館専用部分 地下 1 階の一部、1 階、2 階の一部) |
| 敷地面積 | 1,555.92 m ² | 3,688.61 m ² | 2,431.71 m ² (習志野台公民館併設) | 4,057.39 m ² (二和公民館・二和出張所併設) |
| 延床面積 | 3,092.43 m ² | 3,926.59 m ² (図書館専有部分) | 2,436.59 m ² (図書館専有部分) | 3,240.27 m ² (図書館専有部分) |
| 開館日 | 昭和 21 年 11 月 3 日 (船橋市役所内) 昭和 27 年 5 月 1 日 (湊町小学校仮校舎内に移転) 昭和 46 年 1 月 6 日 (西船に移転) 昭和 56 年 4 月 1 日 (船橋市西図書館に改称) 平成 23 年 10 月 1 日 (移転) 平成 28 年 10 月 21 日 (新築移転) | 昭和 58 年 10 月 1 日 平成 12 年 7 月 7 日 (新築移転) | 昭和 56 年 6 月 2 日 | 平成 3 年 10 月 1 日 |

| 館名 | 西図書館 | 中央図書館 | 東図書館 | 北図書館 |
|------|--|---|---|--|
| 特色 | 郷土資料室、学習コーナー、多目的室等を設置している。郷土資料室は市内・県内各地の歴史・行政・文化に関する資料を多数所蔵し、浮世絵、古文書、古地図等の資料も所蔵している。 | 西図書館で所蔵していた貴重な児童資料を移管し、児童室に併設した児童資料室で提供している。参考室では東京湾資料、社史のコーナーを設けている。 | 移動図書館車「まつかぜ号」を運行し、市内 35 か所のステーションを月2回の日程で巡回している。社会教育関係団体や放課後ルーム等に団体貸出しを行っている。 | 市内4図書館唯一の視聴覚資料(AV)コーナーがあり、VHS・LD・VHD・DVDの館内視聴とVHS・DVDの館外貸出しを行っている。また、共同書庫を備えている。 |
| 管理運営 | 船橋市教育委員会 | 指定管理者(平成29年4月から) | | |
| 開館時間 | 月曜日～金曜日：午前9時30分～午後8時 土・日・祝休日：午前9時30分～午後5時 | | | |
| 休館日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月最終月曜日(※東・北図書館は最終月曜日が28日に当たる場合は21日) ・ 図書整理日(7・8月を除く毎月の第2木曜日 ※祝休日と重なる場合は、翌週の木曜日) ・ 特別図書整理期間 ・ 年未年始(12月29日～1月3日) | | | |

出典：教育要覧令和4年度版及び令和4年度図書館要覧に基づき監査人作成

② 沿革について

船橋市の図書館は、昭和21年に市役所内に船橋市立図書館として設置された時に始まる。面積は約19坪(約63㎡)と狭く、利用者や蔵書が増えるに従って一層狭くなったため、一時湊町小学校仮校舎を改築し移転した。昭和30年になり、旧中央公民館と併設した図書館が設置された。開館後、昭和20～30年代は、古文書等の貴重な資料が比較的廉価に入手できたため、将来に備え積極的に収集したが、それらの資料は現在にまで受け継がれている。昭和46年には待望の新図書館(旧西図書館)が西船4丁目に開館し、以後昭和56年に東図書館、昭和58年には中央図書館、平成3年には北図書館がそれぞれ開館し、4館の体制となった。平成12年7月、湊町2丁目にあった中央図書館を本町4丁目に完成した再開発ビル「ライブ2000」の2・3階部分に移設し、開館した。

平成23年3月、東日本大震災の影響で西図書館が休館となり、10月には民間ビル

の2階の一部と3階を借上げて開館していたが、JR西船橋駅近くに場所を移転し、平成28年10月21日にリニューアルオープンした。この時、ICタグシステムを4館に導入した。平成24年4月から、中央図書館が図書館業務全体に関わる企画及び図書館間の連絡調整の担当館となった。平成29年4月から中央・東・北図書館に指定管理者制度を導入し、西図書館が図書館業務全体に関わる企画及び連絡調整の担当館となった。

令和3年4月現在、分館的機能を持つ14か所の公民館等図書室、2か所の図書貸出返却窓口とオンラインによりネットワーク化しているほか、移動図書館車により、35か所のステーションの巡回も行っている。

③ 令和3年度事業概要について

ア. 本とおはなしの会

定期的に各図書館のおはなし室で職員が子供達に昔話や童話の語り聞かせ、本の読み聞かせや紹介等を行った。

イ. えほんの会

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象にわらべうたや絵本の読み聞かせを行った。

ウ. 臨時おはなし会

保育園、幼稚園、小学校、児童ホーム等からの依頼に応じ、来館又は出張にて昔話や童話の語り聞かせ、本の読み聞かせ等を行った。

エ. 児童図書展示会

前年に購入した乳幼児から中学生対象の新刊児童図書を絵本・文学・ノンフィクションの各分野で展示した。

オ. 平和図書展示

恒久平和を願い、平和に関する図書の展示を8月に実施した。

カ. 船橋市西図書館所蔵資料展

西図書館所蔵の貴重資料（浮世絵等）を広く市民に周知するため、展示会を実施した。

キ. 図書館講座

地域の情報拠点として、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応えるため、医療講演会等、各分野の講座を開催した。

ク. リサイクルブックフェア

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため実施せず。

④ 資料構成について

ア. 蔵書（視聴覚資料蔵書数別掲）

(単位：点)

| 区分 | 西図書館 | 中央図書館 | 東図書館 | 北図書館 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 総記 | 10,368 | 9,101 | 6,606 | 21,607 |
| 哲学 | 10,571 | 9,336 | 6,607 | 23,971 |
| 歴史 | 22,384 | 22,183 | 15,053 | 52,600 |
| 社会科学 | 29,243 | 41,772 | 25,440 | 95,160 |
| 自然科学 | 17,828 | 21,838 | 17,346 | 48,313 |
| 技術 | 15,765 | 22,079 | 18,233 | 49,041 |
| 産業 | 7,747 | 10,473 | 6,729 | 21,508 |
| 芸術 | 18,829 | 21,956 | 14,578 | 52,065 |
| 言語 | 5,177 | 5,256 | 3,685 | 10,092 |
| 文学 | 72,180 | 91,563 | 67,878 | 195,668 |
| 絵本 | 11,796 | 18,609 | 27,526 | 16,941 |
| 郷土資料 | 51,430 | 12,930 | 6,647 | 12,318 |
| 貴重資料 | 6,154 | 0 | 0 | 0 |
| 雑誌 | 7,161 | 12,067 | 3,085 | 25,460 |
| 合計 | 286,633 | 299,163 | 219,413 | 624,744 |

※ 東図書館は移動図書館分を含む。 出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

イ. 視聴覚資料（西・北図書館のみ）

(単位：点)

| 区分 | VHS | LD | VHD | DVD | CD | 合計 |
|----|-------|-----|-----|-------|-------|--------|
| 合計 | 6,172 | 864 | 173 | 5,133 | 1,196 | 13,538 |

出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて西図書館及び北図書館への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の法規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 物品調査の未実施について（指 摘）

【現状・問題点】

船橋市の物品については、船橋市物品管理規則等に基づき、各所属に「物品出納員」や「物品分任出納員」（以下これらを合わせて「物品出納員等」という。）を置き、物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）の事務について、会計管理者の補助をしている。

物品を使用する職員は、物品を使用する必要がなくなった際には、直ちに物品出納員等に返納しなければならない（船橋市物品管理規則第 20 条第 1 項）、物品出納員等は、返納を受けた物品を調査し、その結果を当該物品を返納した課長に報告するとされている（同条第 2 項）。報告を受けた課長は、他の課への所管換え等により適切な処理をすることができないときは、これらの物品について不用決定をして廃棄等することができる（同規則第 20 条第 3 項、第 21 条第 2 項）。また、同規則第 22 条では、課長は、毎年度、その所管に係る物品の保管状況を調査しなければならないとされている（以下この調査を「物品調査」という。）。

西図書館の休館中、郷土資料室は中央図書館に移り開室していたが、平成 28 年 10 月の西図書館リニューアルオープンに合わせて、中央図書館から西図書館に移り開室している。施設の新設や組織の統廃合により移転をする場合には、物品の異動に伴い、購入、所管換え、廃棄等が生ずることが想定されるため、物品調査を行う等して、備品台帳への記載が適切に行われているかを確認することが重要である。しかし、西図書館では、リニューアルオープンにより郷土資料室を移転する際に、物品調査が行われていない。そのため、中央図書館内の郷土資料室で使用していた次の物品については、移転することに伴って発生した廃棄すべき物品と合わせて廃棄が行われており、返納及び不用決定の承認の手続が行われておらず、不用決定をせずに廃棄された物品が備品台帳に記録されたままとなっていることが確認された。

【不用決定をせずに廃棄された物品】

(単位:円)

| 分類名称 | 品名名称 | 取得日 | 取得価格 |
|------------------|------------|-----------|---------|
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | キャビネット | H3/2/22 | 97,600 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S50/6/23 | 54,900 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S59/5/31 | 46,800 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S59/5/31 | 46,960 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S59/5/31 | 46,960 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S59/5/31 | 46,960 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S59/5/31 | 56,160 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S59/5/31 | 46,800 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S59/5/31 | 46,800 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S57/5/11 | 53,200 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S57/4/22 | 70,000 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S60/6/29 | 66,400 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S54/5/25 | 38,700 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S59/5/31 | 46,800 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 書架 | S60/6/29 | 46,000 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 保管棚 | H2/5/25 | 63,500 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 保管棚 | H2/5/25 | 63,500 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 保管棚 | H4/11/26 | 61,800 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 保管棚 | H4/11/26 | 61,800 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 保管棚 | H4/11/26 | 61,800 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | 保管棚 | S63/6/14 | 79,800 |
| 棚・台・収納品・室内雑器具類 | ロッカー | H23/9/2 | 44,100 |
| 通信・映像・録音・音響機器類 | 映写機 | S61/12/11 | 550,000 |
| 電算機・周辺機器・ソフトウェア類 | デスクトップパソコン | H21/2/27 | 172,378 |

出典：備品台帳に基づき監査人作成

このような事態が生じている原因としては、船橋市物品管理規則に基づき物品を適正に管理することの重要性に対する認識が欠けていること、物品を使用する職員が物品出納員等に使用の必要がなくなったことの情報に随時提供していなかったこと、物品調査が適切に行われておらず備品台帳の記録内容と現物との照合が適切に行われていなかったこと等によると認められる。

返納及び不用決定の承認の手続が行われておらず、不用決定をせずに廃棄された物品が備品台帳に記録されたままとなっている事務は適切ではなく、改善の余地が

あると認められる。

なお、西図書館では、本件事案について現況や亡失の状況を調査把握して、直ちに備品台帳の修正等所要の手段をとり、現物が確認できない原因が亡失である場合には、物品の亡失の届出を行うとともに、職員に対して物品の管理等に関する研修を行うなど、物品を適正に管理することの重要性についての周知徹底を図ることが望ましい。

【結果（指摘）：西図書館】

備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録する必要があることから、西図書館に属する物品について、毎年度の物品調査を適切に行い、物品の異動を備品台帳に適切に記録する事務を徹底されたい。

② 物品の所在場所の変更について（指摘）

【現状・問題点】

物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、備品台帳を備えて、その管理する物品の分類、品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録するとされている。

西図書館への現場往査において、令和3年度に購入した次の備品は、備品台帳での所在場所は西図書館として登録されているが、実際の所在場所は北図書館であり、備品台帳での所在場所の変更が行われていないことが確認された。

【所在場所の変更が行われていない物品】

| 品名名称 | 規格名称 | 登録上の所在 | 実際の所在 |
|------|---------------------|--------|-------|
| 備品図書 | 「東商信用録 関東版 2021 上巻」 | 西図書館 | 北図書館 |
| 備品図書 | 「東商信用録 関東版 2021 下巻」 | 西図書館 | 北図書館 |

出典：備品台帳に基づき監査人作成

このような事態が生じている原因としては、西図書館が指定管理者制度が導入されている北図書館に属する事務事業に関する予算の配当を受けているため、北図書館で使用する目的で購入した備品図書についても、備品台帳では全て西図書館の所在として自動的に登録されること、備品台帳は、財務会計システム（電子計算機を利用して財務会計に関する事務を総合的に処理する電子情報処理組織をいう。）に入力することにより電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識

することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもって作成されているが、備品図書を含む全ての資料は図書館システムに入力する方法で管理されており、二重入力・二重管理の必要があること等によると認められる。

備品台帳に記録されている物品の所在場所が誤っており、物品の管理が適正を欠いていて、備品台帳が物品の現況を反映した正確なものとなっていない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（指摘）：西図書館】

備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録する必要があることから、物品の所在場所を備品台帳に適切に記録する事務を徹底されたい。

③ 使用する必要がなくなった物品について（指摘）

【現状・問題点】

物品を使用する職員は、物品を使用する必要がなくなったときは、直ちに物品出納員等に返納しなければならず（船橋市物品管理規則第20条第1項）、物品出納員等は、返納を受けた物品を調査し、その結果を当該物品を返納した課長に報告するとされている（同条第2項）。報告を受けた課長は、他の課への所管換え等により適切な処理をすることができないときは、これらの物品について不用決定をして廃棄等することができることとされており、重要物品について不用決定をする場合は、あらかじめ部長の承認を受けなければならないとされている（同規則第20条第3項、第21条第2項）。また、船橋市物品管理要綱第18条では、船橋市物品管理規則第20条に規定する不用の決定を、次のいずれかに該当する場合に限って行うことができるとされている。

- | |
|--|
| <p>(1) 物品としてまだ利用できるものであるが、本来利用の対象とされていた事務又は事業が終了したことなどにより、当該物品の使用目的がなくなり、又将来も利用することが考えられない場合。なお、この場合、物品の効率的な利用を図るため、できる限り転活用を図るようにしなければならない。</p> <p>(2) 摩耗、破損、変質等が著しく、本来の目的に従った利用ができなくなった場合。</p> |
|--|

北図書館への現場往査において、重要物品であるマイクロフィルム読取機につい

て、使用頻度が少なくなるとともに機器の状態が芳しくなく、新聞データベースでの資料閲覧が可能となったことから、大規模改修工事（令和2年8月から令和3年3月）を機に、2階事務室内に置かれたままになっていることが確認された。

【使用する必要がなくなった物品】

（単位：円）

| 分類名称 | 規格名称 | 取得日 | 取得価格 |
|----------------|-------------|---------|-----------|
| 通信・映像・録音・音響機器類 | マイクロフィルム読取機 | H16/7/1 | 1,627,500 |

出典：備品台帳に基づき監査人作成

【マイクロフィルム読取機（写真中央のビニールで包まれた機械）】



出典：監査人撮影

マイクロフィルムは、新聞等の保存に使用する記録媒体であり、新聞の原版を汚れ・破損等から予防する目的、図書館の限られたスペースで莫大な資料を効率的に保管する目的で用いられており、大規模改修工事前の北図書館では、閲覧室にマイクロフィルム読取機を設置していた。マイクロフィルムは、改ざんが困難で耐久性が高く閲覧用機器の陳腐化のおそれもないため、重要な情報を安定的に保存する手段として有用ではあるが、近年は、マイクロフィルムに代わってパソコンで閲覧することを目的としたCD-ROMやDVDの縮刷版及び新聞データベースが普及しており、マイクロフィルム読取機が使用されない状態が継続していた。

マイクロフィルム読取機については、将来もマイクロフィルムの読取機として利用することが考えられない状況にあるため、速やかに備品の不用の決定を行っていない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（指摘）：西図書館】

備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録することが重要であることから、北図書館に属するマイクロフィルム読取機は将来も当該物品を利用することが考えられない状況にあるため、速やかに備品の不用の決定を行う事務を徹底されたい。

④ 指名競争入札における業者選定について（意見）

【現状・問題点】

船橋市業務委託等指名業者選定基準（以下「選定基準」という。）では、設計額が1,000万円超の場合には、指名業者を7者以上選定するとされている。

令和3年4月現在、西図書館・中央図書館・東図書館・北図書館及び分館的機能を持つ14か所の公民館図書室等の間の図書等集配業務（以下「図書等集配業務」という。）を物流業者へ委託し、毎年度、指名競争入札を行っている。しかし、令和元年度、令和2年度、令和3年度の図書等集配業務の指名競争入札では、物流業者の人員及び運搬車の不足、土日祝日は集配業務はできない等の理由から、受託可能性のある3者のみを指名業者に選定しており、選定基準で規定された7者以上の指名業者を選定していない。なお、その理由は口頭等により説明したとのことであるが、指名業者選定書にそのような理由について具体的な記述がなく、どのような検討がなされたか事後に確認できない状況にある。

契約に際しては、より透明性、公平性、競争性が高い方法で実施する方法が望ましいため、選定基準で規定された指名業者数に満たない業者数を選定している理由について具体的に指名業者選定書に記述していない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

なお、令和4年度の図書等集配業務の指名競争入札では、事前に当該業務を実施可能な物流業者について情報収集を進めたこと等により、7者を指名業者に選定している。

【結果（意見）：西図書館】

図書等集配業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、船橋市業務委託等指名業者選定基準で規定された指名業者数を選定することが重要であることから、同選定基準で規定された指名業者数に満たない業者数を選定しているときは、業者数が満たない理由について具体的に指名業者選定書に記述し、より一層、透明性の高い契約事務を行うよう要望する。

⑤ 図書館システム保守業務における支払過大について（指摘：2件）

【現状・問題点】

委託料とは、市の事務、事業等を特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費である。市が本来実施すべき業務ではあるが、特定の者に実施させた方が効率よく、よりよい成果が期待される場合、市が当該業務を人材・機材・資産等のポテンシャル・信用のある者に対し委託し、委託業者は市に代わって当該業務を実施する。船橋市の委託契約は、船橋市契約規則に基づいており、同規則第30条第1項・第2項では、契約の相手方が決定したときは、契約の目的、契約金額、履行の期限又は期間及び場所、契約保証金、契約代金の支払又は受領の時期及び方法に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を直ちに作成しなければならないとされている。

大穴小学校市民図書室と図書館とのオンラインによるネットワーク化に際しては、当初の図書館システム予算要求時には、図書館業務端末2台と図書検索端末(OPAC)1台の計3台の導入を見込んでいたが、予算査定の結果、図書検索端末(OPAC)は認められず、図書館業務端末2台のみ導入となった。そのため、図書館システム保守業務（大穴小学校市民図書室分）における図書館システム(ELCIELO)の保守対象は、仕様書では2ライセンスと記載されている。

しかし、業務委託契約書の契約金額に含まれる図書館システム(ELCIELO)の保守料については、仕様書の変更に合わせて2ライセンス分の金額を基に算定した金額とすべきところ、誤って3ライセンス分の金額を基に算定した金額のままとしていたことが確認された。同様に、図書館システム(ELCIELO)の保守料の支払いについても、業務委託契約書の契約金額が1ライセンス分の減額がされていなかったため、正しくは2ライセンス分の保守料を支払うべきところ、誤って3ライセンス分の保守料を支払っており、1ライセンス分の保守料が支払過大となっていることが確認された。

【誤った保守の内容】

(単位:円)

| | 内容 | 金額(税抜) | 金額(税込) |
|---|------------------------|---------|---------|
| 誤 | 図書館システム(ELCIELO)3ライセンス | 300,000 | 330,000 |
| 正 | 図書館システム(ELCIELO)2ライセンス | 200,000 | 220,000 |
| | 差引(支払過大) | | 110,000 |

出典：図書館システム保守業務（大穴小学校市民図書室分）仕様書に基づき監査人作成

このような事態が生じている原因としては、契約書の作成に際して、業務の対象と契約金額が正しく記載されているか確認をする認識が欠けていたこと等によると認

められる。

また、本件事務処理誤りによる委託料の過払いについては、正しいライセンス数「2」が記載された仕様の業務に対して、業者が誤ったライセンス数「3」での見積金額を積算し、船橋市の確認不足により、誤りを看過したまま契約したことにより発生したものである。これは、船橋市の設計書や委託業者に提出させる入札書の内訳において、ライセンス数及び単価を明記することで、船橋市及び委託業者共に積算誤りに気付ける可能性が高かったと考えられる。なお、本件については、双方が委託料の金額を誤信して業務委託契約を締結しているため、本来の正しい計算に基づく委託料を超える過払い部分については、民法に基づく不当利得として返還を求める必要があることから、西図書館においては、委託業者に丁寧な説明・対応を行いつつ、過払金の返還請求に係る事務を行う必要がある。

契約に際しては、より透明性の高い方法で作成する方法が望ましいため、保守の対象となるソフトウェアライセンス数よりも多いライセンス数を対象として、委託料を支払っている事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果①（指摘）：西図書館】

図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ公平な執行を確保する観点から、委託業者に丁寧な説明・対応を行いつつ、過払い金を迅速かつ適切に徴収することが重要であることから、返還請求に係る事務処理の遅延により消滅時効期間が経過することのないよう速やかに返還請求に係る事務を行うよう対応されたい。

【結果②（指摘）：西図書館】

図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ公平な執行を確保する観点からは、何よりも事務処理誤り自体を起こさないことが重要であることから、契約書の作成に際しては、業務の対象と契約金額が正しく記載されているか確認するなど、事務処理誤りの予防対応を図る取組を徹底されたい。

⑥ 図書館システム保守業務における保守対象の記載について（指 摘）

【現状・問題点】

図書館システム保守業務は、図書館システムの稼働が正常に保たれるように対応するものである。そのためには、仕様書においてソフトウェアの保守対象を明確にすることが必要である。

しかし、西図書館・中央図書館・東図書館・北図書館（以下これら4図書館を合わせて「船橋市図書館」という。）の4拠点、公民館等図書室11拠点、図書貸出返却窓

ロ 2 拠点を対象とした図書館システム保守業務に係る業務委託契約書では、許諾された 105 ライセンスが保守対象となるにもかかわらず、仕様書にはデータベース (Cache) のライセンス数が記載されていないことが確認された。

なお、図書館システム保守業務に関する各業務委託契約書の仕様書における保守対象の記載状況は、次のとおりである。なお、表中のカッコ内の数字は、保守対象となるライセンス数を示しており、増設等があるため、重複して記載されている施設がある。

【仕様書における保守対象となるライセンス数の記載状況】

| No | 保守対象 | 図書館システム (ELCIELO) | データベース (Cache) |
|----|---|-------------------|----------------|
| 1 | 船橋市図書館 4 拠点、公民館等図書室 11 拠点、図書貸出返却窓口 2 拠点 | 記載有 (78) | 未記載 (105) |
| 2 | 西図書館増設分 | 記載有 (7) | 記載有 (4) |
| 3 | 東図書館、薬円台公民館図書室、東部公民館図書貸出返却窓口、移動図書館 | 記載有 (3) | 記載有 (1) |
| 4 | 薬円台・法典・浜町・北部公民館図書室 | 記載有 (5) | 記載有 (5) |
| 5 | 大穴小学校市民図書室 | 記載有 (2) | 記載有 (2) |
| 6 | 八木が谷・飯山満公民館図書コーナー、松が丘公民館図書室 | 記載有 (3) | 記載有 (3) |

出典：図書館システム保守業務仕様書に基づき監査人作成

契約の目的であるソフトウェア保守の対象は当然記載しなければならない事項であることから、対象となるライセンス数を仕様書において明確に記載すべきであった。

このような事態が生じている原因としては、仕様書の作成に際して、業務の実施に係る事項を適切に定められているか確認をする認識が欠けていたこと等によると認められる。

契約に際しては、より透明性の高い方法で仕様書を作成する方法が望ましいため、保守の対象となるソフトウェアライセンス数を記載していない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（指摘）：西図書館】

図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、仕様書には業務の実施に係る事項を適切に定めることが重要であることから、保守の対象となるソフトウェアライセンス数を明確に記載する事

務を徹底されたい。

⑦ 図書館システム保守業務における仕様書の記載について（指摘：1 件、意見：1 件）

【現状・問題点】

図書館システム保守業務に係る仕様書では、船橋市図書館 4 拠点、公民館等図書室 11 拠点、図書貸出返却窓口 2 拠点等で使用している書式（以下「A 仕様書」という。）と、大穴小学校市民図書室等で使用している書式（以下「B 仕様書」という。）がある。このような同一の保守業務にもかかわらず仕様書の記載内容に差異が生じている原因としては、通常、西図書館ではシステム保守業務委託契約の仕様書は前年度の書式を加工して作成しているが、新規の案件については、その時点でデジタル行政推進課が各所属に示している最新のひな型（業務委託仕様書）をベースに仕様書を作成している。そのため、大穴小学校市民図書室分、八木が谷・飯山満公民館図書コーナー及び松が丘公民館図書室分については、導入年度が比較的近年であり、デジタル行政推進課が各所属に示した新たな書式を使用したことによる。

なお、図書館システム保守業務に係る各業務委託契約書の仕様書の書式は、次のとおりである。なお、増設等があるため、重複して記載されている施設がある。

【仕様書の書式の状況】

| No | 保守対象 | 仕様書の書式 | 特記事項の有無 |
|----|---|--------|---------|
| 1 | 船橋市図書館 4 拠点、公民館等図書室 11 拠点、図書貸出返却窓口 2 拠点 | A | 無 |
| 2 | 西図書館増設分 | A | 無 |
| 3 | 東図書館、薬円台公民館図書室、東部公民館図書貸出返却窓口、移動図書館 | A | 無 |
| 4 | 薬円台・法典・浜町・北部公民館図書室 | A | 無 |
| 5 | 大穴小学校市民図書室 | B | 有 |
| 6 | 八木が谷・飯山満公民館図書コーナー、松が丘公民館図書室 | B | 有 |

出典：図書館システム保守業務仕様書に基づき監査人作成

おおむねそれらの仕様書の記載内容は同じものであるが、B 仕様書においては、特記事項として、次のような記載がある。

受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書、又はそれに準ずる業務スケジュールを提出すること。

しかし、B仕様書を用いている大穴小学校市民図書室分、八木が谷・飯山満公民館図書コーナー及び松が丘公民館図書室分のシステム保守業務において、業務計画書又はそれに準ずる業務スケジュールの提出がなされていないことが確認された。

西図書館では、図書館システム保守業務は、主として突発的な障害の対応を行うものであり、また、保守定例会の開催日については、図書館システムの委託業者と随時連絡を取り合って決定していることから、業務計画又はそれに準じる業務スケジュールをあらかじめ立てることは難しく、本業務に関しては、本来不必要な書式であったと認識している。

このような事態が生じている原因としては、仕様書の作成に際して、業務の実施に係る事項を適切に定められているか確認をする認識が欠けていたこと、成果物等が仕様書の内容に適合しているか確認をする認識が欠けていたこと等によると認められる。

仕様書は、業務の実施に係る事項は適切に定める必要があることから、仕様書に不必要な事項が記載されている事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果①（指摘）：西図書館】

図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、仕様書には業務の実施に係る事項を適切に定めることが重要であることから、業務の性格上、業務計画書又はそれに準ずる業務スケジュールが不要なのであれば、仕様書の「受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書、又はそれに準ずる業務スケジュールを提出すること。作成した保守実施計画書に基づき業務を実施すること」という文言も不要であるから、仕様書の作成に際しては不必要な文言は削除されたい。

【結果②（意見）：西図書館】

図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、仕様書には業務の実施に係る事項を適切に定めることが重要であることから、仕様書の文案について、組織内における相互確認の方法を見直すなど、仕様書に業務の実施に係る事項を適切に定めているか確認をするよう要望する。

⑧ 図書館システム保守業務における完了検査について（指 摘）

【現状・問題点】

船橋市契約規則第 38 条では、部長は、契約の相手方が給付を完了したときは、自ら又は職員に命じる等して、当該契約に基づく給付の完了等の確認をするため必要な検査をしなければならないとされている。また、図書館システム保守業務に関する各業務委託契約書に係る仕様書では、業務完了検査合格後、適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に一括で支払うとされている。

しかし、西図書館では、図書館システム保守業務委託契約について、業務完了報告書の提出がなされていないことが確認された。そのため、図書館システム保守定例会議事録の受理・確認をもって業務が適正に完了したものとして業務完了検査とみなし、委託業者が作成した請求書に基づいて、契約代金を支払っている。

本業務の目的は、(1)継続的に図書館システムを使用できるように、提供するシステムについて、委託業者が保守窓口となり、直接又は間接的に保守サービスを提供すること、(2)保守作業としてソフトウェアのセキュリティパッチの提供、問題発生時の迅速な対応、予防対策等を行うこと、(3)図書館システムは契約期間内でサービスが衰えることなく、利用者へ最新のサービスが提供できるように、バージョンアップ（メジャーバージョンアップを含む）を提供すること等とされており、それらの業務内容は、ソフトウェア保守、障害対応等の保守作業、バックアップ等の信頼性要件、ヘルプデスク等の運用要件など多岐にわたる。そのため、図書館システム保守定例会議事録の受理だけでは、契約内容に適合し、業務が適正に完了しているかを判定することは困難である。契約の適切な履行を促して品質の確保を図るためには、発注者である西図書館において委託業者の契約の履行状況を常時把握し、委託業者との緊張関係を保持することが重要である。また、これにより西図書館側に情報と経験を蓄積して、その専門的な能力を高めることも期待できる。

契約の相手方が給付を完了したときに、当該契約に基づく給付の完了等の確認を行っていない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結 果（指摘）：西図書館】

図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、船橋市契約規則第 38 条に基づき、契約に基づく給付の完了等を確認することが必要であることから、業務を終了したときは業務完了報告書の提出を受け、業務が適正に完了していることを確認する事務を徹底されたい。

⑨ 資料の複写サービスについて（意見）

【現状・問題点】

船橋市図書館では、図書館の資料や外部データベース等に限り、著作権法に定められた範囲で実費でコピーすることができる。複写に係る実費は利用者負担とし、モノクロ1枚10円、カラー1枚10円とされている。また、船橋市図書館条例施行規則第16条では、図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書により館長に申し込まなければならないとされており、館内複写サービスの業務内容は、次のとおりである。

【館内複写サービスの業務内容】

- ア 複写希望の申し出を受ける。
- イ 複写内容の事前確認、申込書の記入を行う（利用券交付有の方は、利用券番号を記入すれば、氏名・住所・電話番号の記入は不要）。
- ウ 複写を実施する。
- エ 複写物の確認を行う。
- オ 事後処理を行う。

出典：船橋市図書館業務マニュアルに基づき監査人作成

【西図書館内のコピー機】



出典：監査人撮影

図書館職員は、この事前処理業務に関連して、複写申込書の記入確認後、複写申込

書の申込確認欄に確認した職員名を記入し、オの事後処理業務に関連して、複写物の確認後、複写申込書の複写確認欄に確認した職員名を記入することとされている。

西図書館への現場往査において、複写申込書の申込確認欄と複写確認欄に確認した職員名の記入がないものが複数確認された。

複写サービスは、著作権法の規定から図書館でのみ行うことができるサービスとなっており、収蔵資料の複写は「公立図書館における複写サービスガイドライン（平成24年7月6日/全国公共図書館協議会）」に、相互貸借資料の複写は「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン（平成18年1月1日/社団法人日本図書館協会、国公立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会）」に、外部データベースの複写は提供元との契約に準ずる等の取扱いが必要であること等から、複写申込書の申込確認欄や複写確認欄に確認した職員名の記入がない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：西図書館】

複写サービスは、著作権法の規定から図書館でのみ行うことができるサービスとなっており、複写の対象は、著作権法及び公立図書館における複写サービスガイドラインに準じて実施することが重要であることから、船橋市図書館条例施行規則に基づいた複写申込書の申込確認欄と複写確認欄には、確認した職員名を記入する事務を徹底するよう要望する。

⑩ 共同書庫の管理（特別図書整理・蔵書点検）について（意見）

【現状・問題点】

船橋市図書館では、これまで船橋市図書館資料収集方針及び船橋市図書館資料収集基準に基づき選定し、蔵書構築に努めており、図書館のサービス拠点が増えたこともあり、全体の蔵書数は増加している（平成24年度 1,438,700点→令和2年度 1,646,544点）。引き続き、市民要望の多い資料や地域性に配慮しつつ、限りある予算の中、船橋市図書館全体の蔵書構成を考慮しながら資料の充実を図るとともに、多様な資料を収集し、市民の様々な調査相談に応える体制を整えることが望まれる。

また、船橋市図書館では、開架書架のスペースの有効活用のため、資料的価値又は利用頻度が低下した資料は、書庫編入基準（船橋市図書館管理運営要綱第36条）に基づき、閉架書庫や北図書館地下1階の共同書庫へ編入している。令和3年度における図書館開架・閉架別資料点数は次のとおりであり、共同書庫の資料点数は384,370点、全体の約4分の1、閉架資料の約半数を占めている。

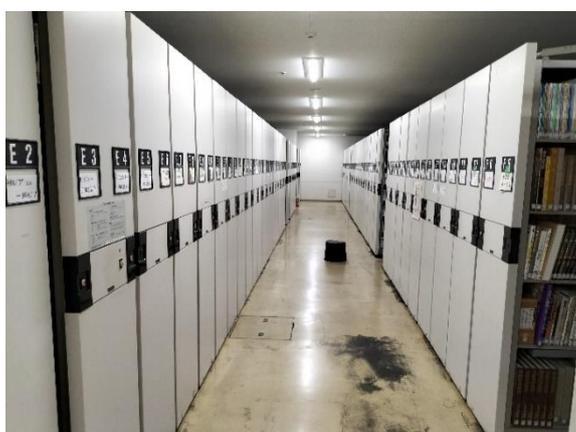
【図書館開架・閉架別資料点数】

(単位：点)

| | 西図書館 | 中央図書館 | 東図書館 | 移動図書館 | 北図書館 | 合計 |
|------|---------|---------|---------|--------|---------|-----------|
| 開架 | 169,651 | 195,438 | 131,345 | 13,336 | 162,912 | 672,682 |
| 閉架 | 118,178 | 103,725 | 44,892 | 29,840 | 89,804 | 386,439 |
| 共同書庫 | | | | | 384,370 | 384,370 |
| 合計 | 287,829 | 299,163 | 176,237 | 43,176 | 637,086 | 1,443,491 |

出典：令和4年度図書館要覧に基づき監査人作成

【共同書庫の様子】



出典：監査人撮影

図書館にとって、より完全な状態で利用に備えておくことは重要である。また、市立の図書館として設置されている船橋市図書館にあつては、図書という資産を管理しておく責任もあり、船橋市図書館が、蔵書全体について詳しい記録や統計を整えておくことは、自らの資産を管理する場合に重要である。図書館の休館日の中には、図書館資料の整理に特に要する期間（以下「特別図書整理期間」という。）として、年1回14日以内で教育委員会が定める日がある（船橋市図書館条例第11条第1項）。特別図書整理期間では、不明資料の把握など適切な蔵書管理を行うため、図書館システム上の収蔵データと実際の突き合わせ作業（以下「蔵書点検」という。）を行っている。また、図書館資料の円滑な更新を行うために、蔵書点検により所在不明が確認され、3年以上を経過した資料（蔵書点検による不明の確認が3回行われたものと考えられるため、不明回数が4回となった資料を対象とみなしている。）は、亡失資料として除籍できるものとされている（船橋市図書館管理運営要綱第38条）。

なお、蔵書点検は、専用機器で資料のICタグを読み込み、そのデータとシステム上の所蔵データを照合する作業であり、その業務内容は、次のとおりである。

【蔵書点検の業務内容】

| | |
|---|--------------------|
| ア | 読込み。 |
| イ | 読込みデータの流し込み、照合処理。 |
| ウ | 書架整理、清掃。 |
| エ | 照合処理結果の出力。 |
| オ | 再曝書、その他の業務事後処理を行う。 |
| カ | 4回不明資料の除籍 |

出典：船橋市図書館業務マニュアルに基づき監査人作成

船橋市図書館（移動図書館を含む。）の開架書庫及び閉架書庫並びに公民館図書室等は、年1回の特別図書整理期間に蔵書点検を実施している。しかし、共同書庫については、出版から10年以上が経過し利用頻度が低下したものが収容されており、日常的な資料の移動が少ないため、2年に1回の頻度で蔵書点検を行っている。

【共同書庫での蔵書点検の実施頻度】

| 年度 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 | 令和 3 | 令和 4 |
|------|-------|-------|-------|-----|------|------|----------|
| 蔵書点検 | 実施 | 未実施 | 実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 予定 |

出典：西図書館提出資料に基づき監査人作成

本来実施予定の令和2年度の蔵書点検は、北図書館が令和2年8月から令和3年3月まで大規模改修工事を実施していたこと等の理由から実施していない。また、翌令和3年度は、前年度の大規模改修工事や新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための休館等により共同書庫の利用頻度が少なかったこと等の理由から実施していない。そのため、令和5年2月に実施を予定している蔵書点検は、4年ぶりの実施となる。

一方で、令和4年9月8日の西図書館への現場往査時点の不明図書等の件数は4,288点であり、これらの不明図書等の多くは共同書庫から生じている。船橋市物品管理規則第22条では、毎年度、その所管に係る物品の保管状況を調査しなければならないこととされており、蔵書点検については、この物品調査に準じて年1回の実施としているものと認められる。共同書庫の蔵書点検が3年以上実施されておらず、多数の不明資料が生じている事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：西図書館】

資料の収集とともに蔵書構成を考える上で重要になってくるものが蔵書の管理である。書庫のスペースには限りがあり、後世に活用される蔵書を見極め、適正に管理

していくことが重要であることから、令和 5 年 2 月に実施を予定している共同書庫の蔵書点検の結果等により、今後の共同書庫の蔵書点検の実施頻度を見直すよう要望する。

⑪ 共同書庫の有効活用について（意見）

【現状・問題点】

開架書架のスペースの有効活用のため、資料的価値又は利用頻度が低下した資料は、書庫編入基準（船橋市図書館管理運営要綱第 36 条第 1 項）に基づき、閉架書庫や北図書館地下 1 階の共同書庫へ編入している。

【書庫編入基準】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 内容が古くなり、資料的価値又は利用頻度が低下したもの(2) 資料保全の必要があるもの(3) その他、館長が編入の必要があると認めたもの |
|---|

一方で、共同書庫には、直営時代から他課からの預かり資料を保管しており、令和 3 年度末時点では、市史編纂室からの預かり資料約 2,000 冊（書架 7 段 11 列分相当）を保管している。共同書庫のスペースには限りがあり、後世に活用される蔵書を見極め、スペースを適正に管理していくことが必要であることから、他課からの預かり資料が置かれている事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：西図書館】

資料の収集とともに蔵書構成を考える上で重要になってくるものが蔵書の管理である。共同書庫のスペースには限りがあり、後世に活用される蔵書を見極め、スペースを適正に管理していくことが重要であることから、他課からの預かり資料については、可能な限り速やかに返却し、書庫スペースとして有効に活用するよう要望する。

⑫ 指定管理者のモニタリングについて（意見）

【現状・問題点】

船橋市では、船橋市図書館サービス推進計画（旧計画）の下で、図書館の位置づけ、予算管理の見直しを行いながら、職員配置等を含めた業務の効率化を進め、西図書館を除く 3 図書館に指定管理者制度を導入し、サービス体制の整備を行っている。また、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項では、指定管理者は毎年度終了後、事業報告書

を作成し提出する必要があるとされている。船橋市では、施設の管理運営が協定書、仕様書及び事業計画書どおり行われ、指定管理者制度導入に当たって期待した効果が実現されているか等について、年度ごとに評価シートを作成し、事業報告書及び日々のモニタリング結果、実地調査において確認した内容等から評価を行っている。

図書館指定管理者運営綴を査閲したところ、令和3年度における図書館管理運営業務において、北図書館において、利用者の個人情報を含む新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う施設利用者カードを1か月間の保存期間を経ずに廃棄していた事例や、中央図書館等において、公用車（移動図書館を除く。）の平成29年度、令和元年度、令和3年度に実施すべき車両の点検（法定点検）が実施されていない事例が確認された。しかし、日々の業務を行う中で、人的ミスを無くすことは困難であり、このような管理運営上のミスは、気づいた時点で速やかに報告があり、その後、適切に処理されていたため、令和3年度の船橋市図書館指定管理者評価票では、「個人情報保護と秘密保持」及び「施設の整備・運用」といった項目については、要求水準（基本協定、年次協定、仕様書等で求める水準）・提案水準（事業計画書等で提案された水準）と同等であると評価している。

一方で、中央図書館において、最近、着任後半年以内に退職する職員が多い傾向が報告されており、令和3年度の船橋市図書館指定管理者評価票においても、職員配置計画について、評価委員会から次のような特記事項が付されている（下線は監査人）。

【職員配置計画に関する評価委員会の記述】

| 評価委員会記述 |
|--|
| ① 人員配置及び勤務体制（勤務シフト表）について 待遇や職員配置での改善が必要と考える。職員の待遇として、常勤職員の連休の確保や有給休暇の取得は改善されているものの <u>依然として職員の定着率は低く配慮が必要</u> である。 |
| ② 労働条件及び賃金の確保について 賃金は上昇しているものの <u>雇用人数に比べて人件費の総額が少なく、賃金のレベルが低いように思われる</u> 。賃金上昇には他の要因も多く制約があることは理解できるが、国全体の方向なども考慮しながら今後も継続して改善してもらいたい。 |

出典：令和3年度船橋市図書館指定管理者評価票に基づき監査人作成

職員の定着率が低いと職員の交代が激しくなり、経験の蓄積が困難になることが懸念されることから、「職員配置計画」について、引き続き適時・適切にモニタリングし、必要に応じて指定管理者へ助言・指導を行う必要があると考えられる。

【結果（意見）：西図書館】

船橋市は、公の施設である中央図書館・東図書館・北図書館の管理運営を指定管理者に行わせる上で、施設所有者・施設設置者として、その管理監督を行う必要がある。必要に応じて評価委員会の視点を参考にしながら、引き続き、条例・基本協定・事業計画書のと通りの管理運営がなされているか、サービスの質が保たれているかについて、適時・適切にモニタリングし、必要に応じて指定管理者へ助言・指導を行うよう要望する。

Ⅲ 文化施設事業について

1. 市民文化ホール及び市民文化創造館における業務等について

(1) 概 要

① 船橋市文化芸術ホールの運営方針について

船橋市は船橋市文化芸術ホール運営基本方針（平成 25 年 4 月 1 日）において、基本方針等を次のとおり定めている。

【基本方針】

「市民が優れた文化芸術を享受できる機会や自ら文化芸術活動を実践できる場を提供し、併せて文化芸術の振興に資する事業を行うとともに、独創性のある新たな文化芸術創造活動への支援等を通して市民文化の発展に寄与していくこと」を目指している。

【経営方針】

- ア. 市民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、本物の文化芸術に触れる機会を提供します。
- イ. 施設の空間に合った特色ある文化芸術創造活動を促進し、文化芸術の新しい情報発信をめざします。
- ウ. 独創性のある新たな文化芸術創造活動への支援を図り、市民の文化芸術活動の振興に寄与します。
- エ. 青少年の文化芸術の機会の促進を図ります。
- オ. 時代に対応した特色ある施設運営をめざし、ホール経営の特化を進めます。
- カ. 市民に受け継がれてきた伝統芸能及び民俗芸能に関する活動を支援します。

【重点目標】

- ア. 【市民文化ホール】優れた文化芸術の鑑賞機会を市民へ提供します。
- イ. 【市民文化創造館】創造館の空間にあった自主企画事業をプロデュースし、創造活動の推進を図ります。
- ウ. 独創性のある新たな文化芸術創造活動への支援を図ります。
- エ. 青少年のためのワークショップ活動を推進します。
- オ. 運営に関する専門的な助言等を得るため芸術アドバイザー制を導入し、特色ある事業運営をめざします。

- カ. 市民文化ホール及び市民文化創造館との連携した事業運営を行います。
- キ. 市民の文化芸術活動や生涯学習機関等との連携にも配慮した運営を進めます。
- ク. 市民に受け継がれてきた伝統芸能及び民俗芸能を紹介します。

② 令和3年度の事業実施内容について

ア. 市民文化ホールの概要について

(ア) 業務概要

市民文化ホールは、市民の芸術文化活動の拠点として、昭和53年7月に開館した。開館以来、市民の音楽や舞踊等の発表の場として、また、音楽や演劇などの鑑賞、講演会、講習会等、様々な形で利用されている。

市民文化ホールの果たす役割は、市民が安心して安全に利用できる施設を提供するとともに独自の文化を継承、創造、発信し、それによって活力あるまちを築くことにある。市民に受け継がれてきた伝統芸能やオーケストラ、吹奏楽団、ジャズのビッグバンドなどの演奏団体や合唱団のほか、邦楽、日本舞踊、民謡、民舞などの伝統的な芸術団体等も活躍しており、それらの発表、交流の場として利用されている。

また、鑑賞機会を提供するため文化芸術ホール事業基金による自主事業を行っており、音楽、映画及び古典芸能等、多くの市民に優れた芸術文化を低料金で提供するとともに、市民参加型の自主事業にも力を入れている。

平成24年度から、市民文化ホールと市民文化創造館が一体運営となり、2つのホールがこれまで以上に連携した事業展開を行うようになった。

(イ) 施設概要

市民文化ホールの施設概要は次の表のとおりである。

【市民文化ホール施設概要】

| 区 分 | 内 容 |
|------|--|
| 所在地 | 船橋市本町 2-2-5 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階 |
| 面 積 | 敷地 4,679.22 m ² (中央公民館と共用) 建築 1,413.24 m ² 延床 4,407.56 m ² |
| 開館日 | 昭和53年7月1日 |
| 開館時間 | (受付時間) 午前9時～午後5時 (使用時間) 午前9時～午後10時 |

| 区 分 | 内 容 |
|------|---|
| 休館日 | 月曜日 年末年始（12月29日～1月3日） |
| 収容人員 | 1,000人（車椅子スペースあり） |
| 施 設 | <p>地下1階 奈落、楽屋事務室、第1～6楽屋、駐車場</p> <p>地上1階 舞台、客席（固定椅子席573席、移動椅子席88席、車椅子スペース）、ロビー、ホワイエ、売店</p> <p>注：固定椅子（一部）席及び車椅子席は難聴者集団補聴設備付</p> <p>2階 客席（固定椅子席121席）、投光室、ホワイエ、リハーサル室</p> <p>3階 客席（固定椅子席218席）、投光室、空調機械室</p> <p>中3階 音響室、調光室、映写室</p> <p>4階 第1シーリング室、第2シーリング室</p> |
| 舞台設備 | <p>舞台面積 356㎡、間口 17m、奥行 13.5m</p> <p>舞台迫り装置 大迫り 床面の大きさ 2.8m×10m 荷重 2,800 kg</p> <p>小迫り 床面の大きさ 1.5m×4m 荷重 600 kg</p> <p>オーケストラ迫り</p> <p>床面の大きさ 3.85m×（客席 17.6m 舞台側 13.8m）</p> <p>面積 60㎡ 荷重 6,000 kg</p> <p>音響反射板装置 天井 2台、正面 1台、側面 4台</p> <p>スクリーン装置 スクリーン映写面 幅 11.3m×高さ 4.8m</p> <p>映写距離 32m</p> <p>ピアノ STEINWAY D-274 2台</p> |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

（ウ）令和3年度の稼働状況について

令和3年度は年間216日使用され、自主事業のほかオーケストラ、吹奏楽、合唱の演奏会、バレエ等の舞踊、演劇鑑賞の場として、58,045人の利用があった。

自主事業は15事業中11事業を行い、4,563人の観客動員があった。平均観客動員数はほとんどの事業で定員を半数としたため、約415人となり、また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3つの公演とシネマクラブの開催を中止している。

【市民文化ホールにおける事業実施概要】

| 区 分 | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------------|---------|-----------------|-------------------------|----------------|
| 文化ホール | 利用者数 | 131,711人 | 18,656人 | 58,045人 |
| | 団体数 | 267団体 | 119団体 | 237団体 |
| | 稼働率 | 89.1% | 51.7% | 76.1% |
| リハールサル室 | リハ室利用者数 | 20,160人 | 3,059人 | 7,705人 |
| | リハ室団体数 | 311団体 | 155団体 | 307団体 |
| | リハ室稼働率 | 83.6% | 55.4% | 73.1% |
| 公演実績 | | 15事業 18,603人 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実績なし | 11事業 4,563人 |
| 平均観客動員数 注:シネマクラブを除く | | 601人 | | 415人 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

イ. 市民文化創造館（きららホール）の概要について

(ア) 業務概要

市民文化創造館は、平成15年4月、船橋駅南口再開発ビルとしてオープンした船橋フェイスビルの公共公益スペースに、船橋の新しい文化発信基地の一つとして開館した。近隣ホールにはない特色ある自主公演や青少年を対象としたワークショップなど、文字どおり市民の文化を創造しながら船橋市の芸術文化を育てていくことを目指している。

開館以来実施している「ちょっとよりみちライブ」や新進気鋭のアーティスト、地元出身者、船橋の誇りである伝統芸能にも注目し、創造館の空間にあった、特色ある芸術文化の情報発信を行っている。

また、船橋駅南口駅前という立地の良さや平土間形式というホールの特色があることから、ピアノ発表会や講演会など、市民の芸術文化活動の拠点となっている。

(イ) 施設概要

市民文化創造館の施設概要は次の表のとおりである。

【市民文化創造館施設概要】

| 区 分 | 内 容 |
|------|--|
| 所在地 | 船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 6 階 |
| 構 造 | 鉄骨造 |
| 面 積 | 延床面積 1,546.24 m ² (船橋フェイスビル 6 階部分) ホール面積 285 m ² (間口 12.95m×奥行 21.46m×高さ 3.95m) |
| 開館日 | 平成 15 年 4 月 21 日 |
| 開館時間 | (受付時間) 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 8 時 土・日・祝・休日 午前 9 時～午後 5 時 (使用時間) 午前 9 時～午後 10 時 |
| 休館日 | 毎月最終月曜日 年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) |
| 收容人員 | 最大定員 264 人 (電動収納式移動観覧席 136 席、椅子 128 席) |
| 施 設 | ホール 285 m ² 控室 27 m ² ホワイエ 285 m ² 調整室 50 m ² |
| 舞台設備 | 電動昇降式トラスバトン 8 基 電動昇降式美術バトン 1 本 Horizont幕兼用スクリーン (9,500W×3,900H) 仮設舞台 (ポータブルステージ 2,400W×1,200D×400H) 指揮者台、演台、司会台、平台 等 ピアノ YAMAHA CFIII-S 1 台 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

(ウ) 令和 3 年度の稼働状況について

令和 3 年度は年間 210 日使用され、ピアノ発表会、講演会、研修会等の催しに 17,608 人の利用があった。また、利用団体は 251 団体で、このうち 164 団体が芸術文化活動を行った。

自主事業は 8 事業中 6 事業を行い、ちょっとよりみちライブとワークショップを合わせ 2,096 人の観客動員があった。ほとんどの公演は令和 2 年度に中止となったものの振替公演として開催した。平均観客動員数 (有料公演) は 150 人で、集客率は約 68.3%となっている。

なお、9 月のちょっとよりみちライブ 200 回記念は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、無観客で実施し、ふなばし生涯学習チャンネル (YouTube) で配信を行った。(1,107 回視聴 (令和 4 年 4 月 23 日現在))

【市民文化創造館における事業実施概要】

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------|---|---|--|
| 利用者数 | 42,486人 | 4,587人 | 17,608人 |
| 団体数 | 456団体 | 90団体 | 251団体 |
| 稼働率 | 99.7% | 31.4% | 64.2% |
| ちよっとよりみち ライブ | 8回 1,530人 (平均≒191人) 特別よりみち 船橋の郷土芸能 195人 | 2回 235人 (平均≒118人) 特別よりみち 新型コロナウイルス感染 症拡大防止のため中止 | 10回 1,023人 (うち1回は配信の み 平均≒114人) 特別よりみち 船橋の郷土芸能 108人 |
| 有料公演実績 | 8事業 1,726人 (平均≒216人) | 1事業 181人 | 6事業 902人 (平均≒150人) |
| ワークショップ | 「打楽器ワークシ ョップ・ミニライ ブ」81人 | 新型コロナウイルス感 染拡大防止のため中止 | 「鍵盤ハーモニカ ワークショップ・ミニ ライブ」63人 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

③ 市民文化ホール等における利用状況の年度推移について

ア. 市民文化ホールにおける利用状況の年度推移について

【ホール】

| 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 利用者数(人) | 155,636 | 158,171 | 147,299 | 153,804 | 186,671 | 131,711 | 18,656 | 58,045 |
| 利用件数(件) | 303 | 304 | 298 | 322 | 336 | 267 | 119 | 237 |
| 稼働率(%) | 87.2 | 91.1 | 87.9 | 92.5 | 92.6 | 89.1 | 51.7 | 76.1 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

【リハーサル室】

| 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 利用者数(人) | 21,088 | 20,008 | 19,823 | 19,808 | 18,395 | 20,160 | 3,059 | 7,705 |
| 利用件数(件) | 375 | 357 | 356 | 367 | 370 | 311 | 155 | 305 |
| 稼働率(%) | 85.8 | 79.3 | 83.7 | 86.9 | 83.8 | 83.6 | 55.4 | 73.1 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

イ. 市民文化創造館における利用状況の年度推移について

【市民文化創造館】

| 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 利用者数（人） | 55,695 | 57,781 | 58,934 | 50,307 | 47,930 | 42,486 | 4,587 | 17,608 |
| 利用件数（件） | 443 | 495 | 524 | 513 | 503 | 456 | 90 | 251 |
| 稼働率（％） | 94.2 | 97.9 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 99.7 | 31.4 | 64.2 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

（２）手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて市民文化ホール及び市民文化創造館への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

（３）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 自主事業の計画・実績管理について（意見：3件）

【現状・問題点】

ア. 自主事業の計画等について

市民文化ホール等においては、鑑賞機会を提供するため文化芸術ホール事業基金を活用して、音楽、映画及び古典芸能等、多くの市民に優れた芸術文化を低料金で提供するとともに、市民参加型の自主事業にも力を入れている。自主事業の企画における選定までの流れは次のとおりである。

【自主事業の企画（選定までの流れ）】

| 区 分 | 内 容 |
|-------|---|
| 4 月 | 次年度の事業テーマ及び事業提案の募集について事前告知。 |
| 5 月初旬 | 次年度の両館共通の事業テーマ案を各職員から提出。 |
| 5 月末日 | 事業テーマ選定。 |
| 6 月初旬 | 提出された文化芸術ホールアドバイザーからの意見の供覧。 次年度事業案について、各職員及び舞台委託業者からの募集開始。 注：事業案は、選定した事業テーマ、船橋市文化芸術ホール運営基本方針、第 2 次船橋市文化振興基本方針、お客様からのリクエスト、次年度の施設・市・国内外の動向、作曲家等のメモリアルイヤー等の事業への反映も考慮して検討する。 |
| 6 月中 | 次年度に継続する事業の確認、調整。 地元アーティスト等から寄せられた事業案の集約。 プロモーターから提案のあった事業の集約。 |
| 6 月末日 | 次年度の事業案について各職員及び舞台委託業者から提出。 |
| 7 月中旬 | 次年度事業の選定。 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

イ. 市民文化ホール等における自主事業の実績について

このようにして決定された自主事業の実施の結果について、近年はコロナ禍ではあり、自主事業にも大きな影響が出ているが、監査対象年度である令和 3 年度の自主事業の実績を示すと、次の表のとおりである。

【令和 3 年度市民文化ホール自主事業実施における収支一覧】 (単位：千円)

| 事業番号 | 種別 | 入場者数 (人) | 事業費等 支出 ^注 | 入場料 収入 | 中止 払戻 | 共催 支払 | 物販 | 収入 合計 | 事業 収支 |
|------|----|----------|----------------------|--------|-------|-------|----|-------|-------|
| 1 | 共催 | 404 | - | 995 | - | △896 | - | 100 | 100 |
| 2 | 共催 | 329 | - | 944 | - | △847 | 15 | 112 | 112 |
| 3 | 主催 | 中止 | - | - | - | - | - | - | - |
| 4 | 共催 | 467 | - | 701 | - | △615 | - | 85 | 85 |
| 5 | 主催 | 228 | △1,540 | 650 | - | - | 5 | 655 | △885 |
| 6 | 主催 | 中止 | - | - | - | - | - | - | - |
| 7 | 共催 | 486 | - | 510 | △10 | △350 | - | 150 | 150 |
| 8 | 主催 | 中止 | - | - | - | - | - | - | - |
| 9 | 主催 | 668 | △2,228 | 2,476 | - | - | 15 | 2,491 | 263 |

| 事業 番号 | 種別 | 入場者数 (人) | 事業費等 支出 ^注 | 入場料 収入 | 中止 払戻 | 共催 支払 | 物販 | 収入 合計 | 事業 収支 |
|--------------|----|-------------|-------------------------|-----------|----------|----------|----|----------|----------|
| 10 | 主催 | 389 | △4,422 | 2,234 | △58 | - | 13 | 2,189 | △2,233 |
| 11 | 主催 | 322 | △1,074 | 801 | △52 | - | 7 | 756 | △317 |
| 12 | 共催 | 441 | - | 895 | △7 | △793 | 3 | 98 | 98 |
| 13 | 共催 | 554 | - | - | - | - | - | - | - |
| 14 | 共催 | 275 | - | - | - | - | - | - | - |
| 15 | 主催 | 中止 | - | - | - | - | - | - | - |
| 友の会会費 | | | - | 97 | - | - | - | 97 | 97 |
| 発券・代理受領手数料収入 | | | - | 176 | - | - | - | 176 | 176 |
| 発券・代理受領手数料支出 | | | △181 | - | - | - | - | - | △181 |
| 合 計 | | 4,563 | △9,444 | 10,478 | △126 | △3,501 | 58 | 6,908 | △2,536 |

注1：「事業費等支出」の内訳は、出演者報酬等である。なお、チラシ等作成費は含まれていない。

注2：千円未満を四捨五入して表示している。

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

令和3年度の市民文化ホールにおける自主事業は15件計画されたが、そのうち4件が中止となった。事業費等（公演料等）の支出額の合計は、約944万円であり、収入合計は約691万円であったことから、事業収支は約254万円の赤字であった。

この実績を計画と比較すると、事業費等（公演料等）の支出額の計画合計は、約1,646万円（実績約944万円）であり、収入計画合計は約971万円（実績約691万円）とされていたことから、事業収支計画額は約675万円（実績約254万円）の赤字を計画していた。

このように計画と実績の大きなかい離は、コロナ禍によるものが大きいと言える。

ただし、個別にみると自主事業の事業番号「5」の計画と実績が大きくかい離していることも把握することができる。すなわち、事業費等（公演料等）の支出額は計画が約154万円に対して実績も約154万円であったが、収入額の計画が約151万円に対して、実績が約66万円とチケット販売が伸びず、事業収支は計画額が約3万円の赤字に対して、実績が約89万円の赤字であった。

このような個別事業の計画と実績の対比に関しては、十分に分析を行い、今後の自主事業の企画の際に市民のニーズ等に合致したものであるかどうかを見直す機会とする必要がある。

【令和3年度市民文化創造館自主事業実施における収支一覧】

(単位：千円)

| 事業番号 | 種別 | 入場者数(人) | 事業費等支出 ^注 | 入場料収入 | 中止払戻 | 補助金等収入 | 物販 | 収入合計 | 事業収支 |
|------|----|---------|---------------------|-------|------|--------|----|-------|------|
| 1 | 主催 | 104 | △396 | 188 | - | - | 1 | 190 | △206 |
| 2 | 主催 | 179 | △140 | 193 | - | - | - | 193 | 53 |
| 3 | 主催 | 中止 | △3 | 48 | △48 | - | - | - | △3 |
| 4 | 主催 | 中止 | △8 | 96 | △96 | - | - | - | △8 |
| 5 | 主催 | 186 | △660 | 184 | - | - | - | 184 | △477 |
| 6 | 主催 | 92 | △380 | 211 | - | - | - | 211 | △170 |
| 7 | 主催 | 217 | △880 | 750 | - | - | - | 750 | △130 |
| 8 | 主催 | 124 | △422 | 252 | - | 156 | - | 408 | △14 |
| 合計 | | 902 | △2,889 | 1,921 | △143 | 156 | 1 | 1,935 | △954 |

注1：「事業費等支出」の内訳は、出演者報酬等及び中止公演の発券、代理受領手数料等である。なお、チラシ等作成費は含まれていない。

注2：千円未満を四捨五入して表示している。

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

また、令和3年度の市民文化創造館における自主事業は8件計画されたが、そのうち2件が中止となった。事業費等（公演料等）の支出額の合計は、約289万円であり、収入合計は約194万円であったことから、事業収支は約95万円の赤字であった。

この実績を計画と比較すると、事業費等（公演料等）の支出額の計画合計は、約342万円（実績約289万円）であり、収入計画合計は約248万円（実績約194万円）とされていたことから、事業収支計画額は約94万円（実績約95万円）の赤字を計画していた。

このように計画と実績の大きな離れは、コロナ禍によるものが大きいと言えるが、事業収支では計画と実績がほぼ同額となっていた。

ただし、個別にみると自主事業の事業番号「6」の計画と実績が大きく離れていることも把握することができる。すなわち、事業費等（公演料等）の支出額は計画が約38万円に対して実績も約38万円であったが、収入額の計画が約40万円に対して、実績が約21万円とチケット販売が伸びず、事業収支は計画額が約2万円の黒字に対して、実績が約17万円の赤字であった。

このような個別事業の計画と実績の対比に関しては、十分に分析を行い、今後の自主事業の企画の際に市民のニーズ等に合致したものであるかどうかを見直す機会とする必要がある。

ウ. 文化芸術ホール事業基金の収支について

(ア) 文化芸術ホール事業基金〔全体〕の収支について

【全体の収支】

| 区 分 | | 実 績 | 単 位 |
|----------------------------|--------------------------|------------|-----|
| 1. 基金の額 | | 30,000,000 | 円 |
| 2. 運 用 | | | |
| | (1) 事業数 | 23 | 本 |
| | (2) 入場者数 | 5,465 | 人 |
| | (3) 入場券売上等収入 | 8,842,729 | 円 |
| | (4) 公演事業費等 | 12,332,573 | 円 |
| | (5) 事業欠損金 | 3,489,844 | 円 |
| | (6) 一般会計補填金 ^注 | 3,489,844 | 円 |
| 3. 年度末現在高〔(1) + (2) - (3)〕 | | 30,000,000 | 円 |
| | (1) 現金 | 29,540,556 | 円 |
| | (2) 債権 | 3,489,844 | 円 |
| | 令和3年度一般会計補填金 | 3,489,844 | 円 |
| | 令和3年度事業入場券売上未収金 | 0 | 円 |
| | (3) 債務 | 3,030,400 | 円 |
| | 公演事業費等未払金 | 127,400 | 円 |
| | 令和4年度事業入場券売上収入相当金 | 2,903,000 | 円 |

注：「一般会計補填金」は、出納整理期間中に一般会計から基金に補填される項目である。

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

この表の「2. (5) 事業欠損金：3,489,844円」は、前述した「イ. 市民文化ホール等における自主事業の実績について」において掲載した【令和3年度市民文化ホール自主事業実施における収支一覧】の「事業収支」の赤字額「△2,535,799円」と【令和3年度市民文化創造館自主事業実施における収支一覧】の「事業収支」の赤字額「△954,045円」の合計額である。

以下に掲載する(イ)及び(ウ)は、上記の(ア)の内訳に該当する表である。

(イ) 文化芸術ホール事業基金（市民文化ホール分）の収支について

【市民文化ホール分の収支】

| 区 分 | | 実 績 | 単 位 |
|----------------------------|--|------------|-----|
| 1. 基金の額 | | 22,500,000 | 円 |
| 2. 運 用 | | | |
| (1) 事業数 | | 15 | 本 |
| (2) 入場者数 | | 4,563 | 人 |
| (3) 入場券売上等収入 | | 6,908,051 | 円 |
| (4) 公演事業費等 | | 9,443,850 | 円 |
| (5) 事業欠損金 | | 2,535,799 | 円 |
| (6) 一般会計補填金 ^注 | | 2,535,799 | 円 |
| 3. 年度末現在高〔(1) + (2) - (3)〕 | | 22,500,000 | 円 |
| (1) 現金 | | 22,469,101 | 円 |
| (2) 債権 | | 2,535,799 | 円 |
| 令和3年度一般会計補填金 | | 2,535,799 | 円 |
| 令和3年度事業入場券売上未収金 | | 0 | 円 |
| (3) 債務 | | 2,504,900 | 円 |
| 公演事業費等未払金 | | 118,700 | 円 |
| 令和4年度事業入場券売上収入相当金 | | 2,386,200 | 円 |

注：「一般会計補填金」は、出納整理期間中に一般会計から基金に補填される項目である。

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

(ウ) 文化芸術ホール事業基金（市民文化創造館分）の収支について

【市民文化創造館分の収支】

| 区 分 | | 実 績 | 単 位 |
|------------------------------|--|-----------|-----|
| 1. 基金の額 | | 7,500,000 | 円 |
| 2. 運 用 | | | |
| (1) 事業数 | | 8 | 本 |
| (2) 入場者数 | | 902 | 人 |
| (3) 入場券売上等収入 | | 1,934,678 | 円 |
| (4) 公演事業費等 | | 2,888,723 | 円 |
| (5) 事業欠損金 | | 954,045 | 円 |
| (6) 一般会計補填金 ^注 | | 954,045 | 円 |
| 3. 年度末現在高[(1) + (2) - (3)] | | 7,500,000 | 円 |
| (1) 現金 | | 7,071,455 | 円 |
| (2) 債権 | | 954,045 | 円 |
| 令和3年度一般会計補填金 | | 954,045 | 円 |
| 令和3年度事業入場券売上未収金 | | 0 | 円 |
| (3) 債務 | | 525,500 | 円 |
| 公演事業費等未払金 | | 8,700 | 円 |
| 令和4年度事業入場券売上収入相当金 | | 516,800 | 円 |

注：「一般会計補填金」は、出納整理期間中に一般会計から基金に補填される項目である。

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

エ. 自主事業の企画書の作成とマーケティングの重要性について

市民文化ホール等における自主事業を実施するに当たっては、当該自主事業の企画から実施及びアンケートの集計・公演報告までのプロセスが効果的・効率的に進められなければ、自主事業の公演を成功させることができない。特に自主事業の企画にはアートマネジメントやマーケティング等の基本知見に基づき、企画書を作成し決定して関係者に共有される必要がある。

個別の自主事業の企画を策定する際には特に次のことに留意することが重要であると考えられる。

- i SWOT 分析に基づき公共の文化ホールとしての使命を有する市民文化ホール等の強みや弱み、外部環境の状況をしっかりと調査・分析した上で企画を策定する。

- ii 自主事業公演のチケットをどのような客層に購入してもらい、完売を目指すかについては、マーケティングの視点を強く意識したセグメンテーションやターゲット、ポジショニング等の検討を十分に行い、チケットの販売ルートやプロモーション等の検討結果を組み込む必要がある。
- iii アート(芸術)マネジメントの専門アドバイザーを芸術アドバイザーとして依頼することにより、具体的な自主事業の企画・実施・評価等のサイクルを組織に根付かせることが可能となる点に留意する。
- iv 事業基金で収支を処理する範囲はチケット販売収入と公演料及び付随する販売委託料等であるが、このほかにも直接自主事業の実施に係るチラシ等の印刷費等が直接の事業収支として重要な経費であることを明確にする必要がある。
- v 自主事業の企画の際に考慮すべき収入として、企業協賛金の獲得や国等の各種芸術団体からの助成金の獲得が、公益的な事業企画であることの証明にもなり、市費による補填を軽減することにもなるため、積極的に助成金の獲得を目指すことが重要である。

以上のような視点に留意して実際の企画書等の内容を検証することとする。

令和3年度において実施された自主事業では通常どおり、自主事業企画書が作成され、契約書の締結と打ち合わせ等が行われ、それを踏まえて公演の実施、その後、公演報告書が作成されている。その公演報告書の中では、来場者から提出されたアンケート結果が集計され、設問ごとに詳細な回答結果が把握されており、その項目としては、満足度、公演情報の取得方法、鑑賞頻度、入場料金、鑑賞理由、接遇、年齢構成及び市内・市外の区別等がグラフ化され、分かりやすく報告されていることが分かる。また、アンケートの中に記載された主な意見や次回以降のリクエストについても、来場回数別に列挙してまとめられている。

このような自主事業の企画から実施等に至るサイクルの中で、企画書に何をまとめるかがPDCAサイクルの効果的な実施に大きな影響を与えるものと考えられる。そこで、企画書の内容を分析すると、企画段階では自主事業企画書(第1号様式)が作成されている。

この自主事業企画書においては次のような項目で企画されている。

【令和3年度 自主事業企画書（案）】

| 区 分 | 概 要 |
|-------------------|--|
| 1. 事業名 | 「6」〇〇ピアノ・リサイタル |
| 2. 実施時期 及び公演回数 | 令和3年〇月〇日 午後2時開演（午後1時15分開場）1回公演 |
| 3. 事業区分 (実施場所) | 自主事業 市民文化創造館（きららホール） |
| 4. ジャンル | クラシック |
| 5. 企画意図 | 〇〇によるピアノコンサート、経歴、得意分野等 |
| 6. プログラム | サン＝サーンス・・・ モーツァルト・・・ |
| 7. 出演者 | 〇〇（ピアノ） |
| 8. 契約先 | 住所、法人名、代表者等 |
| 9. 事業費 | 公演料：380,000円（税込み） 基金以外の支出： ■広告宣伝費、■印刷費、■ピアノ調律費、■音楽著作権使用料 |
| 10. 収入見込み | 収入見込み 291,800円 全席指定 一般2,500円 友の会2,200円 高校生以下1,000円 ペアチケット4,600円 入場見込み 130人 一般66人、友の会22人、高校生以下14人、 ペアチケット14組 |
| 11. チケット販売日 | 令和3年〇月〇日午前10時より一斉発売 かもめ〇月号から、広報〇月15日号より告知 |
| 12. 備 考 | ・音響・照明はホールスタッフ対応範囲 ・チラシ、ポスター印刷は〇〇 ・座席は別紙を市松模様にした等。 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

この企画書の実例は、自主事業を実施するために必要な記載事項が示されている。しかし、一部の要素についても明確に記載することで、より実践的な企画書内容になるものと考えられる。

- i 「4. ジャンル」及び「5. 企画意図」に関連する項目として、当該自主事業の企画では、顧客の関心、習慣、ライフスタイル、性格、及び購買動機等をどの

- ように勘案しているか、セグメンテーションに関連する要素を検討する必要がある。
- ii 次に、当該企画のターゲットはどのような客層であるかについて、検討する必要がある。
- iii そして、企画し実施する自主事業によって、チケット購買者から市民文化ホールはどのように差別化されて認知されたいか（ポジショニング）について、検討を行う必要がある。
- （上記の i～iii に関しては、『芸術の売り方』（英治出版㈱発行）83 頁～「第 4 章 芸術マーケティングの計画を立てる」等を参照。）
- iv さらに、事業報告（供覧）内容で把握できる反省点からは、次の点を企画内容に反映させる必要が感じられる。
- (i) 販売促進の一環として、SNS やホームページ、チラシ等の中で、演奏者に直接、演奏会での曲目の聴き所等を PR してもらうなどのプロモーション活動を当初から企画書に明記して戦略的な販売活動を実施する。
- (ii) デジタルサイネージや公民館・ピアノ教室へのチラシ配架での宣伝も一定の効果はあるが、WEB の活用等、効果的な広報の方法を企画段階から綿密に検討して周知する必要がある。

オ. 自主事業に関する計画対実績の比較分析の必要性について

自主事業を実施した後に事業報告を行っているが、チケット販売実績が計画と比較して未達である事業については、事業報告書には販売実績が不振であった分析を定性的に記載している。しかし、当該事業の収支計画と実績との比較という数量的なデータに基づく比較を行うとより分かりやすく定性的な分析の実際の数値的な裏付けとなる点で、説得力があり、次回の自主事業の企画の際に有用な情報になるものと考えられる。

例えば、令和 3 年度に実施した次の 2 つの自主事業（再掲）について、収入実績が収支計画で示されたチケット販売収入計画を大幅に下回っており、事業報告においても、定性的には反省点が記載されていた。

【令和 3 年度収入計画未達事例：市民文化ホール】

（単位：円）

| 事業番号 | 種別 | 計画・実績 | 入場者数(人) | 事業費等支出 | 入場料収入 | 物販 | 収入合計 | 事業収支 |
|------|----|-------|---------|------------|-----------|-------|-----------|----------|
| 5 | 主催 | 計画 | 470 | △1,540,000 | 1,510,500 | 0 | 1,510,500 | △29,500 |
| | | 実績 | 228 | △1,540,000 | 649,600 | 5,170 | 654,770 | △885,230 |
| | | 差異 | △242 | 0 | △860,900 | 5,170 | △855,730 | △855,730 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

【令和3年度収入計画未達事例：市民文化創造館】

(単位：円)

| 事業番号 | 種別 | 計画・実績 | 入場者 | 事業費等支出 | 入場料収入 | 物販 | 収入合計 | 事業収支 |
|------|----|-------|-----|----------|----------|----|----------|----------|
| 6 | 主催 | 計画 | 180 | △380,000 | 403,000 | 0 | 403,000 | 23,000 |
| | | 実績 | 92 | △380,000 | 210,500 | 0 | 210,500 | △169,500 |
| | | 差異 | △88 | 0 | △192,500 | 0 | △192,500 | △192,500 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

このように事業報告書においても、計画と実績に大きなかい離が認められる自主事業については、入場者数や入場料収入及び事業収支にどのようなかい離が生じているのかを数値により容易に確認することができるため、現在の事業報告の内容にもこのような計画と実績比較表を掲載することが重要である。

このような数値での計画・実績比較を個別事業ごとに表示することによって、組織内部の報告目的に利用できるのはもちろんであるが、芸術アドバイザーによる評価に際しても情報提供を行うことができ、また、行政他部門の評価等の際の情報としても、さらには市議会議員、市民等内外の利害関係者に対しても、有用な情報を提供するものと期待される。

カ. 自主事業の実施に直接必要な経費の見える化について

自主事業の実施に際して発生する収入及び支出項目のうち、現在は次の収支項目を事業基金での会計処理の範囲と限定している。

- i 入場料収入
- ii 販売関係手数料収入・支出
- iii 補助金収入
- iv 物販手数料収入
- v 公演契約金支出

しかし、自主事業を実施するために直接必要な販売促進費用として、次のような項目が把握できる。

- vi 広告宣伝費
- vii チラシ等宣伝費
- viii ピアノ調律費
- ix 音楽著作権使用料

自主事業の実施には他に職員人件費や業務委託に携わる事業者の人件費部分なども含まれるが、これらの人件費等は金額的にも重要な割合を占めており、直営での実施から指定管理者制度を新たに導入する段階では極めて重要な要素となるものである。しかし、現時点ではこれらの人件費等を各自主事業に時間案分を行って、全体の経費を把握するまでには至っていないものとする。

しかし、上記のvi～ixの経費に関しては、自主事業を実施するための直接経費であり、比較的容易に把握することができる経費でもあることから、事業基金の会計処理の対象範囲として取り扱う必要がある。

特に、チラシ等広告費の印刷製本費の金額は、決して小さくない金額であるため、明示的に収支の中で把握し、評価の対象とすることで、経費削減の取組の一つとすることが期待される。

【結果①（意見）：市民文化ホール】

自主事業を企画する際には、現在の企画書様式をマーケティングの視点を参考にして見直し、より明確にセグメンテーションやターゲットを設定して、企画対象である個別の自主事業に対する市民ニーズの評価やチケットの販売価格の値決め、チラシ等の作成数と掲載場所等の決定に関する販売戦略について、可能な範囲で具体的に記載するなどの更なる改善を実施するよう要望する。

【結果②（意見）：市民文化ホール】

自主事業の企画と実施に対して、個別の自主事業の事業費等支出（公演料等）とチケット販売額等収入及びそれらの差引である事業収支に関する計画と実績の対比が明示的に数値に基づき行われておらず、また、芸術アドバイザーからの意見等においても個別評価が行われていない。市民文化ホール等において実施する自主事業の重要性に鑑みて、これら自主事業のPDCAを効果的に実施する観点から、今後は、自主事業の全体のみならず個別の事業の計画と実績の比較分析を外部専門家の評価も交えながら客観的、専門的に実施するよう要望する。

【結果③（意見）：市民文化ホール】

自主事業に係る基金事業の収支について、現状では公演料に係る支出とチケット販売収入等に限定して集計している。しかし、それら以外にも支出される直接経費が事業基金の範囲から除外されている。

例えば、自主事業の企画実施には必ず必要な販売活動やプロモーション活動等に係る経費としてのチラシ等の印刷経費等がこれに該当する。したがって、自主事業のプロモーション等の活動経費であるチラシ等の印刷経費をはじめとする直接経費についても、基金事業の経費の一つとして位置づけて、個別の自主事業の収支の構成項

目として見える化し、実績評価の対象とすることを要望する。

② 芸術アドバイザー機能・効果及び制度の見直しについて（意見）

【現状・問題点】

市民文化ホールは市民文化ホール等の運営に関する専門的な助言等を得るため、芸術アドバイザーの制度を運用している。この制度は船橋市文化芸術ホール芸術アドバイザー設置要綱に基づくものであり、令和3年度現在、次の7人の専門家に依頼している。

【令和3年度芸術アドバイザー】

| No | 氏名 | 役職等 | 分野 |
|----|-------|---|-----------|
| 1 | 松本 浩 | 音楽プロデューサー（元（旧）ニューフィル ハーモニーオーケストラ千葉事務局次長） | 音楽：クラシック |
| 2 | 谷川公子 | 作編曲家、ピアニスト、プロデューサー | 音楽：ポピュラー |
| 3 | 高屋潤子 | 演劇プロデューサー | 演劇・ミュージカル |
| 4 | 小野木豊昭 | 伝統芸能プロデューサー、 早稲田大学・共立女子大学非常勤講師 | 伝統芸能、音楽文化 |
| 5 | 福島頼秀 | 作編曲家、構成・ナビゲーター | 音楽全般 |
| 6 | 和田 啓 | 打楽器奏者、作曲家、音楽監督 | 音楽：民族楽器 |
| 7 | 谷川賢作 | 作編曲家、ピアニスト | 音楽全般 |

注：芸術アドバイザーの謝礼は一律10万円（源泉所得税込み）である。

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

芸術アドバイザーの任期は1年で毎年度依頼することとなっており、継続して芸術アドバイザーを依頼しており、依頼期間の事実上の更新に対しては、特に制限は設けられていないため、結果として長年芸術アドバイザーを務めていただいている専門家も少なくない。

芸術アドバイザーが期待されている助言の内容としては次のとおりである。

- i 文化芸術ホールが行う自主事業に関すること。
- ii 文化芸術ホールが行う文化芸術活動の支援（情報提供を含む。）に関すること。
- iii 文化芸術ホールの運営（情報提供を含む。）に関すること。
- iv その他、文化芸術ホールから助言を求められた事項。

令和3年度における芸術アドバイザーの運用等をまとめると次の表のとおりである。

る。

【令和3年度芸術アドバイザーの制度運用】

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|---|
| 令和3年4月1日 | 芸術アドバイザー就任及び自主事業等へのアドバイス依頼 添付資料：芸術アドバイザーからの提出資料として ①承諾書、②「令和2年度の事業及び今後の事業運営について」、 ③最新のプロフィール |
| 令和3年6月18日 | 上記提出書類の期限： なお、期限前に②の提出があった者は3人（松本浩、高屋潤子、 福嶋頼秀）であった。 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

なお、芸術アドバイザーから提出を受ける上記「令和2年度の事業及び今後の事業運営について」の記載項目は次のとおりである。船橋市民文化ホールと船橋市民文化創造館のそれぞれに同じ項目で助言を求めることとなっている。

【令和2年度の事業及び今後の事業運営について】

- i 【令和2年度の事業について】評価
- ii 【令和3年度以降の事業運営について】
(テーマ選定・事業の方向性・職員、利用者等について)
- iii 【文化芸術ホールにふさわしいと思われる自主企画事業について】
- iv 【その他お気づきの点】

令和3年度の運用を閲覧・分析した結果、そのメリットとデメリットにつながる要素を把握したことから次のとおりまとめてみることにした。

すなわち、自主事業の企画等に対して、芸術アドバイザーが有する専門的な知見が期待されるものであり、その依頼する際の選任の判断の一つとしては、役職や専門分野での活動のフィールドが大きな要素になるものと考えられ、現在の選任の際の判断基準等には一定の合理性があるものと認められる。

一方で、実際の運用を見ると市民文化ホール等で事業企画し実施する公演等に直接結びついている助言等や間接的に反映している助言等、又は全くの感想めいた意見・自身が関係する公演等のご案内の割合が多いものなども中には見受けられる。

様々な活動経験を持つ専門家の助言が自主事業等の企画に活かされることは制度の趣旨からも首肯できるが、芸術アドバイザーの助言に対する形式的な要求項目や専門性に裏付けられた実践的な知見の披露と地域に根差しつつ、普遍性の高い事業

企画の納得できる助言内容の要求を明確化して、専門アドバイザーに伝達することがこれまで十分にはなされて来なかったものと認識できる。

実際に芸術アドバイザーから提出された助言の内容については、形式的に、また内容的に十分に分析され、そのアドバイスの内容が実際の自主事業等の企画等に反映されているか、その反映の状況を分析し評価する仕組みを内部では構築することが必要であると考えられる。そして、芸術アドバイザーが自主事業等の企画や実施に対してどのように関与しているか、個々の芸術アドバイザーによって、濃淡が大きく、また、客観的な関与、鑑賞から評価に至るプロセスが明確には把握できないほど、この芸術アドバイザー制度の運用におけるPDCAサイクルの実効性には曖昧さが残っている。

例えば、6月に提出されている助言を見ると、7人中4人の者が期限までに提出をしていなかった。また、助言の内容のうち、前年度の評価を見ると実際にホール等に足を運んで自主事業の実施状況を鑑賞するなどの実績に基づく評価が見受けられないものが散見される。期限後に提出されたと思われる助言文書も含めて全ての助言内容を比較すると、依頼した専門家によって、記載方法（文章作成ソフトを使用するもの以外に手書きが1人）、助言項目に記載する文章の長さとその内容等に形式的、実質的な違いが明らかに把握できるなど、専門知見の違いや助言へのコミットメント・姿勢の違いを把握することができる。

さらに、自主事業の企画を行うに当たって、国等の公的組織（公益財団法人芸術文化振興財団等）から助成金を受けるため申請書の作成等を行う際に、内部にフェンドレイズに関する専門的知見のある職員が関与することも有効であり、また、芸術アドバイザーの専門的な知見を期待することも効果的であるものと考えられる。令和3年度においても次の案件で助成金申請が行われたが、そのような申請の作成に当たって、担当職員と必要な意見を交わしながら効果的な助言を提案することができる専門性は即戦力として期待される専門的知見の一つであると考えられる。

また、仮に不採用であった場合、申請内容に対する評価など公式又は非公式に情報を入手する姿勢も重要であるが、その際にも専門家のアドバイスは貴重な情報となり、次回の要望の際の参考とすべき点でもある。

【令和3年度 芸術文化振興基金助成金交付申請事案】

- i [助成金交付要望書提出日] 令和2年11月19日提出
- ii [活動区分] 地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演）
- iii 市民文化創造館自主事業
- iv [活動名] 「市民演劇2021 アンデルセン朗読劇～絵のない絵本～」
- v [助成対象経費] 1,260,000円
- vi [要望額] 756,000円

vii 【審査結果】 不採択

(なお、審査過程で要望書の記載内容に修正を加えている旨の文言あり。)

以上を踏まえると、この芸術アドバイザーのこれまでの実績と制度運用の効果を改めて把握し、改善・改革の余地がある点等を前例にこだわらず識別して、この制度自体を改善・改革することも含めて、芸術アドバイザー制度を真に自主事業の企画・運営・見直し等のPDCAサイクルに組み込むことができるかどうか真摯に見直すことが求められているものとする。

【結果（意見）：市民文化ホール】

市民文化ホール等の運営に効果的であるとして継続して実施している芸術アドバイザーの制度について、制度の運用状況に対する評価等を実施し、その結果を踏まえ、芸術アドバイザー制度自体の抜本の見直しを含めて、より実践的で客観性のあるアドバイスが得られるような制度改革を実施するよう要望する。

③ 入場券販売委託料の戻入に係る会計処理について（指 摘）

【現状・問題点】

令和2年3月7日（土）実施予定の「オーケストラで歌う青春ポップスコンサート」のチケットを委託した書店Aが販売した際に、書店Aの錯誤によりチケット売上金を45,000円とし、船橋市からの販売委託料を4,500円として処理をした。後日、この処理について誤りがあることが判明したことにより、令和4年1月に前者（チケット売上収入）の調整分3,400円を市から書店Aへ返金し、併せて、後者（販売委託料）の調整分340円を書店Aから船橋市へ戻し入れるという、2つの会計処理として実施した。

船橋市と書店Aの間には、過年度の会計取引に起因する債権・債務関係が同時に発生していることもあり、また、金額的にも僅少であることから、当該債権・債務を相殺して、船橋市から書店Aへ3,060円の返金支出を行うという会計処理を採用すべきであった。このような処理を採用した場合、一つの会計処理で済むことで事務処理の効率化に資すること、また、形式的な総計予算主義的思考に基づき、2つの会計処理にこだわり実際の処理を行っているが、仮に会計処理を純額（債権債務の相殺）で行っても、会計報告上は「収入の戻し支出」と「支出の戻入」とすれば問題ない事象であったと考えられる。しかし、実際のチケット販売から誤りの修正までに約2年間が費やされており、本来は過年度修正により会計処理を行う事案でもあった。

この点に関して市民文化ホール等からは次のとおり説明があった。

すなわち、令和2年3月7日（土）開催予定であった、元年度事業「オーケストラ

で歌う青春ポップスコンサート」のチケットは完売したものの、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため公演は中止となり、チケット代金の払戻しを行った。チケットはホール窓口のほか、販売委託先である書店 A 他でも販売した。書店 A からは、「一般料金で 10 枚を売り上げた」という報告書を受け、納付書を発行し、納付された 45,000 円 (4,500×10 枚) はチケット売上金として事業基金で受け入れた。一方、納入確認後、販売額の 10%分の手数料 4,500 円を書店 A からの請求書に基づき、事業基金から払い出した。

当該公演の中止によるチケット払戻しは令和 2 年度も継続して行い、当該事業の基金収支の確認を行った結果、書店 A にて販売したチケットに、次のとおり「ペアチケット」及び「友の会チケット」が含まれていることが判明した。

【「オーケストラで歌う青春ポップスコンサート」のチケットの種類】

一般：4,500 円 / 友の会：4,000 円

ペア：8,200 円 (1 枚当たり 4,100 円) / 高校生以下 1,000 円

【書店 A 実際に販売した売上額】

| 一般 | 友の会 | ペア | 計 |
|-------------|-------------|-------------------|----------|
| 2 枚 9,000 円 | 2 枚 8,000 円 | 6 枚(3 組) 24,600 円 | 41,600 円 |

【収支の正誤比較】

| 書店 A から船橋市への納入額 (チケット売上金) | | |
|--|------------|-----------------|
| 誤 45,000 円 | 正 41,600 円 | 差額 3,400 円・・・ a |
| 船橋市から書店 A への払出額 (チケット販売委託料 チケット販売額の 10%) | | |
| 誤 4,500 円 | 正 4,160 円 | 差額 340 円・・・ b |

この会計処理について、市民文化ホールは会計課と協議し、上記 a の金額は書店 A に返還し、上記 b の金額は書店 A に戻入の依頼をした。書店 A に返還する a の金額 3,400 円について、一般会計では適切な支出科目がなかったため、事業基金から払い出し、返還されるべき販売委託料 b の金額 340 円については、同基金で受け入れるべきところ、一般会計の雑入で受入れを行った。

このような問題が発生した事象を時系列でまとめると次のとおりである。

【チケット販売委託の誤りに伴う修正処理の時系列】

| 区 分 | 市民文化ホール | 書店 A |
|-------------------------|---|--|
| 令和2年3月 公演中止前 までの間 | チケット販売委託の実施 | 実際の販売実績:「一般チケット2枚:9,000円」+「友の会2枚:8,000円」+「ペアチケット6枚(3組):24,600円」 =41,600円(10枚販売) |
| 令和2年 3月7日 | 誤って45,000円の納付書で収納し、基金に受入れ。(正しい基金受入額は、41,600円であり、その差額3,400円は速やかに書店Aへ還付すべきもの。) | 「一般チケット10枚売上:45,000円」と誤認発生。 |
| 令和2年 4月14日 | 誤って販売委託料を4,500円基金から払出し。(正しい基金からの払出額は4,160円であり、その差額340円は速やかに基金へ戻入すべきもの。) | |
| 令和3年 6月23日 | ① 令和2年3月7日及び4月14日の会計処理の誤りに気づき、会計課へ相談。 ② 相談の結果、チケット売上収入の調整分(3,400円)の払出し、販売委託料の調整分(340円)の受入れという両建ての処理を方針とした。 | |
| 令和4年 1月11日 | 販売委託料の調整分(340円)の調定:一般会計の諸収入・雑入として処理。 | 船橋市から納入通知書(340円)の受領の予定。 |
| 令和4年 1月12日 | 決裁伺書: 「『オーケストラで歌う青春ポップスコンサート』入場券販売委託料の戻入に伴う納入通知書の送付等について」の決裁及び文書発送 | |
| 令和4年 1月19日 | チケット売上収入の調整分(3,400円)の払出し:文化芸術ホール事業基金からの払出しとして処理。 | 船橋市へ「入場券代金の還付」として3,400円の請求書を提出。 |

出典:市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

このように、当時、市民文化ホールは会計処理に関して会計課等と詳細なやり取りを行っている。その結果、債権・債務の相殺を選択せず、債権と債務に係る収入と支

出の両建て処理を実施している。

ここで、問題となる点は次に列挙するものである。

- i 今回の事象が発生した時（令和2年3月5日時点以降）から、誤りに気付き、修正処理を行うまでに2年程度を要していること。ただし、公演中止の原因は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うものであり、そのための払戻作業が令和2年度にも継続して実施されたことも原因の一つであったと考えられる。
- ii その間の検討の過程で、金額が僅少であり、債権・債務の発生の実実認識を誤り、両建ての会計処理を選択したこと。
- iii 収入は一般会計の諸収入の雑入で処理を行ったにもかかわらず、支出は文化芸術ホール事業基金から支出していること。

このような事実に対しては、本来、次のような処理をすべきであったと考える。

- i 誤って納付書で収納し、基金で受け入れた45,000円については、正しい基金受入額として41,600円を認識し、その差額である3,400円を速やかに基金から払い出し、書店Aへ還付すべきであった。
- ii 誤って基金から払い出した販売委託料4,500円については、正しい基金からの支出額として4,160円を認識し、その差額である340円は速やかに書店Aが基金へ返金すべきものであった。
- iii ただし、上記iとiiについては、基金の報告書上、両建てで報告書を作成することを前提として、実際の会計処理は、債権・債務を相殺して、書店Aへの還付は3,060円とすべきであった。
- iv 基金の報告書上は、過年度修正として受入れと払出しを表記する必要があった。

令和元年度に実施予定であった「オーケストラで歌う青春ポップスコンサート」の入場券販売代金の受入及び販売委託料の払出に誤りが生じたことに伴い、正しい金額に修正する会計処理を実施した修正内容について、当該債権・債務の修正処理は基金の会計の中で処理が実施可能であったことを踏まえると、僅少な金額の債権・債務を相殺して、市から販売事業者へ還付する効率的な会計処理だけを実施することが可能であったと考えられる。

そのため、債権・債務の双方の取引に合わせて両建ての受入・払出処理を約2年後に実施していた実際の処理の内容については、適切な会計処理であったとは考えられず、基金の中における過年度修正として報告書を作成し、一方、実際の会計処理に当たっては基金の中において、債権・債務を相殺した後に払出処理を行うべきであったと考える。

【結果（指摘）：市民文化ホール】

令和元年度に実施予定であった「オーケストラで歌う青春ポップスコンサート」の入場券販売代金の受入及び販売委託料の払出に誤りが生じたことに伴い、正しい金額に修正する会計処理を実施した修正内容について、今後同様の事象が生じた場合は、基金の中における会計処理であることを踏まえ、より効率的な会計処理を選択することを会計方針として採用し、組織内で周知されたい。

④ 市有財産一時貸付料に係る調定遅れについて（指摘）

【現状・問題点】

市民文化ホールは、市有財産の目的外使用許可を行っているもののうち、次の2つの案件については、継続的な許可案件であることから年度当初の日付で歳入調定に係る事務処理を実施すべきであったが、実際の事務処理は5月19日に実施していた。

「令和3年度分自動販売機の設置に係る市有財産一次貸付料（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）」：87,450円

「令和3年度分自動販売機の設置に係る市有財産一次貸付料（FMジャパン株式会社）」：45,100円

しかし、船橋市予算会計規則別表5の規定によると、財産貸付収入のうち長期貸付けのものは年度当初に調定することとされている。また、上記2つの契約書においても次のとおり規定されている。

「乙は、毎年度当初に甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに、各年度の貸付料を一括前納するものとする。」（同契約書第4条第2項）

したがって、船橋市予算会計規則及び当該契約書の規定に基づき、市民文化ホールは年度当初である4月1日に起案して調定を行い、納入通知書を発送する必要があった。しかし、両案件共に調定日は5月19日であり、実際には、前者（87,450円）が「領収日：6月25日」、「納期限：6月30日」、「収入日：7月1日」、後者（45,100円）が「領収日：6月18日」、「納期限：6月30日」、「収入日：6月24日」であった。

ここで、市民文化ホールによると、「領収日」とは「指定金融機関又は収納代理金融機関に払込手続をした日」、「納期限」とは「予算会計規則上、歳入の調定をしたときは納期限を定め、納入通知書を納期の10日前までに納入義務者に送付しなければならないと定めていることから、6月末を納期として設定」、「収入日」とは「指定金融機関の別段預金に入金となった日」としている。

【結果（指摘）：市民文化ホール】

歳入調定は船橋市の収入を確保する重要な会計手続であり、歳入の収納のための納入通知書を送付する前提となる重要なものであるため、継続的に庁舎の一部を事業者の申請に対して使用許可を行っている事案については、年度当初である4月1日に歳入調定を実施し、申請事業者に対して納入通知書を送付するルールを徹底されたい。

⑤ 関係任意組織（友の会及びシネマクラブ並びに船橋ジュニアオーケストラ及び船橋さざんか少年少女合唱団）の活動への関与及び会計処理の根拠について（意見：2件）

【現状・問題点】

市民文化ホールでは、友の会及びシネマクラブを会員制として設立し運営している。また、船橋ジュニアオーケストラ及び船橋さざんか少年少女合唱団の設立に関与し、育成支援を行っている。

ア. 友の会及びシネマクラブについて

友の会及びシネマクラブは共に会員制で年会費を徴収して事業基金で受け入れ、当該事業を運営している。それらの会の概要は次のとおりである。

【友の会の会員の特典・活動状況（事業内容）】

- i 年会費：1,000円
- ii 会員への会員料金によるチケット販売（1事業2枚まで）
- iii 会員への月1回以上の催し物に関する情報提供（館報「かもめ」とチラシの送付）

【シネマクラブの特典・活動状況（事業内容）】

- i 年会費：1,500円
- ii 月に1回の映画鑑賞

また、それぞれの会の会員数の推移は次のとおりである。

【友の会及びシネマクラブの会員数の推移】

(単位：人)

| 区 分 | 年度末会員数 | | | | |
|--------|----------|----------|-------|---------|---------|
| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
| 友の会 | 455 | 420 | 427 | 415 | 401 |
| シネマクラブ | 1,577 | 1,430 | 1,461 | 1,461 | 1,461 |

注 1：シネマクラブは、令和 2 年 3 月現在の全会員に対して、有効期限を令和 4 年度に延伸する旨を通知している。

注 2：令和 2 年 3 月から令和 4 年 3 月まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のためシネマクラブの上映会は中止している。

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

友の会及びシネマクラブは市民文化ホールの内部団体であるが、友の会には、船橋市民文化ホール友の会事業実施要綱が整備されている一方で、シネマクラブには類似の要綱がない。市民文化ホールにおける事業の位置づけを明確にし、積極的に関与する際の統制手段とするためにも友の会と同様の事業要綱を整備することが必要であると考えられる。

イ. 船橋ジュニアオーケストラ及び船橋さざんか少年少女合唱団について

船橋ジュニアオーケストラ及び船橋さざんか少年少女合唱団は、現在、船橋市の社会教育関係団体の文化団体として登録されている団体であり、船橋ジュニアオーケストラは昭和 56 年に、また、船橋さざんか少年少女合唱団は昭和 58 年に設立されている。それら 2 つの団体が設立された際に船橋市がどのように関与していたかに関する経緯は定かではないということであるが、地元の若い音楽団体の育成に何らかの関わりがあったものと推察される。

それらの団体の維持運営のための事務局はそれぞれのメンバーの保護者で構成され、事業計画を策定し、その計画に沿った活動を、団員から徴収した年会費で運営している。市民文化ホールの附属機関ではないため、事務局としての関与は行っていないという回答を得ている。

ただし、市民文化ホールは各団体に対して次のような関与を行っている。

【船橋ジュニアオーケストラ】

- i 各楽器の指導者（13 人）が、団員の楽器パートごとに演奏の指導を行っている。
- ii 練習 1 回・1 人当たり 10,000 円を基準として、月次で報償費を支出している。

iii 指揮者への謝礼は当該団体が行っている。

【船橋さざんか少年少女合唱団】

- i 団全体の合唱指導と指揮を行う指導者1人に対して、練習1回当たり27,000円を、ピアニストに対して1回当たり13,000円を基準として、月次で報償費を支出している。

以上のように、市民文化ホールは船橋ジュニアオーケストラ及び船橋さざんか少年少女合唱団に対して、財政的な支援を行っているように見えるが、補助金等での支出ではなく、報償費での支出である。これら2つの団体への支援は船橋市の文化行政の中でも市民の音楽・文化活動を支援する重要な事業として位置づけられているものと認識するが、それぞれの団体への財政的支援と位置づけるのか、又は市民文化ホール等の主体的な事業の一環として謝礼を支出しているのか、これらの位置づけを検討する際に、市民文化ホールと2つの団体との間に協定書等の文書が取り交わされていないこともあり、公金の支出の根拠が曖昧なままこれまで継続しているものとする。

また、上記のような謝礼単価の根拠は従来からの例によって支出しているようであるが、演奏者の報酬のように様々な受講歴や受賞歴に反映されるスキル等によって報酬額が決定されるような変動的な要素を中心とする決定ではないため、一定のルールや公的な謝礼基準に基づく報償費の支出とすべきであるとする。

したがって、2つの団体の活動の実態に即して、市民文化ホールは現在の公金の支出の位置づけや謝礼単価の基準等を改めて見直し、検討すべきであると考えられる。

【結果①（意見）：市民文化ホール】

市民文化ホールは、友の会及びシネマクラブのような会員制事業に対する位置づけを統一して行う必要があり、統制手段の一つとして、友の会が有している事業実施要綱と同様の規定をシネマクラブに対しても整備するよう要望する。

【結果②（意見）：市民文化ホール】

市民文化ホールが船橋ジュニアオーケストラ及び船橋さざんか少年少女合唱団の活動を支援する形でこれまで継続して支出している講師等への謝礼金については、市民文化ホール等の事業として支出するものなのか、市内の民間団体に対する補助金的性格を有する支出なのか、それらの位置づけを明確にした上で、講師等への謝礼の支給基準も含めて、文書に取りまとめて共有するよう要望する。

⑥ 市民文化創造館における清掃業務委託等の契約期間について（意見）

【現状・問題点】

市民文化ホール等において実施している業務委託の契約期間に関しては、建物の老朽化に伴い施設整備のための基本設計が実施された後、実施設計や建築等の工事が進んでいない状況であるが、いずれ大規模改修計画が進められることを前提として、施設維持管理業務に係る契約期間を原則として単年度として契約を行い、複数年度契約を実施していない。

建物維持管理に係る業務委託の契約期間に関して、そのような制約がある中でも、市民文化創造館に関しては、市民文化ホールとは別の施設に設置されていることもあり、このような契約期間の制約は必要ないものと考えられる。

しかし、市民文化創造館において実施している清掃業務委託（4,653,000円（消費税等込み）：令和3年度実績であり、以下同様。）をはじめとして、空調機設備保守点検業務（1,155,000円）、舞台照明設備保守点検業務（291,500円）、音響設備保守点検業務（470,800円）、舞台吊物設備保守点検業務（506,000円）及び電動収納式移動観覧席保守点検業務（764,500円）などの役務提供契約等が結ばれている。

それらの契約は、毎年度、単年度契約により入札等の事務を繰り返している。それらの契約の中でも、清掃業務委託契約に関して令和3年度の概要は次のとおりである。

【市民文化創造館における清掃業務委託の概要】

| 区 分 | 内 容 |
|------|--------------------|
| 件 名 | 船橋市民文化創造館清掃業務委託 |
| 契約期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 |
| 契約額 | 4,653,000円（消費税等込み） |
| 契約方式 | 指名競争入札 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

市民文化創造館が設置されている施設は船橋駅前の再開発ビルの中であり、老朽化した市民文化ホールの施設とは別の施設であることから、より経済的な契約結果が期待される長期継続契約の方式を採用する必要があるものとする。したがって、当該清掃業務委託の契約方式は、単年度の業務委託契約である必要はなく、複数年度契約に変更すべきである。

【結 果（意見）：市民文化ホール】

市民文化創造館が設置されている施設は船橋駅前の再開発ビルの中であり、老朽

化した市民文化ホールの施設とは別の施設であることから、より経済的な契約結果が期待される長期継続契約の方式を採用するよう要望する。

⑦ 市民文化ホール等の受付・舞台等管理運営業務委託について（指 摘）

【現状・問題点】

市民文化ホール・市民文化創造館・中央公民館における受付・舞台等管理運営業務委託は、毎年度、契約を行う単年度契約で実施されている。一つの契約で一つの委託業者を選定しているが、仕様書は、市民文化ホール・市民文化創造館と中央公民館とに分けて規定している。

また、委託業務を実施する業務従事者は、仕様書で指定している要件の技術者等を「業務従事者選任届」にて提出している。各施設の業務従事者の状況は次のとおりである。

【業務従事者選任状況】

（単位：人、年）

| 区 分 | | 人数 | 経験年数 | 担当業務 |
|-------------|--------|----|-------|---------------|
| 市民文化 ホール | 業務責任者 | 1 | 24 | 音響・舞台・受付業務 |
| | 業務副責任者 | 1 | 9 | 照明・舞台・受付業務 |
| | 担当者 | 4 | 1～14 | 音響・照明・舞台・受付業務 |
| 中央公民館 | 担当者 | 1 | 20 | 音響・舞台・受付業務 |
| 市民文化 創造館 | 業務責任者 | 1 | 12 | 照明・舞台・受付業務 |
| | 業務副責任者 | 1 | 11 | 照明・舞台・受付業務 |
| | 担当者 | 3 | 14～37 | 音響・照明・舞台・受付業務 |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

令和3年度の舞台業務日誌を閲覧すると、令和4年2月25日の特記事項として、中割り幕の破損が発生したことについて記載されていた。その件は後日（令和4年3月9日）、事故報告として報告されていた。

【令和4年2月25日舞台業務日誌：特記事項欄】

「午前催事にて：中割り幕昇降時に中割幕下部60cm程が切れました。スクリーン部材との接触が原因です。テープにて補修対応いたしました。催事には影響はありませんでした。幕には当布を裾上げテープにて張り合わせ補強・補修対策と致します。（別紙報告書有）」

【事故報告書】

| 区 分 | 内 容 |
|-------|---|
| 報告日 | 令和4年3月9日 |
| 発生日時 | 令和4年2月25日（金）午前9時10分頃 |
| 発生場所 | ホール舞台（下手） |
| 発生催事 | ふにゃっしーバースデーイベント（ふなっしーLAND船橋本店） |
| 被害状況 | 貸館事業における仕込みの際に、スクリーン・中割り幕昇降時、下手スクリーン（上部）部材に中割り幕は引っ掛かり、下部60cm程破れた。催事には影響はなかった。 |
| 事故内容 | 9:00 搬入 9:10 スクリーンに続き中割り幕を降ろしたときに、スクリーン（上部）部材に中割り幕が引っ掛かり破損。 9:15 事務室に報告 9:40 スクリーンに登り、長尺棒にて引っ掛かりを外し、断裂部分はテープで仮止めをした。 |
| 補修 | 裏面に布用接着剤（裾上げテープ）にて当布を貼付け、補強補修を施した。 |
| 発生原因 | スクリーンと中割り幕の間が接近していることは周知されていたが、暗く見づらい部分であり見落としをしてしまいました。搬入中でもあり風の吹込み等、幕が引っ掛かる要因が発生していたのだと思われます。 |
| 再発防止策 | ・スクリーン・中割り幕を使用する場合は、同時にゆっくりと昇降作業を行う。 ・3名体制で作業に当たり、監視の徹底を図る。（暗く見づらいため、投光ライトを使用し接近箇所の監視を行う。） |

出典：市民文化ホール提出資料に基づき監査人作成

以上のような経緯で事故が発生し事故報告が行われているが、破損した中割り幕は取替えられていない。

事故発生当日、「60cmの断裂部分へのテープによる仮止め」が行われ、その後、「裏面に布用接着剤で当布の貼付け」の補強がなされたという報告を受けている。これに対する市民文化ホール等の判断として、委託業者が正式に財産価値の毀損を回復させたとして承認するかどうかに関する意思決定が把握できなかった。

また、「再発防止策」では、「補修」欄に記載されている委託業者の次の見解に対する対応が明記されておらず、市民文化ホールとしても留意すべき内容であり、再発す

るリスクを検討しているか把握できなかった。

【「事故報告書」の中の「補修」欄の後段の記載】

「搬入中でもあり風の吹込み等、幕が引っ掛かる要因が発生していたのだと思われます。」

市民文化ホールによると、委託業者から事故報告書の提出を受けた後に、専門的な第三者（舞台保守点検業者）の見解を聴取して、委託業者による中割り幕の補修は十分であるとの意思決定を行い、その上で再発防止策の徹底を委託業者に指示したとのことである。しかし、これらの重要な意思決定の結果を確認できるはずの資料である「事故連絡票」の作成を失念していたとのことであり、内部管理体制上の問題があったと言わざるを得ない。

【結 果（指摘）：市民文化ホール】

委託業者が委託業務の実施中に起こした事故については、当該事故がどの程度の重大な事故であるか、委託業者が正当な注意義務に反して事故を発生させた責任はどの程度重大であるか等を検討した上で、委託業者に実施させた補修行為・弁償行為等によってその被害が最終的に治癒されたかどうかを組織として判断・意思決定し、その結果を適時に書面で記録されたい。

2. 市民ギャラリー及び茶華道センターにおける業務等について

(1) 概要

① 市民ギャラリーについて

ア. 施設概要

船橋市民ギャラリー（以下「市民ギャラリー」という。）の施設概要は次のとおりである。

【市民ギャラリーの施設概要】

| | |
|--------|--|
| 所在地 | 船橋市本町 2-1-1（船橋スクエア 21 内） |
| 構造 | 一部鉄骨・鉄筋コンクリート造（船橋スクエア 21） |
| 面積 | 3 階部分 1,080.75 m ² |
| 利用可能施設 | 第 1 展示室（約 173.8 m ² ） 第 2 展示室（約 131.9 m ² ） 第 3 展示室（約 131.9 m ² ） 第 4 展示室（約 142.6 m ² ） 第 1 ホール（約 70.4 m ² ） 第 2 ホール（約 94.4 m ² ） |
| 開館時間 | 午前 9 時～午後 9 時 |
| 休館日 | 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） |

出典：指定管理者提出資料に基づき監査人作成

イ. 沿革

市民ギャラリーは、市民の芸術・文化活動の成果を自由に発表できるとともに、サロンの雰囲気のもとに市民が身近に芸術作品に親しめる場を提供する施設として、平成 5 年 1 月 12 日に開所した。平成 7 年 4 月 1 日から船橋市の外郭団体である財団法人船橋市文化・スポーツ公社（現公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社）に施設の管理を委託している。平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入しており、現在の施設の管理運営は指定管理者である公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社が行っている。

ウ. 利用実績

市民ギャラリーの過去 5 年間の利用実績の推移は次のとおりである。

【利用状況の推移】

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 開館日数 | 359 | 359 | 327 | 194 | 327 | |
| 第1展示室 | 利用日数 | 277 | 278 | 243 | 38 | 144 |
| | 利用率 | 77.2% | 77.4% | 74.3% | 19.6% | 44.0% |
| 第2展示室 | 利用日数 | 312 | 293 | 290 | 98 | 165 |
| | 利用率 | 86.9% | 81.6% | 88.7% | 50.5% | 50.5% |
| 第3展示室 | 利用日数 | 296 | 317 | 277 | 133 | 176 |
| | 利用率 | 82.5% | 88.3% | 84.7% | 68.6% | 53.8% |
| 第4展示室 | 利用日数 | 303 | 287 | 282 | 36 | 158 |
| | 利用率 | 84.4% | 79.9% | 86.2% | 18.6% | 48.3% |
| 第1ホール | 利用日数 | 350 | 335 | 300 | 116 | 225 |
| | 利用率 | 97.5% | 93.3% | 91.7% | 59.8% | 68.8% |
| 第2ホール | 利用日数 | 313 | 298 | 283 | 47 | 151 |
| | 利用率 | 87.2% | 83.0% | 86.5% | 24.2% | 46.2% |

出典：公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社事業報告書に基づき監査人作成

【利用種別及び人数の推移】

| 利用内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|----------------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 平面（油彩、水彩） | 利用件数 | 59 | 53 | 61 | 17 | 22 |
| | 利用人数 | 26,915 | 25,530 | 27,806 | 4,797 | 7,906 |
| 立体（彫刻等） | 利用件数 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用人数 | 451 | 1,252 | 0 | 0 | 0 |
| 工芸（陶芸、ガラス、手織り） | 利用件数 | 15 | 16 | 12 | 3 | 8 |
| | 利用人数 | 5,159 | 8,166 | 5,017 | 991 | 1,299 |
| 書 | 利用件数 | 4 | 10 | 4 | 0 | 8 |
| | 利用人数 | 2,520 | 5,934 | 2,673 | 0 | 2,761 |
| 写真 | 利用件数 | 39 | 38 | 39 | 4 | 20 |
| | 利用人数 | 20,634 | 21,601 | 19,408 | 869 | 5,334 |
| その他（デザイン、合同展等） | 利用件数 | 40 | 33 | 32 | 5 | 21 |
| | 利用人数 | 38,918 | 27,211 | 31,239 | 513 | 8,689 |
| 合計 | 利用件数 | 158 | 153 | 148 | 29 | 79 |
| | 利用人数 | 94,597 | 89,694 | 86,143 | 7,170 | 25,989 |

出典：公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社事業報告書に基づき監査人作成

エ. 事業の実績

令和3年度に市民ギャラリーにおいて実施された主な事業は次のとおりである。

(ア) 展覧会事業

i 船橋市所蔵作品展・所蔵作品展関連事業

- (i) 学芸員によるギャラリートーク
- (ii) 美術フォーラム 地域と現代アートの関係
- (iii) アーティストトーク
- (iv) アートな茶室体験&見学会
- (v) 所蔵作品展 小・中学校の見学会
- (vi) モノトーンの美しさ 喜・怒・哀・楽を表現する成果発表展

- ii 第8回ふなばし現代アート展「アラカルト」
- iii その他文化団体との連携事業
- iv 千葉ジェッツふなばしBリーグ初優勝記念写真展
- v 写真でみる取掛西貝塚展
- (イ) 体験活動事業
 - i 展覧会をやってみよう
 - ii アーティストとこどもたちアート体験プロジェクト
- (ウ) その他事業
 - i 市内中学校連携事業

② 茶華道センターについて

ア. 施設概要

船橋市茶華道センター（以下「茶華道センター」という。）の施設概要は次のとおりである。

【茶華道センターの施設概要】

| | |
|--------|--|
| 所在地 | 船橋市本町 2-1-1（船橋スクエア 21 内） |
| 構造 | 一部鉄骨・鉄筋コンクリート造（船橋スクエア 21） |
| 面積 | 5 階部分 394.75 m ² |
| 利用可能施設 | 第 1 茶室（4.5 畳＋4.5 畳） 第 2 茶室（8 畳） 第 3 茶室（10 畳） 第 1 和室（24 畳） 第 2 和室（20 畳） 第 3 和室（20 畳） |
| 開館時間 | 午前 9 時～午後 9 時 |
| 休館日 | 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） |

出典：指定管理者提出資料に基づき監査人作成

イ. 沿革

茶華道センターは、日本古来の伝統文化の一つである茶道の専門施設としての 3 茶室、舞台付きの和室と 2 和室等を備え、従来不足していた茶道・華道・舞踊の本格的活動の場を提供する施設として、市民ギャラリーと同時に開所した。平成 7 年 4 月 1 日から船橋市の外郭団体である財団法人船橋市文化・スポーツ公社（現公益

財団法人船橋市文化・スポーツ公社) に施設の管理を委託している。平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入しており、現在の施設の管理運営は指定管理者である公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社が行っている。

ウ. 利用実績

茶華道センターの過去 5 年間の利用実績の推移は次のとおりである。

【利用状況の推移】

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 開館日数 | 359 | 359 | 327 | 194 | 327 | |
| 第1茶室 | 利用件数 | 327 | 333 | 314 | 1 | 275 |
| | 利用率 | 30.4% | 30.9% | 32.0% | 0.2% | 32.4% |
| 第2茶室 | 利用件数 | 439 | 424 | 411 | 11 | 303 |
| | 利用率 | 40.8% | 39.4% | 41.9% | 1.9% | 35.7% |
| 第3茶室 | 利用件数 | 344 | 345 | 339 | 27 | 270 |
| | 利用率 | 31.9% | 32.0% | 34.6% | 4.6% | 31.8% |
| 第1和室 | 利用件数 | 633 | 542 | 609 | 331 | 486 |
| | 利用率 | 58.8% | 50.3% | 62.1% | 56.9% | 57.2% |
| 第2和室 | 利用件数 | 625 | 672 | 614 | 255 | 427 |
| | 利用率 | 58.0% | 62.4% | 62.6% | 43.8% | 50.3% |
| 第3和室 | 利用件数 | 571 | 596 | 527 | 231 | 459 |
| | 利用率 | 53.0% | 55.3% | 53.7% | 39.7% | 54.1% |

出典：公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社事業報告書に基づき監査人作成

【利用種別及び人数の推移】

| 利用内容 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 茶会（稽古を含む。） | 利用件数 | 301 | 300 | 300 | 34 | 181 |
| | 利用人数 | 7,194 | 7,110 | 6,592 | 137 | 3,901 |
| 生け花 | 利用件数 | 196 | 201 | 189 | 56 | 129 |
| | 利用人数 | 2,074 | 2,064 | 1,794 | 439 | 1,335 |
| 舞踊（詩吟、謡曲を含む。） | 利用件数 | 346 | 324 | 284 | 133 | 207 |
| | 利用人数 | 3,909 | 4,466 | 4,267 | 1,262 | 2,672 |
| 書道・絵画 | 利用件数 | - | - | - | - | 60 |
| | 利用人数 | - | - | - | - | 356 |
| 囲碁・将棋 | 利用件数 | - | - | - | - | 16 |
| | 利用人数 | - | - | - | - | 135 |
| 体操（ヨガ・太極拳等） | 利用件数 | - | - | - | - | 190 |
| | 利用人数 | - | - | - | - | 1,284 |
| その他（会議等） | 利用件数 | 535 | 511 | 448 | 255 | 76 |
| | 利用人数 | 5,811 | 5,623 | 5,282 | 2,041 | 1,125 |
| 合計 | 利用件数 | 1,378 | 1,336 | 1,221 | 478 | 859 |
| | 利用人数 | 18,988 | 19,263 | 17,935 | 3,879 | 10,808 |

注：令和 2 年度以前は「書道・絵画」、「囲碁・将棋」及び「体操（ヨガ・太極拳等）」の利用件数及び利用人数は事業報告書に記載されていない。

出典：公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社事業報告書に基づき監査人作成

エ. 事業の実績

令和3年度に茶華道センターにおいて実施された主な事業は次のとおりである。

- (ア) イベント公演事業
 - i スクエア寄席
- (イ) 体験活動事業
 - i 伝統文化教室
 - (i) 茶道の世界
 - (ii) 華道の世界
 - (iii) 初心者囲碁教室
 - ii 子供伝統文化教室
 - (i) 子供茶道教室
 - (ii) 子供日本舞踊教室
 - iii 茶室開放日
 - iv その他事業
 - (i) 子供伝統文化体験事業
 - (ii) 伝統文化教室の共催（池坊千葉県華秀会支部との共催）
 - (iii) 月釜茶会・初春茶会の共催（船橋市茶道連盟との共催）
 - (iv) ハッピーサタデー事業

③ 指定管理者について

ア. 指定管理者の概要（設立・沿革）

市民ギャラリー及び茶華道センターの指定管理者である公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社（以下「文化・スポーツ公社」という。）は、市民要望に応えた文化・スポーツ振興策を効果的に実施していくため、民間活力の積極的導入を図りながら、生涯学習の推進を図るとともに、施設の柔軟で効率的な管理運営を促進し、もって「市民文化・スポーツの振興」と、平成3年3月に策定した第1次総合計画新基本計画の都市づくりの目標である「豊かで住みよい国際都市」の実現に寄与するため、平成5年7月1日設立された。

平成18年4月からは、市民ギャラリー及び茶華道センターのほか、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの1期目の指定管理者として管理運営を行い、平成23年4月からの2期目及び平成28年4月からの3期目もこれら4施設の指定管理者として管理運営を行っていた。しかし、令和3年4月からの4期目については、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者でなくなり、市民ギャラリー

一及び茶華道センターの2施設のみの管理運営を行うこととなった。

なお、文化・スポーツ公社は、平成20年12月の公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、平成23年10月に公益財団法人への移行認定を申請し、平成24年3月22日に千葉県から公益認定を受け、平成24年4月1日から公益財団法人として事業活動を行っている。

イ. 指定管理業務の概要

市民ギャラリー及び茶華道センターにおける指定管理業務については、「業務仕様書」において規定されている。その概要は次のとおりである。

(ア) 施設の運営に関すること

施設の利用予約の受付、利用受付・利用料収納、施設の貸出、見学等対応、日報・月報の作成等

(イ) 文化・芸術事業に関すること

主催事業の実施、市・教育委員会との共催事業の実施等

(ウ) 施設の管理に関すること

i 保守管理業務

展示室等の設備の保守管理、備品等の保守管理、ごみ置場の管理等

ii 環境維持管理業務

清掃業務、保安警備業務、施設保全業務等

iii その他業務

事業計画及び収支予算の作成、事業報告書及び収支決算書の作成、モニタリング及び自己評価の実施等

ウ. 指定管理業務に係る収支の概要

令和3年度の指定管理業務に係る収支の予算・実績は次のとおりである。

【令和3年度指定管理者収支計算書】

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 差異 |
|---------------------------|------------|------------|------------|
| 収入科目 | | | |
| 市民ギャラリーイベント事業収入 | 50,000 | 321,700 | 271,700 |
| 市民ギャラリー文化受託事業収入 | 0 | 0 | 0 |
| 市民ギャラリー事業助成金収入 | 0 | 0 | 0 |
| 茶華道センターイベント事業収入 | 240,000 | 110,600 | △129,400 |
| 茶華道センター文化教室事業収入 | 7,665,000 | 4,056,950 | △3,608,050 |
| 市民ギャラリー管理運営事業収入 | 12,105,000 | 8,102,150 | △4,002,850 |
| 茶華道センター管理運営事業収入 | 3,300,000 | 2,680,740 | △619,260 |
| 市民ギャラリー指定管理業務委託料収入 | 16,303,000 | 16,303,000 | 0 |
| 茶華道センター指定管理業務委託料収入 | 9,206,000 | 8,971,000 | △235,000 |
| 市民ギャラリー補償金収入 ^注 | 0 | 3,760,174 | 3,760,174 |
| 市民ギャラリー雑収入 | 10,000 | 11,190 | 1,190 |
| 収入合計 | 48,879,000 | 44,317,504 | △4,561,496 |
| 支出科目 | | | |
| 市民ギャラリー文化事業費支出 | 2,128,000 | 2,867,867 | 739,867 |
| 茶華道センター文化事業費支出 | 7,856,000 | 5,749,268 | △2,106,732 |
| 市民ギャラリー管理運営事業費支出 | 31,908,000 | 31,734,787 | △173,213 |
| 茶華道センター管理運営事業費支出 | 14,387,000 | 13,604,980 | △782,020 |
| 支出合計 | 56,279,000 | 53,956,902 | △2,322,098 |
| 収支差額 | △7,400,000 | △9,639,398 | △2,239,398 |

注：令和4年度に支払われた補償金2,835,018円を含む。

出典：文化課提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて市民ギャラリー及び茶華道センターへの現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項、意見及び参考意見を述べることとする。

① 休館日に係る条例の規定について（意 見）

【現状・問題点】

船橋市民ギャラリー条例第10条第1項第1号及び船橋市茶華道センター条例第10条第1項第1号には、月曜日が休館日である旨が規定されている。しかし、現状で

は両施設共に月曜日は開館日となっている。現在は、条例を変更せず、「利用者サービスの向上のための指定管理者からの提案」という位置づけで、基本協定に基づいて月曜日を閉館しているが、すでに月曜日開館は利用者に定着しているものと考えられることから、あえて条例の規定を実情に合わせて改正しないことの合理的な理由はないものとする。なお、他の社会教育施設は月曜開館に移行した際に条例を改正している。

【結果（意見）：文化課】

船橋市民ギャラリー条例及び船橋市茶華道センター条例における休館日の規定から月曜日を削除する改正のための手続を行うよう要望する。

② 平成 30 年度包括外部監査結果に係る措置状況について（指摘：1 件・意見：2 件）

【現状・問題点】

令和 4 年 10 月 21 日に市民ギャラリーを現場往査したところ、第 1 展示室のカーペットが所々黒く染みており、汚れが目立つ状態であった。指定管理者によると、定期的に清掃は行っているものの、その際には応急的な対応しかできず、時間の経過とともに黒い染みが出てきてしまうとのことであった。市民ギャラリーは、今年度は 90%程度とコロナ禍前と同水準の高い利用率で稼働していることから、特別な清掃は年末年始の休館日にしか行えないとのことである。また、カーペットを交換することも考えられるが、時間的にも予算的にも厳しいとのことであった。

なお、第 1 展示室のカーペットの汚れについては、平成 30 年度の包括外部監査においても同様の意見が付されており、改善要望が出されている。当該監査結果に対する措置状況が記載されている平成 30 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知においては、平成 31 年 4 月 28 日に第 1 展示室のカーペット「全体」を交換した旨の記載があるが、現場往査時にはそのような形跡は確認できなかったため、指定管理者に確認したところ、実際には第 1 展示室のカーペットの交換はごく一部の範囲のみであり、第 1 展示室「全体」のカーペットを交換した事実はないとのことであった。

【平成 30 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知】

| 平成 30 年度包括外部監査結果報告書記載事項 | 措置状況 |
|---|---|
| <p>指定管理者としては、美術品の展示スペースにふさわしい美観を確保することを優先すべきであり、カーペットの汚れが発生した場合には、放置しておくのではなく、日常の清掃で対応できないと判明した場合には即座に特殊清掃や修繕等の対応を検討し、実行するよう要望する。指定管理者としては施設の魅力を高める努力が必須であり、利用者にどのような印象を与えるかという点については常に強く意識する必要がある。</p> | <p>指摘箇所については、平成 30 年 12 月末にカーペットを交換し、対応済である。また、平成 31 年 4 月 28 日、第 1 展示室のカーペット全体を交換したほか、施設として美観を確保できるよう努めていく。</p> |

出典：平成 30 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知に基づき監査人作成

なお、措置状況報告書に事実と異なる記載が行われた原因としては、文化課による事実確認が不十分であったとのことである。

【結果①（指摘）：文化課】

平成 30 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知における不正確な記載については、事実を再度確認の上、訂正されたい。

【結果②（意見）：文化課】

包括外部監査結果に係る措置状況の通知のように、最終的に市民等に公表される文書については、発出前に課内で事実関係の確認を徹底できるよう、適切な内部管理体制の整備・運用を図るよう要望する。

【結果③（意見）：文化課】

船橋市民ギャラリーのカーペットの汚れへの対応については、過去の包括外部監査結果に対する措置が一旦は完了しているものの、依然として汚れが目立っており、根本的な課題は解決できていないことから、市所管課としては引き続きモニタリングの上、清掃やカーペット交換等の対応について適時に指定管理者に指導を行うよう要望する。

③ 予約キャンセルの取扱いに係る周知文書について（意見）

【現状・問題点】

市民ギャラリーの利用を検討している来館者に配布している「船橋市民ギャラリー

一のご利用にあたり」という資料を確認したところ、キャンセルの場合の取扱いについて次のようにキャンセル料が発生することがある旨の記載が見られた。

【利用案内における無断キャンセル対応の文言】

【利用料】

申請後、7日以内にお支払いいただきます。現金をご持参のうえ、ギャラリー事務室までお越し下さい。

(中略)

キャンセルの場合は連絡をお願いします。なおキャンセルの連絡がない場合はキャンセル料が発生する場合がありますのでご注意ください。

出典：「船橋市民ギャラリーのご利用にあたり」

市所管課に確認したところ、船橋市民ギャラリー条例には、キャンセル料についての記載はないが、次のとおり利用料の還付を制限する旨の規定があり、これが実質的にキャンセル料と同義であるとのことであった。

(利用料)

第14条 利用者は、利用料として別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

(利用料の還付制限)

第16条 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用することができないとき、又は利用者が利用を開始する日の1月前までに利用を取りやめたときは、利用料を還付することができる。

しかし、キャンセル料という表現は正確性を欠いており、また、前納した利用料が還付されないことに加えてキャンセル料が徴収されるとの誤解を生じさせるおそれがあると考えられることから、「船橋市民ギャラリーのご利用にあたり」の記載は改める必要があるものとする。

【結果（意見）：文化課】

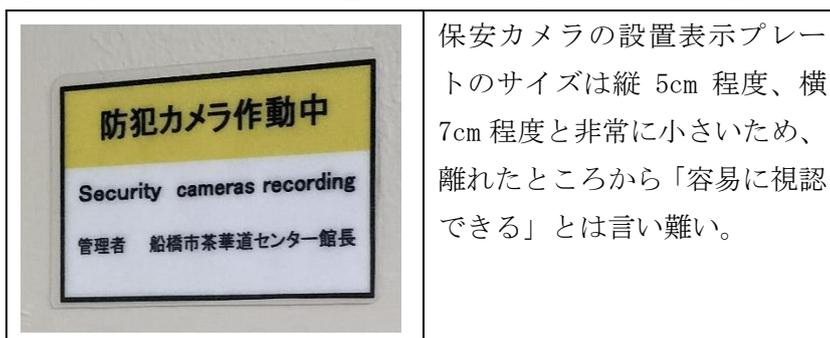
指定管理者に対して、「船橋市民ギャラリーのご利用にあたり」における無断キャンセル対応の記載内容の修正を指導するよう要望する。

④ 保安カメラの設置表示について（意見）

【現状・問題点】

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターにおける保安カメラ等の設置及び運用に関する要綱（本項において、以下「要綱」という。）によると、「指定管理者は、保安カメラを設置している旨及び保安カメラの設置者名又は管理者の職名を保安カメラの設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に容易に視認できる方法により表示するものとする」と規定されている。しかし、市民ギャラリー及び茶華道センターに現場往査したところ、保安カメラの存在にはすぐに気づいたものの、保安カメラの設置表示には気づかなかった。そこで、指定管理者職員に保安カメラの設置表示の場所を確認したところ、次の写真のとおり、目に付きやすいとは言い難い場所に小さいプレートが貼ってある状況であった。

【市民ギャラリー・茶華道センターの保安カメラの設置表示プレート】



出典：監査人撮影

【市民ギャラリーの保安カメラの設置表示の場所】



出典：監査人撮影

【茶華道センターの保安カメラの設置表示の場所】



出典：監査人撮影

このように、現状の保安カメラの設置表示については、現場往査した監査人も指定管理者に確認して初めて視認することができる状況であり、訪問者が初見で視認することは必ずしも容易ではないと考えられることから、要綱が規定する「見やすい場所に容易に視認できる方法により表示」しているとは言い難い。

【結果（意見）：文化課】

保安カメラの設置表示について、来館者による視認を容易にできるように現状の表示を改めることを指定管理者に対して指導するよう要望する。

⑤ 市民ギャラリー及び茶華道センターの安定的な事業継続に向けて（参考意見：2件）

【現状・問題点】

市民ギャラリー及び茶華道センターの指定管理者である文化・スポーツ公社は、公益法人であることから、公益目的事業における収支相償や収益事業における利益額の過半数以上を公益目的事業に繰り入れるという公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）における規定を遵守する必要がある。

文化・スポーツ公社の主な事業は、市民ギャラリー及び茶華道センターの指定管理者としての管理運営であり、この事業収益の大部分は公益目的である。公益目的事業については、収支相償を図る必要があること及び他会計への振替ができないことから、市民ギャラリー及び茶華道センターの事業で利益を得て、法人の管理費に充てることはできない。

このことから、市民ギャラリー及び茶華道センターの事業を実施したとしても、法人部門の管理費に充てることのできる資金は、収益事業における利益の50%の約15

万円である。

令和3年度決算について、法人部門の収益を踏まえても、法人の管理費は、約600万円不足することになる。なお、法人の管理費の不足については、令和3年度においては、一般正味財産を取り崩すことで対応している。

【文化・スポーツ公社の収支の推移】

(単位:千円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|
| 公益事業収支 | △ 24,560 | △ 28,379 | △ 38,619 | △ 56,649 | △ 6,265 | △ 20,749 |
| 法人会計収支 | 1,542 | 2,514 | 1,564 | 775 | 10,468 | △ 5,957 |
| 収益事業収支 | 47,333 | 38,595 | 41,223 | 38,496 | 11,286 | 309 |
| 収支合計 | 24,315 | 12,731 | 4,168 | △ 17,378 | 15,489 | △ 26,398 |

出典：公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社決算に関する書類に基づき監査人作成

市民ギャラリーについては、令和2年度及び3年度はコロナ禍の影響で利用率が50%弱になっているものの、現状ではすでに利用率が90%程度と高い水準にあることから、市民ギャラリーを利用した自主事業を実施して収益を大幅に拡大することは難しい。また、茶華道センターについても、例えば「カジュアル茶道教室」や「茶室開放」のような新規の利用者を獲得するための試みを行っているものの、茶室や和室の利用率を高めることには限界があり、やはり一段の収益拡大は難しい。その中で、文化・スポーツ公社は、組織を維持し、事業を継続するために必要最小限の人員（事務局長含めて6名）で運営を行っていることから、さらなる人員のカットによる人件費の大幅な削減も現実的ではなく、光熱水費や委託料等の経費の削減余地も少ないと考えられる。そのため、現行の指定管理料水準のもとで、文化・スポーツ公社が今後も市民ギャラリー及び茶華道センターの管理運営事業に特化した法人運営を継続した場合、多額の赤字を出し続けることが現実的である。

現指定管理期間において、市民ギャラリー及び茶華道センターを安定的に事業継続するためには、現指定管理者である文化・スポーツ公社の経営の安定化が不可欠であるが、前述したような現状に鑑みると、例えば、文化・スポーツ公社の法人会計について補助を行う等、文化・スポーツ公社に対する船橋市の関与のあり方を検討する必要があるものと考ええる。

また、より長期的な視点で市民ギャラリー及び茶華道センターの安定的な事業継続を考えた場合、今までの指定管理者選定において、文化・スポーツ公社以外の応募がない状況に課題があることから、次期以降の選定にあたっては、指定管理料の見直しを含め、他の事業者の参入意欲を促す方策を検討する必要があるものと考ええる。また、船橋市の外郭団体など特定の事業者任せの質的理由があるのであれば、選定方法を見直すことも検討に値するものと考ええる。

【結果①（参考意見）】

現指定管理期間において、船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターを安定的に事業継続するためには、現指定管理者の経営の安定化が不可欠であるため、公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社の法人会計について補助を行う等、船橋市の関与のあり方を検討するよう要望する。

【結果②（参考意見）】

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの安定的な事業継続を考えた場合、今までの指定管理者選定において、公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社以外の応募がない状況に課題があることから、次期以降の指定管理者選定にあたっては、指定管理料の見直しを含め、他の事業者の参入意欲を促す方策を検討するか、あるいは、船橋市の外郭団体など特定の事業者に任せるべき質的理由があるのであれば、選定方法を見直し、募集・選定過程においてその旨を明確に反映させる方法を検討するよう要望する。

IV 青少年教育施設事業について

1. 青少年センターにおける業務等について

(1) 概要

① 施設概要

| | 青少年センター | 青少年センター北部分室 | |
|------|----------------------|-----------------------|---------|
| 所在地 | 船橋市本町 1-23-7 | 船橋市高根台 4-32-6 | |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 3 階建て | 木造スレート葺き 2 階建て | |
| | 1 階 | 海神第二保育園 | 事務室・面談室 |
| | 2 階 | 多目的室・プレイルーム・個別学習室・ロビー | 学習室 |
| | 3 階 | 相談室・資料室・事務室 | - |
| 敷地面積 | 969.2 m ² | 198.4 m ² | |
| 延床面積 | 573.9 m ² | 97.7 m ² | |

出典：青少年センター提出資料に基づき監査人作成

② 沿革

| 年月 | 沿革 |
|-------------|-------------------------------|
| 昭和 40 年 2 月 | 少年補導センターとして業務開始（旧保健所跡） |
| 昭和 48 年 7 月 | 市から教育委員会に移管 |
| 昭和 50 年 4 月 | 新庁舎完成（現施設に移転） |
| 昭和 57 年 4 月 | 青少年センターに名称変更 |
| 平成 21 年 4 月 | 青少年センター北部分室開設（船橋特別支援学校高根台校舎内） |
| 平成 24 年 5 月 | 青少年センター相談専用電話設置 |
| 平成 29 年 4 月 | 青少年センター北部分室移転 |

出典：教育要覧令和 4 年度版に基づき監査人作成

③ 事業の概要

青少年センターは、青少年の健全育成及び非行防止について、関係諸機関や民間の団体と連絡をとりあって総合的、効果的に実践するための合同活動の拠点であり、具

体的な実施計画は教育委員会から委嘱又は任命された運営協議会委員の協議により決定される。平成 21 年度から特別支援学校高根台校舎内に北部分室を開設し、平成 29 年度に高根台 4 丁目に移転した。青少年センターにおいて実施している主な事業は次のとおりである。

- ア. 街頭補導活動
- イ. 相談活動
- ウ. 広報活動
- エ. 環境浄化活動
- オ. 船橋市小・中学校一宮ふれあいキャンプ

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて青少年センターへの現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 青少年センターにおける清掃業務委託契約について（意 見）

【現状・問題点】

青少年センターでは、清掃業務に関する委託契約を令和 3 年 4 月 1 日に締結している。契約の概要は次のとおりである。

【船橋市青少年センターにおける清掃業務委託契約の概要】

| 業務委託名 | 業務実施場所 | 業務実施期間 | 契約金額 |
|------------------|-----------------------------------|------------------------|---------------|
| 船橋市青少年センター清掃業務委託 | 船橋市青少年センター 船橋市本町 1 丁目 23 番 7 号 | R3. 4. 1～ R6. 3. 31 | 5, 852, 000 円 |

出典：船橋市青少年センター清掃業務委託契約書に基づき監査人作成

青少年センターでは、清掃業務に関する委託契約を締結する際に、建築保全業務特記仕様書（本項において、以下「仕様書」という。）を用いて業務の内容を規定して

いる。仕様書では、次のとおり対象業務及び対象場所を記載しており、それぞれ記載されている各書類について整合性を取る必要がある。

【仕様書における清掃業務の内容】

5. 対象業務

本業務の対象業務及び対象場所は以下の通りとする。

- ・対象業務（作業内容）：別紙「作業内容表」及び「共通仕様書 作業内容抜粋」による。
- ・対象場所：別紙「清掃面積等調書」及び「清掃図面」による。

出典：建築保全業務特記仕様書に基づき監査人作成

仕様書に記載されている「作業内容表」及び「清掃面積等調書」を閲覧したところ、窓ガラス清掃に関して書類間の不整合があった。具体的には、「作業内容表」では、窓ガラス清掃が対象業務となっていないにもかかわらず、「清掃面積等調書」では、定期清掃の範囲に含まれていた。

なお、委託業者が提出した「令和3年度 定期清掃予定」においては、「窓ガラス」を定期清掃の範囲に含めており、予定どおり実施している。

また、床の定期清掃の周期についても、「作業内容表」及び「清掃面積等調書」の書類間に不整合があった。具体的には、「作業内容表」では、床の定期清掃の周期は1か月又は2か月と記載されていたが、「清掃面積等調書」では、床の定期清掃の周期は4か月と記載されていた。

なお、委託業者が提出した、「令和3年度 定期清掃予定」及び定期清掃後の作業完了報告書を確認したところ、床の定期清掃は4か月ごとに予定し、かつ予定どおりに実施されていた。

仕様書の書類間の不一致について、青少年センターに質問したところ、「作業内容表」の更新を失念していたことが判明した。

青少年センター内での文案の確認段階で、担当者が作成した仕様書を青少年センター内の別の担当者が確認し、上席も確認しているため、仕様書における書類間の不整合は発見されるべきである。しかし、仕様書間の整合性を図っていないまま締結しているという点で、内部管理体制の不備が認められる。

【結果（意見）：青少年センター】

業務委託契約の締結に当たっては、チェックのための体制と十分な時間を確保した上で、仕様書及び関連書類間の整合性を十分に確認するよう要望する。

② 青少年センター北部分室における清掃業務委託契約について

ア. 仕様書と業務実態の不整合について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

青少年センター北部分室では、清掃業務に関する委託契約を平成31年4月1日に締結している。契約の概要は次のとおりである。

【船橋市青少年センター北部分室における清掃業務委託契約の概要】

| 業務委託名 | 業務実施場所 | 業務実施期間 | 契約金額 |
|----------------------|----------------------------------|----------------------|------------|
| 船橋市青少年センター北部分室清掃業務委託 | 船橋市青少年センター北部分室 船橋市高根台4丁目32番6号 | H31.4.1～ H34.3.31 | 1,263,360円 |

出典：船橋市青少年センター北部分室清掃業務委託契約書に基づき監査人作成

青少年センター北部分室では、清掃業務に関する委託契約を締結する際に、仕様書を用いて業務の内容を規定している。

仕様書を閲覧したところ、仕様書に記載の作業時間数と作業計画書及び完了報告書に記載の作業時間数に、不整合があることが判明した。具体的には、仕様書(3)業務条件では、日常清掃の業務時間が「平日（開庁日：火曜日（祝祭日は水曜日）） 13時00分～14時30分（昼間）」と記載されている一方、完了報告書では、「祝祭日、土・日曜日及び年末年始を除く月4回一日1時間」と記載されており、また、月間作業計画書において「毎週火曜日 13:00～14:00」と記載されていた。つまり、作業時間数について仕様書の記載と実態がかい離していたということである。

このことについて、青少年センターに質問したところ、当該仕様書を作成する際に、実際の日常清掃の時間は従前から13時から14時までの1時間であったにもかかわらず、当時の北部分室職員の発言に基づき日常清掃の時間を90分で作成していたとのことであった。また、当該清掃業務委託契約の入札の際に、当時の委託業者から、仕様書で定められている時間（90分）ではなく、現行どおり13時から14時までの1時間で良いかと質問があり、青少年センターが今までどおりで良いとする旨を口頭で回答したことが判明した。

このように、青少年センターと委託業者との間での口頭での合意によって仕様書と異なる業務実態を継続させることは不相当である。本委託業務における日常清掃時間の本来の仕様が13時から14時までの1時間であるならば、仕様書を訂正する必要がある。なお、令和4年度からの契約の仕様書では実施時間を60分として修正されていることを監査の過程で確認したことを付記する。

また、過去長期間にわたって仕様書と業務実態にかい離が生じていた実態を看過していたこと、契約更新時に仕様書の修正が適切に行われなかったという点で、内部管理体制の不備が認められる。

【結果①（指摘）：青少年センター】

船橋市青少年センター北部分室清掃業務委託の仕様書に係る日常清掃の作業時間の誤りについては、今後の契約において同様の誤りが再発しないよう確認を徹底されたい。

【結果②（意見）：青少年センター】

業務委託契約の締結に当たっては、仕様書の記載に誤りがないか十分にチェックするための内部管理体制を整備することを要望する。

イ. 委託業者からの報告書等の未入手について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

仕様書を閲覧したところ、仕様書 2. 業務関係図書において、次のとおり規定があった。

2. 業務関係図書

(1) 業務計画書等

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

- ・ 緊急連絡表（作業着手前まで）
- ・ 作業計画表（業務開始後 1 か月以内）

(2) 作業の記録

次の書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管を行い、業務終了後に提出する。

- ・ 施設管理担当者との打合せ記録簿
- ・ 作業手順書
- ・ 自主点検記録簿
- ・ 作業日報
- ・ 作業報告書

出典：建築保全業務特記仕様書

また、仕様書には清掃業務の実施状況の自主点検に関する記載があり、業務責任者及び業務担当者以外の者が 3 か月ごとに 1 度、「自主点検チェックシート（清掃）/各室別」を用いて自主点検を行い、「自主点検結果表」及び「自主点検報告書」により施設管理者に報告する旨の規定があった。

これらの書類について青少年センターに資料の提出を依頼したところ、本来であ

れば委託業者から入手すべき「施設管理担当者との打合せ記録簿」、「自主点検記録簿」、「作業日報」、「自主点検チェックシート（清掃）/各室別」、「自主点検結果表」及び「自主点検報告書」を青少年センターが入手していないことが判明した。

仕様書に記載のある委託業者から提出が必要な書類は、青少年センター内で回付される書類であることから、本来回付されるべき時期に、入手していない事実は発見されるべきであり、青少年センターの内部統制が有効に機能していなかったと考えられる。

【結果①（指摘）：青少年センター】

仕様書に規定されている業務関係図書及び自主点検結果に係る各種書類について、委託業者へ提出するように指導した上で、提出後は書類の内容を確認し保管されたい。

【結果②（意見）：青少年センター】

委託業者が提出する書類が、青少年センターに漏れなく提出されているかを確認するために、例えば、委託業者からの提出書類のチェックリストを作成する等、青少年センター内において業者から提出される書類の網羅性を確認するための内部管理体制を整備するよう要望する。

③ ネットパトロール業務委託について

ア. 情報モラル教育に有用な啓発資料の活用促進について（意見）

【現状・問題点】

青少年センターでは、ネットパトロール業務に関する委託契約を令和2年4月1日に締結している。ネットパトロール業務の目的は、市立学校に関わる定期的なネットパトロールを実施することにより、学校非公式サイトやソーシャルネットワークサービス等への書き込みや画像掲載の早期発見・早期対応を行うことで、問題行動等の未然防止を図るとともに、いじめや犯罪被害等から児童生徒を守ることである。

委託契約の概要は次のとおりである。

【船橋市青少年センターにおけるネットパトロール業務委託契約の概要】

| 業務委託名 | 業務実施場所 | 業務実施期間 | 契約金額 |
|--------------------|-----------------------------|--------------------|------------|
| 船橋市立学校ネットパトロール業務委託 | 船橋市青少年センター 船橋市本町1丁目23番7号 | R2.4.1～ R5.5.31 | 4,595,800円 |

出典：船橋市立学校ネットパトロール業務委託契約書に基づき監査人作成

【委託業務の内容】

- (1) 検索及び監視業務
- (2) 報告及び対応
- (3) 削除支援
- (4) 電話窓口・相談対応等
- (5) 啓発資料・活用マニュアルの作成
- (6) 報告書（中間・最終報告）

出典：船橋市立学校ネットパトロール業務委託契約書に基づき監査人作成

学校ネットパトロールの月次における委託業務は、主に検索及び監視業務、電話窓口・相談対応及び啓発資料の作成に分けることができる。

学校非公式サイト、ソーシャルネットワークサービス等における検知件数を上げることは、インターネット環境における有害情報、誹謗中傷等の書き込み等の現状を把握する上で有用であり、啓発資料の提供は、児童に注意喚起を行う上で有用な手段であると考ええる。

現在、啓発資料の作成においては、情報モラル教育に活用できる啓発資料を毎月作成し、教育委員会及び市立の全小・中・高・特別支援学校は当該資料をインターネットからダウンロードし利用している。

この点、青少年センターでは、啓発資料を積極的に活用するように各学校に指導をしているものの、これらの資料活用の実態に関しては、青少年センターにおいて調査していないことが判明した。

問題行動等の未然防止を図るとともに、いじめや犯罪被害等から児童生徒を守るためには、啓発資料を効果的に活用することが重要であると考ええる。

そのため、啓発資料を作成し提供するのみではなく、当該資料の活用状況についてモニタリングすることにより、まずは活用促進に向けた課題を認識することが必要であると考ええる。

【結 果（意見）：青少年センター】

青少年センターにおいては、毎月作成している啓発資料の活用について実態調査を行い、資料の効果的な活用のための方策を継続的に検討することを要望する。

イ. 委託業務に係る効果測定について（意見）

【現状・問題点】

青少年センターでは、ネットパトロール業務委託契約書及びネットパトロール業務委託仕様書に基づき、委託業者から毎月、定期レポート及び啓発資料を入手している。また、9月末時点と年間終了時において、事業の内容及び成果等をまとめた中間及び年間の報告書を入手している。

ネットパトロールを実施した結果の検知件数については、青少年センターの統計資料に記載しており、学校の管理職や生徒指導担当の会議の場等で活用しているとのことである。また、毎月発行する啓発資料は、青少年センターが教育委員会及び市立の全小・中・高・特別支援学校に対して、インターネットからダウンロードしてもらう形で提供を行っている。

しかし、現在、啓発資料をダウンロードした学校数をカウントしたり、学校がダウンロードした啓発資料を実際に教職員や保護者向けの啓発資料として活用したかどうか調査するといったことは行っておらず、ネットパトロール委託業務に係る効果の測定ができていない状況にある。そこで、まずはダウンロード回数や学校ホームページにおける啓発資料の掲載回数といった定量的な数値を効果指標として設定した上で、一定の目標値を定めて、ネットパトロール委託業務の効果を客観的に測定・評価すべきと考える。

【結果（意見）：青少年センター】

啓発資料のダウンロード回数や学校ホームページにおける啓発資料の掲載回数といった定量的な数値を効果指標として設定した上で、一定の目標値を定めて、ネットパトロール委託業務の効果を客観的に測定・評価するよう要望する。

④ 個人情報の管理について（指摘：2件）

【現状・問題点】

青少年センターへの現場往査時において、倉庫の中の段ボール箱に、青少年補導委員が返却した手帳が発見された。なお、当該手帳には個人の氏名及び顔写真が掲載された身分証明書が綴じこまれていた。

青少年補導委員が返却した身分証明書を適時に処分せず、倉庫内に長期間放置している状況は、個人情報保護の観点から問題である。裁断等の適切な方法で速やかに廃棄する必要があると考える。

【返却された身分証明書】



出典：監査人撮影

【結果①（指摘）：青少年センター】

倉庫内にある青少年補導委員から返却された手帳及び身分証明書は個人情報保護の観点から、適切な方法で早急に廃棄されたい。

【結果②（指摘）：青少年センター】

青少年補導委員から返却された手帳及び身分証明書を適時適切に廃棄するための業務手順を定められたい。

⑤ 一宮ふれあいキャンプの寸志について（指 摘）

【現状・問題点】

青少年センターでは、次のような目的で、市立学校に通う小学4年生から中学3年生までの不登校及び不登校傾向のある児童生徒で、学校長の承諾を得た者を対象に、毎年度一宮ふれあいキャンプを開催している。なお、令和2年度及び令和3年度においては、コロナ禍の影響で実施できていなかったが、令和元年度及び令和4年度において実施している。

【ふれあいキャンプの目的】

1. 学校と関係諸機関が連携して、不登校及び不登校傾向をもつ児童生徒、関係諸機関に通所する児童生徒、並びにそれらの保護者にキャンプへの参加を勧める活動を展開し、現状から動き出そうとするきっかけや、新たな目標づくりの機会とする。
2. 参加児童生徒が自然現象を活用した様々な体験やふれあい活動を経験するこ

とで、コミュニケーション能力向上や、自立への意欲付けを目指す。
3. 参加児童生徒がキャンプを通じて多くの人と関わり、楽しい思いや充実感・達成感を得て、その後の生活改善や学校復帰への意欲を喚起することを目指す。

出典：船橋市ホームページ

青少年センターでは一宮ふれあいキャンプに関係する収支について、「ふれあいキャンプ出納表」を作成しており、参加した児童生徒や職員から徴収した収入については、受領した金額を記載し、支出については、支出金額を記入するとともに、領収書を添付した上で、ファイルに綴っている。

また、一宮ふれあいキャンプでは、参加する生徒が通学している学校の校長先生や小学校校長会等の関係者から品物の差入や寸志を受領することがある。青少年センターでは寸志や品物を受領した場合には、「ふれあいキャンプ出納表」とは別に、寸志に係る出納表を作成した上で、一宮ふれあいキャンプに係るファイルに綴っている。

現場往査時において、一宮ふれあいキャンプに係るファイルを閲覧した結果、次のことが判明した。

- (ア) 令和元年度における一宮ふれあいキャンプの寸志の金額は 68,000 円であり、それに対する費用として 9,189 円の支出（摘要：当日欠席者 4 名分の保険代金・スイカ 4 個・夜食代の一部）があったが、残金 58,811 円については支出の記録が無かった。
- (イ) 令和元年度におけるふれあいキャンプの寸志として受領した現金は、現場往査時点において、青少年センターに保管されていなかった。

ふれあいキャンプの寸志の残額の使用用途及び領収書の有無に関し、青少年センターに質問したところ、寸志の残額を財源として、来所者が利用する軽スポーツ用品や換気を促進するために使用するサーキュレーターを購入したが、購入後の残金の所在を把握していなかったこと及びサーキュレーター等の購入時の領収書等はすでに処分しており保存されていないことが判明した。

軽スポーツ用品やサーキュレーター購入時の領収書が処分されており、購入記録が残っていない状況であり、さらに、購入後の残金の所在が現在では不明となっている。寸志については公金には当たらないが、公金であるか否かにかかわらず、現金の管理体制としては問題である。受領した寸志について、ふれあいキャンプ終了後の支出を網羅的に記録せず、かつ支出の証憑書類を保管しないという管理体制のもとでは、寸志として受領した現金が私的流用されるリスクがあると言わざるを得ない。

【結果（指摘）：青少年センター】

一宮ふれあいキャンプの寸志については、公金には当たらないが、公金であるか否かにかかわらず、ふれあいキャンプ実施後の残額の支出状況についても、網羅的に記録し、領収書等の購入証憑を保管するよう、管理体制の見直しをされたい。

⑥ 青少年センター運営協議会について

ア. 一部の委員の連続した欠席について（意見）

【現状・問題点】

船橋市青少年センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、青少年センターの適切な運営を図るため、船橋市青少年センター条例第5条に規定され、民生児童委員及び保護司、小・中学校長及び高等学校長、関係行政機関の職員、学識経験者、市職員の代表が、街頭補導や青少年相談等、青少年センター業務の具体的な実施計画について協議している。なお、運営協議会委員は次のとおりである。

【青少年センター運営協議会委員】

- | |
|--|
| 1. 民生児童委員及び保護司 船橋市民生児童委員協議会 船橋地区保護司会 |
| 2. 小・中学校長及び高等学校長 船橋市小学校長会 船橋市中学校長会 船橋地区高等学校長会 |
| 3. 関係行政機関の職員 船橋警察署生活安全課長 船橋東警察署生活安全課長 千葉県市川児童相談所主席児童福祉司兼相談調査課長 |
| 4. 学識経験者 船橋市自治会連合協議会 船橋市PTA連合会 船橋市青少年補導委員連絡協議会 船橋市少年少女団体連絡協議会 |
| 5. 市職員 船橋市健康福祉局子育て支援部長 船橋市教育委員会学校教育部長 |

出典：船橋市ホームページに基づき監査人作成

運営協議会の議事録を基に、運営協議会の委員の出席状況を確認したところ、次のとおりであった。なお、×が参加していない委員である。

【青少年センター運営協議会の出席数について】

| 青少年センター運営協議会 運営協議会委員 | 令和2年度 第1回 | 令和2年度 第2回 | 令和2年度 第3回 | 令和3年度 第1回 | 令和3年度 第2回 | 令和3年度 第3回 | 令和4年度 第1回 | 令和4年度 第2回 | |
|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|
| 1. 民生児童委員及び保護司 | | | 書面決議 | | | 書面会議 | | | |
| (船橋市民生児童委員協議会) | | | | | | | | | |
| (船橋地区保護司会) | | | | | | | | | |
| 2. 小・中学校長及び高等学校長 | | | | | | | | | |
| (船橋市小学校長会) | | | | | × | | | | |
| (船橋市中学校長会) | | | | | | | | | |
| (船橋地区高等学校長会) | | × | | | | | | × | |
| 3. 関係行政機関の職員 | | | | | | | | | |
| (船橋警察署生活安全課長) | × | | | | | | × | | × |
| (船橋東警察署生活安全課長) | | × | | | | | | | × |
| (千葉県市川児童相談所主席 児童福祉司兼相談調査課長) | | | | | × | | × | × | × |
| 4. 学識経験者 | | | | | | | | | |
| (船橋市自治会連合協議会) | | | | | | | | | |
| (船橋市PTA連合会) | | | | | | | | × | |
| (船橋市青少年補導委員連絡協議会) | | | | | | | | × | |
| (船橋市少年少女団体連絡協議会) | | | | | | | | | |
| 5. 市職員 | | | | | | | | | |
| (船橋市健康福祉局子育て支援部長) | × | × | | | | | | | |
| (船橋市教育委員会学校教育部長) | × | | | | | | × | | |

出典：青少年センター運営協議会議事録に基づき監査人作成

これによると、運営協議会委員の一員である千葉県市川児童相談所主席児童福祉司兼相談調査課長について、令和3年度以降令和4年度第2回に至る計4回出席がなかった。なお、令和3年度第3回に開催した書面会議については、資料配付のみであり、出席数にカウントしていない。

この点について、青少年センターに出席していない理由を質問したところ、開催の案内は毎回送付しているが、欠席の理由はわからず、業務多忙のためだと推察しているとの回答を得た。

運営協議会の目的は、青少年センターの活動を円滑適正に推進するため、民生児童委員及び保護司、小・中学校長及び高等学校長、関係行政機関の職員、学識経験者、市職員の代表が、街頭補導や青少年相談等、青少年センター業務の具体的な実施計画について協議している会議体である。

そのため、一部の委員が連続して欠席しており、代理の者がオブザーバーとして出席もしていない状況は、当該委員を選定した当初に想定していたような目的（青少年問題に係る情報共有や効果的な議論）が進まない可能性があるという点で問題があると考えられる。

【結 果（意見）：青少年センター】

青少年問題に係る情報共有や効果的な議論をするためにも、船橋市青少年センター運営協議会について、委員が連続して欠席している場合には、欠席理由を把握した上で、必要に応じて代理の者にオブザーバーとしての出席を依頼することを要望する。

イ. 運営協議会の委員数について（意 見）

【現状・問題点】

運営協議会の委員数に関して、船橋市青少年センター条例上「15 人以内」としているが、現在は 14 人となっている。運営協議会の委員数について、現在の人数で過不足なく十分であるかの検討をしているかについて、青少年センターに質問したところ、委員数に関する検討は特に行っていない状況との回答を得た。

運営協議会の目的は、街頭補導や青少年相談等、青少年センター業務の具体的な実施計画について協議することであることから、青少年に係る情報を多人数に共有することが、青少年の健全育成並びに非行防止の実効を挙げるために役立つと考える。一方で、委員数が多くなればなるほど、委員の当事者意識が低下したり、活発な議論が交わされにくくなる等のデメリットがあると考ええる。

運営協議会の委員数に関して、運営協議会の委員数が適切であり、有効な議論ができていのかどうかを検討しないまま、前例踏襲的に委員を選定し運営することは、会議の効果を最大限に引き出すことができないおそれがあるという点で問題であると考ええる。

【結 果（意見）：青少年センター】

船橋市青少年センター運営協議会について、青少年問題に係る情報共有や、より効果的な議論をするためにも委員が過不足なく選定されているかを定期的に検討することを要望する。

ウ. 令和 3 年度第 3 回青少年センター運営協議会における報酬不払いについて（指摘）

【現状・問題点】

支出命令簿を閲覧した結果、令和 3 年度第 3 回船橋市青少年センター運営協議会に関して、書面会議を行っているが、報酬を支払っていないことが判明した。そこで、青少年センターに対して、報酬不払いの理由について質問したところ、令和 3 年度第 3 回船橋市青少年センター運営協議会は、議決事項がなく、資料配付のみの書面

会議としたため報酬は支払っていないことが判明した。

ここで、運営協議会の目的は、街頭補導や青少年相談等、青少年センター業務の具体的な実施計画について協議することであり、議決事項がなかったとしても、委員に対して青少年教育行政に関する情報の共有を行うことも会議の目的に含まれていると考えられる。そして、そのような情報共有を受け、自らが所属する青少年教育関係団体に展開するという、委員の責任及び義務は通常の場合の会議の場に出席しようが書面会議であろうが基本的に変わるところはないと考えられる。また、委員においては、配付を受けた資料の閲覧・検討等のために通常の場合と同様に相当程度の時間を要すると考えられることから、時間の補償的な面においても報酬は通常どおり支給することが適当であり、資料配付だけだからという理由で無報酬とすることは委員に対して、その活動に対する正当な対価を支払っていない点で問題である。

【結 果（指摘）：青少年センター】

船橋市青少年センター運営協議会の委員の報酬については、議決事項がなかったとしても、書面会議として正式に開催され、かつ資料配付による情報共有が図られているのであれば、委員がその責任及び義務を果たすことの対価として、今後は船橋市が非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則に規定している報酬を支払われたい。

2. 青少年会館における業務等について

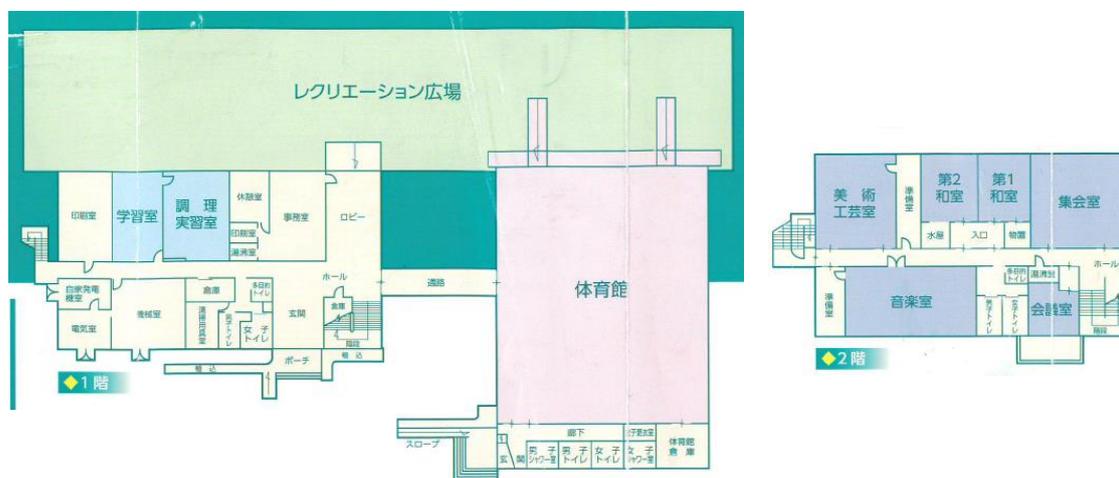
(1) 概要

① 施設概要

| | |
|------|--|
| 所在地 | 船橋市若松 3-3-4 |
| 面積 | 敷地面積 6,648.61 m ² 延床面積 2,033.33 m ² |
| 施設 | 体育館 (806.46 m ²) 事務室 調理実習室 学習室 音楽室 集会室 美術工芸室 会議室 和室 ほか |
| 開館時間 | 午前9時～午後9時 |
| 休館日 | <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日(土曜日・日曜日に当たる場合は開館) ・12月29日～1月3日 |

出典：教育要覧令和4年版に基づき監査人作成

② 施設平面図



出典：青少年会館パンフレット

③ 沿革

青少年会館は、青少年がグループ活動、スポーツ、レクリエーション、美術、音楽などの文化活動を通じ、心身共に健全に成長するよう、昭和55年に千葉県が建設し、船橋市が管理、運営する広域都市型の青少年施設である。平成24年4月1日に、施

設が船橋市に無償譲渡され市単独で自主管理・運営を行っている。

④ 事業の概要

青少年会館は、青少年の健全育成と教養の向上、また、青少年指導者の養成を図ることを目的としている。主な事業内容は次のとおりである。

- ア. 講演会、研修会、その他各種教養講座の開催
- イ. 青少年グループの育成及びリーダーの養成
- ウ. 体育、レクリエーション及び文化活動の指導に関すること

⑤ 利用状況

青少年会館の令和3年度における利用状況は次のとおりである。

【月別利用状況】

(単位：件、人)

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 団体数 | 208 | 124 | 188 | 195 | 109 | 53 | 265 | 299 | 284 | 277 | 248 | 301 | 2,551 |
| 人数 | 2,605 | 1,999 | 2,255 | 2,693 | 2,184 | 314 | 3,440 | 4,561 | 2,375 | 2,070 | 2,164 | 3,316 | 29,976 |

出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

【年度別利用状況】

(単位：件、人)

| 区分 | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 団体数 | 人数 | 団体数 | 人数 | 団体数 | 人数 | 団体数 | 人数 | 団体数 | 人数 |
| 青少年 | 807 | 18,215 | 876 | 17,539 | 704 | 15,124 | 584 | 13,283 | 779 | 14,382 |
| 育成者 | 989 | 15,823 | 1,011 | 15,297 | 548 | 9,039 | 262 | 3,591 | 668 | 6,884 |
| その他 | 714 | 15,611 | 777 | 17,327 | 1,072 | 15,701 | 538 | 4,078 | 1,104 | 8,710 |
| 合計 | 2,510 | 46,946 | 2,664 | 50,163 | 2,324 | 39,864 | 1,384 | 20,952 | 2,551 | 29,976 |

出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

(2) 手続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて青少年会館への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 建物や施設設備等の修繕について（指摘：1件、意見：2件）

【現状・問題点】

青少年会館は、昭和55年に建築されてから、40年以上経過しており建物の老朽化が進んでいる。現場往査時において、建物の外壁及び内部壁においてクラックが生じている状態であることを確認した。

【外壁及び音楽室の壁のクラック】



出典：監査人撮影（一部加工）

また、2階の和室においては、熱割れによりヒビが入っている窓ガラスや老朽化して使用できない水道設備があること、さらに冷暖房器具の吹き出し口が破損していることを発見した。

なお、青少年会館はこれらの破損等の状況については認識しており、熱割れを起こした窓ガラスについては、破損している旨を書いた紙を貼付して注意喚起しており、また、水道施設についても、故障中で使用できない旨の張り紙を貼付し周知しているが、このような状況が相当期間継続しており、修理等の対応が図られていない。

【和室の窓の破損、水道設備の破損、冷暖房器具の破損】



出典：監査人撮影（一部加工）

船橋市は、市有建築物について限られた財源の中で市民生活や事業活動における安全性及び利便性を確保し、建築物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を図ることを目的に「船橋市公共建築物保全計画」を平成 25 年 5 月に策定（令和 4 年 3 月改訂）している。青少年会館においても、当保全計画に基づいて修繕を行うことになっているが、令和 3 年度において実際に行われた修繕は次のとおりであり、件数も金額も非常に少なく、内容的にも故障や破損に対する事後的・緊急的な修繕に終始していることが伺える。

【青少年会館における令和3年度に実施した修繕一覧】

| 支出命令 番号 | 負担行為 番号 | 摘要 | 支出命令額 (単位：円) | 支出命令日 | 事業番号名称 | 節内訳番号 名称 |
|------------|------------|----------------------------------|-----------------|------------|----------------|-------------|
| 37679 | 39278 | 船橋市青少年会館 冷温水発生機 バーナーオーバーホール修繕 | 1,642,850 | 2021/07/07 | 青少年会館施設 管理費 | 施設修繕料 |
| 152390 | 146729 | 船橋市青少年会館正門脇屋外照明 灯修繕 | 130,900 | 2022/01/19 | 青少年会館施設 管理費 | 施設修繕料 |
| 141671 | 137237 | 冷却塔ファンベルト交換修繕 | 86,680 | 2022/01/05 | 青少年会館施設 管理費 | 施設修繕料 |
| 121982 | 118395 | 誘導灯交換修繕 | 68,475 | 2021/11/30 | 青少年会館施設 管理費 | 施設修繕料 |
| 117489 | 114012 | 体育館カーテン修繕 | 61,600 | 2021/11/17 | 青少年会館施設 管理費 | 施設修繕料 |

出典：青少年課提出資料に基づき監査人作成

なお、建物や施設設備の破損等については、青少年課においても状況を把握しているが、青少年会館は、船橋市施設類型別方針（個別施設計画）により、再配置検討対象施設との位置づけとなっており、今後のあり方について検討を行う準備を進めており、当該検討結果を基に総合的に判断していくものと考えていることから、現在、冒頭で述べたように、本来必要と考えられるような修理も追いついていない状況である。

しかし、破損した施設設備を放置している状態では、青少年による安全利用の面で悪影響があると考えられる。例えば、2階和室の窓ガラスの熱割れを放置した場合には、ワイヤーが自然膨張し、窓ガラスが割れるリスクがあり、施設1階を利用している利用者に割れた窓ガラスの破片が落ちて怪我をさせることや、和室を利用する青少年が破損個所に触れて思わぬ怪我をすることが現実的なリスクとして考えられる。また、外壁のクラックについては、窓ガラスと同様に、剥落した破片によって怪我をさせるリスクのほか、外壁から雨水が浸水することで雨漏りが発生して部屋が使えなくなったり、建物の耐久性を低下させるというリスクが考えられる。

また、施設設備を壊れたまま放置することは、一部の設備が利用できない点で、利用者満足度の低下につながるほか、いわゆる「割れ窓理論」で説明されるように、利用者が施設を丁寧に利用する意識が相対的に低くなり、結果として施設・設備全体の更なる劣化や故障が加速的に進むことが懸念される。

【結果①（指摘）：青少年課】

青少年会館2階和室の窓ガラスの破損を放置している状況は、青少年による施設の安全利用の観点や施設の耐久性の維持等の観点から不相当であるため、早急に修繕されたい。

【結果②（意見）：青少年課】

青少年会館外壁部分のクラックについては、利用者への安全面のリスクや雨水の

浸水等による建物の耐久性低下のリスクといった、外壁剥落による影響を把握した上で、補修の必要性を検討の上、適切な対応を図るよう要望する。

【結果③（意見）：青少年課】

青少年会館については、老朽化のために建物や設備の修繕が多くなっているが、まず第一に利用者の安全性を最優先するほか、破損・故障等を放置することが利用者にも与える悪影響を十分に検討の上で、修繕の優先度を決定し、修繕を行うことを要望する。

② 貸室の扉の状況について（意見）

【現状・問題点】

青少年会館の現場往査時において、2階会議室の扉の鍵が施錠できない状態であった。このことは、青少年会館の施設職員も当該状態を把握しており、故障している扉の鍵部分にガムテープを貼付した上、故障中と記載していた。

なお、当施設職員から、当会議室を貸出する際には、利用者に扉の施錠ができない旨を伝えていると説明があった。

【2階会議室の状況】



出典：監査人撮影（一部加工）

現在のように扉の施錠ができない状況では、利用者又は利用者以外の外部侵入者

による会議室内への無断立入、不正使用、いたずら等を予防することができず、施設の保全の観点から問題であると考える。

【結果（意見）：青少年課】

施設の保全の観点から、会議室の扉の施錠ができるように早急に修理することを要望する。

③ 備品管理について（指摘：2件）

【現状・問題点】

現場往査時において、青少年会館における備品について次のような備品管理上、問題と考えられる事項が発見された。

ア. 備品台帳に記載されていない備品（テレビ）及び不明物品（テント）について

青少年会館の休憩室において、備品台帳に登録がないブラウン管テレビが保管されていた。備品台帳に登録がない理由について青少年会館に確認したところ、従前から設置されているテレビであり、備品登録が必要な備品であるかも不明であるとのことであった。

【備品台帳に記載されていない休憩室にあったテレビ】



出典：監査人撮影（一部加工）

また、青少年会館の体育館倉庫において、テントが2つ保管されていた。しかし、青少年会館の備品台帳には、体育館で保管しているテントは次の1点しか登録されていなかった。青少年会館によると、2つのテントのうちのどちらかが備品台帳に

登録されている備品であるとのことであったが、もう一方のテントについては取得の経緯や備品登録されていない理由については不明であった。

(単位：円)

| 備品番号 | 名称 | 取得日 | 金額 | 現況 |
|-------|--------|-----------|---------|---|
| 27272 | 防災用テント | H3. 5. 28 | 93, 730 | 青少年会館の体育館倉庫において、2つテントがあり、そのうちどちらかが当該備品であると青少年会館から回答を得ている。 |

出典：備品台帳に基づき監査人作成

青少年会館にある備品について、青少年会館を管理する職員が常に把握していないという実態及び備品台帳に登録されている備品の所在について、青少年会館を管理する職員が常に把握していないという実態は、管理上問題である。

イ. 本来の用をなしていない備品について

青少年会館のロビーには、書籍が置いてあり、青少年会館の利用者は、団体活動が終わった後の待ち時間や自由時間に読書することができるようになっていた。なお、現在は、コロナ禍の影響で、青少年会館における当該書籍の利用を禁止している。

現場往査時において、備品管理の状況を確認すべく、次の備品について、青少年会館に問い合わせたところ、全巻揃っていないこと、さらに、これらの書籍について、出版されてから年数も経過しており、書籍としての保存状況も悪いことから、廃棄手続をとる予定であるとのことであった。ただし、このような状況は長期にわたって継続していたと考えられるところ、適時に不用決定の手続が行われていなかったという点、令和3年度の物品調査において登録されている備品に問題がない旨の報告が行われているという点で問題である。

(単位：円)

| 備品番号 | 名称 | 取得日 | 金額 | 現況 |
|-------|---------------|-------------|----------|-------------------|
| 27278 | 現代世界美術全集 25 巻 | S55. 12. 25 | 130, 000 | 全巻揃っておらず、保存状態が悪い。 |
| 27279 | 標準図鑑全集 20 巻 | S55. 12. 25 | 40, 000 | 全巻揃っておらず、保存状態が悪い。 |

出典：監査人作成

【青少年会館ロビーの書籍の様子】



出典：監査人撮影

【結果①（指摘）：青少年課】

備品台帳に登録していない備品は、その利用可能性等を検討した上で、備品台帳に登録する必要がある場合は、船橋市物品管理規則に基づき登録する手続をされたい。

【結果②（指摘）：青少年課】

現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品について、船橋市物品管理規則第20条に基づく物品の返納・不用決定、廃棄等の手続を取られたい。

④ 電気陶芸窯の管理について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

現場往査時において、実習室に電気陶芸窯が保管されていることを確認した。電気陶芸釜の蓋部分に雑誌等が置いてあることから使用の実態はないものと推測されたが、使用状況について青少年会館に確認したところ、やはり使用の実態はなく事実上放置されている状況であるとのことであった。なお、現場往査時点において、電気陶芸窯が実際に稼働するかどうか確認が取れていないとのことであり、定期的に稼働確認やメンテナンスを行っていない実態も確認された。

【電気陶芸窯の状況(左写真:電気陶芸窯の保管状況、右写真:電気陶芸窯の内部)】



出典：監査人撮影（一部加工）

電気陶芸窯は、炉内の電熱線に埃が積もっていたり、炉にサビ等が生じていたりする可能性があり、その状態のまま、電気陶芸釜を使用しようとした場合、電気陶芸釜の故障につながる可能性が十分に考えられる。そのため、定期的に清掃等のメンテナンスを行うことが必要である。また、長期間使用していない状態だと、何らかの原因で電気系統の故障が生じていて稼働に支障を来していることも考えられるが、現状では定期的に電源をつけて稼働に問題がないか確認することはしていない。このような実態は、備品の管理状況としては問題である。

また、近年では、青少年会館において、陶芸を行う青少年団体はほとんどおらず、電気陶芸窯を使用する頻度は低いことから青少年会館に設置したままでは備品の効果的な活用に限界がある。一方で、例えば、一宮少年自然の家においては、陶芸を行う機会があるため、そちらに移設の方が効果的な活用が期待できるものと考えられる。今後は、移設先での使用見込や移設のコストを勘案した上で、青少年会館以外での電気陶芸窯の活用を検討すべきであると考ええる。

【結果①（指摘）：青少年課】

備品は常に使用可能な状態に管理しておく必要があることから、使用頻度が低い青少年会館の電気陶芸窯についても、定期的な稼働確認や清掃等のメンテナンスの実施等の適切な備品管理を行われたい。

【結果②（意見）：青少年課】

電気陶芸窯を青少年会館において有効活用することが難しいと判断される場合は、

例えば、一宮少年自然の家等電気陶芸窯を有効活用できそうな施設を洗い出し、移設先での使用見込や移設のコストを勘案した上で、青少年会館以外での活用を検討するよう要望する。

⑤ 破損したプランターの対処について（意見）

【現状・問題点】

現場往査時において、青少年会館のレクリエーション広場にある桜の樹木のプランターが破損していることを確認した。

当樹木については、すでにプランターには到底収まらないほどに成長した結果、プランターを破壊し、地面に根付いている状況であった。

これについて、青少年会館に確認したところ、壊れたプランターの上に小学生等の児童が乗り、落下し怪我をするリスクを認識しているとのことである。また、今後の予防策として、プランターを取り外し、根付いた樹木を整理する方針であるとの説明があったが、児童の安全性に対するリスクを認識したのであれば早急に対策を講じる必要があると考える。

【プランターが破損している青少年会館広場の樹木】



出典：監査人撮影

【結果（意見）：青少年課】

青少年会館の利用者は主に青少年であり、小学生の児童もいることから、利用者が安全に青少年会館の広場を利用できるよう、早急に破損しているプランターを撤去

することを要望する。

⑥ 清掃業務委託に係るモニタリングについて（意見）

【現状・問題点】

青少年会館では、清掃業務に関する委託契約を令和3年4月1日に締結している。委託契約の内容は次のとおりである。

【船橋市青少年会館における清掃業務委託契約の内容】

| 業務委託名 | 業務実施場所 | 業務実施期間 | 契約金額 |
|----------------|--------------------------|--------------------|------------|
| 船橋市青少年会館清掃業務委託 | 船橋市青少年会館 船橋市若松3丁目3番4号 | R3.4.1～ R6.3.31 | 8,521,920円 |

出典：業務委託契約書に基づき作成

青少年会館では、清掃業務に関する委託契約を締結する際に、清掃業務仕様書及び建築保全業務特記仕様書（本項において、以下「仕様書」という。）を用いて業務の内容を規定しており、当該仕様書に基づき、委託業者による業務がなされる。

青少年会館から提出された作業完了報告書等を閲覧した際に、定期清掃の完了報告書に完了日付が記載されていない不備を発見した。

定期清掃完了報告書は清掃業務が仕様書に沿って業務が行われ、業務が完了していることを船橋市と委託業者が確認するために必要な書類であることから、完了報告書の日付に不備がある場合には、定期清掃が実施日に適切に完了したことを明らかにすることができない点で問題があると考えられる。本来であれば青少年会館が適時に完了報告書の不備を発見し、委託業者に訂正を求めるべきであるところ、それがなされていなかったという点で青少年会館の委託業務に係るモニタリングが十分ではなかったと考えられる。

また、建築保全業務特記仕様書を閲覧したところ、仕様書2. 業務関係図書において、次のとおり規定があった。

2. 業務関係図書

(2) 作業の記録

次の書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管を行い、業務終了後に提出する。

- ・施設管理担当者との打合せ記録簿
- ・作業手順書
- ・自主点検記録簿
- ・作業日報
- ・作業報告書

出典：建築保全業務特記仕様書

これらの書類について資料の提出を依頼したところ、本来であれば業者から入手すべき「施設管理担当者との打合せ記録簿」を青少年会館が入手していないことが判明した。

仕様書に記載のある委託業者から提出が必要な書類は、青少年会館内で回付される書類であり、回付する段階で、入手していない事実は発見されるべきであり、青少年会館の委託業務に係るモニタリングが十分ではなかったと考えられる。

【結果（意見）：青少年課】

委託業者が提出する書類が、青少年会館に漏れなく提出されているかを確認するために、例えば、委託業者からの提出書類のチェックリストを作成する等、青少年会館内において業者から提出される書類の網羅性を確認するための内部管理体制を整備するよう要望する。

⑦ 目的外利用者による駐車場の利用について（意見）

【現状・問題点】

現場往査時において、青少年会館に対し、営利団体等の一般団体が青少年会館を利用する際の駐車場の状況について質問したところ、会議室を貸出しする際には、利用者が自家用車を用いて来場するケースが多く、その結果、青少年会館の駐車場が混雑する状況が生じることが判明した。なお、現場往査時は平日の午後であったが、青少年会館の会議室を利用するために、自家用車を用いて来場する利用者が比較的多い状況であった。

【現場往査時における駐車場利用の様子】



出典：監査人撮影（一部加工）

また、青少年会館に対して、駐車場の利用及び不足した場合の対応を質問したところ、利用者の入れ替えのタイミングでは、駐車場が不足することもあり、不足した時には、青少年会館の予備の駐車スペースを開放することにより対応しているとのことであった。なお、駐車場の不足については、青少年会館も把握しており、利用者に対して、可能な限り乗り合わせて来場するように注意喚起を行っているが、利用者十分に浸透していないとのことであった。

青少年団体の利用者が、施設を利用する際に、予約した施設利用時間帯に駐車場の利用ができない可能性があり、結果、施設利用者の満足度が低下することになる点で、一時的であったとしても、駐車場が利用できない状況は、問題があると考ええる。

【結果（意見）：青少年課】

駐車場が不足し青少年団体が利用時間に利用できない状況を防ぐために、団体ごとに駐車場利用に関するアンケートを取った上で、利用が多い団体に対しては、個別に注意喚起をすること等を要望する。

⑧ ニューススポーツ用品の貸出しに係る積極的な情報発信について（意見）

【現状・問題点】

青少年会館には、ディスクキャッチャー・エース等のニューススポーツ用の備品があり、利用者が希望した場合には貸出しを行っているが、利用頻度が著しく低い。

利用頻度が著しく低い理由は、青少年会館において、ニューススポーツの貸出しを行っていることをアピールしアナウンスする手段が、主に青少年会館のホームページ上であり、青少年会館利用者に効果的なPRができていないことが挙げられる。

【青少年会館ホームページ 『青少年会館 施設のご案内』】

| |
|--|
| 体育館 バスケットボールコート1面 バレーボールコート1面 バドミントンコート2 卓球台6台 ボール・ネット・ラケット・得点板・審判台・姿勢鏡などの用具も配備 ユニカール・スポーツチャンバラ・インディアカなどのレクリエーション用具も あります |
|--|

出典：青少年会館ホームページ

効率的なPRができていない場合には、備品の有効活用ができず、利用者満足の向

上にも繋がらない点で問題であると考える。

【結果（意見）：青少年課】

利用者満足向上と備品の有効活用を図るためにも、ニュースポーツに関する備品の存在やその利用方法、当該備品を使用したスポーツのルールなどの情報を青少年会館が利用者に積極的に発信するよう要望する。

3. 一宮少年自然の家における業務等について

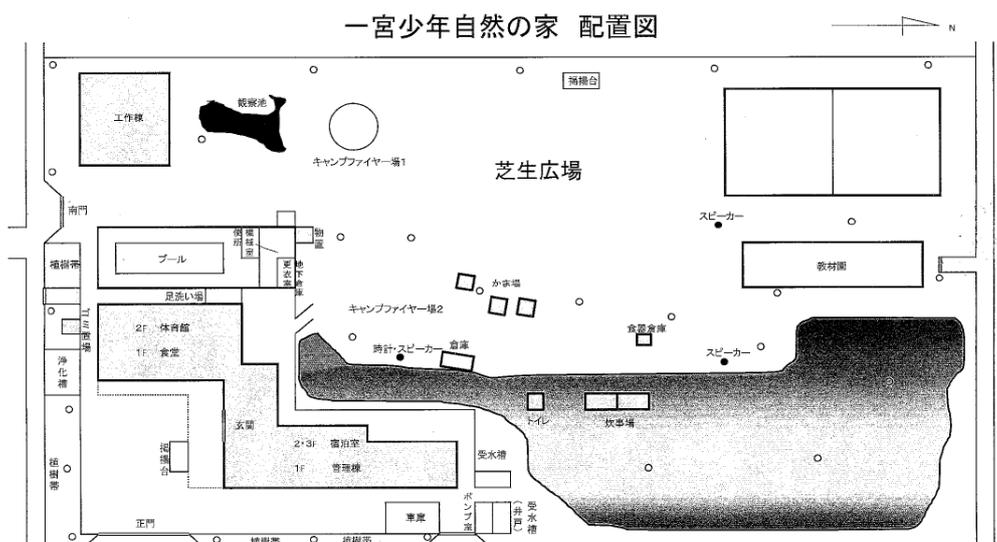
(1) 概要

① 施設概要

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 千葉県長生郡一宮町東浪見 7493 番地 2 |
| 開所年月日 | 昭和 56 年 6 月 1 日 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建 |
| 敷地面積 | 33,774.58 m ² |
| 建築面積 | 1,915.73 m ² |
| 延床面積 | 3,924.74 m ² |
| 宿泊人員 | 200 人 |
| 施設内容 | 管理棟 1 階 浴室、研修室、談話ホール、事務室、応接室、 保健室、宿直室、食堂 等 2 階 宿泊室、洗面所、体育館 等 3 階 宿泊室、洗面所 等 別棟 工作棟 屋外 多目的広場、キャンプファイヤー場、野外炊飯場 等 |

出典：船橋市立一宮少年自然の家管理業務仕様書に基づき監査人作成

② 施設平面図



出典：指定管理者提出資料に基づき監査人作成

③ 沿革

| 年月 | 沿革 |
|-------------|---|
| 昭和 43 年 7 月 | 富津市の民営旅館を買収し、青少年のための宿泊研修施設「新舞子青少年の家」を開設 |
| 昭和 54 年 3 月 | 老朽化のため「新舞子青少年の家」を閉鎖。54、55 年度（夏季）は、蓮沼・富津の民宿を借り上げ対応 |
| 昭和 56 年 6 月 | 「一宮少年自然の家」業務開始 |
| 昭和 58 年 | 用地買収（町有地 4 月、国有地 5 月） |
| 昭和 59 年 4 月 | 野外施設開設 |
| 昭和 62 年 3 月 | 多目的広場用地(15,801.9 m ²)を買収完了 |
| 平成元年 10 月 | 工作棟新築工事 |
| 令和 3 年 4 月 | 市民サービスの向上を目的として指定管理者制度を導入 |

出典：教育要覧令和 4 年度版に基づき監査人作成

④ 指定管理者の概要

船橋市立一宮少年自然の家（以下「一宮少年自然の家」という。）の指定管理者及び指定管理期間は次のとおりである。

| | |
|--------|---------------------------------|
| 指定管理者名 | 株式会社オーエンス |
| 指定管理期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日 |

⑤ 事業の概要

一宮少年自然の家は、自然の中での集団宿泊生活を通して、健全な少年の育成を図ることを目的として、長生郡一宮町に設置された社会教育施設である。

一宮少年自然の家では、船橋市内の小学校における校外学習をはじめ、集団生活の場や自然を活用したプログラムの提供を行っている。また、少年スポーツ団体やボーイスカウト、子ども会の合宿・研修などの利用もあり、社会教育・生涯学習の場として幅広く利用されている。

令和 3 年度において一宮少年自然の家で実施された体験プログラムの概要は次のとおりである。

【令和3年度体験プログラム実績】

| 体験プログラム | 実施団体数 | 実施人数 |
|--------------|-------|---------|
| ウォークラリー | 39 団体 | 3,283 人 |
| キャンプファイヤー | 36 団体 | 3,096 人 |
| キャンドルファイヤー | 4 団体 | 378 人 |
| フォトフレーム | 11 団体 | 764 人 |
| 皿の絵付け | 4 団体 | 402 人 |
| 木のペンダント | 1 団体 | 5 人 |
| カリンバ | 1 団体 | 2 人 |
| プラ板キーホルダー | 1 団体 | 70 人 |
| 館内フォトラリー | 2 団体 | 71 人 |
| 火起こしビンゴ | 0 団体 | 0 人 |
| レクリエーション | 1 団体 | 123 人 |
| チャレンジランキング | 2 団体 | 109 人 |
| 野外炊飯（カレーライス） | 1 団体 | 104 人 |
| 野外炊飯（牛丼） | 1 団体 | 16 人 |
| 野外炊飯（バーベキュー） | 1 団体 | 15 人 |

出典：令和3年度船橋市立一宮少年自然の家事業報告書

また、指定管理者が令和3年度において「主催事業」として実施した事業は次のとおりである。

【令和3年度主催事業実績】

| 事業名称 | 実施日 | 参加者 | 摘要 |
|----------------------------|--------------------------|---|-----------------|
| 校外学習指導者研修会 | 令和3年4月16日 | 船橋市立小学校 41 校 41 名 | |
| 冬の星空観察会 | 令和3年11月27日 令和3年11月28日 | 船橋市内家族 13 組 39 名 千葉県立東金青少年自然の家参加者 15 名 | 千葉県立東金青少年自然の家共催 |
| 親子で楽しもう！～アウトドア体験教室～ | 令和3年12月11日 令和3年12月12日 | 船橋市内家族 10 組 28 名 | |
| 親子で楽しもう！～防災キャンプ教室～ | 令和4年2月19日 | 船橋市内家族 11 組 34 名 | |
| 親子で楽しもう！～春の一宮海岸散策と流木アート作り～ | 令和4年3月5日 | 船橋市内家族 3 組 10 名 | |

出典：令和3年度船橋市立一宮少年自然の家事業報告書に基づき監査人作成

⑥ 利用状況

一宮少年自然の家の利用状況の推移は次のとおりである。

【利用状況推移】

(単位：件、人)

| 区分 | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | 団体 | 人数 | 団体 | 人数 | 団体 | 人数 | 団体 | 人数 | 団体 | 人数 |
| 小学校 | 51 | 10,468 | 52 | 10,706 | 49 | 10,032 | 3 | 353 | 43 | 7,125 |
| 中学校 | 1 | 556 | 2 | 358 | 3 | 459 | 0 | 0 | 1 | 26 |
| 少年団体 | 75 | 9,228 | 76 | 9,035 | 55 | 5,304 | 15 | 1,252 | 27 | 2,560 |
| 育成者 | 0 | 0 | 2 | 74 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 11 | 992 | 7 | 1,029 | 3 | 236 | 2 | 60 | 10 | 585 |
| 合計 | 138 | 21,244 | 139 | 21,202 | 110 | 16,031 | 20 | 1,665 | 81 | 10,296 |

出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

また、令和3年度の月次の利用状況は次のとおりである。

【令和3年度利用率】

| 月 | 利用率 | 利用延人数 | 受入可能人数 | 開所日数 |
|-----|-------|---------|---------|------|
| 4月 | 13.0% | 351人 | 2,700人 | 25日 |
| 5月 | 15.5% | 485人 | 3,120人 | 26日 |
| 6月 | 53.0% | 1,653人 | 3,120人 | 26日 |
| 7月 | 43.1% | 1,584人 | 3,672人 | 30日 |
| 8月 | 1.3% | 42人 | 3,360人 | 28日 |
| 9月 | 0% | 0人 | 0人 | 0日 |
| 10月 | 53.3% | 1,754人 | 3,288人 | 27日 |
| 11月 | 67.7% | 2,437人 | 3,600人 | 29日 |
| 12月 | 34.1% | 1,022人 | 3,000人 | 25日 |
| 1月 | 12.5% | 360人 | 2,880人 | 24日 |
| 2月 | 1.2% | 34人 | 2,760人 | 23日 |
| 3月 | 14.1% | 574人 | 4,080人 | 28日 |
| 合計 | 28.9% | 10,296人 | 35,580人 | 291日 |

出典：令和3年度船橋市立一宮少年自然の家事業報告書に基づき監査人作成

⑦ 指定管理業務に係る収支の概要

令和3年度の一宮少年自然の家の指定管理業務に係る収支は次のとおりである。

【令和3年度収支報告】

| 収入の部 | | | | | |
|-------|----------|------------|------------|------------|-------------------------|
| 大科目 | 小科目 | 予算額 | 決算額 | 差額 | 摘要 |
| 管理料 | 指定管理料 | 72,000,000 | 72,000,000 | 0 | |
| 施設利用料 | 施設利用料 | 4,000,000 | 2,398,300 | △1,601,700 | |
| 自主事業 | 食費 | 10,000,000 | 8,870,190 | △1,129,810 | 主催事業含む |
| | 主催事業 | 300,000 | 564,380 | 264,380 | 体験プログラム主催教材費 |
| | 施設利用料 | | 81,610 | 81,610 | 主催事業利用料 |
| | オリパラ受入事業 | | 6,622,500 | 6,622,500 | 利用料、食費、諸経費等 |
| その他 | 自動販売機売上 | | 37,870 | 37,870 | |
| | 利用料振込手数料 | | △25,080 | △25,080 | 市内小学校 |
| 合計 | | 86,300,000 | 90,549,770 | 4,249,770 | |
| 支出の部 | | | | | |
| 大科目 | 小科目 | 予算額 | 決算額 | 差額 | 摘要 |
| 維持管理費 | 消耗品費 | 1,000,000 | 1,763,884 | △763,884 | 事務、管理、クラブト、燃料費 |
| | 印刷製本費 | 300,000 | 103,562 | 196,438 | 所報、パンフ等 |
| | 通信運搬費 | 500,000 | 402,164 | 97,836 | 電話、切手等 |
| | 借用料 | 1,000,000 | 1,616,879 | △616,879 | 複合機、PC、車両 |
| | 委託料 | 12,650,000 | 8,715,310 | 3,934,690 | |
| | 光熱費 | 6,500,000 | 3,686,674 | 2,813,326 | 電気、ガス、水道 |
| | 食材料 | 7,000,000 | 7,183,401 | △183,401 | 食堂消耗品費含む |
| | 備品 | 300,000 | 553,020 | △253,020 | |
| | 雑費 | 500,000 | 632,814 | △132,814 | 印紙、制服等 |
| | 広告料 | 69,000 | 1,349,580 | △1,280,580 | HP作成費含む |
| | 旅費交通費 | 150,000 | 137,762 | 12,238 | 出張交通費、社用車燃料 |
| | 修繕費 | 3,000,000 | 1,710,187 | 1,289,813 | 防犯カメラ設置含む |
| | 手数料 | 1,700,000 | 2,213,531 | △513,531 | リネン、廃棄物、検査料 |
| | その他手数料 | 150,000 | 9,460 | 140,540 | 振込手数料 |
| 人件費 | 給料・諸手当 | 38,650,000 | 39,393,741 | △743,741 | 常勤8名、非常勤7名 |
| | 社会保険料 | 3,800,000 | 4,017,398 | △217,398 | |
| | 職員研修費 | 150,000 | 101,190 | 48,810 | |
| | 労務費・検診費 | 150,000 | 30,676 | 119,324 | 対象者7名 |
| 自主事業費 | 主催事業実施費 | 1,000,000 | 545,279 | 454,721 | 材料費、謝礼金等 |
| その他 | 管理費 | 6,500,000 | 8,110,000 | △1,610,000 | 自主管理含む（機械点検、食堂運営、清掃業務等） |
| | 保険料 | 450,000 | 768,890 | △318,890 | |
| | 職員採用経費 | | 979,825 | △979,825 | |
| | 行政財産使用料 | | 414,943 | △414,943 | |
| 合計 | | 85,519,000 | 84,440,170 | 1,078,830 | |

出典：令和3年度船橋市立一宮少年自然の家事業報告書に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて一宮少年自然の家への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 老朽化した水泳プールの用途変更について（意 見）

【現状・問題点】

現場往査時に固定資産台帳に記載されている次の水泳プールに係る各建物及び工作物の管理状況を確認したところ、水泳プールについては、船橋市公共建築物保全計画担当課による、現地確認の結果、躯体の腐食等が認められたことから、利用者の安全面を考慮し利用を中止している状態であることが判明した。

【固定資産台帳に記載されているプール関係資産】

(単位:円)

| 財産番号 | 資産名称 | 補助科目名称 | 資産区分 | 資産用途 | 取得日 | 取得価額 |
|------------|-----------------------|--------|------|------------|----------|------------|
| 2001042510 | 一宮少年自然の家 (プール付属室) | 建物 | 行政財産 | 濾過室 | S56.3.31 | 2,750,000 |
| 2001042517 | 一宮少年自然の家 (プール更衣室) | 建物 | 行政財産 | 脱衣室・更衣室・倉庫 | S59.7.12 | 7,100,000 |
| 2001076038 | プール(一宮少年自然の家) | 工作物 | 行政財産 | - | S56.3.31 | 42,800,000 |
| 28493 | 一宮少年自然の家(ポンプ室_プール北西側) | 建物 | 行政財産 | ポンプ室 | H29.3.31 | 136,500 |

出典：固定資産台帳

そこで、水泳プールの撤去の時期及び水泳プール跡地の利用方針について、青少年課の職員に質問したところ、現在、利用できなくなっている水泳プールを撤去することも含め不明であるとの説明があった。また、令和2年度から、水泳プールとして使用していないが、水泳プールの撤去に関する方針は、早急に決定する必要性がないことから、現在まで、撤去方針を決定していないとの説明があった。

【利用できなくなった水泳プール（左：プール写真、右：脱衣室・更衣室）】



出典：監査人撮影

現在は、水泳プールを本来の用途で使用していないことから、今後も使用しないことが意思決定された際には、船橋市公有財産規則に則り用途の廃止又は用途の変更をしなければならない。

なお、行政財産の用途を廃止又は用途を変更しようとする時には、次のとおり、船橋市公有財産規則に則り廃止又は用途変更の手続を実施しなければならない。

（行政財産の用途廃止）

第 14 条 課長は、行政財産の用途を廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により、別表に定める部課の合議を経たのち、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

- (1) 用途を廃止する行政財産の表示
- (2) 用途を廃止する理由
- (3) 用途を廃止した後の処置

（行政財産の用途変更）

第 16 条 課長は、その管理する行政財産の用途の変更をしようとするときは、関係各部課と協議の上、次に掲げる事項について別表に定める部課の合議を経たのち、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

- (1) 用途を変更する行政財産の表示
 - (2) 現在までの使用目的
 - (3) 変更後の使用目的
 - (4) 用途を変更する理由
- 2 前項の規定は、教育委員会が教育財産の用途の変更について市長に協議する場合に準用する。

【結果（意見）：青少年課】

水泳プール及びその関係施設に関して、今後、使用しないことが意思決定された際には、船橋市公有財産規則第 14 条又は第 16 条に則り、廃止又は用途変更の手続を要望する。

② プロパン庫の用途変更の手続について（指 摘）

【現状・問題点】

現場往査時において、公有財産台帳に記載されているプロパン庫の管理状況を確認した。なお、プロパン庫は、固定資産台帳において、行政財産として登録されている。

【公有財産台帳】

| 建物物件 番号 | 建物履歴 番号 | 用途 | 主体 | 建床 面積 |
|------------|------------|-------|-------------|---------------------|
| 1754 | 1754 | プロパン庫 | コンクリートブロック造 | 6.53 m ² |

出典：公有財産台帳

この点、昭和 56 年 3 月 31 日に取得したプロパン庫について、現在は、プロパンガスボンベを保管しておらず、近隣の小学校 PTA の廃品回収に協力するために一宮少年自然の家で集めたペットボトルや段ボールの保管場所になっており、倉庫として利用していることを確認した。

プロパン庫としての今後の使用方針について、指定管理者及び青少年課の職員に質問したところ、プロパン庫としての使用は想定していないとの回答を得ている。

【現場往査時に確認したプロパン庫の家屋】



出典：監査人撮影

船橋市において、行政財産の用途を廃止又は用途を変更しようとするときは、船橋市公有財産規則に則り廃止又は用途変更の手続を実施しなければならない。

現在は、プロパン庫として本来の用途で使用しておらず、今後も使用しないことから、本来であれば、同規則に則り、用途の変更をしなければならないところ、それが行われていないという点で問題である。

【結果（指摘）：青少年課】

船橋市公有財産規則第16条に則り、用途変更の手続を行い、プロパン庫ではなく、例えば「倉庫」のように現状の用途を公有財産台帳で明示した上で管理されたい。

③ ゴミ置き場扉等修繕について（意見：2件）

【現状・問題点】

令和3年度において「船橋市立一宮少年自然の家ゴミ置き場扉等修繕」として、不燃物及び可燃物のゴミ置き場を451,000円にて修繕している。当該修繕は、ゴミ置き場の扉部分を一度取り外した上、錆部分を除去し、再度、錆止めを塗装する方法により実施された（蝶番については、全て交換）。

現場往査時において、当該修繕箇所を確認した際、ゴミ置き場扉の蝶番部分が潮風等の影響で錆が生じていた。この点、指定管理者の担当者に扉の使用状況について質問したところ、扉の蝶番について、錆は生じているものの問題無く扉を開閉できてお

り、機能的な支障はないと回答を得ている。

【完了後の写真】



出典：工事完了報告書（一部加工）

【現在の扉蝶番の様子】



出典：監査人撮影（一部加工）

令和3年度の修繕が令和4年3月15日に完了してから、監査人の往査日が令和4年9月28日であるため、完了日から現場往査日までの約6か月の期間に錆が生じていること及び修繕完了後の写真において、蝶番部分に錆止めが塗装されていないことが判明したことから、修繕の品質について疑念が生じた。

青少年課の担当者から、工事完了の確認について、青少年課の職員が参加せず、指定管理者の職員が完了したことを見届けたことをもって、完了確認していると説明があったが、専門家の立会いが無いことから、工事施工の妥当性については十分に検討できていないと考える。

また、現状のまま、蝶番部分に錆が生じた状況を放置すると、扉の開閉に問題が生じるだけでなく、扉が開かなくなった場合に強引に開閉し扉を壊してしまい、壊れた扉により怪我をすることも考えられ、施設管理者等の安全性への懸念はあることから、現時点において機能的な支障が出ていないことをもって何ら問題がないとは考え難い。

【結果①（意見）：青少年課】

ゴミ置き場扉の錆が生じている蝶番部分について、機能面での問題の有無や安全面でのリスクの有無等を市役所の専門部署の職員に照会するとともに、問題があると判断した場合には、再度、修繕を実施するよう要望する。

【結果②（意見）：青少年課】

修繕が完了した際には、修繕工事の適切性に疑義が生じる可能性があれば、機能的に問題が無いかを確かめるため、例えば、内容に詳しい関係者の意見を求めるなど、完了検査の方法について再検討することを要望する。

④ 旧テニスコート跡地の活用について（意見）

【現状・問題点】

現場往査時において、芝生広場の一面に、旧テニスコート跡地があり、現在もフェンスやテニスネットの支柱等の残置物（以下「残置物」という。）が撤去されずに放置されていることを確認した。

【芝生広場にある旧テニスコート跡地】



出典：監査人撮影

旧テニスコート跡地の利用に関して、青少年課の担当者及び指定管理者に質問したところ、過去に指定管理者から、旧テニスコート跡地を整備してもらいたい旨の提案があったが、必要な予算措置に至らなかったことから、現在も指定管理者制度への移行時において引き継いだ状態のままとなっていることが判明した。なお、旧テニスコート跡地の利用に係る具体的な提案内容は、一宮少年自然の家が、サッカー利用の団体が多い施設であることに鑑みて、芝生広場の利用スペースの関係からサッカー団体の受入を1団体のみとしているところ、旧テニスコート跡地を整備することによって1度に2団体の受入が可能となり、利用率向上を図ることができるというものであった。

また、指定管理者に対して、旧テニスコート跡地部分の利用が制限されていることの影響について質問したところ、現状においては、一宮少年自然の家を利用する団体の活動は、芝生広場のみで十分であり、旧テニスコート跡地を利用することはほとんど

どなく、テニスネットやフェンス等があっても影響はほとんどないとの回答を得た。

しかし、旧テニスコート跡地は相当広い土地であり、これを活用することができれば、さらなる利用率の向上や利用者満足の向上につなげることが期待できるものと考えられる。したがって、旧テニスコート跡地については、使用しないことありきで考えるのではなく、残置物を撤去する予算を確保できない現状においても、残置物を撤去しなくとも実施できる事業やプログラムを考案することにより、利用の幅が広げられる可能性があると考えられる。

【結果（意見）：青少年課】

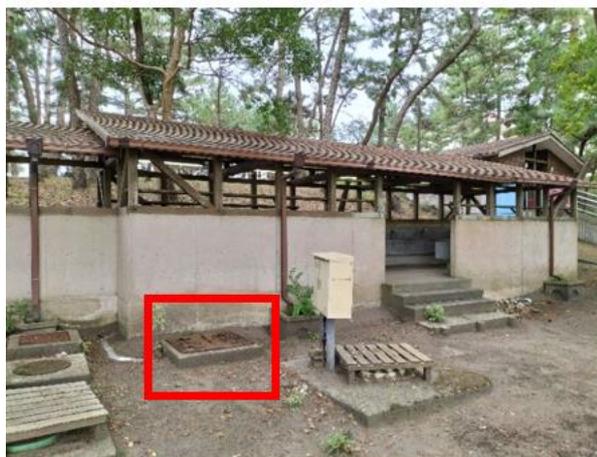
旧テニスコート跡地については、フェンスやテニスネットの支柱等の残置物を撤去することが望ましいが、予算の関係で撤去できない現状においても、旧テニスコート跡地を活用して実施できる事業やプログラムの考案・実施に向けて指定管理者と協議するよう要望する。

⑤ 工作室の壁及び炊事場における老朽化した構築物について（意見）

【現状・問題点】

現場往査時において、工作棟の壁に穴があいていること及び炊事場における老朽化している構築物を確認した。

【現場往査時に発見した修繕が必要となる項目について】



出典：監査人撮影

工作室の壁穴の破損の経緯、炊事場における構築物の老朽化の経緯及びそれぞれの箇所の修繕計画の有無について、指定管理者に確認したところ、それらの破損等は、直営時代からの状態を引き継いでおり、経緯は不明であること、さらに、指定管

理者としては指定期間内での修繕を特段計画していないことが判明した。

一宮少年自然の家の利用者は主に児童であり、利用者の安全性の観点から、破損している壁穴や老朽化している構築物の修繕が必要と考える。特に、炊事場における構築物については、現状では大怪我のリスクがあると考えられる。

【結 果（意見）：青少年課】

青少年課は、一宮少年自然の家の施設内の破損している箇所について、指定管理者と協議の上、利用者の安全面でのリスクがある箇所から優先的に修繕することを要望する。

⑥ 管理方法の改善を要する備品の事例について（指摘：2件）

【現状・問題点】

船橋市立一宮少年自然の家管理業務仕様書上、一宮少年自然の家の施設の物品については、船橋市が指定管理者に無償で貸与させるものとし、指定管理者は船橋市物品管理規則に準じて管理を行い、これを使用することと記載されている。

しかし、現場往査時において、一宮少年自然の家における備品について次のような備品管理上、問題と考えられる事項が発見された。

ア. 備品の引継ぎについて

船橋市立一宮少年自然の家管理業務仕様書の物品一覧表には「タムロンズーム 35～75mm F3.5」という一眼レフカメラのレンズと思われる備品が登録されていたが、現場往査時において当該レンズの存在を確認できなかった。なお、当該備品は船橋市の備品台帳には登録されていない。

備品の引継ぎの際に、引き継ぐ備品のリストと現物を1件1件突合し、過不足なく引き継いでいるかどうかの検証作業に不備があったものと考えられる。

イ. 不明備品について

1階宿直室にブラウン管テレビが保管されていたが、備品台帳には該当する備品の登録はなかった。指定管理者としては、船橋市から正式に引き継いでいないものと考えられるが、ブラウン管テレビで、かつ、地デジチューナーも設置していない状況から、テレビとしての機能は果たしていないと考えられる。青少年課、指定管理者共に当該備品についての処分方針については未検討であった。

ウ. 不用備品について

次の備品は、船橋市の備品台帳に登録されているものの、現状においては使用することがない、又は故障等により使用できないものであることが判明した。

【現場往査で発見された不要備品】

(単位：円)

| 備品番号 | 名称 | 取得日 | 金額 | 現況 |
|-------|--------|-------------|----------|--|
| 27547 | 天体望遠鏡 | H8. 10. 3 | 162, 500 | 2階体育館倉庫に保管されているが、使用することはほとんどなく、天体望遠鏡としての機能は果たしていない。 |
| 27541 | エレクトーン | S56. 11. 18 | 200, 000 | 2階体育館倉庫に保管されているが、使用することはほとんどなく、エレクトーンとしての機能は果たしていない。 |
| 27560 | 空気呼吸器 | H15. 7. 15 | 204, 750 | 1階倉庫に保管されているが、使用することはほとんどない。 |

出典：監査人作成

【不用備品の状況（左写真：体育館倉庫、右写真：1階倉庫）】



出典：監査人撮影

【結果①（指摘）：青少年課】

青少年課は、備品台帳に登録されている備品が実際にあることを指定管理者と一緒に確かめるよう、事務手順を定められたい。

【結果②（指摘）：青少年課】

現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品については、船橋市物品管理規則第20条に基づき、物品の返納・不用決定、廃棄等の手続を取られたい。

⑦ テントの備品管理について（指摘）

【現状・問題点】

一宮少年自然の家の備品台帳を確認したところ、次のとおり、40年近く前に取得したとされる50点のテント（備品管理番号27349～27398）が倉庫に保管されていることになっている。

【備品台帳におけるテントの登録状況】

（単位：円）

| 備品番号 | 名称 | 取得日 | 金額 |
|-------|-----|---------|-----------|
| 27349 | テント | S59.3.7 | 89,200 |
| 27350 | テント | S59.3.7 | 89,200 |
| | ・ | | |
| | ・ | | |
| 27397 | テント | S59.3.7 | 89,200 |
| 27398 | テント | S59.3.7 | 89,200 |
| 点数合計 | 50点 | 金額合計 | 4,460,000 |

出典：青少年課提出資料に基づき監査人作成

現場往査時に、芝生広場にある倉庫において、上記のテントに該当すると思われるテントが保管されていることを確認した。しかし、現状は、カビ臭く通常のテントとしては使えないと考えられるため、保管されているテントの使用状況及び今後の使用可能性について指定管理者の担当者に質問したところ、現状ではテントとして使用していないこと、今後もテントとして使用することはないが、地震や火事等の災害が生じた場合には何かに使えるかもしれないと考えて保管しているとの説明があった。

【倉庫内に保管されていたテント】



出典：監査人撮影

現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品については、船橋市物品管理規則に基づき処理すべきところ、変質が著しいものの破損の事実を確認していないことや、具体的な用途がないものの今後の非常時を想定した漠然とした使用予定を理由に、不用決定を行っていないことは、船橋市物品管理規則第 20 条及び船橋市物品管理要綱第 18 条に抵触することから、備品管理上問題であると考えます。

【結果（指摘）：青少年課】

現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品については、船橋市物品管理規則第 20 条に基づき、物品の返納・不用決定の手続きを取られたい。

⑧ 廃棄年度が経過している直営時代の書類の未廃棄について（指 摘）

【現状・問題点】

現場往査時に、1 階倉庫において、指定管理者制度導入前の直営時代の書類の簿冊が保管されていることを発見した。なお、これらの書類の多くは、すでに廃棄年度が経過しているものの、廃棄未了で倉庫に残置されているものであった。

船橋市文書管理規則第 10 条において保存期間が規定されており、当該期間が経過した文書は同規則第 17 条に則り、廃棄の手続きをとることが規定されている。そのため、当該規定に反して、保存期間が過ぎたものを保存することは文書管理上問題であ

る。

【1階倉庫に保存されていた簿冊】



出典：監査人撮影

【結果（指摘）：青少年課】

保存期間が満了している指定管理者制度導入前の直営時代の書類については、船橋市文書管理規則第17条に則り速やかに廃棄されたい。

⑨ 自主事業の定義について（意見：2件）

【現状・問題点】

船橋市立一宮少年自然の家の管理に関する基本協定書（本項において、以下「協定書」という。）及び船橋市立一宮少年自然の家管理業務仕様書（本項において、以下「仕様書」という。）を閲覧したところ、自主事業について協定書及び仕様書において明確に定義されていなかった。そのため、例えば、給食業務、主催事業、東京2020オリンピック・ボランティア等受入業務等の各種業務が、本来業務に付随して行うべき必須の業務なのか、それとも指定管理者が事前の許可を経て、独立採算のもと任意で実施できるものなのか、現状では、それらの位置づけが明確になっていない。

この点、仕様書における自主事業に係る記載は次のとおりである。

2 自主事業等に関する業務

(1) 事業の開催及び注意事項

・利用者の増加並びに利用者サービス及び満足度の向上を図るため、事業計画書等に基づき自主事業等を計画し実施すること。実施にあたっては、施設の設

置目的や施設の特性を活かした事業となるよう努めること。

- ・ 自主事業等を実施する前に、教育委員会の承認を受けること。
- ・ 教育委員会は提案された自主事業等について、施設の設置目的等を総合的に判断し、ふさわしい内容ではないと判断した場合は実施を承認しないこともあること。
- ・ 承認後、自主事業等によって本来業務に支障が生じていると判断した場合、教育委員会は自主事業等の中止、変更等を命ずる場合があること。
- ・ 自主事業等の実施にあたっては、利用者を被保険者とする傷害保険に加入すること。
- ・ 自主事業等の開催時の講師への謝礼金及び開催に係る費用等については指定管理者が負担すること。

(2) 自主事業計画

- ・ 各年度の自主事業計画については、基本協定書に定める各年度の管理業務に係る事業計画書により教育委員会へ提出すること。

出典：船橋市立一宮少年自然の家管理業務仕様書

指定管理者は、令和3年度の事業報告書における業務報告においては、「自主事業等に関する取り組み」として、主催事業のみについて言及している。しかし、同じ事業報告書における収支報告においては、食費及び東京2020オリンピック・ボランティア等受入業務に係る収入は「自主事業」という区分に含む形で報告されている。一方で、青少年課職員へのヒアリングによると、令和3年度においては、本来業務以外に、指定管理者が独立採算のもと任意で実施するいわゆる自主事業は実施されていないと認識しているとのことであった。このことから、現状では、指定管理者が実施する業務の区分について、青少年課及び指定管理者の認識が曖昧であり、本来業務と自主事業が明確に整理され区分されていないものと考えられる。

この点について、船橋市が定めた「指定管理者制度ガイドライン～導入手続編～」において、自主事業の考え方が次のとおり示されている。

(2) 業務の仕様

イ いわゆる自主事業の考え方

指定管理業務の他に、施設の設置目的の効果的な達成のために、指定管理者の提案により実施する事業を、自主事業と称して記載する場合がありますが、その明確な定義や法的根拠はありません。当該施設における自主事業の定義を整理し、明確に示すことが必要です。

また、実施においては、あらかじめ承認を行う等して、施設設置者としてその内容を把握する必要があると考えられます。その他、自主事業の実施にあたって必

要な許可についてあらかじめ整理し、示す必要があります。

出典：指定管理者制度ガイドライン～導入手続編～

自主事業について明確に定義されていない場合には、青少年課が指定管理者の収支の状況や業務の成果を評価する際に、当然に実施すべきである本来業務（施設維持管理運営業務）と指定管理者による付加的な事業である自主事業を混同してしまい、指定管理者による業務の成果を正しく評価することができない可能性があると考えられる。

また、現状では、協定書に本来業務と自主事業の区分経理を求める規定が設けられていないが、本来業務と自主事業の収支を明確に区分して報告を求める前提として、協定書上で本来業務と自主事業の区分経理を求める規定を設けることが望ましい。

【結果①（意見）：青少年課】

自主事業の定義を再度見直し、指定管理者が実施する事業の位置づけを明確にした上で、自主事業の収支については本来業務の収支とは明確に区分して報告を求め、指定管理者のモニタリングにおいても、本来業務と自主事業を明確に区分して業務成果の評価を行うよう要望する。

【結果②（意見）：青少年課】

船橋市立一宮少年自然の家の管理に関する基本協定書において、本来業務と自主事業の区分経理を求める規定を設けるよう要望する。

⑩ 指定管理者のホームページの更新について（意見）

【現状・問題点】

現在、一宮少年自然の家のホームページ等広報業務は管理業務仕様書に基づき、指定管理者が管理運営している。

管理業務仕様書によると、ホームページのデザインや掲載内容については、事前に教育委員会との協議事項となっていることから、ホームページの開設時には、指定管理者は、事前に青少年課にホームページの内容確認を依頼し、青少年課は内容を確認していた。また、ホームページの更新を行う際にも、協議事項に該当する事項については、同様に指定管理者は、青少年課による内容確認を経た上で、ホームページの更新を行うこととなっている。

なお、船橋市が定めた「指定管理者制度ガイドライン～運用編～」においては、指定管理者が独自にホームページを設置したり、公式 SNS を運用したりする場合には、運用ポリシーを提出させるなど、適切に運用がなされるよう管理を求めている。

る。

3 指定管理者による情報提供

指定管理者が独自にホームページを設置したり、公式 SNS を運用したりする場合には、運用ポリシーを提出させるなど、適切に運用がなされるよう管理してください。また、イベントの写真等を掲載する場合に当たっては、個人が特定できないよう配慮する、イベント会場にて広報用の写真を撮影する旨を周知する等、利用者とのトラブルが生じないよう、適切な運用を指導してください。

出典：指定管理者制度ガイドライン～運用編～

現在の指定管理者は、他にも種々の公の施設の指定管理者にも指定されていることから、ホームページ運用に際しても、内部で十分に検討した上で、青少年課にホームページのアップロード依頼をするという業務フローが構築されているとのことである。しかし、ホームページの開設にあたって、指定管理者からの運用ポリシーの提出は特に求めている。また、ホームページの更新については、協議事項に該当しない内容については、青少年課の確認が求められていないことから、ホームページの品質については指定管理者に委ねられているのが実態である。

そのため、今後、指定管理期間が終了し、現在の指定管理者が交代した場合や、青少年課の職員が交代した場合等においては、運用ポリシーがない場合、各者のホームページ運用の適切性に係る判断基準が属人的なものとなる可能性があると考え。さらに、ホームページ等の広報業務の品質管理が十分でない場合には、肖像権等の問題が生じ、係争に発展するリスクも十分に考えられる。

【結果（意見）：青少年課】

船橋市が要求するホームページの運用については、今後の指定管理者制度の運用を見据え、現在の指定管理者から運用ポリシーを入手することを要望する。

⑪ 駐車場におけるユニバーサルデザインの導入について（意見）

【現状・問題点】

ユニバーサルデザインとは、年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすることである。

現在は、ユニバーサルデザインへの対応を順次行っているとのことである。現場往査時には、玄関に車いす利用者用のスロープがあるなどユニバーサルデザインへの対応が確認できたものもある一方、駐車場においては、車いす使用者駐車スペースを

設けていないという点でユニバーサルデザインへの対応が図られていないものもあった。

【結果（意見）：青少年課】

一宮少年自然の家におけるユニバーサルデザインの充実の観点から、車いす使用者駐車スペースを設けることを要望する。

⑫ 令和3年度における行政財産目的外使用料について（指摘：2件）

【現状・問題点】

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、使用許可をすることができ、その使用を許可する際には、使用料を徴収することができる。この使用料の金額の決定に当たり、船橋市は、船橋市行政財産使用料条例に基づき決定を行っている。

船橋市行政財産使用料条例に記載している土地及び建物の使用料の額の計算方法は次のとおりである。

（使用料の額）

第2条 使用料は、1月当たりの額により算出するものとし、その額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 土地を使用させる場合(第4号に掲げる場合を除く。) 市長が算定した当該土地の価格に1,000分の3を乗じて得た額

(2) 建物を使用させる場合 当該建物及びその敷地について、それぞれ次により算定した額を合計した額に、その額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額

ア 市長が算定した建物の価格に1,000分の5を乗じて得た額

イ 建物の敷地に相当する面積の土地について、前号の規定により算定した土地の使用料に相当する額

(中略)

2 前項第1号の規定にかかわらず、使用期間が1月未満の土地の使用に係る使用料の額は、同号の規定により算定した額に、その額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。

一宮少年自然の家においても、令和3年度の東京2020オリンピック・ボランティア等受入業務に際し、一宮少年自然の家の使用を許可しており、その際、船橋市行政財産使用料条例に基づき使用料を計算し、指定管理者に請求している。なお、使用料は、建物分として414,789円及び土地分として154円、建物分及び土地分の合計

414,943 円を請求している。

それぞれの計算方法について、青少年課の職員に質問したところ、建物分の計算は資産税課に問い合わせを行い、建物の評価額を確認した上で、次のとおりに計算しており、土地分の計算は、一宮町に固定資産評価額証明書を依頼、入手した上で、近傍類似価格を基に計算していることが判明した。

【船橋市が計算した計算方法及び結果】

(ア) 建物

ア : 146,122,377 円 (固定資産税評価額) $\times 5/1000 = 730,611$ 円 (a)

イ : 7 月日割分 (a) $\times 14/31 = 329,953$ 円 (b)

ウ : 8 月日割分 (a) $\times 2/31 = 47,136$ 円 (c)

(イ) 土地

・一宮町東浪見稲荷塚新田 7493-2 (近傍類似価格 53.42 円/m²)

・一宮町東浪見原田新田 6628-4 (近傍類似価格 53.42 円/m²)

ア : 53.42 円 $\times 1,644.55$ m² (建築面積) $\times 3/1000 = 263.55$ 円 ≈ 263 (A)

イ : 7 月日割分 (A) $\times 14/31 = 118.77 \approx 118$ 円

ウ : 8 月日割分 (A) $\times 2/31 = 16.96 \approx 16$ 円

エ : 合計 イ + ウ = 134 円

(ウ) 消費税額

((ア) (b) + (ア) (c) + (イ)) $\times 10/100$ (10 円未満切捨て) = 37,720 円

(エ) (ア) (b) + (ア) (c) + (イ) + (ウ) = 414,943 円

出典 : 監査人作成

ここで、船橋市が計算した土地の近傍類似価格 53.42 円/m²は、土地の地目が土地購入時点の「山林」及び「雑種地」の状態では計算しており、現況地目（固定資産台帳上の地目である「宅地」が該当）で計算していないため、行政財産目的外使用料が過少に計算されていると考えられる。

この点について、青少年課の職員に質問したところ、一宮町に土地の固定資産税評価額の照会をし、登記地目で回答があったことから、登記地目としての評価額に基づいて計算していることが判明した。これは、現況は「宅地」であるものの、登記を現況に更新しておらず、購入当初の「山林」及び「雑種地」のままとなっていたことによるものであり、事前に現況どおり「宅地」に変更登記を行っていれば、一宮町への照会結果も、地目「宅地」で回答があったものと考えられる。

したがって、一宮少年自然の家が建築されている土地については、現況の地目に変更登記をした上で、現況地目に基づき、土地分の行政財産目的外使用料を積算すべきであったと考える。

なお、一宮町が発行した固定資産税評価額証明書に基づけば、一宮町東浪見原田新田の宅地としての近傍類似価格が明示されていないものの、近隣の一宮町一宮南神ノ道 11-7 において、11,600 円/㎡で記載されている。当近傍類似価格で計算した場合、次のとおりの金額となる。

【土地分の再計算金額】

ア：11,600 円×1,644.55 ㎡（建築面積）×3/1000=57,230（A）

イ：7 月日割分(A)×14/31=25,845.80≒25,845 円

ウ：8 月日割分(A)×2/31=3,692.25≒3,692 円

エ：29,537 円

この結果、船橋市が算定した金額との土地の差額金額は、29,403 円となり、消費税額を加味した差額金額は、32,343 円となる。

この点、青少年課によると、不動産登記法上、地方公共団体には地目の変更による登記の変更が義務付けられていないことから、登記地目を現況に合わせて変更しなかったことについては何ら合規性に反することはないと考えているとのことであった。

しかし、船橋市公有財産規則においては、常に公有財産の現況を把握した上で、「公有財産の現況が登記又は登録事項、財産台帳及び関係図面と符合していること」に留意するよう求められている。つまり、現況（宅地）が登記（山林・雑種地）と異なっている状況を放置していたことは、船橋市公有財産規則の規定の趣旨に反していたと言わざるを得ない。

(管理上の留意事項)

第 10 条 課長(船橋市教育委員会組織規則(平成 4 年船橋市教育委員会規則第 1 号)第 22 条第 1 項に規定する課長及び同規則別表第 1 に掲げる教育機関の長並びに船橋市立高等学校管理規則(昭和 54 年船橋市教育委員会規則第 22 号)第 44 条に規定する校長を除く。以下この章において同じ。)は、常にその管理する公有財産の現況を把握し、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 維持、保存及び使用の方法の適否
- (2) 使用料又は貸付料の額の適否
- (3) 土地にあつては、その境界
- (4) 公有財産の増減がその証拠書類と符合していること。
- (5) 公有財産の現況が登記又は登録事項、財産台帳及び関係図面と符合していること。

また、一宮少年自然の家の土地について、現況に合わせて地目の変更登記を行わなかったことにより、本来、指定管理者に対して行政財産目的外使用料として請求できたはずの 3 万円程度の金員を逸失したという事実に鑑みると、地目の変更登記を適時に行わなかったことは、結果として不当であったと評価せざるを得ない。

【結果①（指摘）：青少年課】

船橋市が所有する一宮少年自然の家の土地（一宮町東浪見稻荷塚新田 7493-2 及び一宮町東浪見原田新田 6628-4）については、現況に適合した地目への変更登記を行われたい。

【結果②（指摘）：青少年課】

船橋市公有財産規則第 10 条に則り、公有財産の現況について、定期的に見直しを行い、登記又は登録事項、財産台帳及び関係図面と符合しているかを確認するよう、事務手順を定められたい。

4. 青少年キャンプ場における業務等について

(1) 概要

① 施設概要

| | |
|-------|---|
| 所在地 | 船橋市大神保町 594 番地 |
| 開設期間 | 年間（12月29日～1月3日を除く） |
| 対象 | 教育委員会の認めた青少年グループ・団体・家族等 |
| 面積 | 81,200 m ² |
| 収容人員 | 300人（宿泊研修棟（さざんかの家）を除く） |
| その他施設 | 管理棟 1棟 倉庫 1棟 炊事場 2棟 避難棟 2棟 宿泊研修棟（さざんかの家） 1棟（定員49人） テントサイト 3か所 駐車場 70台 トイレ 2棟 |

出典：青少年課提出資料に基づき監査人作成

② 沿革

青少年キャンプ場は、自然の中でのキャンプ生活を通じて、体力を養い、心身共に健全な青少年の育成を図る青少年のための教育施設として、昭和51年4月に印旛郡白井町に開設された。その後、周辺の宅地化が進み、種々の弊害が生じたため昭和59年3月に白井キャンプ場を廃止し、同年4月に大神保キャンプ場が開設された。昭和60年7月には、キャンプ場に隣接する農家住宅（古民家）を譲り受け、宿泊研修棟（さざんかの家）が開設された。

なお、宿泊研修棟については、耐震診断の結果、倒壊する可能性が高い評点「0.7未満」となったことから、令和元年9月下旬から利用を中止している。

③ 利用状況

青少年キャンプ場（宿泊研修棟は除く）の利用状況の推移は次のとおりである。

【利用状況推移】

(単位：人)

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|--------|--------|-------|-------|
| 未就学者 | 1,418 | 1,286 | 333 | 572 |
| 児童・生徒 | 6,302 | 5,035 | 1,009 | 2,287 |
| 高校生 | 614 | 491 | 98 | 252 |
| 大学生等 | 354 | 261 | 95 | 272 |
| 勤労青少年 | 64 | 76 | 21 | 67 |
| 青少年指導者 | 3,457 | 2,852 | 593 | 1,116 |
| その他 | 2,292 | 2,153 | 824 | 1,149 |
| 合計 | 14,501 | 12,154 | 2,973 | 5,715 |
| 団体数(件) | 718 | 714 | 310 | 431 |

出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて青少年キャンプ場への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 備品の管理について(指 摘)

【現状・問題点】

現場往査時に、備品の現物確認を行ったところ、備品台帳上は「生涯学習部青少年課」に所在のある備品が青少年キャンプ場に配置されていたことを確認した。これは本来であれば備品購入後適時に所在場所の変更登録を行う必要があるところ、青少年課において、これを失念していたとのことであった。

【青少年キャンプ場に配置されていた備品】

| 備品番号 | 物品番号 | 分類名称 | 品名名称 | 規格名称 | 支出命令年度 | 取得日 | 取得価格 (単位：千円) | 異動日 | 異動後所在 場所名称 |
|--------|----------|----------------|--------------|---|--------|-----------|-----------------|-----------|---------------|
| 153359 | 10006001 | 学習・教養・ 娯楽用品 | キャンプ 関連用品 | ドームテント（スクートDX6）キャン バルジャパン（商品番号2732） （ネーム加工 カッティングシート15c m角 白文字「船橋市」含む） | 2017 | 2017/8/25 | 82 | 2017/8/25 | 生涯学習部 青少年課 |
| 153360 | 10006001 | 学習・教養・ 娯楽用品 | キャンプ 関連用品 | ドームテント（スクートDX6）キャン バルジャパン（商品番号2732） （ネーム加工 カッティングシート15c m角 白文字「船橋市」含む） | 2017 | 2017/8/25 | 82 | 2017/8/25 | 生涯学習部 青少年課 |
| 164140 | 10006001 | 学習・教養・ 娯楽用品 | キャンプ 関連用品 | ドームテント（スクートDX6）2732 キャンバルジャパン | 2019 | 2020/3/3 | 86 | 2020/3/3 | 生涯学習部 青少年課 |
| 164141 | 10006001 | 学習・教養・ 娯楽用品 | キャンプ 関連用品 | ドームテント（スクートDX6）2732 キャンバルジャパン | 2019 | 2020/3/3 | 86 | 2020/3/3 | 生涯学習部 青少年課 |

出典：備品台帳に基づき監査人作成

備品台帳に登録されている備品の所在場所が実際に設置・保管されている場所と異なる状況では、備品を網羅的に把握し、適切に管理することに支障を来すことが考えられる。

【結果（指摘）：青少年課】

備品台帳上、所在場所が生涯学習部青少年課となっているが、青少年キャンプ場に所在のある備品について、備品所在を青少年キャンプ場に変更し、備品台帳を適切に整備されたい。

② 青少年キャンプ場におけるリヤカーの管理について

ア. リヤカーの備品整理票の貼付について（指 摘）

【現状・問題点】

令和3年度において、青少年キャンプ場の備品であるリヤカーのタイヤのうち、片方の車輪が不良故障のため交換修繕を実施している。

【タイヤ修理交換業務の概要】

| | |
|---------|-----------------------|
| 委託名 | 船橋市大神保青少年キャンプ場 リヤカー修繕 |
| 委託先名 | 有限会社忠匠工務店 |
| 委託期間 | 令和3年8月24日～令和3年9月30日 |
| 支出負担行為額 | 59,950円 |

出典：支出命令一覧に基づき監査人作成

【タイヤ交換後リヤカーの状況】



出典：監査人撮影

現場往査時において、修繕したリヤカーを確認したところ、リヤカーの木枠に「②」と採番され管理しているものの、備品整理票を貼付しておらず、備品台帳に記載されている備品との照合はできなかった。

なお、備品の特定はできないものの、備品台帳上におけるリヤカーは次のとおりであり、次のいずれかのリヤカーが上記のリヤカーに該当するものと考えられる。

【備品台帳記載のリヤカー】

(単位：千円)

| 備品番号 | 物品番号 | 分類名称 | 品名名称 | 規格名称 | 取得日 | 受入事由名称 | 取得価格 |
|-------|----------|---------|------|---------|----------|--------|------|
| 27166 | 17018001 | 荷役運搬機器類 | リヤカー | リヤカー／枠付 | 1992/7/4 | 購入 | 51 |
| 27167 | 17018001 | 荷役運搬機器類 | リヤカー | リヤカー／枠付 | 1992/7/4 | 購入 | 51 |
| 27168 | 17018001 | 荷役運搬機器類 | リヤカー | リヤカー／枠付 | 1992/7/4 | 購入 | 51 |

出典：備品台帳に基づき監査人作成

備品整理票の貼付が無い場合には、個別管理することができず、例えば、3台のうち1台リヤカーを廃棄する際には、3台あるうちのどのリヤカーを削除して良いか分からず、誤った備品を削除する等、備品の適切な管理に支障を来すおそれがある。

【結果（指摘）：青少年課】

船橋市物品管理規則第17条に則り、備品整理票を貼付するか、又は備品整理票を貼付することが不適当な備品として、備品台帳と照合できるように備品台帳の備考欄に、リヤカーの木枠に記載の番号を転記されたい。

イ. リヤカーの修繕について（意見）

【現状・問題点】

リヤカーの購入金額 51,500 円（平成 4 年 7 月購入）に対して、その修繕作業に必要な費用が 59,950 円（令和 3 年 9 月修繕）であった。そのため、新規購入としなかった理由について、青少年課の担当者に確認したところ、現在使用しているリヤカーは、耐荷重に優れており、キャンプ用品を運ぶ用途に適していること、また、同等品を購入した場合、高額になるためとの説明があった。また、両輪のタイヤ交換を行わなかった理由について確認したところ、壊れた車輪が片方のみだったためとの説明があった。

当該タイヤ交換業務は、タイヤのリム部が経年劣化により破損したものであり、今後、交換していない片側の車輪においても同様の破損リスクが生じる可能性がある。その際には、同額の修繕作業が生じ、結果的に、購入した金額の倍以上の修繕金額が生じる可能性がある。

備品修繕の際には、現状の形にこだわることなく機能の維持を図ることが重要であり、そのために将来発生する費用を含め、当該修繕の経済性を十分に検討する必要がある。今回の事例においては、壊れた車輪について純正品のパーツが入手不可能なため特注品を作成し修繕したとのことであるが、例えば、修繕（片輪のみの修繕・両輪の修繕）及び新規購入した場合の見積りを複数社から徴した上で経済性を比較する等、検討の余地はあったと考える。

【結果（意見）：青少年課】

備品の修繕に当たっては、現状の形にこだわることなく機能の維持を図ることを目的とすべきことに留意し、最小のコストで目的とする効果が挙げられる方法を十分に検討するよう要望する。

③ 薪の管理について（意見）

【現状・問題点】

青少年キャンプ場では、かまど用の薪を 1 束 462 円で販売しているが、薪を購入した利用者は当日、キャンプ場の窓口で薪の代金を支払うことはなく、青少年課から後日郵送される納付書を用いて金融機関（郵便局を除く）から納付することになっている。

青少年キャンプ場を管理している委託業者の担当者は、薪販売時において、薪購入者に対し、使用日、使用団体、マキ使用料請求先等を記載した「マキ使用団体報告書」を記載するよう求めている。その後、委託業者の担当者はマキ使用団体報告書に記載

された団体名や本数等の情報を青少年課に報告し、青少年課は委託業者から報告のあった情報を基に、仕入本数、売捌本数、差引在庫数を記載した「マキ差し引き簿」を作成することで、薪の在庫数を管理している。

【マキ使用団体報告書】

【マキ差し引き簿】

マキ差し引き簿

単位(本) | R2.4.1利用分より462円

| R4年 | 摘要(売りさばき先団体名) | 仕入れ本数 | 売却本数 | 差引在庫数 | 金額 | 備考 |
|---------|---------------|-------|------|-------|-------|----|
| 月 日 | 前年度からの繰越本数 | 600 | | 487 | 462 | |
| 1 4 1 | | | 0 | 487 | 0 | |
| 2 4 2 | | | 6 | 481 | 2,772 | |
| 3 4 3 | | | 2 | 479 | 924 | |
| 4 4 3 | | | 4 | 475 | 1,848 | |
| 5 4 9 | | | 5 | 470 | 2,310 | |
| 6 4 16 | | | 1 | 469 | 462 | |
| 7 4 17 | | | 1 | 468 | 462 | |
| 8 4 23 | | | 2 | 466 | 924 | |
| 9 4 23 | | | 1 | 465 | 462 | |
| 10 4 23 | | | 1 | 464 | 462 | |
| 11 4 30 | | | 1 | 463 | 462 | |
| 12 4 30 | | | 1 | 462 | 462 | |
| 13 4 30 | | | 1 | 461 | 462 | |
| 14 4 30 | | | 1 | 460 | 462 | |
| 15 5 3 | | | 1 | 459 | 462 | |
| | | | | 460 | 462 | |

出典：監査人撮影（一部加工）

現場往査時において、青少年課の担当者に薪の在庫数の管理方法について確認したところ、薪庫内の在庫数確認（薪の棚卸）はしていないが、随時、「マキ差し引き簿」を利用した在庫数管理を行っているということであった。

なお、現場往査時において、薪は、次のとおり倉庫に保管されており、整理整頓されていたことを確認した。

【青少年キャンプ場に保管されている薪の様子】



出典：監査人撮影

薪を購入後、払い出しが行われるまでの期間は短くなく、全ての薪が払い出されるまで複数年かかることもあるとのことである。薪の保管期間が長期化する傾向にあることと、薪は1束462円で販売している有価物であることに鑑みると、薪の保管期間中に、記帳ミス、紛失、盗難等の理由により管理台帳上の薪の数量が実際数量と一致しないことも大いに考えられる。そのため、現在の帳簿のみで在庫数量を確認するという方法では、在庫管理に関して不十分であると考ええる。

【結果（意見）：青少年課】

青少年キャンプ場に保管されている薪は有価物であることから、その在庫数量を適切に管理するためにも、定期的に実地棚卸をした上で、マキ差し引き簿と数量の一致を確認するよう要望する。

④ ナラ枯れの木について

ア. 第1キャンプ場に続く道沿いにあるナラ枯れの樹木の処理について（意見）

【現状・問題点】

ナラ枯れは、ナラ類、シイ、カシ類等のブナ科の樹幹に、森林病害虫であるカシノナガキクイムシが穿入し、病原菌である「ナラ菌」を運び込み増殖させることで、水

を吸い上げる機能を阻害して枯死させる樹木の伝染病であり、最初は1本だけでも、森全体に広がるおそれがある。

比較的高齢樹で大径化した落葉広葉樹で被害が多くみられる傾向があり、人体や他の動物への影響はないが、放置しておくとも樹木被害が拡大するおそれがある。

青少年キャンプ場では、青少年キャンプ場を管理している委託業者職員が安全管理業務の一環として、また、青少年課の職員が巡回した際に、ナラ枯れ等の被害により安全管理に支障が生じている樹木の有無を確認し、ビニール紐を括り付け、他の健全な木と区分している。

【青少年キャンプ場におけるナラ枯れ被害の様子】



出典：監査人撮影（一部加工）

現場往査時において、第1キャンプ場へ続く道沿いで、利用者が通る通路のすぐ脇にナラ枯れの被害にあっている木を確認した。同樹木については、木にビニール紐を括り付けるとともに、青少年キャンプ場を管理している委託業者職員はその存在を把握していた。

青少年課の担当者はナラ枯れの危険性について十分に理解をしており、すぐに倒木する可能性は低いと考えられるが、大小の枝が枯死して落下する可能性は大いにあり、すぐ近くの道を通る利用者の安全性を考慮すると早急に対応する必要があると考える。

【結果（意見）：青少年課】

第1キャンプ場へ続く道沿いにおけるナラ枯れ被害の木の処理については、利用者の安全性に関わることから、ナラ枯れの樹木の速やかな伐採を検討するとともに、伐採されるまでの間は枝の落下の危険性について利用者への注意喚起を図るよう要

望する。

イ. ナラ枯れ対応のための樹木伐採に係る土地所有者からの同意について（意見）

【現状・問題点】

ナラ枯れの被害は青少年キャンプ場全体の課題となっており、船橋市が所有している土地のみならず、第三者から賃借している土地においても同様の被害が発生していることを現場往査時に確認した。

【第3 キャンプ場におけるナラ枯れ被害の様子】



出典：監査人撮影（一部加工）

ナラ枯れ対策として、船橋市は賃借している土地の樹木を伐採していることが判明した。そこで、ナラ枯れ対策の費用負担割合について、青少年課に質問したところ、船橋市が負担の下、ナラ枯れ被害の樹木の伐採及び処分を行う方針が船橋市から出されており、青少年キャンプ場の借地部分についても、賃貸人に対して費用負担を求めていることが判明した。また、森林は土地所有者のものであることから、ナラ枯れ対策として、賃借している土地の樹木を伐採することについて賃貸人から書面により同意を得たかどうかを質問したところ、特に同意書のような書面を入手していないとのことであった。

賃借している土地にあるナラ枯れ被害の樹木の処分について、書面での合意が無い場合には、現在の賃貸人と口頭による合意があったとしても、事後的に客観的に疎明することが難しく、当該土地の所有者が個人であることに鑑みると、相続等により賃貸人が変わった場合に、市が任意で森林を伐採したことに対する賠償金や原状回復費用を請求される等、船橋市が不測の損失を被るリスクがあると考えられる。

【結果（意見）：青少年課】

ナラ枯れ被害のある樹木を船橋市が任意で伐採することにつき、賃貸人との間で伐採を行うことについての同意書を入手することを要望する。

⑤ 第1キャンプ場の管理状況について（意見）

【現状・問題点】

現場往査時において、第1キャンプ場の広場の一画が繁茂した草で覆われており、テント設営が困難な状況になっていた。なお、当該状況は、雑草が伸びてしまったというレベルをはるかに超えており、キャンプ場としての利用スペースが制限されていることを確認した。

【第1キャンプ場の様子】



出典：監査人撮影

真夏においては、草刈りを行ったとしても、雑草の成長が早いことから、草刈りの効果が持続しないことは理解できるが、このように広場の一画が利用できなくなるほどに放置した場合には、キャンプ場としての利用可能スペースが制限され、定員どおりの利用者受入ができなくなる等の問題があると考える。

【結果（意見）：青少年課】

夏場のように、雑草の成長スピードが早い時には、草刈りの頻度を高める等、青少年課において、委託業者にキャンプ場の管理を適切に行うよう指導することを要望する。

V 博物館・文化財保存事業について

1. 郷土資料館における業務等について

(1) 概要

① 施設について

| | |
|------|---|
| 所在地 | 船橋市薬円台 4-25-19 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 3 階建 |
| 面積 | 敷地 31,416 m ² (薬円台公園)、建物延床面積 1,280.28 m ² |
| 付属施設 | 豊富収蔵庫 2 棟 延 453.3 m ² 、三山分室 延床面積 557.47 m ² |
| 開館時間 | 午前 9 時～午後 5 時 (入館は午後 4 時 30 分まで) |
| 休館日 | 月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日 (土曜日・日曜日・5 月 3 日～5 日は開館)、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) |
| 入館料 | 無料 |
| 収蔵資料 | 考古資料 46,317 件、民俗資料 4,853 件、歴史資料 2,979 件、図書資料 35,635 件 |

出典：教育要覧令和 4 年度版に基づき監査人作成

② 沿革について

郷土資料館は、急増してきた発掘調査の出土資料や民俗資料を保存展示するほかに、会議室を市民に提供して公民館の代替機能を持たせることも企図し、昭和 47 年 6 月に開館した。開館後は考古資料のほかに民俗資料、歴史資料を収集し、収蔵資料の増加とともに若干の増改築を加え収蔵面積の確保に努めてきたが限界に達したため、昭和 54 年度に豊富収蔵庫を新築し、昭和 59 年度にはさらに一棟を増設した。

平成 12 年 11 月には飛ノ台史跡公園博物館が開館したため、縄文時代を中心とする考古資料の一部を同館に移管した。平成 27 年 10 月 1 日からエレベーター設置・耐震補強・展示関連設備等改修工事のため休館し、平成 30 年 1 月 28 日にリニューアルオープンしている。令和 3 年 4 月 1 日には三山小学校内に船橋市郷土資料館三山分室を開設し、野球資料活用事業 (吉澤野球博物館) 等が文化課から移管されている。

③ 事業概要について

ア. 主な企画展

| 事業名 | 主題・主な内容 | 期間 | 日数 | 観覧者数 |
|----------|---|---|-----|---------------------|
| 企画展 ① | くらしの道具展—道具が語るくらしの歴史— 小学校3年生で学習する「道具とくらしのうつりかわり」に合わせ、昔使われた道具を展示 | 令和2年度からの継続事業 ～5月9日 (12/26-3/31 臨時休館) | 33日 | 2,289人 |
| 企画展 ② | 海辺のようすの移り変わり 船橋市沿岸部の地形の変化にともない、産業やくらしがどのように変化したのか、様々な角度から「海辺」を彩った資料を展示 | 1月15日～5月8日 | 62日 | 7,510人 (令和3年度のみ) |

出典：令和3年度郷土資料館事業報告に基づき監査人作成

イ. 主な教育普及事業

| 事業名 | 内容・講師等 | 期日 | 参加者数 |
|--------------|--|--------------|------|
| 古文書講座（於：学習室） | 初級編 当館職員 2回/月 中級編 当館職員 2回/月 | 毎月（各8回） | 121人 |
| 船橋の歴史散歩 | マップで巡る下総三山の七年祭り マップを手掛かりに参加者が自由に史跡を巡る（ふなばし健康ポイント事業とも連携） | 11月1日～12月28日 | 53人 |

出典：令和3年度郷土資料館事業報告に基づき監査人作成

④ 入館者数等の推移について

（単位：人）

| 年度 | 入館者数 | | | | SL 観覧者数 | 合計 |
|--------|------------|-------|-------|--------|------------|--------|
| | 個人 利用者数 | 団体見学 | | 小計 | | |
| | | 数(団体) | 人数 | | | |
| 平成29年度 | 6,212 | 7 | 508 | 6,720 | 2,042 | 8,762 |
| 平成30年度 | 29,272 | 42 | 2,107 | 31,379 | 3,302 | 34,681 |
| 令和元年度 | 24,178 | 26 | 1,332 | 25,510 | 3,813 | 29,323 |
| 令和2年度 | 10,171 | 10 | 435 | 10,606 | 2,649 | 13,255 |
| 令和3年度 | 20,317 | 13 | 639 | 20,956 | 5,704 | 26,660 |

出典：郷土資料館提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて郷土資料館への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 物品の整理区分の変更について（指 摘）

【現状・問題点】

船橋市の物品については、船橋市物品管理規則等に基づき、各所属に「物品出納員」や「物品分任出納員」（以下これらを合わせて「物品出納員等」という。）を置き、物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）の事務について、会計管理者の補助をしている。

郷土資料館で管理している物品の中には、次のような重要物品があり、郷土資料館への現場往査において、ベータカムカメラが郷土資料館第 6 倉庫に保管されていることが確認された。

【郷土資料館で管理している主な重要物品】

(単位：円)

| 大分類 | 品名名称 | 規格名称 | 取得日 | 取得価格 |
|----------------|--------|---------------------------------|---------|-----------|
| 通信・映像・録音・音響機器類 | ビデオカメラ | ベータカムカメラ／ソニー BVW-400A | H8/4/24 | 4,632,940 |
| 通信・映像・録音・音響機器類 | レンズ | ベータカムカメラズームレンズ／キャノン J15a ×8BIRS | H8/4/24 | 1,112,400 |

出典：備品台帳に基づき監査人作成

【ベータカムカメラ】



出典：監査人撮影

ベータカムカメラは、視聴覚センターで使用していた物品である。視聴覚センターは、視聴覚教育の振興を図ることを目的に昭和62年に設置され、これまで市の視聴覚教育の振興に貢献してきたが、パソコンやスマートフォン等の情報端末の普及やインターネットコンテンツの充実など、急速な情報化の進展により視聴覚教育を取り巻く環境が変化していく中、21世紀のデジタルプロジェクト等一部業務を郷土資料館等へ移管した上で、令和4年2月1日に廃止された。郷土資料館では、同カメラは使用可能であるため、備品台帳へ記録し管理しており、将来的には資料として保存することも視野に入れている。しかし、同カメラは、電源が入るという意味では物品としてまだ使用可能ではあるが、アナログ時代に使用されていたビデオカメラであり、平成24年9月にはベータカム用ビデオテープ全モデルの販売が終了している。そのため、将来も本来使用の対象として分類されていた通信・映像・録音・音響機器類として使用することは考えられない。

郷土資料館は、一部業務が移管された過程で、視聴覚センターで使用していた同カメラを「通信・映像・録音・音響機器類」として使用する目的ではなく、「美術品・標本等」として使用する目的で物品の所管換えをしたため、適時に備品の整理区分の変更が行われていない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（指摘）：郷土資料館】

備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録することが重要であることから、視聴覚センターから郷土資料館

へ物品の所管換えを行ったベータカムカメラは、物品としてまだ利用できるものであるが、本来使用の対象としていた「通信・映像・録音・音響機器類」として使用することが考えられない場合で、「美術品・標本等」として使用することが可能であるため、速やかに備品の整理区分の変更を行う事務を徹底されたい。

② 物品の不用の決定について（指 摘）

【現状・問題点】

物品を使用する職員は、物品を使用する必要がなくなったときは、直ちに物品出納員等に返納しなければならず（船橋市物品管理規則第 20 条第 1 項）、物品出納員等は、返納を受けた物品を調査し、その結果を当該物品を返納した課長に報告するとされている（同条第 2 項）。報告を受けた課長は、他の課への所管換え等により適切な処理をすることができないときは、これらの物品について不用決定をして廃棄等することができることとされており、重要物品について不用決定をする場合は、あらかじめ部長の承認を受けなければならないこととされている（同規則第 20 条第 3 項、第 21 条第 2 項）。また、船橋市物品管理要綱第 18 条では、船橋市物品管理規則第 20 条に規定する不用の決定を、次のいずれかに該当する場合に限って行うことができるとされている。

- (1) 物品としてまだ利用できるものであるが、本来利用の対象とされていた事務又は事業が終了したことなどにより、当該物品の使用目的がなくなり、又将来も利用することが考えられない場合。なお、この場合、物品の効率的な利用を図るため、できる限り転活用を図るようにしなければならない。
- (2) 摩耗、破損、変質等が著しく、本来の目的に従った利用ができなくなった場合。

郷土資料館で管理している物品の中には、次のような重要物品があり、郷土資料館への現場往査において、貝塚模型は、平成 27 年 10 月から平成 30 年 1 月の間に行われた展示関連設備等改修工事の際に、第 1 展示室の壁面内に保管されており、壁面を取り壊す以外に実物の確認ができない状態であることが確認された。

【郷土資料館で管理している主な重要物品】

（単位：円）

| 分類名称 | 品名名称 | 規格名称 | 取得日 | 取得価格 |
|---------|------|------|----------|-----------|
| 美術品・標本等 | 貝塚模型 | 貝塚模型 | S52/3/31 | 1,600,000 |

出典：備品台帳に基づき監査人作成

【貝塚模型が内部に保管されている壁面】



出典：監査人撮影

郷土資料館の貝塚模型は、昭和42年に発掘調査が行われた高根木戸遺跡の実物の貝塚断面を竪穴住居のイラストと共にパネル化して展示し、遺跡の様子をわかるようにしたものであるが、関東ローム層の層序も併せて示してあるため壁面全体に及ぶ大きさである。郷土資料館では、貝塚模型は資料として貴重なものであるため、備品台帳へ登載し管理している。しかし、貝塚模型は、市域に関連する貴重な考古に関する実物資料ではあるが、壁面を取り壊す以外に実物の確認ができない状態であり、将来も貝層の剥ぎ取りの目的である貝塚の一部をできるだけそのままの形で保存することにより、臨場感のある展示物として活用するという物品取得時の目的に沿った利用ができない状況にある。

そのため、貝塚模型については、展示物として活用するという物品取得時の目的に沿った利用ができない状況にあり、壁面を取り壊す以外に実物の確認ができない状態であるにもかかわらず、備品台帳へ記録されている事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

なお貝塚模型は、市域に関連する貴重な考古に関する実物資料ではあるため、備品台帳から除かれた後も、資料台帳での収蔵資料としての登録を継続し、郷土資料館の資料として良好な状態で保管することが望ましい。

【結果（指摘）：郷土資料館】

備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録することが重要であることから、貝塚模型は、展示物として活用するという物品取得時の目的に沿った利用ができなくなり、物品の保管状況が著しく変化し、壁面を取り壊す以外に実物の確認ができない状態にあるため、速やかに備品の不用の決定を行う事務を徹底されたい。

③ 収蔵設備の修繕について（意見）

【現状・問題点】

郷土資料館は、民俗資料の収蔵施設として豊富収蔵庫を有している。豊富第1収蔵庫は昭和55年に建築され、延べ床面積は229.5平方メートルである。また、豊富第2収蔵庫は昭和59年に建築され、延べ床面積は223.8平方メートルである。

「文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック（平成27年3月/文化庁文化財部美術学芸課）」では、収蔵設備は、資料等が直接配置される場所であることから、長期間にわたり安全に保管可能な施設であることが望ましいとされている。また、収蔵施設の外装材は汚れが付きにくく耐久性の高い素材とし、躯体を劣化させる埃や雨水等がたまりにくい平滑な仕上げであることが望ましいとされている。

令和元年9月の台風15号の強風と強雨により、豊富第1収蔵庫の屋根の部材（化粧板金）が吹き飛び、部材が敷地内に落下する事故が発生するとともに、豊富第2収蔵庫の北側扉から雨水が侵入し、民俗資料の一部が濡れる事故が発生している。

【豊富収蔵庫の外観】



出典：監査人撮影

豊富第1収蔵庫は建築から41年、豊富第2収蔵庫は建築から37年が経過しており、老朽化の進行に伴い安全性に対する懸念が高まっている。船橋市では、このような老朽化した施設に対しては、不具合の発生を未然に防ぐ予防保全型の維持管理への転換を推進している。豊富収蔵庫の安全性を確保し、建築物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減を図るためには、建物の長寿命化や安全性を図る外部に面する部位は適切な修繕・更新を実施し、定期的なメンテナンスを行うことが必要である。また、船橋市博物館資料収集方針第7条第2項では、収集した資料を安全かつ良好な状態に保存するために、収蔵施設や設備を整備する必要があるとされていることから、老朽化の進行に伴い安全性に対する懸念が高まり、雨水が侵入し民俗資料の一

部が濡れる事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

なお、郷土資料館では、令和4年11月2日から令和5年3月31日までの工期にて、豊富第1及び第2収蔵庫の外壁と屋根の改修工事を行っている。

【結果（意見）：郷土資料館】

豊富収蔵庫には貴重な民俗資料が多数保管されていることから、民俗資料を長期間にわたり安全に保管することが重要である。豊富収蔵庫は建築から40年前後経過して建物の老朽化が進行しているため、不具合の発生を未然に防ぐ予防保全型の維持管理を推進するためにも、適切な修繕・更新を実施し、定期的なメンテナンスを行うよう要望する。

④ 未登録資料の整理について（意見）

【現状・問題点】

「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日/文部科学省告示第165号）」第5条第1項では、博物館は、実物・標本・文献・図表・フィルム・レコード等の資料について、必要な数を体系的に収集し、保管し、及び展示するものとされている（下線は外部監査人）。

郷土資料館で収蔵している資料は、歴史資料・民俗資料・考古資料・吉澤野球博物館資料・玉川旅館資料・21世紀のデジタルプロジェクト資料に分類し、管理しており、収集した資料は、資料の分類に応じて次のような資料台帳を作成し、収蔵資料として登録している。

【郷土資料館で作成している主な台帳】

| 分類 | 資料台帳名 |
|------|-----------------|
| 歴史資料 | 歴史資料受入簿、史料所在目録等 |
| 民俗資料 | 民俗資料基本カード等 |
| 考古資料 | 資料基本台帳等 |

出典：郷土資料館提出資料に基づき監査人作成

しかし、令和3年度第2回船橋市博物館協議会会議録では、郷土資料館に関しては「50年かかって収集してきたもので登録までされていない物が大量にある。その時の収集した職員が誰も残っていないという状況」にある旨が記載されている。郷土資料館への現場往査において、これらの資料の中には、次のとおり、整理が完了しておらず資料台帳に登録されていない資料（以下「未登録資料」という。）が多数存在していることが確認された。

【主な未登録資料と収蔵場所】

| 施設名 | 収蔵場所 | 資料の種類 | 詳細 |
|--------|-------|-------|---------------------------|
| 豊富収蔵庫 | 第1収蔵庫 | 民俗資料 | 一部未登録資料有 |
| 豊富収蔵庫 | 第2収蔵庫 | 民俗資料 | 一部未登録資料有 |
| 豊富収蔵庫 | 第2収蔵庫 | 考古資料 | 未登録の個人寄贈資料の一部 |
| 三山分室 | 2部屋 | 民俗資料 | 未登録(仮登録)の吉澤野球博物館資料・玉川旅館資料 |
| 金杉台小学校 | 1階1教室 | 考古資料 | 未登録 246箱 |
| 古和釜中学校 | 1階2教室 | 考古資料 | 未登録 431箱 |
| 古和釜中学校 | 2階1教室 | 考古資料 | 未登録 250箱 |

出典：郷土資料館提出資料に基づき監査人作成

このような事態が生じている原因としては、慢性的な人員の不足で収蔵資料点数と比べて体制が整っていないこと、未登録資料の整理の必要性を認識していても整理まで手が回らないこと等であり、担当者の熱意や努力に頼るだけではもはや限界であると認められる。

博物館は、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行う施設であり、実物資料を通じて人々の学習活動を支援する施設である。収集した資料は、常に整理して分類することを続けていかないと、せっかく収集したものが死蔵されてしまうという状況に陥ってしまうことが懸念される。

博物館の基本的な役割である「集めて、伝える」という活動を実践するためにも、整理が完了していない未登録資料が多数存在している事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：郷土資料館】

整理が完了しておらず資料台帳に登録されていない資料に関しては、せっかく収集した資料が死蔵されてしまうという状況に陥ってしまうことが懸念されるため、収蔵資料の多くを郷土資料館内外での有効な活用を進めるためにも、資料台帳に登録されていない資料の整理、収集した資料の登録作業等を可能な限り速やかに進めるよう要望する。

⑤ 資料の保管スペースの不足について（意見）

【現状・問題点】

船橋市においては、限られた財源の中で市民生活や事業活動における安全性及び利便性を確保し、建築物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平

準化を図ることを目的に、平成 25 年に船橋市公共建築物保全計画を策定している。また平成 29 年には、同保全計画をより確実に実行していくこと等を目的として、船橋市公共施設等総合管理計画を策定している。同管理計画では、博物館等の現状と課題として、いずれの施設も資料や備品を保管するためのスペースが不足しており、さらに学校の余裕教室等を倉庫として利用している状況もあるとされている（下線は外部監査人）。

郷土資料館で収蔵している資料は、主に歴史資料・図書資料・21 世紀のデジタルプロジェクト資料は本館、民俗資料は豊富第 1 及び第 2 収蔵庫、考古資料は古和釜中学校及び金杉台小学校の空き教室、吉澤野球博物館資料及び玉川旅館資料は三山分室にて分散して保管しており、収蔵庫が慢性的に満杯状態に陥り、資料を保管するためのスペースが不足していることが問題となっているため、小中学校の空き教室をさらに活用できないか、継続して教育委員会管理部と協議を行っている。

郷土資料館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、船橋市博物館資料収集方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管し、及び展示している。同方針第 7 条第 1 項第 2 号では、収集した資料を安全かつ良好な状態に保存するために、収蔵施設や設備を整備し、保存環境の管理を行う必要があるとされていることから、収蔵庫が慢性的に満杯状態に陥っており、資料を保管するためのスペースが不足している事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結 果（意見）：郷土資料館】

資料を保管するためのスペースに関しては、収集した資料を安全かつ良好な状態に保存するため、収蔵施設や設備を整備し、保存環境の管理を行うことが重要であることから、将来の需要にも対応できるスペースを確保するよう要望する。

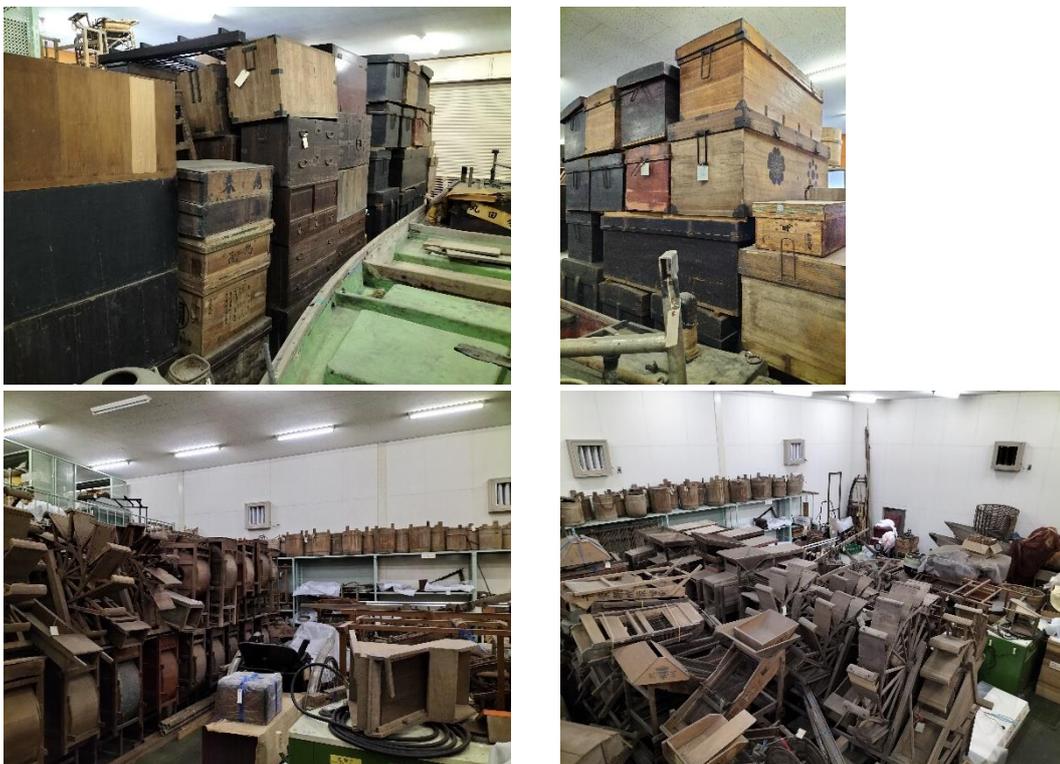
⑥ 民俗資料の点検等について（意 見）

【現状・問題点】

「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 23 年 12 月 20 日/文部科学省告示第 165 号）」第 5 条第 1 項では、博物館は、実物・標本・文献・図表・フィルム・レコード等の資料について、必要な数を体系的に収集し、保管し、及び展示するものとされている（下線は外部監査人）。郷土資料館では、直面している収蔵資料点数の増加による資料収蔵場所の不足、余裕がある収蔵スペース以外での資料保管による資料破損の危険に対応するため、令和 4 年 3 月 30 日から船橋市博物館資料収集基準を定め、資料受入れの基準を明確化している。

民俗資料を保管している豊富収蔵庫への現場往査において、次のように似たようなあるいは同一の道具や機械が大量に保管されており、収蔵能力を超えた資料保管による資料破損の危険性が懸念される状況にあることが確認された。

【豊富収蔵庫での資料の保管状況】



出典：監査人撮影

写真のとおり、豊富第1及び第2収蔵庫に保管されている民俗資料は重複がある。これらの道具や機械にとって船橋は使用地にすぎず、生産地ではないことも資料の価値を考える上で重要な場合もある。また、生産地であれば産業資料としても価値があるが、単なる使用地となれば特に重要な来歴や使用歴がある場合を除き、個人的な思い入れは別にして資料的な価値を見いだすことは難しい場合もある。一方で、地域資料保全の観点からは、名称及び制作年代が同種の資料であっても、使用者・使用地・使用法等の伝来が異なる場合や将来的に激しく劣化する可能性がある場合等を考慮する必要があるため、1点以外を処分して良い訳ではない。しかし、あふれる収蔵庫を前にして、保存・活用する民俗資料の早急な点検等が必要である。

郷土資料館では、民俗資料について、資料の整理・調査及び事業での利用に伴う出納の際等に収蔵庫の近い場所にある資料を含めて破損・劣化等の状態を点検すること、同種の資料があった場合は、保存する資料・ハンズオン（体験型）に供する資料など、保存・活用の方法を検討すること等をこれまで以上に意識しているところであ

る。また、郷土資料館では、必要以上の点数を保管している資料については、来館者や小学校等での体験に供せる資料を用意するなど、民俗資料の確認をすることを検討しているところである。

船橋市公共施設等総合管理計画では、博物館等の今後の方針として、文化財等の収蔵物を保管する建物は、保管方法等を再考し、適正量を検討するとされており、第2次船橋市文化振興基本方針では、郷土資料館等が収蔵する郷土資料を良好な状態で未来へと継承していくとされている。そのため、似たようなあるいは同一の道具や機械が大量に保管され、収蔵能力を超えた資料保管による資料破損の危険性が懸念される事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：郷土資料館】

民俗資料について定期的に破損・劣化等の状態を点検した上で、同種の資料や必要以上の点数を保管している資料については、より一層、保存・活用の方法を検討するなど、民俗資料の点検等を進めるよう要望する。

⑦ 博物館の評価指標について（意見）

【現状・問題点】

博物館や公民館等の施設では、施設を実際に利用した人数を把握することができることから、利用者数等の指数をもって評価され、目標値として掲げるケースが多い。第3次船橋市総合計画実施計画においては、基本施策における成果指標として郷土資料館利用者数が掲げられており、基準値となる令和元年度の利用者数 32,130 人に対して、令和6年度の目標値は 37,000 人となっている。郷土資料館では、平成30年1月のリニューアルオープン以降、利用者数は一時的に大きく伸びていたが、コロナ禍によって事業の中止・縮小等を余儀なくされ、団体見学の中止等の影響もあり、利用者数の伸びを維持することができていない。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休館（8月31日から9月30日まで）の影響等はあるが、利用者数は 20,956 人と目標値に満たない状況にあり、目標値の達成には 176%の利用者増が必要な状況にある。

郷土資料館では、利用者維持・確保・増加のための取組として、一般的な市直営館と同様の広報活動・事業展開に加え、市内外への講師派遣、市立学校との連携強化、インターネット・電子メール等を活用した事業展開を進めており、常設展示の資料替え、内容の継続性がある講座の実施、企画展におけるクイズラリー等、市民の再訪を促す事業展開の工夫を行っているところである。郷土資料館の利用者数を維持・確保・増加するためには、次のようなステップでの取組を継続することが必要である。

- 郷土資料館の存在や取組について人々に知ってもらうこと。
- 郷土資料館の存在や取組について認知した人々に実際に郷土資料館を訪れてもらうこと。
- 一度郷土資料館へ来館した人が再び郷土資料館を訪れること。

一方で、コロナ禍により、デジタルコンテンツの利用等、市民の生涯学習のあり方は大きく変化している。郷土資料館では、コロナ禍での新たな取組として、ふなばし生涯学習チャンネルにおける収蔵資料を生かした動画配信、展示解説動画配信等を行っている。

郷土資料館は、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行う施設であり、実物資料を通じて人々の学習活動を支援する施設としても重要な役割を果たしているため、目に見える具体的な努力が主として利用者数でしか評価されず、郷土資料館の役割・存在意義が適切に評価されていないことが懸念される。

今後は、利用者の質的把握、非対面の利用者の数的・質的把握が必要であり、利用者数以外の新たな評価指標のあり方を検討する余地があると認められる。

【結果（意見）：郷土資料館】

第3次船橋市総合計画では、文化財の保護・保存・活用や市民の自主的な文化活動を支援し、個性豊かな市民文化の創造を促進する必要があるとされていることから、市民の生涯学習施設・社会教育施設の利用形態の変化を注視しつつ、新たな評価指標のあり方について検討するよう要望する。

⑧ 利用者数の人数カウントについて（意見）

【現状・問題点】

郷土資料館では、市販の人数カウントシステムを利用し、利用者数の把握を行っている。同システムは、四角形のエリアを設定し、そのエリアに外から入って来た人を追従して内に抜けた場合に入場とみなし、逆に内から入ってきた人を追従し外に抜けた場合に退場とみなしている。同システムは、USBメモリを挿すことでセンサ外部にカウントデータを記録することができ、USBメモリを取り外し、パソコンで人数カウントデータを読み取ることでできる。ただし、センサは、パルスレーザーを使用しているため、干渉光源があると誤検出を招く場合がある。

郷土資料館では、誤検出と想定される人数カウントデータが記録された場合、カウントデータを上書き修正することで補正計算を行っている。上書き修正しているた

め、何時の記録を、どのような誤検出が原因で、誰の承認の下に、誰が修正を行ったか等の証跡が残されていない。利用者数は、郷土資料館の基本となる成果指標であることから、データの直接修正を行うのではなく、データ修正前後の内容、承認の経緯、補正計算の内容等の証跡を保管するとともに、複数人で実施・チェックを行うことが望ましい。

また、毎日の利用者数の人数カウントには、センサを用いた自動計測が適しているが、同システムでは、一般の利用者と郷土資料館の職員、宅配便等の業者の区別ができないため、人数カウントデータには職員や業者等の人数も含まれている。このように、センサのみでは正確な人数カウントが行われない場合があるため、実際の郷土資料館の利用者数と人数カウント数の間には差が生じることが考えられる。こうした場合には、目視調査による実利用者数を把握し、適宜、職員や業者等の人数を合理的な割合で補正計算する等、より合理性のある利用者的人数カウントを行うことが望ましい。なお、一度の目視調査による補正計算では、補正の精度にばらつきがあることが想定されるため、定期的な目視調査を行い、補正計算の精度を向上させていくことで、簡便で精度の高い利用者数の把握方法を作り出すことが可能になる。

人数カウントデータの補正計算が直接修正している事務及び利用者数に職員や業者等の人数を含めて人数をカウントしている事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：郷土資料館】

利用者数は郷土資料館の基本となる成果指標であることから、システムに記録されたデータを上書き修正するのではなく、データ修正前後の内容、承認の経緯、補正計算の内容等の証跡を保管するとともに、定期的な目視調査を行って補正計算を行うなど、簡便で精度の高い利用者数の把握方法を行うよう要望する。

2. 飛ノ台史跡公園博物館における業務等について

(1) 概要

① 施設について

| | |
|------|---|
| 所在地 | 船橋市海神 4-27-2 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 4 階建 |
| 面積 | 敷地 3,397.03 m ² 、建物延面積 1,570.66 m ² |
| 開館時間 | 午前 9 時～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで） |
| 休館日 | 月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日（土曜日・日曜日・5 月 3 日～5 日は開館）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） |
| 入館料 | 一般 110 円（団体 20 名以上 70 円）、児童生徒 50 円（団体 20 名以上 30 円）※市内在住の中学生以下は無料 |
| 用途区分 | 〈1 階〉展示案内スペース、ギャラリーコーナー（123.84 m ² ）、倉庫（8.60 m ² ）、受付等（154.69 m ² ） 〈2 階〉常設展示室（470.37 m ² ） 〈3 階〉常設展示室（330.25 m ² ）、ワークショップ室（68.00 m ² ）、事務室（49.27 m ² ）、休憩コーナー（41.00 m ² ）、収納庫（20.25 m ² ） 〈4 階〉研究資料室（56.75 m ² ）、会議室（35.92 m ² ）、収蔵庫（97.70 m ² ） 〈屋外展示施設〉史跡公園（2,323.34 m ² ） |
| 収蔵資料 | 考古資料関係（縄文）実物 16,331 件、図書資料 9,416 件、模型 83 件、その他 45 件、グラフィック 50 件 |

出典：教育要覧令和 4 年度版に基づき監査人作成

② 沿革について

飛ノ台貝塚は、約 8 千年前（較正年代）の縄文時代早期の遺跡として古くから知られていた。また、本貝塚は、海と山の両方の幸に恵まれた環境に立地しており、周辺の遺跡に先駆けて定住生活を始めていたことが、過去の発掘調査において確かめられている。飛ノ台史跡公園博物館は、このような飛ノ台貝塚の貴重な遺構を「史跡公園」として保存するとともに、飛ノ台貝塚や市内の縄文遺跡から出土した遺物等の展示をする「展示施設」からなる縄文専門博物館として平成 12 年 11 月にオープンした。なお、博物館開設に当たっては、出土品や遺構を広く市民に展示公開することにより、縄文時代を知り、故郷の歴史や文化に対する興味や関心を高めることを理念とした生涯学習施設を目指すこととした。

③ 事業概要について

ア. 主な企画展

| 事業名 | 主題・主な内容 | 期間 | 日数 | 観覧者数 |
|----------|--|------------------|-----|--------|
| 企画展 ① | 第20回縄文コンテンプラリー展 作品展示、パフォーマンスやワーク ショップ等 | 7月18日～ 8月29日 | 37日 | 2,745人 |
| 企画展 ② | 船橋のいちばん暑かった時－縄文 時代前期の地球温暖化－ | 10月16日～ 12月5日 | 41日 | 1,643人 |

出典：令和3年度飛ノ台史跡公園博物館事業報告に基づき監査人作成

イ. 主な教育普及事業

| 事業名 | 内容・講師等 | 期日 | 参加者数 |
|----------------------|---|--------------------------------|--------|
| ワークショップ 活動 | 石の勾玉作り等、有料・無料のワー クショップ。コロナ禍においての無 料ワークショップは、材料の持ち帰 りで対応（博物館職員） | 通年（土・ 日・祝日、学 校休業期間 他） | 3,046人 |
| 縄文大学 （きららホー ル） | 石という針穴から見る考古学（柴田 徹氏）、ウシの考古学（植月学氏）、 海老ヶ作貝塚出土深鉢形土器 No. 1403について（西川博孝氏） | 10月27日、 11月3日、 11月10日 | 145人 |

出典：令和3年度飛ノ台史跡公園博物館事業報告に基づき監査人作成

④ 利用者数の推移について

（単位：人）

| 年度 | 個人利用者数 | 団体見学 | | 合計 |
|--------|--------|-------|-------|--------|
| | | 数(団体) | 人数 | |
| 平成29年度 | 17,548 | 79 | 4,058 | 21,606 |
| 平成30年度 | 19,561 | 67 | 3,110 | 22,671 |
| 令和元年度 | 19,095 | 50 | 2,639 | 21,734 |
| 令和2年度 | 8,686 | 10 | 881 | 9,567 |
| 令和3年度 | 21,021 | 16 | 1,273 | 22,294 |

出典：教育要覧令和4年度版に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて飛ノ台史跡公園博物館への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の法規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 情報機器とコンテンツの老朽化について（意 見）

【現状・問題点】

近年の博物館における情報機器が果たす役割は、展示された資料そのものの情報提供はもとより、それらの背景にある関連情報の展開がなされるなど、情報の多様性への対応とシステムの拡張性への容易さに特徴がある。また、情報を大量に内蔵することができ、空間的にも場所をとらずにコンパクトに収まる情報機器は、その手軽さから展示の中心的手法・存在となっており、情報機器なくしては構成できないほどに多用され、一般化してきている。

飛ノ台史跡公園博物館の展示における主な情報伝達メディアは、次のとおりである。

【展示における主な情報伝達メディア】

| 伝達器官 | 情報伝達メディア |
|-------------------------|------------------------------|
| 主として視覚に訴えるメディア | 実物資料、レプリカ、複製、ジオラマ、パネル、解説シート等 |
| 主として聴覚に訴えるメディア | 音声ガイド機器 |
| 主として視聴覚に訴えるメディア | 各種映像音響機器 |
| 主として触覚に訴えるメディア | 実物、レプリカ等 |
| 主として対話コミュニケーションに訴えるメディア | 学芸員、展示解説ボランティア等 |

出典：「博物館情報論（榊村房発行）」「博物館展示法（雄山閣出版榊発行）」を参考に監査人作成

一般的には、建物が建築されてから 15 年程度を経過すると老朽化を認識する機会が増加してくるが、実際にリニューアルが行われるのは相当の年数が経過した後に

なる場合が多い。飛ノ台史跡公園博物館は開館から 20 年以上が経過しているため、同博物館への現場往査において、館内の情報機器とコンテンツの一部について、次のとおり老朽化しているものがあることが確認された。

【主な老朽化している情報機器とコンテンツ】

| 名称 | 状態 |
|-----------------|---|
| 音声ガイド機器 | 保有機器数 40 点、使用可能な機器数 14 点、故障等により使用不可能な機器数 26 点であり、使用可能な機器は 35%にとどまる。また、音声ガイドの内容（コンテンツ）は、開館以来変わっていない。 |
| 1 階解説型映像音響機器 | プロジェクターを利用して市内の縄文時代の遺跡等の解説型映像を流しているが、画像データのコンテンツが古く、画像が不鮮明である。 |
| 展示コーナー解説型映像音響機器 | レーザーディスク機器を利用した解説型映像音響機器であるが、令和 2 年頃から機器及び画像データのコンテンツが劣化して、使用しておらず、「調整中」と表示している。 |

出典：飛ノ台史跡公園博物館提出資料に基づき監査人作成

【1 階解説型映像音響機器】



【展示コーナー解説型映像音響機器】



出典：監査人撮影

飛ノ台史跡公園博物館は、出土品や遺構の模型を展示することによって、市民が市内の縄文時代の遺跡を知り、地域の歴史を学び、地元へ愛着をいだくような施設を目指している。また近年は、博物館に求められる役割がますます大きく、また多様化している状況を踏まえると、飛ノ台史跡公園博物館を生涯学習施設として活性化させる必要がある。そのためには、伝えようとする情報がいかに効果的に来館者に伝わり、来館者の理解が行き届いているのか等の、展示評価の検証を行うとともに、高齢者や障がい者、外国からの来訪者等の多様な人々にも配慮したユニバーサルな視点から、情報機器とコンテンツを更新することが望ましい。

コンテンツとは、その処理対象となる情報の内容であり、コンテンツの例としては、映像・音楽ソフトウェアが処理対象とする画像・音楽データ等を掲げることができる。飛ノ台史跡公園博物館では、情報機器とコンテンツは相互に一体として機能していること、情報機器とコンテンツの技術革新を考えると、一方だけが長く機能するとは考えにくいこと、経済的耐用年数も両者に相互関連性が高いこと等から、情報機器とコンテンツを区分することなく、両者を同時に更新することが望ましい。

音声ガイド機器及び解説型映像音響機器並びにそれらのコンテンツについて、情報機器とコンテンツの適時・適切な更新が行われていない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：郷土資料館】

市民が船橋の歴史や文化財に興味・関心を持てるよう、埋蔵文化財の発掘調査等の成果を飛ノ台史跡公園博物館で有効に活用するためには、飛ノ台史跡公園博物館の老朽化している情報機器とコンテンツを適時・適切に更新するよう要望する。

② 監視カメラでの館内動静の把握について（意見）

【現状・問題点】

多くの歴史系博物館では複製資料が多く使用されているが、飛ノ台史跡公園博物館では、複製資料は原品の持つ情報の一部を写したものにすぎず、情報の転写が完全でなく、原品としての観賞の対象とならないこと等から、原品の展示に注力している。また、飛ノ台史跡公園博物館では、貴重な展示物が多いことから監視カメラを設置し、防犯対策を兼ねた館内動静の把握を行っている。しかし、現在稼働している監視カメラは、館内における4台のみであり、平成12年の開館以来稼働しているものを置き換える形で令和2年度に整備したものである。そのため、監視カメラでの撮影範囲は館内の一部に限られ、入館者の動静を把握するには不十分であることが確認された。

【監視カメラのモニター】



出典：監査人撮影

郷土資料館では、令和3年度に第1展示室に展示している「行田無線塔模型」及び「七輪のうへのサンマの模型」が来館者によって破損する事故が発生している。また、飛ノ台史跡公園博物館においても、令和3年度に3階展示室と海神中学校との連絡通路となる扉の鍵が開けられたままになっていたことや、3階展示物が来場者に触られ一部が毀損する事故が発生している。

現在、飛ノ台史跡公園博物館では、受付以外の職員が待機する場所が3階事務室内にあり、館内外の動静を見るために館内巡回を実施している。しかし、ワークショップ等の活動に多くの職員が従事しているような場合には、館内外の動静の把握が

困難な状況にあり、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：郷土資料館】

飛ノ台史跡公園博物館においては、貴重な歴史資料が多数保管されているため、3階事務所に最低1名の職員を配置する体制を維持しながら監視カメラによる館内動静の把握を実施する必要があることから、監視カメラの増設等を検討するよう要望する。

③ 故障している券売機について（指摘）

【現状・問題点】

船橋市の物品については、船橋市物品管理規則等に基づき、各所属に「物品出納員」や「物品分任出納員」（以下これらを合わせて「物品出納員等」という。）を置き、物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）の事務について、会計管理者の補助をしている。

物品を使用する職員は、物品を使用する必要がなくなったときは、直ちに物品出納員等に返納しなければならず（船橋市物品管理規則第20条第1項）、物品出納員等は、返納を受けた物品を調査し、その結果を当該物品を返納した課長に報告するとされている（同条第2項）。報告を受けた課長は、他の課への所管換え等により適切な処理をすることができないときは、これらの物品について不用決定をして廃棄等することができることとされており、重要物品について不用決定をする場合は、あらかじめ部長の承認を受けなければならないこととされている（同規則第20条第3項、第21条第2項）。また、船橋市物品管理要綱第18条では、船橋市物品管理規則第20条に規定する不用の決定を、次のいずれかに該当する場合に限って行うことができるとされている。

- | |
|--|
| <p>(1) 物品としてまだ利用できるものであるが、本来利用の対象とされていた事務又は事業が終了したことなどにより、当該物品の使用目的がなくなり、又将来も利用することが考えられない場合。なお、この場合、物品の効率的な利用を図るため、できる限り転活用を図るようにしなければならない。</p> <p>(2) 摩耗、破損、変質等が著しく、本来の目的に従った利用ができなくなった場合。</p> |
|--|

飛ノ台史跡公園博物館で管理している物品の中には、次のような重要物品があり、同博物館への現場往査において、この券売機は令和4年のゴールデンウィーク頃から故障のため使用ができない状態であることが確認された。なお、この券売機は、平

成 12 年 11 月の開館以来 21 年間使用していた機器であり、既に機器の部品提供が停止し、製造メーカーの保守対応期間は終了している。

【飛ノ台史跡公園博物館で管理している主な重要物品】 (単位：円)

| 分類名称 | 品名名称 | 規格名称 | 取得日 | 取得価格 |
|-------|------|----------------|-----------|-----------|
| 諸器具機械 | 券売機 | 券売機／アマノ KM-306 | H12/10/24 | 1,459,500 |

出典：備品台帳に基づき監査人作成

【故障している券売機】



出典：監査人撮影

券売機について、本来の目的に沿った利用ができない状況にあるにもかかわらず、備品台帳へ記録されている事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

また、飛ノ台史跡公園博物館では、券売機は導入後 20 年以上経過しており、故障修理ができないため、令和 4 年 12 月 1 日付けで券売機の廃棄のための物品処分決議が起案、承認されている。なお、飛ノ台史跡公園博物館では、券売機の新規調達には 120 万円程度を要すると見積もっているが、令和 3 年度決算における入館料収入は 38 万円であり、千葉県立中央博物館等のように券売機を使用していない博物館もあるため、券売機の新規調達については、費用対効果を慎重に検討する必要がある。

【結果（指摘）：郷土資料館】

備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録することが重要であることから、飛ノ台史跡公園博物館の券売機

は故障のため使用できない状況にあり、本来の目的に沿った利用ができない状態にあるため、速やかに備品の不用の決定を行う事務を徹底されたい。

④ 収蔵庫の空調等の環境調整設備について（意見）

【現状・問題点】

飛ノ台史跡公園博物館では、常時展示するものは展示施設において保管・管理しているが、それ以外の考古資料関係（縄文）実物 16,331 件他については、主に建物 4 階収蔵庫（97.70 m²）において保管・管理している。出土品等の考古資料関係を体系的に保管・管理するためには、適正な保管・管理を可能にするだけの設備やスペースを確保する必要があり、種類・形状・形態や活用の頻度を考慮し、一般の収蔵庫とは別の施設で保管・管理することが望ましい。また、材質・遺存状況において脆弱なものや特別の保存措置を要するものについては、適切な収納・保管設備、空調等の環境調整設備を整備することが望ましい。また、船橋市博物館資料収集方針第 7 条では、収集した資料を安全かつ良好な状態で保管するために、収蔵施設や設備を整備し、保存環境の管理を行い、良好な状態で後世に伝えるための対策を講じるとされている。

4 階収蔵庫には、空調等の環境調整設備が設置されておらず、機械・電気設備を設けない方法で保存環境を維持・管理してきた。近年では、より安全で安定した保存環境を得ることを目的として、温湿度調節や換気を行う空調・換気設備を設置することにより、考古資料関係等の文化財にとってより良好な保存環境の構築、制御、維持を行うことが可能である。なお、空調等の環境調整設備は、設備の定期的なメンテナンスや機器更新を行う必要があるため、あらかじめメンテナンスコストや更新費用等にも配慮する必要がある。

考古資料関係（縄文）実物等の資料にとって、より良好な保存環境の構築、制御、維持を行うことが可能であることから、保管施設である 4 階収蔵庫については、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：郷土資料館】

考古資料関係（縄文）実物等の保存管理については、船橋市博物館資料収集方針に基づき、良好な状態で後世に伝えるための対策を講じることが望ましいため、飛ノ台史跡公園博物館の主要な保管施設である 4 階収蔵庫への空調等の環境調整設備の設置について検討するよう要望する。

⑤ 生涯学習施設としての1階ギャラリーの有効活用について（意見）

【現状・問題点】

博物館法は、博物館を社会教育施設として位置づけ、全ての国民に貴重な実物に触れる機会を提供し、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与してきた。その一方で、法の制定から約70年が経過し、博物館を取り巻く状況が大きく変化する中で、博物館に求められる役割や機能は多様化・高度化している。令和5年4月1日から施行される博物館法の一部を改正する法律では、これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担い、社会の変化に応じた博物館の実現を図るため、法律の目的や博物館の事業等を見直すなど、これからの博物館がその求められる役割を果たしていくための規定が整備されている。改正後の博物館法第3条第3項では、博物館はその事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関や民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術・文化の振興、文化観光等の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとされている。

飛ノ台史跡公園博物館の開設に当たっては、生涯学習施設を目指すこととしているため、1階ギャラリーを地域における教育、学術・文化の振興、文化観光等の活動の推進を図るための拠点としての活用も検討している。

【1階ギャラリーの様子】



出典：監査人撮影

令和3年度における1階ギャラリーの活用状況は、次のとおりであり、新型コロナウイルス感染症の影響による9月休館、外壁工事による3月休館等があるが、開館日は262日、稼働割合は73.3%であった。

【1階ギャラリーの活用状況について】

| 項目 | 時期 | 稼働日数 | 備考 |
|-----------|---------|------|----------|
| 学校見学 | 5月～7月 | 13日 | |
| コンテンポラリー展 | 7月・8月 | 50日 | 準備14日を含む |
| 企画展① | 10月～12月 | 61日 | 準備20日を含む |
| 企画展② | 12月～1月 | 42日 | 準備10日を含む |
| 合同展 | 2月～3月 | 26日 | 準備10日を含む |
| 合計稼働日数 | | 192日 | |

出典：飛ノ台史跡公園博物館提出資料に基づき監査人作成

飛ノ台史跡公園博物館にとって、1階ギャラリーの稼働率を上げることは、地域における教育、学術・文化の振興、文化観光等の活動の推進を図るための拠点としての活用に加えて、施設運営の収支にも影響することから、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：郷土資料館】

飛ノ台史跡公園博物館は、出土品や遺構を広く市民に展示公開することにより、縄文時代を知り、故郷の歴史や文化に対する興味や関心を高めることを理念とした生涯学習施設を目指していることから、地域の方々との親睦と交流や、いつでも、誰でも、学び、集える場として、地域の生涯学習活動を支援する施設としての役割を担えるよう、1階ギャラリーのより一層の有効活用に努めるよう要望する。

⑥ ボランティアの活用について（意見）

【現状・問題点】

船橋市では、幅広い世代の市民が、学びによって身につけた技能・知識等を活かして、地域や社会の課題を解決できるよう、人材・団体を育成・支援するとともに、交流機会の創出や、学びの成果等を活動につなげる体制の構築を図っており、学びの成果を活かすボランティア制度の構築に取り組んでいる。飛ノ台史跡公園博物館では、学校の授業、市民の自主的な学習活動又は各種事業を実施するに際し、共に学び教えあう精神のもと、知識や技能を有する者の能力・技能を活用することで、市民の生きがいを援助することを目的として、飛ノ台史跡公園博物館支援ボランティア制度を設け、教養・趣味等の分野についての知識や技能を有する方で、原則市内在住の方をボランティアとして登録している。令和3年度においては、博物館の効率的な運営を図るため、博学連携事業として、学校が教育課程に基づいて博物館見学を行う際の展示解説に、展示解説ボランティアとして活動している。また、ふなばし市民

大分県で開講している生涯学習コーディネーター養成学科及びふなばしマイスター学科に対し、講師を派遣したり、同学科による見学を受け入れたりする等の連携を行っている。

飛ノ台史跡公園博物館支援ボランティア制度は、学校が教育課程に基づいて博物館見学を行う際の展示解説に関するだけでなく、市民の自主的な学習活動における展示解説に関することやその他博物館事業に対する支援に関する活動の想定している。現在のボランティア活動は、学校が教育課程に基づいて博物館見学を行う際の展示解説に関するにとどまっているため、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：郷土資料館】

船橋市では、幅広い世代の市民が、学びによって身につけた技能・知識等を活かして、地域や社会の課題を解決できるよう、人材・団体を育成・支援するとともに、交流機会の創出や、学びの成果等を活動につなげる体制の構築を図っており、学びの成果を活かすボランティア制度の構築に取り組んでいることから、飛ノ台史跡公園博物館においても、今後も引き続きボランティア制度の維持・拡充に取り組むよう要望する。

⑦ 縄文コンテンポラリー展について（指 摘）

【現状・問題点】

開館2年目に始まった縄文コンテンポラリー展では「縄文文化」の理解を目的に、芸術家・研究者達が「縄文文化」から受けたインスピレーションを平面・立体・映像・パフォーマンス等で表現してきた。またワークショップでは、縄文の文化や遺物に関連した、誰もが気軽に楽しめる造形体験を開催してきた。同展での飛ノ台史跡公園博物館の役割は、縄文コンテンポラリー展実行委員会規約に規定された事務局機能であり、同規約に基づき、飛ノ台史跡公園博物館に実行委員会の事務局が置かれている。

社会教育施設における共催、後援及び協賛の承認に関する要綱第2条第2号では、共催とは、行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することと定義されている。また、同要綱第4条では、施設の共催等の承認を受けようとするものは、当該行事の開催日の原則として1か月前までに共催等承認申請書に必要な書類を添えて、施設に申請しなければならないとされている。

縄文コンテンポラリー展の主催者は、飛ノ台史跡公園博物館と縄文コンテンポラリー展実行委員会の2者であり、同要綱第2条第2号に定める共催に該当する。しかし、飛ノ台史跡公園博物館では、縄文コンテンポラリー展は、開館当初から続けて

きた事業であり、飛ノ台史跡公園博物館と縄文コンテンポラリー展実行委員会とは一体不可分のものであるとの認識から、同要綱第 2 条第 2 号に定める共催に該当しないものと考えて、縄文コンテンポラリー展実行委員会に対して、共催等承認申請書の提出を求めていることが確認された。

社会教育施設における共催、後援及び協賛の承認に関する要綱第 4 条で定められている共催等承認の申請の手続が行われていない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結 果（指摘）：郷土資料館】

船橋市の社会教育施設は、市又は国若しくは他の地方公共団体の教育施策の推進上有益であると認める行事について共催をすることができるものとなっており、社会教育施設における共催、後援及び協賛の承認に関する要綱に基づき、申請と承認等の手続を行うことが必要であることから、縄文コンテンポラリー展のように共催に該当する場合には、共催等承認の申請の手続を行う事務を徹底されたい。

3. 埋蔵文化財調査事務所における業務等について

(1) 概 要

① 施設について

| | |
|-----|--|
| 所在地 | 船橋市二和東 5-32-17 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 地上 2 階 |
| 面積 | 1 階 事務室、整理作業室 (254.61 m ²) 2 階 整理作業室、図書室 (254.34 m ²) 合計 508.95 m ² |

出典：教育要覧令和 4 年度版に基づき監査人作成

② 沿革について

平成 7 年 4 月 1 日財団法人船橋市文化・スポーツ公社に埋蔵文化財センターを設置した。平成 14 年 4 月 1 日に組織改編により埋蔵文化財調査事務所(文化課の所属)を設置し、埋蔵文化財センターと併設後、平成 15 年 4 月 1 日財団法人船橋市文化・スポーツ公社の埋蔵文化財センターを廃止し、埋蔵文化財調査事務所に一本化している。

③ 事業概要について

埋蔵文化財の調査・保護を図ることを目的に、市内における埋蔵文化財の発掘調査、整理分析作業、報告書の刊行等の業務を行っている。令和 3 年度は、確認調査 28 件、記録保存のための発掘調査(以下「本調査」という。) 15 件を実施した。国史跡に指定された取掛西貝塚保存事業では、令和 3 年度から継続研究を開始し、炭化種実等の自然遺物の分析を進めている。また、『令和 3 年度船橋市内遺跡発掘調査報告書』、『平成 17 年度船橋市市費単独事業遺跡発掘調査報告書』、『平成 25・26 年度船橋市市費単独事業遺跡発掘調査報告書』、『上ホシ遺跡(14)』、『東中山台遺跡群(44)』、『中野木台遺跡(24)』、『宮本台遺跡群(81)』、『印内台遺跡群(80)』、『宮前遺跡(6)』の合計 9 冊を刊行した。

なお、遺跡名に付されている括弧書きの数字は調査地点を示すものである。例えば、「上ホシ遺跡(14)」であれば、「上ホシ遺跡第 14 次発掘調査地点」を示している。

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と

考えられる監査手続を実施し、併せて埋蔵文化財調査事務所への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 埋蔵文化財調査委託業務における積算について（意見）

【現状・問題点】

埋蔵文化財のうち開発事業者との調整の結果、現状で保存を図ることができないものについては、発掘調査を行ってその内容を記録にとどめる必要がある。この本調査は、埋蔵文化財の保護上必要な行政上の措置であるとともに、原則として当該調査の原因となった開発事業者に負担を求めて行われるものである。本調査のために必要な経費及び期間は、文化財行政として適切な範囲のものである必要があり、本調査の経費と期間を適切に算定するためには、算定に関する客観的・合理的な基準が求められる。また、本調査は、現地の発掘作業だけでなく、出土品や記録類の整理作業とこれらの成果をまとめた報告書の作成・刊行をもって完了するものであり、経費及び期間積算の基準はそれら一連の作業について必要であり、かつ、その検討に際しては、それらの作業ごとに、各地域における実態を踏まえ、実用的で合理的なものが求められている。また、「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について（報告）（平成12年9月28日/埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）」では、全国共通の積算標準を示すとともに、遺跡のあり方には地域性があり、各地域の実態に即して適用しやすい基準をつくることにより有効で合理的であることから、この積算標準を参考にして、都道府県ごとに地域の実績を踏まえて積算基準を策定し、個別の事業に対応して活用することが適当としている。千葉県では、同報告に基づいて千葉県内で実施される埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査経費の積算について必要な事項を定めた「千葉県埋蔵文化財発掘調査積算基準（以下「県基準」という。）」を公表している。

船橋市契約規則第13条第1項では、入札に付する事項の価格の総額については、仕様書、設計図書等により予定価格を定めなければならないとされている。また、同条第2項では、予定価格は、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

そのため、埋蔵文化財調査事務所では、原則として県基準にしたがって本調査の経

費の積算を行っているが、一部の経費については委託業者から事前に参考見積書を徴取して、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して、県基準にしたがって積算された本調査の経費の額から一定の調整を加えている。この埋蔵文化財調査事務所で行っている一定の調整は、熟練した考古専門職員の経験等の人的な要素に依存しており、調整についての基準が整備されていない。調整の過程でどの数値を選択するかによって積算の結果に大きな差が生じることになるが、その数値を選択した理由が明確でなければ積算が恣意的に行われているという印象を与えることが懸念される。また、このような調整は、全国的な視野の中で客観的に位置づけられているものではない場合もあり、他の地方公共団体との対比において合理性のあるものとして理解を得ることが難しいことが懸念される。そのため、埋蔵文化財調査事務所としての本調査の経費の額への一定の調整についての基準がない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：文化課】

埋蔵文化財調査委託業務の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、客観的・合理的な基準に基づいて記録保存のための発掘調査の経費の額を適切に算定することが重要であることから、埋蔵文化財調査事務所では、千葉県埋蔵文化財発掘調査積算基準にしたがって積算された記録保存のための発掘調査の経費の額からの一定の調整についての基準を策定するよう要望する。

② 埋蔵文化財調査委託業務における業者選定について（意見）

【現状・問題点】

市町村は、埋蔵文化財の把握や保存・活用において主体的な役割を果たすことが期待されているが、民間調査組織は、開発事業に伴って増加する記録保存調査により迅速・効率的に対応するために利用されてきたという経緯がある。この民間調査組織とは、記録保存調査を実施することを目的に、企業や個人により設立された組織のことをいう。このような民間調査組織は全国で80者以上存在しており、地方公共団体が行う発掘調査の支援や地方公共団体等から受託又は請け負った発掘調査を行っている。

船橋市においても、船橋市が調査主体となる発掘調査において民間調査組織を利用している。また船橋市では、埋蔵文化財調査事務所に所属する専門職員が発掘調査を担当（以下、発掘調査を担当する専門職員を「発掘担当者」という。）して指揮し、発掘調査の全工程における進行及び作業の諸段階で行う評価・判断の一切を行い、民間調査組織は、埋蔵文化財調査事務所の発掘担当者の指示の下で協力して調査及びその他の支援業務を行っていることから、文化財保護法第99条による発掘としてい

る。

埋蔵文化財調査事務所では、発掘調査を適切に行うことができる調査組織や発掘担当者を判別するため、千葉県が作成している千葉県民間調査組織一覧に登載されている民間調査組織を、発掘調査を適切に行うことができる調査組織として位置づけている。

同一覧には 23 の民間調査組織が登載されているが、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間の間に埋蔵文化財調査事務所が行った埋蔵文化財調査委託業務に係る指名競争入札において選定された民間調査組織は 10 者である。船橋市入札参加資格の登録がない業者が在ること等を考慮しても、この 10 者以外に、関東に事務所・整理作業施設があり、かつ担当者数が 5 名以上在籍する民間調査組織は 7 者あることが確認された。

契約に際しては、より透明性、公平性、競争性が高い方法で実施する方法が望ましいため、同一覧に登載され、発掘調査を適切に行うことができる調査組織として位置づけているにもかかわらず指名業者に選定されていない民間調査組織が複数存在している事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：文化課】

埋蔵文化財調査委託業務の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、契約に際しては、より透明性、公平性、競争性が高い方法で実施することが重要であることから、千葉県民間調査組織一覧に登載され、発掘調査を適切に行うことができる調査組織と位置づけているにもかかわらず指名競争入札において選定されていない民間調査組織を新たに業者選定に加えるなど、民間調査組織の入れ替えを行うよう要望する。

③ 埋蔵文化財調査委託業務における遺跡見学会の取扱いについて（意見）

【現状・問題点】

開発等工事により埋蔵文化財の多くが記録保存だけで消滅しており、指定文化財等に指定されていない文化財は、その価値を評価されることなく消滅する恐れがある。そのため、埋蔵文化財調査事務所では、市民が船橋の歴史や文化財に興味・関心を持ち、身近な場所で船橋の歴史を知ることができるように、埋蔵文化財の発掘現場の見学会（遺跡見学会）や体験発掘を行っている。

令和 3 年度においては、遺跡見学会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により 1 回の実施であるが、本調査の現場では、フェンス等に現場・遺物写真に説明を加えたものを掲示するなど、近隣への周知を図っている。

【令和3年度における遺跡見学会の開催状況】

| 遺跡名 | 開催日 | 見学者数 |
|-----------|-----------|------|
| 夏見台遺跡(75) | 令和3年12月4日 | 270人 |

出典：令和3年度文化財保護・調査・普及事業の報告について

【東中山台遺跡群（80）遺跡見学会の写真（令和4年10月8日開催）】



出典：監査人撮影

埋蔵文化財調査委託業務では、業務委託契約書に仕様書を添付し、委託する業務の内容、手順、納入する成果物の仕様、数量、納期、納入場所、業務の実施条件等の業務に関する仕様を定めている。また、令和2年4月に施行された改正民法では、従来の瑕疵という曖昧な表現はなくなり契約不適合に変更され、委託業者は、契約の内容に適合しない場合に、市へ契約不適合責任を追及することができることになったこと等から、仕様書には業務に関する仕様を詳細に定める必要がある。

委託業者である民間調査組織を活用した埋蔵文化財調査業務における遺跡見学会では、埋蔵文化財調査事務所は遺跡見学会の企画又は運営を担い、民間調査組織と共同して責任の一部を負担している。しかし、埋蔵文化財調査委託業務における仕様書では、普及啓発として「現地説明会を実施する場合には、船橋市教育委員会と協議する。」とのみ記載されており、遺跡見学会の実施に関する詳細な定めがないことが確認された。

遺跡見学会は、業界慣行として民間調査組織による説明が実施されており、過去、遺跡見学会の開催に際して、民間調査組織との間で見解の相違等が生じた事案はないが、仕様書に遺跡見学会の実施に関する詳細な定めがない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

なお、仕様書への記載については、次の文言を参考に規定の整備等を検討することが必要である。

第〇条（協力義務）
受託者は、委託者の求めに応じて、委託業務の履行に必要な情報を速やかに提供するほか、委託による遺跡見学会等の普及啓発活動の円滑かつ適正な実施のために、合理的に必要な協力を行うものとする。

【結果（意見）：文化課】

埋蔵文化財調査委託業務の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、委託業務の内容を詳細に仕様書に記載することが重要であることから、業界慣行として委託業者である民間調査組織による説明が実施されている遺跡見学会に関して、委託業者である民間調査組織による協力義務について仕様書に記載するよう要望する。

④ 埋蔵文化財調査委託業務における検査の申請について（指 摘）

【現状・問題点】

船橋市教育委員会埋蔵文化財調査委託業務検査要綱（以下「埋蔵文化財調査委託業務検査要綱」という。）第6条第1項では、委託業者は、完了検査及び発掘作業終了に係る中間検査の申請は書面（別紙様式1）をもって行わなければならないとされている。また、同条第2項では、委託業者は、前項に規定する検査を除く全ての検査の申請は、口頭により申請できるとされている。

埋蔵文化財調査委託業務における仕様書では、完了検査については、事前に申請書を提出するとされている。しかし、埋蔵文化財調査事務所では、仕様書において、発掘作業終了に係る中間検査については事前に申請書を提出することを義務付けていないことが確認された。なお、令和3年度において、発掘作業終了に係る中間検査申請書の提出が行われていない埋蔵文化財調査委託業務は、次のとおりである。

【発掘作業終了に係る中間検査申請書の提出が行われていない委託業務一覧】

| 遺跡名 | 委託内容 |
|-------------|--------|
| ユルギ松遺跡（7） | 発掘作業委託 |
| 宝塚遺跡（1・2） | 発掘作業委託 |
| 夏見台遺跡（75） | 発掘作業委託 |
| 東中山台遺跡群（80） | 発掘作業委託 |
| 中法伝貝塚（17） | 発掘作業委託 |

出典：文化課提出資料

このような事態が生じている原因としては、発掘作業終了に係る中間検査の申請

については、同条第 2 項の適用があり口頭により申請することができるとの誤った理解をしていたこと等によると認められる。

発掘作業終了後、委託業者は埋蔵文化財調査事務所に対して中間検査申請書により発掘作業終了の報告を行うことにより、発掘作業完了検査の申請日が確定する。埋蔵文化財調査委託業務検査要綱第 6 条第 3 項では、完了検査の申請を受けたときは、その日から起算して 14 日以内に業務の成果について完了検査を終了しなければならないとされている。検査の評価結果によっては、再検査をしなければならない場合や、手直しを指示しなければならない場合もあるため、書面により発掘作業完了検査の申請日を確定することが重要である。

埋蔵文化財調査委託業務検査要綱第 6 条第 1 項で定められている発掘作業終了に係る中間検査の申請は書面をもって行われていない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

なお、埋蔵文化財調査事務所では、口頭により発掘作業終了に係る中間検査の申請を受けており、それらの発掘作業終了に係る中間検査は全て適切に行われていた。

【結果（指摘）：文化課】

埋蔵文化財調査委託業務の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、船橋市教育委員会埋蔵文化財調査委託業務検査要綱第 6 条第 1 項に基づき、書面により申請することが重要であることから、発掘作業終了に係る中間検査の申請について、書面をもって行う事務を徹底されたい。

⑤ 埋蔵文化財調査委託業務における検査の方法について（指 摘）

【現状・問題点】

埋蔵文化財調査委託業務検査要綱第 7 条第 2 項では、発掘作業終了に係る中間検査及び発掘調査報告書の刊行に係る中間検査等は、主任検査員及び実施検査員 2 名で行うものとされている。また、同条第 3 項では、検査を実施する検査員のうち、1 名は考古専門職員でなければならないとされている。

令和 3 年度における埋蔵文化財調査委託業務における発掘作業終了に係る中間検査及び発掘調査報告書の刊行に係る中間検査等の中に、次のとおり主任検査員 1 名のみで中間検査が行われていたものが確認された。

【主任検査員 1 名のみで中間検査が行われていた委託業務一覧】

| 遺跡名 | 検査区分 | 委託内容 |
|-------------|-------------------|--------|
| 宝塚遺跡（1・2） | 発掘作業終了に係る中間検査 | 発掘作業委託 |
| 川ノ上遺跡（9） | 発掘作業終了に係る中間検査 | 発掘作業委託 |
| 上ホシ遺跡（14） | 発掘調査報告書の刊行に係る中間検査 | 整理作業委託 |
| 東中山台遺跡群（44） | 発掘調査報告書の刊行に係る中間検査 | 整理作業委託 |
| 中野木台遺跡群（24） | 発掘調査報告書の刊行に係る中間検査 | 整理作業委託 |

出典：文化課提出資料に基づき監査人作成

埋蔵文化財調査委託業務検査要綱第 7 条第 5 項では、検査は、検査関係資料等に基づき、調査の実施について適切な文化財保護の手法を用いているか、成果品の品質及び出来ばえについて考古学的成果を満たしているかを検査し、かつ、契約内容に適合しているかを判定するものとされている。埋蔵文化財調査委託業務における検査は、成果物及び業務の完了を確認する検査であるが、遺跡のあり方には地域性があり、多様な遺跡がある。発掘作業は、時代や遺跡の種別が異なっても遺物を取り上げながら土を掘るという作業においては同じであり、基本的に遺物包含層や遺構の全てを掘るものであるが、発掘作業量が遺跡の立地、土質、遺物・遺構の内容等により変化するものであり、遺跡ごとに検査ポイントが異なる。また、整理作業は、対象である出土遺物は、種別や時代、種類、器種等によって実測等の作業量が変動し、洗浄・注記等の作業工程を除くと、調査報告書に掲載するものを中心に選択して作業を行うものであるため、出土遺物全体の中から選択されるものの割合に応じて、遺跡ごとに検査ポイントが異なる。埋蔵文化財調査委託業務検査要綱では、2 名で検査を実施した場合には、2 名の検査員の検査結果が相反する場合を想定していることから、埋蔵文化財調査委託業務における発掘作業終了に係る中間検査及び発掘調査報告書の刊行に係る中間検査を主任検査員 1 名のみで実施する方法は、検査が恣意的に行われているという印象を与えることが懸念される。

埋蔵文化財調査委託業務検査要綱第 7 条第 2 項で定められている発掘作業終了に係る中間検査及び発掘調査報告書の刊行に係る中間検査が、主任検査員及び実施検査員の 2 名で行われていない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（指摘）：文化課】

埋蔵文化財調査委託業務の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、埋蔵文化財調査委託業務検査要綱第 7 条第 2 項に基づき、検査を実施することが重要であることから、発掘作業終了に係る中間検査及び発掘調査報告書の刊行に係る中間検査は、主任検査員及び実施検査員の 2 名で行う事務を徹底されたい。

⑥ 報告書の刊行に長期間を要することについて（意見）

【現状・問題点】

船橋には、約3万年前の旧石器時代から人々が集い、営み、賑わってきた歴史があり、様々な文化を育んできた。古くは縄文時代から、海産物等の海からの恵みにより豊かな暮らしを手に入れ、海を交通路として文化や技術が伝わり、産業の発展をもたらした。中世には、武士の都・鎌倉、近世以降は、江戸・東京の近傍という地の利が、この地域を政治・経済・文化の面で影響を与えてきた。特に近世以降は、江戸を支える生産地としての役割を担いつつ、江戸と上総・東金・成田を結ぶ宿場町として栄えるようになった。そのため、船橋市内には、今から約3万5千年前の旧石器時代から約150年前の近世・江戸時代まで、約200か所の遺跡・埋蔵文化財があり、年間に大小約60件の発掘調査を行い、その結果は報告書として記録している。

また、船橋市内では、現在においても大規模な開発が進行しており、埋蔵文化財の保存と開発の調和が課題となっている。埋蔵文化財調査事務所では、開発に伴う発掘調査の増加、発掘調査自体の精密化、多量の出土品を伴う近世以降の調査の増加、多量の出土品の整理等を行うための時間や人的資源が十分でなかったこと等もあり、整理・報告書作成業務は後回しにして、次の調査に着手しなければならない場合が生じている。そのため、次のとおり、出土品の整理、報告書の作成に長期間を要しているものがある。

【報告書の作成に長期間を要している主な遺跡】

| 遺跡名 | 発掘調査完了年度 | 報告書刊行予定年度 |
|-------------|-----------------|-----------|
| ついじ台貝塚 (6) | 平成29年度 | 令和14年度 |
| 夏見台遺跡 (66) | 平成29年度 | 令和14年度 |
| 印内台遺跡群 (57) | 平成23年度 | 令和13年度 |
| 宮本台遺跡群 (64) | 平成28年度 | 令和12年度 |
| 海老ヶ作貝塚 (6) | 平成28年度 | 令和14年度 |
| 印内台遺跡群1次・2次 | 昭和53・54年度 | 令和12年度 |
| 藤原八人割 | 昭和51年度 | 令和12年度 |
| 川ノ上遺跡1次 | 昭和57年度 | 令和13年度 |
| 飯山満西遺跡1次 | 昭和57年度 | 令和14年度 |
| 桑納川遺跡群 | 平成19・21・23・24年度 | 令和13年度 |

出典：文化課提出資料に基づき監査人作成

出土品等の取扱いに関する基準第4条では、出土品及び調査資料は、文化課が管理のため必要な処置を講じたのち、保存・公開その他の活用のため、文化課の指示に

従って船橋市郷土資料館もしくは船橋市飛ノ台史跡公園博物館（以下「郷土資料館等」という。）に移管するものとされている。郷土資料館等での出土品等の保存・公開その他の活用を進めるためには、その内容を報告書として記録にとどめることが必要である。

また、船橋市内における埋蔵文化財は、日常生活の中でその存在に気づき、身近に感じる事がなかなか難しい。令和3年に国史跡に指定された取掛西貝塚も全国的には注目されているが、市民がその価値を十分に認識しているとは言えない状況である。発掘調査の価値を明らかにして、郷土資料館等での展示、SNSや動画による情報発信等に取り組み、得られた成果を市民に還元するためには、市民共通の財産である埋蔵文化財の代わりになる記録を、発掘作業終了後、可能な限り速やかに報告書の刊行で公表することが必要である。

増加する発掘調査に対応することが優先され、出土品等の整理・分析・報告書の作成に長期間を要している事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：文化課】

発掘調査の対象になる埋蔵文化財は、市民共通の財産であり、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的な遺産であるため、発掘調査の価値を明らかにして、郷土資料館や飛ノ台史跡公園博物館での展示、SNSや動画による情報発信等に取り組み、得られた成果を市民に還元する必要があることから、可能な限り速やかに発掘調査の成果である報告書として刊行できるよう、施設と人的な体制の拡充を検討するよう要望する。

⑦ 船橋市文化財補助金における消費税等の取扱いについて（指 摘）

【現状・問題点】

船橋市は、市に存する指定文化財及び登録文化財（以下「指定文化財等」という。）の所有者又は管理責任者若しくは管理団体及び保持者又は保持団体が行う指定文化財等の適正な保存管理とその活用を図るため、文化財保護事業に要する経費に対し指定文化財等補助金を交付している。

消費税は、その制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう税の累積を排除するために、事業者の納付税額の計算に当たっては、その段階で課された消費税額を控除する制度が設けられている。各事業者が申告・納付する消費税額は、原則として、その課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算する。また、課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回る場合には、控除不足額が還付される。

この際、補助金の充当を受けた経費の消費税についても、課税仕入に対して支払っ

た消費税として控除することができるため、補助金の充当を受けた経費の消費税を減額せずに補助金を申請した場合は、その分だけ消費税が納税されずに事業者にとどまることとなる。しかし、事業者にとどまる補助金に係る消費税額が、そのまま事業者の利益になることは、補助金制度の趣旨からして適当ではなく、市への返還が必要となる。

そのため、船橋市文化財保護事業補助金交付要綱では、補助事業者は、申請時において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請することとされており、また、申請時においては明らかでなくとも、文化財補助事業等実績報告を行うに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならないとされている。

市所管課では、交付の申請をした補助事業者から消費税仕入控除税額の報告を受けているが、補助事業者は全て免税事業者であり、消費税相当額の船橋市への還付は不要であると認識していた。しかし、令和3年度における交付の申請をした補助事業者のうち、2法人については、法人の事業規模等から消費税法に定める課税事業者に該当する可能性が高いことが確認された。仮に、それらの2法人が課税事業者に該当する場合には、消費税等の申告により補助金に係る消費税額が確定しているにもかかわらず、消費税仕入控除税額相当額の船橋市への返還が漏れていることが懸念される。

このような事務の誤りが発生する原因としては、i) 補助事業者において、補助金交付要綱における消費税等の取扱いについての理解が十分でなかったこと、ii) 市所管課において、補助事業における消費税等の取扱いについての認識、確認等の実施が十分でなかったこと等によると認められる。

交付の申請をした補助事業者のうち、法人の事業規模等から消費税法に定める課税事業者に該当する可能性が高いにもかかわらず、補助事業者へ確認等を行っていない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

なお、補助金に係る消費税仕入控除税額の返還手続が行われていない事実が確認された場合には、早急に補助金に係る消費税額を確定した上で、報告及び返還等の厳格かつ適正な対応措置をとることが望まれるが、補助金交付申請書の収受日以降の交付要綱の改正で新たに加わった消費税関連項目を適用することによる遡及的な不利益等を補助事業者に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、本件で計算される返還相当額については、行政の責任の下で請求しないという実務も認め

ざるを得ないものと考えられる。

【結果（指摘）：文化課】

補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、船橋市文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を明らかにすることが重要であることから、補助事業者について、法人の事業規模等から消費税法に定める課税事業者に該当する可能性が高いと考えられる場合には、補助事業者へ免税事業者であるかどうかについて個別に確認等を行う事務を徹底されたい。

VI その他の社会教育事業について

1. ふなばし市民大学校における業務等について

(1) 概 要

① ふなばし市民大学校について

ふなばし市民大学校は、平成 16 年 4 月に、それまで分かれていた、老人大学、スポーツ健康大学、ボランティア大学、生涯学習コーディネーター養成講座を統合し、ふなばし市民大学校として新たにスタートした。まちづくり学部は、授業を通して学んだ知識・技術をもとに、まちづくりのために積極的に地域活動に参加するボランティアの育成を、いきいき学部は、講義と実践による学習活動やクラス会での活動を通して、楽しい学生生活を送りながら、“生きがいつくり” “仲間づくり” を目的とする。

② カリキュラムの概要について

令和 3 年度のふなばし市民大学校のカリキュラムは次のとおりである。

【令和 3 年度ふなばし市民大学校カリキュラム】

| 学部 | 学科 | 学習内容 | 定員 |
|---------|----------------|--|------|
| まちづくり学部 | ボランティア養成 | ボランティア概論、コミュニケーションのとり方、プレゼンテーションスキルなど | 30 名 |
| | スポーツコミュニケーション | 健幸華齢を目指す地域・人とのつながり、スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質など | 30 名 |
| | 生涯学習コーディネーター養成 | 市の生涯学習を知る、学習支援の技術と実践、生涯学習フェアの企画・運営など | 30 名 |
| | ふなばしマイスター | “ふなばし” の歴史・文化・産業等について学習と調査研究を行い、それらを紹介するための初歩的な技術を学ぶ | 30 名 |

| 学部 | 学科 | 学習内容 | 定員 |
|--------|------------|---|--------------------|
| いきいき学部 | くらしの教養 | 人生100年時代の背景と金融基礎知識、美術館・博物館の楽しみ方、これからは備える防災知識など | 120名 (60名×2クラス) |
| | こころとからだの健康 | 陶芸、健康的な食生活、パークゴルフ、大人の塗り絵、俳句を詠む、音楽脳トレなど | 100名 (50名×2クラス) |
| | パソコン | 初心者を対象に、パソコン入門、インターネット・SNSの活用、ワード、エクセルなど | 100名 (25名×4クラス) |
| | 園芸 | ① 夏野菜の育て方、夏野菜の病害虫対策、 ^{ほじょう} 圃場の管理実習など ② 植物概論、春夏草花の育て方、花・緑ウォッチング、肥料・病害虫の話、菊の栽培管理、ランの栽培管理など | 50名 (25名×2クラス) |
| 特別講座 | ライフデザイン | 生きがいの原点を探る、ライフキャリアチャートの作成・分析など | 30名 |

出典：社会教育課提出資料に基づき監査人作成

各学科とも授業は4月から翌年3月まで週1回及び共通講座（いきいき学部のみ）を含め年間35回程度開講している。

また、まちづくり学部の授業料は無料であり、いきいき学部は年間1万円、特別講座のライフデザイン学科は年間2万円の授業料を設定している（いずれも別途教材費が発生する場合がある）。

なお、令和3年度に開講していたライフデザイン学科については、令和4年度は応募者が少なかったため休講となっている。それ以外の学部学科は令和4年度も開講されている。

③ 入学者数・修了者数について

ふなばし市民大学校の平成30年度以降の応募者、入学者、修了者の実績は次のとおりである。一部の学科では応募倍率が下回る学科があるものの、全体として応募倍率は毎年度1倍を超え、入学者に対する修了者の比率も毎年度90%を超えている。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休校となったため記載がない。

【応募者・入学者・修了者年度別比較】

ふなばし市民大学校応募者・入学者・修了者年度別比較表

令和 4年11月24日現在

| 年度 | 学部 | 学科名 | 応募者数及び入学者数 | | | 在籍者数 | | |
|-------|-------|----------------|------------|-----|------|----------|-----------|----------|
| | | | 定員 a | 応募者 | 倍率 | 入学者 a | 在籍者数 b | 率 b/a |
| 令和4年度 | まちづくり | ボランティア養成 | 30 | 20 | 0.67 | 19 | 18 | 94.74% |
| | | スポーツコミュニケーション | 30 | 29 | 0.97 | 28 | 26 | 92.86% |
| | | 生涯学習コーディネーター養成 | 30 | 28 | 0.93 | 25 | 24 | 96.00% |
| | | ふなばしマイスター | 30 | 70 | 2.33 | 30 | 28 | 93.33% |
| | | 計 | 120 | 147 | 1.23 | 102 | 96 | 94.12% |
| | いきいき | くらしの教養 | 60 | 59 | 0.98 | 47 | 46 | 97.87% |
| | | こころとからだの健康 | 60 | 69 | 1.15 | 55 | 52 | 94.55% |
| | | パソコン | 100 | 102 | 1.02 | 93 | 92 | 98.92% |
| | | 園芸 | 50 | 76 | 1.52 | 50 | 49 | 98.00% |
| | | 計 | 270 | 306 | 1.13 | 245 | 239 | 97.55% |
| | 特別 | ライフデザイン | 25 | 3 | 0.12 | 0 | 0 | |
| | | 合計 | 415 | 456 | 1.10 | 347 | 335 | 96.54% |

※特別講座のライフデザイン学科は、応募者少数につき休講となります。

| 年度 | 学部 | 学科名 | 応募者数及び入学者数 | | | 修了者数 | | |
|-------|-------|----------------|------------|-----|------|----------|----------|------------|
| | | | 定員 | 応募者 | 倍率 | 入学者 a | 修了者 b | 修了率 b/a |
| 令和3年度 | まちづくり | ボランティア養成 | 30 | 43 | 1.43 | 28 | 26 | 92.86% |
| | | スポーツコミュニケーション | 30 | 24 | 0.80 | 12 | 10 | 83.33% |
| | | 生涯学習コーディネーター養成 | 30 | 45 | 1.50 | 30 | 30 | 100.00% |
| | | ふなばしマイスター | 30 | 63 | 2.10 | 29 | 22 | 75.86% |
| | | 計 | 120 | 175 | 1.46 | 99 | 88 | 88.89% |
| | いきいき | くらしの教養 | 120 | 129 | 1.08 | 82 | 78 | 95.12% |
| | | こころとからだの健康 | 100 | 128 | 1.28 | 72 | 67 | 93.06% |
| | | パソコン | 100 | 158 | 1.58 | 98 | 91 | 92.86% |
| | | 園芸 | 50 | 63 | 1.26 | 42 | 40 | 95.24% |
| | | 計 | 370 | 478 | 1.29 | 294 | 276 | 93.88% |
| | 特別 | ライフデザイン | 30 | 31 | 1.03 | 17 | 15 | 88.24% |
| | | 合計 | 520 | 684 | 1.32 | 410 | 379 | 92.44% |

※令和3年度の集計は、令和2年度の募集と令和3年度の追加募集の合算となりますので、他年度との比較はできません。

| 年度 | 学部 | 学科名 | 応募者数及び入学者数 | | | 修了者数 | | |
|--------|-------|---------------|------------|-----|------|----------|----------|------------|
| | | | 定員 | 応募者 | 倍率 | 入学者 a | 修了者 b | 修了率 b/a |
| 平成31年度 | まちづくり | スポーツコミュニケーション | 30 | 35 | 1.17 | 33 | 31 | 93.94% |
| | | ボランティア入門 | 30 | 20 | 0.67 | 18 | 12 | 66.67% |
| | | 生涯学習サポート | 30 | 32 | 1.07 | 27 | 27 | 100.00% |
| | | ふなばしマイスター | 30 | 31 | 1.03 | 27 | 25 | 92.59% |
| | | 計 | 120 | 118 | 0.98 | 105 | 95 | 90.48% |
| | いきいき | 一般教養 | 120 | 125 | 1.04 | 107 | 101 | 94.39% |
| | | 健康 | 110 | 85 | 0.77 | 67 | 67 | 100.00% |
| | | パソコン | 100 | 160 | 1.60 | 100 | 99 | 99.00% |
| | | 陶芸 | 50 | 55 | 1.10 | 50 | 43 | 86.00% |
| | | 園芸 | 50 | 58 | 1.16 | 50 | 45 | 90.00% |
| | | 計 | 430 | 483 | 1.12 | 374 | 355 | 94.92% |
| | | 合計 | 550 | 601 | 1.09 | 479 | 450 | 93.95% |

| 年度 | 学部 | 学科名 | 応募者数及び入学者数 | | | 修了者数 | | |
|--------|-------|---------------|------------|-----|------|----------|----------|------------|
| | | | 定員 | 応募者 | 倍率 | 入学者 a | 修了者 b | 修了率 b/a |
| 平成30年度 | まちづくり | スポーツコミュニケーション | 30 | 23 | 0.77 | 19 | 15 | 78.95% |
| | | ボランティア入門 | 30 | 29 | 0.97 | 27 | 22 | 81.48% |
| | | 生涯学習サポート | 30 | 39 | 1.30 | 30 | 28 | 93.33% |
| | | ふなばしマイスター | 30 | 36 | 1.20 | 30 | 28 | 93.33% |
| | | 計 | 120 | 127 | 1.06 | 106 | 93 | 87.74% |
| | いきいき | 一般教養 | 120 | 146 | 1.22 | 117 | 108 | 92.31% |
| | | 健康 | 110 | 89 | 0.81 | 76 | 75 | 98.68% |
| | | パソコン | 100 | 148 | 1.48 | 100 | 96 | 96.00% |
| | | 陶芸 | 50 | 57 | 1.14 | 50 | 49 | 98.00% |
| | | 園芸 | 50 | 63 | 1.26 | 50 | 46 | 92.00% |
| | | 計 | 430 | 503 | 1.17 | 393 | 374 | 95.17% |
| | | 合計 | 550 | 630 | 1.15 | 499 | 467 | 93.59% |

出典：社会教育課提出資料に基づき監査人作成

令和3年度の受講生の性別及び年齢の属性は次のとおりであり、性別による差異は小さく、年齢別には60代以上の高齢者が多数を占めるものの、20代～50代の勤労世代の受講生も一定数入学している。

【令和3年度ふなばし市民大学校学生状況】 (単位：人)

| 学部 | 学科名 | 入学 者数 | 性別 | | 年齢別 | | | | |
|-----------|----------------|----------|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-------|
| | | | 男 | 女 | 18～29 歳 | 30～39 歳 | 40～49 歳 | 50～59 歳 | 60歳以上 |
| まち づくり | ボランティア養成 | 28 | 15 | 13 | - | 1 | - | - | 27 |
| | スポーツコミュニケーション | 12 | 10 | 2 | 1 | - | 1 | 2 | 8 |
| | 生涯学習コーディネーター養成 | 30 | 13 | 17 | - | - | - | 2 | 28 |
| | ふなばしマイスター | 29 | 23 | 6 | - | 1 | 1 | - | 27 |
| いき いき | くらしの教養 | 82 | 56 | 26 | - | - | - | 2 | 80 |
| | こころとからだの健康 | 72 | 26 | 46 | - | - | 1 | 2 | 69 |
| | パソコン | 98 | 53 | 45 | - | - | - | 2 | 96 |
| | 園芸 | 42 | 23 | 19 | - | - | 2 | 2 | 38 |
| 特別 講座 | ライフデザイン | 17 | 8 | 9 | - | - | 1 | 7 | 9 |
| 合計 | | 410 | 227 | 183 | 1 | 2 | 6 | 19 | 382 |

出典：社会教育課提出資料に基づき監査人作成

④ 近隣市の市民大学校等との比較について

監査人がインターネットを通じて調査した、令和4年度における近隣市の市民大学校に類似する学習事業との比較は次の表のとおりである。学科数、定員の点で、ふなばし市民大学校は規模が大きいことが分かる。

【近隣市の市民大学校等との比較】

| 団体 | 名称 | 対象 | 設置クラス | 内容 | 定員 | 受講料 |
|-------------|-------------------|------------------------|------------------|---------------------|--------------|---------|
| 船 橋 市 | ふなばし 市民大学 校 | 市内に居住 する18歳以 上の者 | まちづくり学部 (4学科) | 地域・ボランティア知 識技術習得 | 4学科計 120名 | 無料 |
| | | | いきいき学部 (4学科) | 知識共有・仲間づくり | 4学科計 270名 | 1万 円 |
| | | | 特別講座 | 人生設計力 | 25名 | 2万 円 |

| 団体 | 名称 | 対象 | 設置クラス | 内容 | 定員 | 受講料 |
|------------|-----------------|-------------------------------|-------------------|--|-----------------|--------|
| 千葉県 千葉市 | ちばし地域づくり 大学校 | 市に在住、在勤、在学又は市近郊に在住している18歳以上の者 | 入門コース | 団体でのボランティア体験から実践へつなぐ | 20名 | 無料 |
| | | | 基礎コース | 実地体験からさらに自分の思いに向き合い、実践へ | 40名（うちオンライン20名） | 無料 |
| | | | ステップアップコース | 活動を継続できるよう団体運営のポイントを学ぶ | 30名 | 無料 |
| 松戸市 | まつど生涯学習大学講座 | 市内在住・在勤の60歳以上の者 | 3クラス（うちオンライン1クラス） | ①いざという時のために～介護・葬儀・相続・お墓～ ②認知症サポーター養成講座 ③松戸のみどり再発見！～みどりと暮らす豊かさの実現に向けて～ ④松戸市の国際交流について ⑤1867年徳川昭武渡欧時の随員について（オンラインは無し） ⑥松戸市消防音楽隊コンサート | 各クラス150名 | 無料 |
| 市川市 | いちかわ市民アカデミー講座 | 市に在住・在勤又は在学の者 | 昭和学院短期大学コース | 令和の時代を楽しく生きる | 40名 | 4,100円 |
| | | | 和洋女子大学コース | 今、変化の時代のなかで | 35名 | |
| | | | 千葉商科大学コース | サステナビリティ時代の暮らし・地域・社会 | 50名 | |

出典：各市ホームページに基づき監査人作成

（2）手続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せてふなばし市民大学校への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の法規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① カリキュラムの決定について（意 見）

【現状・問題点】

ふなばし市民大学校のカリキュラムの決定については、事務局で案を作成し、カリキュラム編成会議やふなばし市民大学校運営協議会で第三者の意見を聴取の上、年度当初の決裁伺書にて決定している。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休校となったため、令和 3 年度は、令和元年度までにカリキュラム検討委員会で検討された内容で開講している。カリキュラム検討委員会は令和 2 年度に廃止となっており、現在は同様の機能をカリキュラム編成会議が担っている。

令和 3 年度に設置された特別講座のライフデザイン学科は、既存のまちづくり学部といきいき学部という枠組みにフレキシブルな枠を設ける目的で、新たに特別講座という区分で、ふなばし市民大学校初めての試みとしてオンラインを中心に開講され、17 名が入学し 15 名が修了した。しかし、令和 4 年度は定員 25 名の募集をしたものの応募者が 3 名と極めて低調であり、開講されないこととなった。この要因として、令和 3 年度は原則平日の水曜日夜間に開講していた日程を令和 4 年度は日曜日の午後としたほか、完全オンラインで実施するとしたことがあるのではないかと市所管課から回答があったが、令和 3 年度のライフデザイン学科については受講生アンケートをとっておらず、具体的な受講生の期待とのギャップ分析や要望把握ができていないため、市民へのフレキシブルな学びの場の提供という目的が達成できていない状況にある。

一方で、受講者の多くが高齢者で占められているものの、令和 4 年度は数名の 20 代の受講生がおり（まちづくり学部 4 名）、若年層の受講者獲得に成功している。多様な市民の参加は市民大学校としての機能をより一層発揮させるものであり、成功要因を十分に分析し継続的に若年層の受講を実現するとともに、船橋市の他の教育施策にも生かすべきものである。

【結 果（意見）：社会教育課】

ふなばし市民大学校のカリキュラムについて、令和 4 年度のライフデザイン学科が開講できなかった要因を内容・日時・講義形態等の観点から分析し、受講者の期待に答えられるカリキュラム内容の決定に生かすことを要望する。

② 授業料の決定について（意見）

【現状・問題点】

ふなばし市民大学の授業料については、ふなばし市民大学運営要綱（本項において、以下「要綱」という。）第6条に定められており、まちづくり学部は無料、いきいき学部は年額1万円、特別講座は年額2万円となっている。監査人が市所管課へ質問したところ、授業料について「まちづくり学部は、修了後に地域コミュニティでの指導的な立場をボランティアで行っていただくという観点から無料としています。」「いきいき学部の授業料については、平成21年第4回市議会定例会文教委員会（12月8日）でご報告し、特別講座の授業料については、第三者からなる委員会のふなばし市民大学カリキュラム検討委員会（令和元年度第4回）で承認をいただき決定しております。」との回答であった。有料講座である、いきいき学部の授業料については10年以上見直されていないと言える。

要綱には授業料の見直しに関する手続・方法は記載されておらず、また、令和3年度のカリキュラム編成会議議事録及び令和3年度ふなばし市民大学開校に関する決裁伺書を開覧したが、授業料を前年度と同額とするという判断を含め授業料の額について検討している記載は見受けられなかった。

令和3年度のふなばし市民大学に関連する決算額として歳出のふなばし市民大学運営費は2,000万円、歳入は305万円となっており、歳出に対する歳入の割合は15%であった。事業の内容から歳出の全てを授業料で賄うことは想定されないものの、船橋市として適切と考える授業料の水準については毎年度検討すべきである。

【結果（意見）：社会教育課】

ふなばし市民大学の授業料については、見直しに関する手続をふなばし市民大学運営要綱に定めた上で、一定の基準に基づいて毎年度適切であるかどうかについて検討することを要望する。

③ 講師に対する報償金について（意見）

【現状・問題点】

ふなばし市民大学の講師に対する報償金は、「講師謝礼基準」（本項において、以下「謝礼基準」という。）に基づいて決定される。

【講師謝礼基準】

| 区分 | | 基準額 (単位 円/2H) |
|-------------|-------------|---------------|
| 大学関係 | 教授 | 30,000～40,000 |
| | 助教授 | 25,000～30,000 |
| | 講師 | 20,000～25,000 |
| | その他 | 10,000～20,000 |
| 新聞社・放送局・出版社 | 部長・編集長・論説委員 | 30,000～40,000 |
| | 課長 | 25,000～30,000 |
| | その他 | 15,000～25,000 |
| 専門的知識技能者 | 医師・弁護士等 | 30,000～40,000 |
| | その他 | 15,000～30,000 |
| その他 | 自助グループ | 10,000～20,000 |
| | サークル代表 | 5,000 |

出典：講師謝礼基準

謝礼基準は平成13年4月1日適用として他施設で作成したものを、平成16年4月のふなばし市民大学開校時に使用し始め、その後20年近くにわたって、報償金の決定に際して、その謝礼基準を使用することについて見直しがなされていない。謝礼基準の見直しに関するルールは設けられておらず、毎年度開校に関する決裁伺書で謝礼基準に基づいた報償金の額が決裁されているものの、報償金の額の妥当性については検討・決定されていない。監査人が市所管課へ質問したところ、これまでは報償金を見直すことの検討はされておらず、「今後は、公民館や図書館など、他の生涯学習施設の基準の動向を踏まえ、生涯学習部内で横断的に検討していく必要があると考えます。」とのことであった。

また、講師に対するアンケートを実施しておらず、求められる水準を満たす講義内容のために必要十分な報償金となっているか講師側の認識を把握していない。仮に報償金が一般的な相場よりも廉価な場合には、講義内容が求められる水準に満たず、結果として受講生の学習機会を損なうことになる可能性もあると考える。

【結果（意見）：社会教育課】

講師に対する報償金について、見直しに関するルールを設定した上で、毎年度、講師謝礼基準が適切であるかどうかについて一般的な相場などを踏まえて検討することを要望する。

④ 旧視聴覚センター施設・事業のふなばし市民大学校への移管について

ア. 旧視聴覚センター施設・事業のふなばし市民大学校への移管方針について (意見)

【現状・問題点】

ふなばし市民大学校は令和4年4月に、それまでの船橋市市場にあった市川市農業協同組合（JA いちかわ）船橋支店から船橋市東町にある総合教育センター6階・7階へ移転している。それに先立つ令和4年2月に、それまで総合教育センター5階から7階に設置されていた旧視聴覚センターは廃止され、次のとおり旧視聴覚センターの業務のうち一部の施設及び事業が、ふなばし市民大学校に移管されている。

なお、令和3年7月27日に開催された政策会議の議事概要によれば、ふなばし市民大学校の移転と視聴覚センターの廃止などによって、年間3,200万円のコスト削減効果があると算定されている。

【施設利用の廃止・移管一覧】

| No. | 大区分 | 小区分 | 移管・廃止 | 移管先 | 移管後の利用 |
|-----|------|--|-------|----------|---|
| 1 | 一般利用 | 貸館業務 ・視聴覚ホール ・総合演習室 ・スタジオ ・教材制作室 | 廃止 | | 【視聴覚ホールの一般利用】 ・近隣のマンション組合の自治会活動 ・船橋市電気商業組合の研修会 ・ボーイスカウト県船橋支部の壮行会 ・船橋交通安全協会の研修会 ・管弦楽団の楽器練習 ・いきいき同窓会の俳句大会 等 ⇒他の公共施設を利用することで、団体活動の継続が可能 【総合演習室の一般利用】 ・パソコンサークル⇒各公民館にWiFiが設置されるため団体活動の継続が可能 ・パソコン点訳サークル⇒身体障害者福祉センターの点訳印刷機で団体活動の継続が可能 |
| 2 | 公的利用 | 視聴覚ホール | 移管 | 総合教育センター | 校長会・教職員研修などの公的利用を継続 ※公共的団体の利用（警察署の講習会等）は目的外使用許可（減免）で利用継続が可能 |
| 3 | | スタジオ（調整室） | 移管 | 社会教育課 | 声の広報、生涯学習チャンネルの収録として利用を継続 |
| 4 | | 教材制作室 | 移管 | 市民大学校 | 市民大学校の講師控室・倉庫・作業場所・視聴覚機材教材の保管場所として利用 |
| 5 | | 総合演習室 | 移管 | 市民大学校 | 市民大学校の教室 デスクトップPCからノートPCに更新することで、市民大のパソコン学科や社会教育課のパソコン講座、教職員向けパソコン・プログラミング研修以外の講座でも使用可能 ※移動可能なため公民館の事業でも活用可能 |
| 6 | | 教材等保管室 | 移管 | 市民大学校 | 市民大学校の教室として利用 |
| 7 | | 事務室 | 移管 | 市民大学校 | 市民大学校の事務室として利用 |
| 8 | | 研修室・試写室 | 移管 | 介護保険課 | 介護保険課の調査員詰所・認定審査室として利用 |

出典：社会教育課提出資料

【事業の廃止・移管一覧】

| No. | 事業名 | 移管・廃止 | 移管先 | 移管理由 |
|-----|--------------------------------|-------|--------|--|
| 1 | 21世紀デジタルプロジェクト | 移管 | 郷土資料館 | 事業開始の経緯として「市内で撮影された映像や写真は貴重な文化遺産」と位置付けており、郷土資料館が相応しい |
| 2 | ・視聴覚教育研究会の開催 ・学校教育社会教育の教材作成 | 廃止 | 【廃止理由】 | 事実上実施していないため廃止 |
| 3 | ・映画会の実施 ・映写機講習会の開催 | 廃止 | 【廃止理由】 | 視聴覚教材・機材の貸出事業廃止を踏まえ事業を廃止 |

出典：社会教育課提出資料

【視聴覚教材・機材の貸出事業について】

| | 区分 | 対応案 |
|---|---|--|
| 1 | 16ミリ関連事業 ・16ミリフィルムの貸出 ・16ミリ映写機の貸出 | ▶ 視聴覚センター廃止後の3年後を目途に事業廃止 →団体の教材として特定の団体への貸出実績を考慮し、視聴覚センター廃止後の3年後（令和6年度末）を目途に事業廃止 ※新規の教材購入は令和3年度より停止する ※社会教育課に事業移管し、貸出場所そのままに3年間事業を継続する（実際の貸出業務は市民大職員が行う） ※事業継続においては貸出実績が一定程度ある等の機材・教材に厳選し、その他は郷土資料館等への移管又は廃棄を行う |
| 2 | 機材の貸出 ・プロジェクター（トランクセット） ・スクリーン ・書画カメラ ・スライド映写機・OHP | |
| 3 | 16ミリフィルム以外のVHS、DVD教材の貸出 | |

出典：社会教育課提出資料

監査人が現場往査で確認したところ、ふなばし市民大学校では旧視聴覚センターの施設や事業の一部をそのまま引き継いでいる実態があり、ふなばし市民大学校の事業には使用していない施設や備品が残されている。その結果、次のイ. 及びウ. で述べる管理時間や管理費用の発生のほか、保管スペースの確保が必要となっている。

市所管課から提出された「市民大学校移転を踏まえた視聴覚センターの見直し案」によれば、旧視聴覚センターの廃止及びふなばし市民大学校の移転にあたって、施設利用、事業、視聴覚教材・機材の貸出のそれぞれについて市民への影響を勘案し、廃止・移管等の対応方針を決定している。この際に、16 ミリフィルム関連事業や機材等の貸出事業については「視聴覚センター廃止後の3年後を目途に事業廃止」とされているが、こうした方針や廃止までのタイムスケジュールが市民に十分周知されているとは言えず、また、貸出実績の把握や廃止までの具体的な手順については記載がない。

【結果（意見）：社会教育課】

旧視聴覚センターから移管された事業のうち廃止予定の事業については、事業実績の推移を把握していくとともに、これを踏まえた廃止までの具体的な手順を明確にするよう要望する。

イ. 16ミリフィルム等関連事業について（意見）

【現状・問題点】

ふなばし市民大学校で保管する16ミリフィルムについては、船橋市ホームページで公表している視聴覚教材リストによれば、令和4年7月14日時点で503件である。備品台帳に登録された16ミリフィルムの情報とも整合しており、備品台帳上の取得価格は合計1億4,555万円である。取得価格が高額なものも複数あり、取得価格が100万円を超える16ミリフィルムは次のとおりである。

【重要物品登録されている16ミリフィルム】 （単位：千円）

| 名称 | 取得年 | 受入事由名称 | 取得価格 |
|--------------------------------|-------|--------|-------|
| 16ミリ ふなばし今、そして未来～豊かで住みよい国際都市へ～ | 1993年 | 委託等成果品 | 6,489 |
| 16ミリ みんなでつくるまち船橋 | 1983年 | 委託等成果品 | 4,980 |
| 16ミリ 21世紀のまちづくり | 1998年 | 委託等成果品 | 3,065 |
| 16ミリ 21世紀のまちづくり | 1998年 | 委託等成果品 | 3,065 |
| 16ミリ 鉄道員（ぽっぽや） | 2002年 | 購入 | 1,097 |

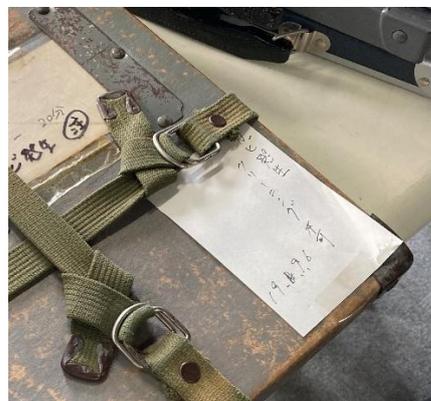
出典：社会教育課提出資料に基づき監査人作成

16ミリフィルムは次の写真のように、ケースに入れた状態で、ふなばし市民大学校所管スタジオの棚に陳列保管されている。物品調査は実施しているものの、個々のケースを開けて中の保存状態まで確認はしておらず、一部には「カビ発生クリーニング不可」の記載のあるフィルムもあり、視聴することができないフィルムが複数あることも推察される。

【16ミリフィルムの保管状況】



【カビ発生クリーニング不可の記載】



出典：監査人撮影

16 ミリフィルム貸出の台帳は手書きの管理資料として作成されているものの、貸出予約の重複を避けることを目的として使用されているのみであり、数か月の期間が経過すると当該台帳は廃棄され、記録として保管されていない。市所管課への質問に対する回答によれば、16 ミリフィルムは、学校や保育園、公民館等に貸し出されているが年間の貸出実績は極めて少なく、長期間貸出実績のないものが圧倒的に多いとのことである。

なお、旧視聴覚センターからふなばし市民大学校に移管した際には、一定の判断基準に基づいて 290 本の 16 ミリフィルムを廃棄している。廃棄に当たっては、教材リストに基づいて、一つ一つ廃棄か保持かを判断しているように見受けられるが、保持と判断した 16 ミリフィルムについて次の教材廃棄判断基準のどの項目に該当して保持することにしたのかの記録が一切なく、保持された理由が不明である。

【廃棄判断基準】

機材廃棄判断基準

保持

- ・保有する映像・音声メディアの再生・デジタル化に関する機器一式。
(16ミリ映写機、ベータカムビデオデッキ、Uマチックビデオデッキ等)
- ・市民対象に貸し出しを継続する機器は社会教育課に移管し、保管場所をスタジオ・調整室とする。
- ・スタジオの映像・機器等は社会教育課に移管。
- ・21世紀のデジタルプロジェクトに関する機器は郷土資料館に移管。
- ・視聴覚ホール・映写室の機器は総合教育センターに移管
- ・ビデオカメラに関する機器は広報課に移管。

廃棄

- ・ビデオ編集システムのデジタル化に伴う不要機器。
- ・長期にわたり使用が無く、今後も使用の見込みがない機器。
- ・劣化が著しく使用に堪えないもの。

教材廃棄判断基準

DVDの教材はすべて保持するものとし、16ミリフィルム等については以下のとおり

保持

- ・市で制作したもの等、市に関係あるもの
- ・映像資料として価値があると思われるもの
- ・需要の高い劇映画や童話・昔話
- ・交通安全等の教材でキャラクター等が使用されており需要が見込まれるもの

廃棄

- ・同じ作品をDVDで保有しているもの
- ・科学的知見や法令についての情報が古いもの
- ・劣化や痛みが著しく使用に堪えないもの（VHSと8ミリフィルムはすべてこれにあたる）

出典：社会教育課提出資料

【廃棄 16 ミリ (抜粋)】

| 16ミリフィルム教材リスト 廃棄290本 | | | | | | | |
|----------------------|----------------------|---------|-----|-----|-----|--|----|
| 整理番号 | 作品名 | 分類 | 世代 | 時間 | アニメ | 内容 | 処遇 |
| 2 | メソポタミアの文化 | 歴史 | 一般 | 12分 | | メソポタミアはギリシャ語で「二つの川の間にある土地」という意味で、ここに発生した人類最初の文明は今日の科学、芸術等の中に生きつづけている | 廃棄 |
| 3 | 母の子と先生と | 教育 | 一般 | 33分 | | PTAの在り方について反省を促し何よりも母親達の心のつながりが必要であることを説く! | 廃棄 |
| 4 | ふしぎなくすり | 童話・昔話 | 幼児 | 14分 | | 世界的な名声を博しているエフ博士と助手のボン少年が世にも不思議な薬を発明したという噂を聞いて怪紳士ドロンがエフ研究所をおとす... | 廃棄 |
| 6 | 町の政治一勉強するお母さん | 教育 | 一般 | 32分 | | 子供達により環境をと思ったことが動機になって町の政治に関心を持っていった園立町の主婦たちの姿を描く | 廃棄 |
| 7 | 楽しいバス旅行一人と団体 | 青少年団体活動 | 一般 | 27分 | | ある町角にとまった遊覧バスに三々五々人が集まってきます 今日には町内会主催の富士五湖めぐりバス旅行の日です... | 廃棄 |
| 8 | がっこうからのかえり | 交通安全 | 小学生 | 8分 | | 児童は下校時には緊張感を欠きとかく衝動的、本能的な行動をとりがちであることを知らせ、その危険について気づかせる | 廃棄 |
| 14 | 恐るべきたべもの | 家庭 | 中学生 | 21分 | | 食中毒は食べ物の腐敗のほか防腐剤、漂白剤等によって起こる それらの害毒の恐ろしさを科学的に認識させる | 廃棄 |
| 16 | 青年とレジャー | 青少年団体活動 | 中学生 | 30分 | | 本来の余暇の意義と役割を認識させ余暇を有効に能動的に生かす必要をディスカッションドラマを通して示唆する | 廃棄 |
| 17 | 見なおせ子ども会 | 青少年団体活動 | 一般 | 29分 | | 子どもの健全な成長に重要な意義をもつ集団遊びを捕り取り戻していくことが子ども会の担う重要な役割であることを訴える | 廃棄 |
| 18 | 曲がりかどのPTA | 教育 | 一般 | 29分 | | PTAの歴史と現状における問題点をさぐりPTA本来の姿で発展していくためにはどうしたらよいかを考える | 廃棄 |
| 19 | 日本の気候 | 環境 | 小学生 | 22分 | | 日本の気候の特色や、その土台となっている二つの季節風に重点をおいて説明する | 廃棄 |
| 20 | 市場のしくみとはたらき一青果市場と魚市場 | 職業 | 小学生 | 17分 | | 毎日活動続ける市場の様子を描きながらその複雑なしくみを単純化して提示し原則的な機能について理解を深めさせる | 廃棄 |

出典：社会教育課提出資料に基づき監査人作成

【保持 16 ミリ (抜粋)】

| 16ミリフィルム教材リスト(保持) | | | | | | | |
|-------------------|--------------|-------|-----|-----|-----|--|----|
| 整理番号 | 作品名 | 分類 | 世代 | 時間 | アニメ | 内容 | 処遇 |
| 1 | 日光 | 紀行 | 一般 | 25分 | | 奈良朝のむかしからの歴史を物語る遺跡などをとどめる日光には、ほとんどの人が気づかずにいるようです | |
| 9 | ねずみのよめいり | 童話・昔話 | 幼児 | 13分 | | 一人娘の成長に、ねずみの夫婦はそろそろ嫁を決めなければと思い立つ... | |
| 10 | もぐらのモトロ | 童話・昔話 | 幼児 | 13分 | | 月の裁きの晩のこと...いたずらもぐらの影がでた! 正直モトロに教わられたから人形の恩返し | |
| 13 | 法隆寺 | 歴史 | 一般 | 24分 | | 千三百年の歴史の風雪に耐えてきた大和法隆寺は世界で最も古い木造建築であり東洋仏教美術の貴重な遺品である | |
| 15 | 大気汚染と騒音 | 環境 | 中学生 | 22分 | | 公害は今や大都市から各地域へと拡大し大きな社会問題となっている大気汚染、騒音を科学的に追求し公害に対する認識を深めさせる | |
| 21 | 海辺の村 山の村 | 紀行 | 小学生 | 22分 | | 海べの村と山の中の村をとりあげそれぞれの村の外観的な特長を見せながら村の人々の生産活動と自然の結びつきを知らせる | |
| 26 | ある機関助手 | 職業 | 中学生 | 37分 | | 蒸気機関車に乗務する機関士、機関助手に焦点をあててその一端を紹介 | |
| 29 | 富ヶ谷国民学校 | 平和 | 一般 | 64分 | | 戦争中の学童集団疎開の記録映像 | |
| 42 | 寒い地方とあたたかい地方 | 紀行 | 小学生 | 22分 | | 南北に細長く伸びている日本は南と北とは気候の上で大変な違いがありそれぞれの自然や生活の相違をとらえていく | |
| 49 | 自分たちで生命を守った村 | 保健・健康 | 中学生 | 30分 | | 岩手県和賀郡沢内村 老人と乳児に対する国民健康保険十割給付を行う、日本一の保健行政の村の記録 | |
| 50 | 公害とのたたかい | 環境 | 小学生 | 30分 | | 公害の発生により、澄んだ空気や清浄な水などの自然の恵みは奪われ人々の健康と生活はむしばまれています | |
| 57 | やさしいライオン | 童話・昔話 | 幼児 | 27分 | ○ | 母親をなくした赤児のライオンのプルブルは子供をなくした犬のムクムの甘い乳とやさしい子守唄でスクスクと育ちます | |

出典：社会教育課提出資料に基づき監査人作成

ふなばし市民大学校スタジオでは16ミリフィルムに加えて8ミリフィルム、VHS・βビデオも保管しているが、船橋市が委託撮影したような著作権上の問題がないものについては、デジタル化を進めることを検討しているものの、予算を確保することができずに実現できていない。

これらの結果として、16ミリフィルムに代表される映像資料備品について、市民の利用が極めて少ないにもかかわらず、貸出業務のほかに定期的な物品調査のための管理時間と費用が発生しており、かつ物品調査では16ミリフィルムの視聴可能性まで確認できておらず視聴不能な16ミリフィルムが存在している可能性は大きい。また、相応の面積を保管スペースとして確保しなければならない状況にもなっており、無駄が発生していると言える。

【結果（意見）：社会教育課】

旧視聴覚センターからふなばし市民大学校に移管された16ミリフィルムについて、貸出実績の無いもの、又は今後の貸出が見込まれないものは処分するなど、管理時間と費用を最小限に抑えられる方法を検討することを要望する。

ウ. 使用していない照明設備について（意見）

【現状・問題点】

監査人が現場往査したところ、旧視聴覚センター時に使用していた照明設備で現在は使用されていないものがあつた。

照明設備は、スタジオの天井から吊り下げられている大がかりな設備であり、写真や動画の撮影時に使用するものであるが、現在のスタジオの利用は音声録音のみであることから使用されていない。照明設備は定期的な点検が必要とのことであり、市所管課からの回答では点検費用として2年に1度30万円弱を要するとのことであつた。

【照明設備】



出典：監査人撮影

【結 果（意見）：社会教育課】

旧視聴覚センターから移管した照明設備について、ふなばし市民大学校で使用しないものは、早急に廃棄・処分することを要望する。

⑤ 職員の時間外勤務及び年次有給休暇取得状況について（指 摘）

【現状・問題点】

ふなばし市民大学校の令和 3 年度における職員の時間外勤務の状況及び年次有給休暇の取得実績は次のとおりである。

【令和 3 年度 時間外勤務実績表】

（単位：時間）

| 氏名 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| A | 97 | 67 | 79 | 41 | 28 | 42 | 39 | 36 | 42 | 57 | 73 | 98 | 704 |
| B | 36 | 11 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 14 | 11 | 40 | 135 |
| C | 24 | 18 | 19 | 15 | 1 | 0 | 15 | 20 | 32 | 31 | 39 | 32 | 249 |
| D | 89 | 43 | 53 | 56 | 9 | 15 | 44 | 61 | 98 | 49 | 0 | 45 | 566 |
| E | 53 | 31 | 11 | 16 | 0 | 0 | 22 | 34 | 22 | 13 | 17 | 32 | 255 |
| 計 | 301 | 171 | 166 | 133 | 39 | 57 | 120 | 152 | 212 | 166 | 141 | 248 | 1,912 |

注 1：分単位を切捨て表示しているため合計が一致しない場合がある。

注 2：会計年度任用職員を除く

出典：社会教育課提出資料に基づき監査人作成

【令和 3 年度 年次有給休暇実績表】

| 氏名 | 年次有給休暇取得日数 |
|----|------------|
| A | 4日3時間 |
| B | 12日2時間 |
| C | 15日6時間 |
| D | 2時間 |
| E | 5日2時間 |

注：会計年度任用職員を除く

出典：社会教育課提出資料に基づき監査人作成

職員 A については週 5 日の勤務形態で、時間外勤務が 704 時間、年次有給休暇取得日数は 4 日 3 時間となっている。職員 D は週 3 日の勤務形態で、時間外勤務が 566 時間、年次有給休暇取得日数は 2 時間となっている。この 2 名の職員については、時間外勤務時間が長時間となっており、年次有給休暇取得日数も極めて少なくなっ

ている。

監査人による市所管課への質問に対する回答によれば、令和 3 年度は「市民大学校の移転に伴う事務や補正予算の要求、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 9 月の休校による授業料の返金対応、令和 3 年度から新カリキュラムで授業を実施しており、新たな業務やイレギュラーな対応なども重なったため。」とあるが、ふなばし市民大学校の移転やコロナ対応で通常の年度より勤務時間が多くなる事情があったとしても、毎年発生するカリキュラム決定や予算策定期間の時間外勤務時間は業務分担の見直しや人員の追加で改善することも可能であったと考える。

時間外勤務時間について、船橋市では労働基準法に準拠した「超過勤務の縮減に関する指針」（本項において、以下「指針」という。）及び「超過勤務適正管理基準」（本項において、以下「管理基準」という。）を定めており、時間外勤務の上限を原則として月 45 時間・年 360 時間とし（指針第 6 条第 1 項）、臨時的な特別の事情がある場合には原則的な時間を一定の範囲で超えることもできるとされる（指針第 6 条第 2 項）。さらに、災害等避けることのできない事情がある場合には同条第 2 項の制限を超えることができるとされる（指針第 6 条第 3 項）。

第 6 超過勤務命令できる時間

所属長が超過勤務を命令できる時間数は、1 月につき 4 5 時間、1 の年度につき 3 6 0 時間以内の範囲で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

2 所属長は通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前項に規定する時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、次の各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

(1) 1 月において 1 0 0 時間未満

(2) 1 の年度において 7 2 0 時間

(3) 1 の年度の初日から 1 月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 月、2 月、3 月、4 月及び 5 月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の 1 月当たりの平均時間について 8 0 時間

(4) 1 の年度のうち 1 月において 4 5 時間を超えて超過勤務を命ずる月数について 6 月

3 所属長が、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合に、職員に対して前各項に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずるときは、前各項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。ただし、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る年度の末日の翌日から起算して 6 月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

出典：船橋市超過勤務の縮減に関する指針

これに当てはめた場合、令和 3 年度の時間外勤務についてふなばし市民大学校移転等の特別な事情が認められたとしても、職員 A は指針第 6 条第 2 項第 3 号の点で、職員 D は指針第 6 条第 2 項第 4 号の点で指針が定める上限時間の基準を超えている。さらに「災害その他避けることのできない事由」によって指針第 6 条第 2 項に定める時間を超える超過勤務をさせることが認められるかについては、ふなばし市民大学校移転は予見可能な事象であり予見不能な災害と同義に扱うことは適切ではなく、指針第 6 条第 3 項の適用をいたずらに拡大解釈すべきではないと考える。

また、年次有給休暇取得については、労働基準法の趣旨を踏まえて「年 5 日以上」の年次有給休暇の計画的な取得促進に努めること」とした通知（本項において、以下「通知」という。）が全庁に発出されているが、職員 A については令和 3 年度の年次有給休暇取得は 4 日 3 時間、職員 D については同 2 時間となっており、当該通知が定める年次有給休暇取得目標日数を下回っている。

ふなばし市民大学校に所属する職員の勤務状況の管理は所属長が行うほか、人事主管課が担っている。令和 3 年度の職員 A 及び職員 D の勤務状況について、指針及び管理基準に基づいてふなばし市民大学校から「超過勤務報告書」により人事主管課へ報告しているが、年度内において「職員定数の変更など、人事主管課で対応できる超過勤務縮減方策」のような改善策がとられることはなかった。改善策がとられていないと判断される例として、職員 A については年度終わりの 2 月の月間時間外勤務時間が 73 時間、3 月 11 日の時点で 3 月の時間外勤務時間 38 時間 45 分、3 月 12 日以降見込まれる時間外勤務時間が 60 時間として申請が出され、結果として 3 月の時間外勤務時間は 98 時間に及んでいる。職員 A は年度当初 4 月から 6 月にも長時間の時間外勤務時間が発生しており、かつ年次有給休暇取得日数も 5 日に満たない状況であった。それらを踏まえれば職員 A の勤務状況について、所属で対応可能な状況と捉えるべきではなく、超過勤務の要因を人事主管課が主体的に確認の上、所属における対応状況の確認と改善に至っていないことに対する指導に早期に取り組むべきであったと言わざるを得ない。

なお、令和 4 年度においては、11 月末までの時点で指針及び通知に違反する状況は発生していない。

【結 果（指摘）：社会教育課】

令和 3 年度の一部職員の勤務状況が時間外勤務時間について労働基準法に準拠した指針あるいは年次有給休暇取得日数について労働基準法の趣旨を踏まえた通知の要件を満たさない実態となっていたため、令和 4 年度の勤務状況も踏まえ、業務の見直し、職員配置の再検討、日常的な労働時間管理方法の再検討を人事主管課（教育総務課）とも協議の上、早急に対応されたい。

⑥ 郵便切手の管理について（指 摘）

【現状・問題点】

ふなばし市民大学校が保管する切手類は、船橋市物品管理規則第 13 条に基づいて「郵便切手・葉書受払簿」を備えて管理し、購入や使用の都度、受払を記録しなければならない。これは、通常の購入する切手のみならず、お年玉切手シートとして引き換えた記念切手についても同様である。しかし、監査人が現場往査して確認した結果、通常の切手は適切に「郵便切手・はがき受払簿」に記録されていたものの、記念切手 70 枚については、金額や種類等で分けられることもなくまとめて封筒に入れられた状態でファイルに保管され、金額や枚数について一切記録されていなかった。切手は現金と同様の価値を有するものであり、その形態によらず厳格に管理されることが求められるが、その認識が十分でなかった。

【結 果（指摘）：社会教育課】

記念切手についても、通常の郵便切手と同様に「郵便切手・はがき受払簿」に記録し適切な受払管理を実施されたい。

⑦ トイレのバリアフリー化について（意 見）

【現状・問題点】

船橋市の社会教育施設については、あらゆる施設でバリアフリー化の取組が行われているが、旧視聴覚センターでのバリアフリー化が遅れていたため、そこへ新たに移転したふなばし市民大学校においても同様の状況である。ふなばし市民大学校に現場往査した際には、トイレについて未だバリアフリー化が図られていないことを確認した。

ふなばし市民大学校の受講生には高齢者が多いこと、また今後は障がい者等を含めた多様な受講生の入学が想定されることから、あらゆる受講生が施設を不自由なく利用できるようにするため、トイレを含めた施設全体のバリアフリー化は必須であると考えられる。

【結 果（意見）：社会教育課】

ふなばし市民大学校のトイレについては、早急にバリアフリー化のための修繕工事を実施するよう要望する。

2. その他の文化振興事業について

(1) 概 要

令和3年度において、文化課文化振興係が実施した事業は次のとおりである。なお、市民ギャラリー及び茶華道センターの管理運営に関する事業については、Ⅲ 2. に記載しているため、本項では対象としていない。

【文化課文化振興係の事業一覧】

(単位：円)

| No | 小事業名 | 事業概要 | 令和3年度 決算額 |
|----|--------------------------------|---|--------------|
| 1 | 船橋市文学賞 | 市民から文芸作品を公募し、選奨する。 | 2,491,821 |
| 2 | ふなばし音楽フェスティバル開催費 | 千人の音楽祭、地域ふれあいコンサート、ふなばしミュージックストリート、まちかど音楽ステージの開催。 | 7,952,484 |
| 3 | 文化振興諸経費 | 市民や市民団体と連携し、芸術文化の振興と芸術文化団体の育成を図る。 | 6,910,030 |
| 4 | 市所蔵作品活用事業費 | 船橋市の所蔵作品を活用し、所蔵作品展を開催する。 | 617,000 |
| 5 | 文化活動普及事業費 | アーティストを登録し、小中学校にアーティストを派遣、授業を実施する。 | 419,600 |
| 6 | 市所蔵作品活用事業費 (新型コロナウイルス感染症対策) | 船橋市が所蔵する清川コレクションを中心とした美術品をインターネット上で紹介する「バーチャル美術館」を開設する。 | 4,659,600 |
| 7 | 社会教育総務諸経費 | 社会教育の振興を図る事務的経費。 | 1,354,676 |
| 8 | 社会教育総務諸経費 (政策経費) | 吉澤野球博物館の野球資料を同建物内で保存する。 | 3,134,432 |
| 9 | 文化振興基本方針策定費 | 船橋市文化振興基本方針の方針期間が令和3年度で終了するため更新作業を行う。 | 1,386,000 |
| 10 | 市民ギャラリー運営費 | 市民ギャラリーの管理運営を指定管理者に委託するための経費。 | 11,577,372 |
| 11 | 市民ギャラリー運営費 (政策経費) | 市民ギャラリーの指定管理者委託料。 | 33,960,607 |
| 12 | 茶華道センター運営費 | 茶華道センターの管理運営を指定管理者に委託するための経費。 | 4,228,680 |
| 13 | 茶華道センター運営費 (政策経費) | 茶華道センターの指定管理者委託料。 | 9,048,440 |
| 14 | (仮称)清川記念館運営費 | (仮称)清川記念館運営費。 | 2,247,168 |

出典：文化課提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の法規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 船橋市文学賞の選者報酬及び賞賜金の支給基準について（意 見）

【現状・問題点】

船橋市文学賞は、船橋市における文芸活動の振興を図るため、小説・児童文学・詩・短歌・俳句の5部門について作品を公募し、特に優れた作品を選奨するものである。

応募作品には、船橋市教育委員会が依頼した選者による選考後、最も優秀な作品に対し「文学賞」、優秀な作品に対し「佳作」を部門ごとに授与している。各部門の「文学賞」及び「佳作」に対する賞賜金は次のとおりである。なお、令和3年度は148作品の応募があり、「文学賞」4作品（詩部門は該当なし）、「佳作」13作品に授与された。

【船橋市文学賞の賞賜金等】

| 部門 | 文学賞 | 佳作 |
|--------|-----------------|----------------|
| 小説部門 | 賞状・賞金（100,000円） | 賞状・賞金（30,000円） |
| 児童文学部門 | | |
| 詩部門 | 賞状・賞金（50,000円） | 賞状・賞金（10,000円） |
| 短歌部門 | | |
| 俳句部門 | | |

出典：船橋市ホームページに基づき監査人作成

また、船橋市文学賞の選者は関係団体や前任の選者からの紹介により選定しているが、再任回数制限はなく、選者から辞退の申し出がない限りは特に交代は予定されていない。選者の報酬は、選者個人の資格・経歴等に関係なく、部門ごとに次のとおり一律的に定められている。

【船橋市文学賞の選者報酬】

| 部門 | 選者人数 | 選者報酬（1名当たり） |
|--------|------|-------------|
| 小説部門 | 1名 | 400,000円 |
| 児童文学部門 | 1名 | 300,000円 |
| 詩部門 | 1名 | 200,000円 |
| 短歌部門 | 2名 | 100,000円 |
| 俳句部門 | 2名 | 100,000円 |

出典：財務会計システムデータに基づき監査人作成

ここで、船橋市文学賞は毎年度実施されているが、選者報酬及び賞賜金の予算については、実施要領等の文書において支給基準が定められているということはなく、現状では、前年と同じ額であるという理由で金額が決定されている。市所管課によると、過去にどのような検討を経てそのような金額になったのかを課内で把握している者はおらず、当初の金額の設定根拠が不明確な状態である。

公金から支出する金額の根拠が説明不能な状態にあることは問題であると言わざるを得ない。船橋市文学賞と類似の取組は他市でも行われているが、それぞれに個性があることから、賞賜金や選者報酬の水準もまちまちである。

【他市における文学賞類似事業の事例】

| 事業名 (主催者) | 賞賜金等概要 |
|---------------------------------|--|
| 我孫子市めるへん 文庫 (千葉県我孫子市) | <ul style="list-style-type: none"> ・古登正子賞 賞状、図書カード1万円分、記念品 ・一席 賞状、図書カード1万円分 ・二席 賞状、図書カード5千円分 ・三席 賞状、図書カード3千円分 |
| 更科日記千年紀文学賞 (千葉県市原市、市原市教育委員会) | <p>【一般の部】</p> <p><小説></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大賞(1点) 記念品、賞金30万円 ・優秀賞(2点) 記念品、賞金10万円 ・選考委員特別賞 賞状 <p><紀行文、随筆></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大賞(1点) 記念品、賞金15万円 ・優秀賞(2点) 記念品、賞金5万円 ・選考委員特別賞 賞状 <p>【小中学生の部】</p> <p><小学生></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大賞(1点) 記念品、図書カード1万円分 ・優秀賞(2点) 記念品、図書カード5千円分 ・佳作(3点) 賞状、図書カード3千円分 <p><中学生></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大賞(1点) 記念品、図書カード1万円分 ・優秀賞(2点) 記念品、図書カード5千円分 ・佳作(3点) 賞状、図書カード3千円分 |

| 事業名 (主催者) | 賞賜金等概要 |
|----------------------|---|
| 市川手児奈文学賞 (千葉県市川市) | <p><一般の部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大賞 (各部門 1 点) 賞状、賞金 3 万円、作品集 ・秀逸 (各部門 1 点) 賞状、賞金 1 万円、作品集 ・佳作 (各部門 3 点) 賞状、賞金 3 千円、作品集 <p><子どもの部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大賞 (各部門 1 点) 賞状、図書カード 5 千円、作品集 ・秀逸 (各部門 1 点) 賞状、図書カード 3 千円、作品集 ・佳作 (各部門 3 点) 賞状、図書カード 1 千円、作品集 <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入選 (短歌・俳句・川柳各部門 9 5 点・詩部門 5 点) 作品集贈呈 <p>選者謝礼金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本読み 一律 4 万円 ・下読み 一律 1 万円 |

出典：文化課提出資料に基づき監査人作成

つまり、文学賞の類似事業において、賞賜金や選者の報酬の支給基準について全国的に統一的な考え方というものや一般的な金額水準というものはないと考えられる。だからこそ、公金支出の説明責任を果たすためには、船橋市においても賞賜金や選者報酬の算定の考え方を改めて整理し、支給基準を明文化する必要があると考える。

【結果（意見）：文化課】

船橋市文学賞の実施要領を明文化し、そこに賞賜金や選者報酬の支給基準を規定するよう要望する。

② 船橋市文学賞作品集の頒布価格について（意見）

【現状・問題点】

船橋市文学賞においては、文学賞及び佳作受賞作品を収載した『船橋市文学賞作品集』を毎年度発行している。令和 3 年度の作品集は 300 部が印刷され、うち無償頒布分が 160 部、有償頒布分が 140 部である。無償頒布分は、受賞者、選者、市立学校及び市内の社会教育施設等に配布されている。有償頒布分は市役所 7 階の文化課窓口において 1 冊 1,000 円で頒布を行っている。

作品集の印刷製本については、毎年度指名競争入札により外注しているが、結果として少なくとも過去 5 年間は同一の業者が落札している。過去 5 年間の作品集の印刷製本費と印刷部数は次のとおりである。

【船橋市文学賞作品集の印刷製本費と印刷部数の推移】

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|--------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 決算額（円） | 361,800 | 388,800 | 396,000 | 396,000 | 396,000 |
| 部数（部） | 250 | 300 | 300 | 300 | 300 |

注1 平成 30 年度において印刷部数を増やしているが、これは平成 28 年度の作品集が完売したことを受けて有償頒布在庫を増やすことにしたものと考えられる。なお、印刷部数を増やした影響で、1 冊当たりの単価は下がっている。

注2 令和元年度の増額は消費税改定による影響と考えられる。

出典：文化課提出資料に基づき監査人作成

ここで、令和元年度以降の船橋市文学賞作品集の 1 冊当たりの印刷製本費は 1,320 円（396,000 円÷300 冊）である。一方で、船橋市文学賞作品集は有償頒布を行っているが、その頒布価格は 1,000 円であり、印刷製本費とは 3 割超のかい離が生じている。なお、文化課担当者によると、記録が残っている過去の期間を遡った限りにおいて頒布価格の見直しは行われていないとのことであった。

船橋市有償頒布刊行物取扱要綱において、「有償頒布刊行物の頒布価格は、印刷及び製本に要した費用に相当する額とする。」と規定されているように、船橋市が市民の調査研究、鑑賞等に資するために発行する印刷物の有償頒布には実費徴収という意味合いがあることに鑑みると、船橋市文学賞作品集についても、頒布価格は 1 冊当たりのコストの大部分を回収できる程度の価格に設定すべきと考える。また、過去に消費税増税や物価・人件費の上昇等の影響でコストが上昇するタイミングがあったものと考えられるが、頒布価格の見直しが長期間行われていないという点でも問題がある。

【結 果（意見）：文化課】

船橋市文学賞作品集の頒布価格は 1 冊当たり印刷製本費の大部分を回収できる程度の価格に設定するとともに、印刷製本費の変動に合わせて定期的に見直しを行うよう要望する。

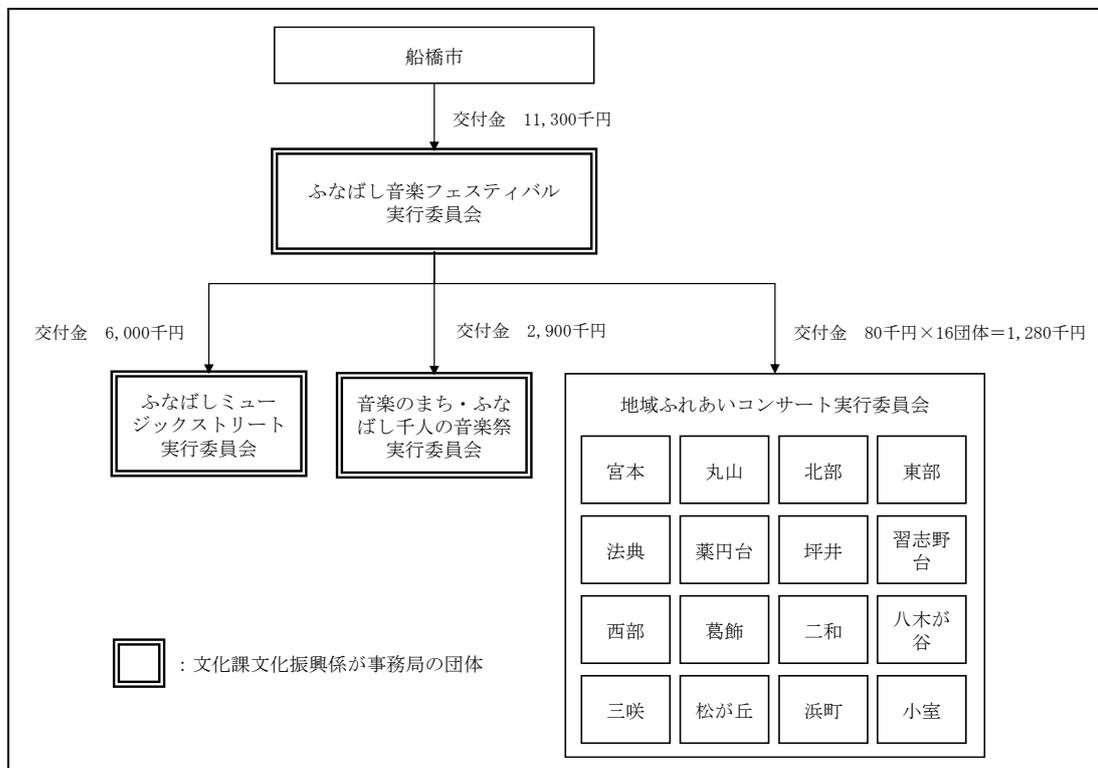
③ 任意団体における振込手続の合理化について（意 見）

【現状・問題点】

ふなばし音楽フェスティバルは実行委員会方式で行われており、船橋市からふなばし音楽フェスティバル実行委員会に支給された交付金を主な財源として、「千人の音楽祭」や「ふなばしミュージックストリート」、「地域ふれあいコンサート」といった各種イベントが実施されている。

ふなばし音楽フェスティバルに係る実行委員会の構成は次のとおりであり、一部の実行委員会の事務局業務は文化課文化振興係の職員が担っている。

【令和3年度ふなばし音楽フェスティバルに係る実行委員会の構成】



出典：監査人作成

文化課文化振興係では、ふなばし音楽フェスティバル関係の3つの任意団体の事務局業務を行っているが、団体の銀行口座についてはいずれも、船橋市の指定金融機関であり、かつ、船橋市役所内に窓口を設けている千葉銀行の普通預金口座を開設している。

いずれの団体においても、1件当たりの取引額は比較的少額の場合が多いものの、預金の振込手続が必要となる取引が定期的が発生している。特に、交付金の支給時においては、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会の口座を経由して、事業を実施する各実行委員会へ交付金が振り込まれるため、その時だけでもふなばし音楽フェスティバル実行委員会において18件の振込手続が発生している。

しかし、現状はインターネットバンキングが導入されていないため、振込手数料が高い、振込の度に窓口に出向いて手続を行う必要がある、窓口の営業時間の制約を受けるといった事務の非効率が生じている。特に、振込手数料については次のとおり、インターネットバンキングを導入しているか否かで金額が大きく変わってくる。

【千葉銀行の振込手数料の比較表】

| 利用区分 | | 窓口 | EB | 差額 |
|--------|-------|------|------|------|
| 同一店内宛 | 3万円未満 | 330円 | 無料 | 330円 |
| | 3万円以上 | 550円 | 無料 | 550円 |
| 当行本支店宛 | 3万円未満 | 330円 | 110円 | 220円 |
| | 3万円以上 | 550円 | 330円 | 220円 |
| 他行宛 | 3万円未満 | 660円 | 385円 | 275円 |
| | 3万円以上 | 880円 | 550円 | 330円 |

注 EBとは、ちばぎんインターネットEBサービス<Web-EB>などの法人向けエレクトロニック・バンキングを指す。

出典：千葉銀行ホームページに基づき監査人作成

なお、文化課文化振興係の職員が千葉銀行に照会したところ、任意団体に対して法人向けサービスを提供するか否かは個別判断によるが、文化課文化振興係が事務局を担っている3つの任意団体については、任意団体名義で法人向けインターネットバンキング口座を開設することは可能であるとのことであった。また、デジタル行政推進課に照会したところ、任意団体の会計業務を行う職員のパソコンにインターネットバンキング導入のための個別の設定を行うことは可能であるとのことであった。したがって、文化課文化振興係が事務局業務を担っている任意団体の銀行口座にインターネットバンキングを導入することは可能であると考えられることから、早期にインターネットバンキングを導入し振込手続を合理化すべきと考える。

【結果（意見）：文化課】

文化課で事務局を担っている任意団体の会計業務について、インターネットバンキング導入に向けての事務フローの見直し等の実務上の課題を整理し、早期のインターネットバンキング導入に向けて、事務局として団体に働きかけるよう要望する。

④ 文化活動普及事業の方向性について（意見：2件）

【現状・問題点】

船橋市文化活動普及事業（以下「本事業」という。）は、子供たちが文化を身近に感じ、豊かな心や創造性を育む一助とすることを目的として、市内の市立学校からのオファーに基づいて、船橋アーティストバンク登録講師を派遣する事業であり、平成28年度から実施している。予算の都合上、年間実施枠は10校とされているが、毎年度10校を超える希望が寄せられている。

また、船橋アーティストバンク（以下「アーティストバンク」という。）は、本事

業の実施に当たり、子供たちの未来へ向けた本事業の取組に協力してくれるアーティストを募集し、審査の上登録されたアーティストのリストである。令和4年11月現在、アーティストバンクには、各種音楽・美術、書道、身体表現等あらゆるジャンルの29組のアーティストが登録されている。

ここで、直近5年間の本事業に係る希望校・実施校は次のとおりである。これを集計すると、希望校は42校、実施校は35校であり、船橋市内の小中学校（特別支援学校を含む）の総数である83校の半数程度にとどまっている。なお、本事業は単なる鑑賞型の授業ではなく体験型の授業を志向していることから、1校といっても必ずしも全校生徒が参加するわけではなく、実際に参加する児童・生徒は少数に限られることになる。

【直近5年間の文化活動普及事業に係る希望校・実施校の一覧】

| 区分 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|-------|--|--|--|---|---|
| 希望校 | 大穴北小学校 中野木小学校 高郷小学校 高根台第二小学校 芝山中学校 豊富小学校 船橋特別支援学校 夏見台小学校 大穴小学校 前原小学校 三山小学校 芝山西小学校 金杉台小学校 法典西小学校 行田東小学校 | 葛飾小学校 海神小学校 高根小学校 三咲小学校 栗田台南小学校 芝山東小学校 大穴北小学校 海神南小学校 塚田小学校 海神中学校 金杉台小学校 行田東小学校 芝山西小学校 大穴小学校 中野木小学校 高郷小学校 高根台第二小学校 前原小学校 船橋特別支援学校 | 南本町小学校 西海神小学校 丸山小学校 行田西小学校 習志野台第二小学校 習志野台第一小学校 行田東小学校 法典西小学校 高根小学校 船橋特別支援学校 海神南小学校 葛飾小学校 三咲小学校 大穴北小学校 前原小学校 高根台第二小学校 高郷小学校 豊富小学校 芝山西小学校 習志野台中学校 | 西海神小学校 丸山小学校 金杉小学校 高根台第三小学校 古和釜小学校 宮本中学校 海神南小学校 大穴小学校 芝山西小学校 高根小学校 南本町小学校 行田西小学校 大穴北小学校 三咲小学校 習志野台第一小学校 豊富小学校 行田東小学校 船橋特別支援学校 御滝中学校 | 市場小学校 高根東小学校 小室小学校 船橋特別支援学校 金杉台小学校 行田西小学校 夏見台小学校 葛飾小学校 高郷小学校 前原小学校 塚田南小学校 法田中学校 金杉小学校 海神南小学校 古和釜小学校 西海神小学校 飯山満小学校 中野木小学校 高根小学校 習志野台第二小学校 |
| 実施決定校 | 大穴北小学校 中野木小学校 高郷小学校 高根台第二小学校 芝山中学校 豊富小学校 船橋特別支援学校 夏見台小学校 大穴小学校 前原小学校 | 葛飾小学校 海神小学校 高根小学校 三咲小学校 栗田台南小学校 芝山東小学校 大穴北小学校 海神南小学校 塚田小学校 海神中学校 | 南本町小学校 西海神小学校（事業中止） 丸山小学校（事業中止） 行田西小学校 習志野台第二小学校 習志野台第一小学校 行田東小学校 法典西小学校（事業中止） 高根小学校 船橋特別支援学校 | 西海神小学校 丸山小学校 金杉小学校 高根台第三小学校 古和釜小学校 宮本中学校 海神南小学校 大穴小学校 芝山西小学校 高根小学校 | 市場小学校 高根東小学校 小室小学校 船橋特別支援学校 金杉台小学校 行田西小学校 夏見台小学校 葛飾小学校 高郷小学校 前原小学校 |

出典：文化課提出資料

また、本事業開始以後のアーティスト派遣状況は次のとおりであるが、特定少数のアーティストがほぼ毎年度派遣されている一方で、多くの登録アーティストがほとんど派遣されていないという二極化の実態が見受けられる。

【本事業開始以後のアーティストの派遣状況】

| 番号 | 分類 | 指導分野 | 事業実施状況 | | | | | | 過去4回以上派遣あり | 年に複数回派遣あり | 過去4年以上(or登録以後)派遣なし |
|----|------|------------------------------|--------|-----|-----|----|----|----|------------|-----------|--------------------|
| | | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | | |
| 1 | 音楽 | 和太鼓 | | 2校 | 2校 | 2校 | 1校 | 2校 | ○ | ○ | |
| 2 | 音楽 | クラシック(ピアノ) | | | | | | | | | ○ |
| 3 | 音楽 | 津軽三味線 | 1校 | 1校 | 1校 | 1校 | 1校 | 2校 | ○ | ○ | |
| 4 | 音楽 | ゴスペル | | 1校 | 1校 | 1校 | 1校 | | ○ | | |
| 5 | 舞踊 | ダンス・コーディネーション・トレーニング・アイスブレイク | 2校 | | | 1校 | 1校 | 1校 | ○ | | |
| 6 | 音楽 | クラシック(ピアノ/声楽) | | | | | | | | | ○ |
| 7 | 書 | 書と音楽 | 1校 | 1校 | | | | | | | ○ |
| 8 | 書 | 書道 | | | 1校 | | | | | | |
| 9 | 音楽 | ヴォーカル/アコーディオン/エレクトーン/フルート | 1校 | | | | | | | | ○ |
| 10 | 音楽 | 生田流 箏曲・地歌三絃 | | 1校 | | | | | | | ○ |
| 11 | 音楽 | ポップス・ジャズ | | 1校 | | 1校 | | | | | |
| 12 | 美術 | イラスト・絵本・キャラクターデザイン等 | 1校 | | 1校 | 1校 | | | | | |
| 13 | 伝統芸能 | 伝統工芸品つまみ細工 | | | 1校 | | | | | | |
| 14 | 美術 | ドローイング/コラージュ | | 1校 | | | | | | | ○ |
| 15 | 美術 | 造形教室 | 2校 | | | | | | | | ○ |
| 16 | 書 | アート書道 | | | | 1校 | | | | | |
| 17 | 音楽 | バイオリン | | | | | | | | | ○ |
| 18 | 音楽 | マリンバ(打楽器) | | | | | 1校 | | | | |
| 19 | 音楽 | 揚琴の演奏・紹介・体験 | | | | | | 1校 | | | |
| 20 | 身体表現 | パントマイム、ストリートダンス | | | 1校 | 1校 | 1校 | 2校 | ○ | ○ | |
| 21 | 身体表現 | サーカス演目 | | | | | | | | | ○ |
| 22 | 音楽 | 邦楽 | | | | | | 2校 | | ○ | |
| 23 | 音楽 | 邦楽 | | | | | 1校 | | | | |
| 24 | 舞踏 | フラメンコ | | | | | | | | | ○ |
| 25 | 美術 | 伝統のたしなみ江戸折形 | | | | | | | | | ○ |
| 26 | 音楽 | 音楽 | | | | | | | | | ○ |
| 27 | 伝統芸能 | 能楽 | | | | | | | | | ○ |
| 28 | 音楽 | クラシック(声楽/ハープ) | | | | | | | | | ○ |
| 29 | 音楽 | リトミック | | | | | | | | | ○ |

出典：文化課提出資料に基づき監査人作成

このように、過去5年間において希望したことのある学校の数は市内の学校数の半分程度しかなく、事業の活用状況には偏りが見られる。また、本事業では、学校側が派遣されるアーティストの希望を出すことになっているが、特定少数のアーティストに希望が偏る傾向があり、登録されているアーティストに広く活躍の場を提供できていないという実態がある。

しかし、アーティストバンクに登録されている講師を小中学校に派遣して体験授業を行うという本事業の実施方法及び年間実施校を10校までとする本事業の実施規模については、本事業が開始された平成28年度以降、特に見直しが行われていない。

本事業は、「子供たちが芸術・文化に触れる貴重な体験であり、将来につながる重要な取組みである。」と船橋市文化振興推進協議会からも評価されているとおり、本事業の趣旨自体に異論を唱える者は少ないと考えられる。一方で、現状の事業の実施方法・実施規模では、貴重な体験の機会を得られるのは少数の児童・生徒だけであり、大多数の船橋市の小中学校児童・生徒にとっては何ら効果が及ばないという点で、公金を使用して実施する教育事業としては課題があると考えられる。

また、アーティストバンクに登録しているものの派遣要請がほとんどない講師が多く、本事業の趣旨に賛同した意欲あるアーティストを船橋市の教育の場で必ずしも効果的に活用できていないという点においても課題があると考えられる。例えば、公民

館と連携して、船橋アーティストバンクに登録している講師を公民館に派遣して公民館において小中学生を対象に体験授業を行う等、芸術に身近に触れる機会を得たいと自ら希望する児童・生徒がより多く参加でき、かつ、船橋アーティストバンクに登録している講師のより多くが授業を実施できるような事業のあり方についても今後の検討に値するものとする。

【結果①（意見）：文化課】

船橋市文化活動普及事業を現状の実施方法・実施規模で継続するのであれば、ごく少数の児童・生徒のための体験型授業の提供が、船橋市の教育全体に及ぼす効果を合理的に説明しうるエビデンスのあり方について研究するよう要望する。

【結果②（意見）：文化課】

芸術に身近に触れる機会を得たいと自ら希望する児童・生徒がより多く参加でき、かつ、船橋アーティストバンクに登録している講師のより多くが授業を実施できるような事業の方法を検討するよう要望する。

⑤ 旧吉澤野球博物館の産業廃棄物収集運搬・処分業務委託について（指摘：2件）

【現状・問題点】

旧吉澤野球博物館の土地及び建物は、令和3年度において用途廃止・普通財産化が決定され、令和4年度中に現状有姿のまま売却手続が実施されることとなった。そのため、旧吉澤野球博物館を所管していた文化課では、令和3年度内に、旧吉澤野球博物館の建物内に残っていた什器備品類を廃棄処分するために、産業廃棄物収集運搬・処分業務を外部業者に委託して実施した。その際の支出は次のとおりである。

【旧吉澤野球博物館の産業廃棄物収集運搬・処分に関する支出】 (単位：円)

| 支出命令日 | 摘要 | 支払先 | 金額 |
|----------|-------------------------|-----|---------|
| 令和4年4月5日 | 旧吉澤野球博物館の産業廃棄物収集運搬業務委託料 | A社 | 275,000 |
| 令和4年4月5日 | 旧吉澤野球博物館の産業廃棄物処分業務委託料 | A社 | 275,000 |
| | | 合計 | 550,000 |

出典：財務会計システムデータに基づき監査人作成

これらの契約はいずれも予定価格が50万円未満であることから、地方自治法施行

令第167条の2第1項第1号及び船橋市契約規則第25条第6号の定めに基づき、随意契約としている。なお、契約関係書類においては、前記の根拠法令が記載されているのみであり、随契理由についての具体的な記述はない。また、随意契約により契約を締結する場合には、通常であれば2者以上から見積書を入手する必要があるが、いずれも予定価格が30万円未満であることから、船橋市契約規則第28条第1項の定めに基づき、契約相手の1者のみから見積書入手としており、また、船橋市契約規則第27条第2号の定めに基づき、予定価格を記載した書面の作成を省略している。

(随意契約によることができる額)

第25条 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) その他の契約 50万円

(中略)

(随意契約の予定価格の設定)

第27条 第13条の規定は、随意契約により契約を締結しようとするときに予定価格を定める場合に準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、決裁責任者が支障がないと認めるときは、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

- (1) 予定価格が100万円以下の工事の請負又は修繕に係る契約で緊急の必要があると認められるもの
- (2) 予定価格が30万円未満の契約
- (3) 法令により価格が定められていることその他の理由により一定の価格によらなければ契約をすることができず、又は著しく困難である契約
- (4) 国又は地方公共団体との契約

(見積書の徴取)

第28条 決裁責任者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2者以上(契約の性質若しくは目的により契約の相手方が特定される場合又は予定価格が30万円未満である場合は、1者以上)のものから見積書を徴するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

しかし、産業廃棄物の収集運搬業務と処分業務の間には密接な関連があり、かつ、行政による細かな規制を受ける非常に専門的な業務であることから、一般的には排出事業者は、収集運搬から処分までの過程をまとめて専門業者に委託するのが通常であり、専門的な知見に乏しい排出事業者側の意図により、収集運搬業務と処分業務をあえて分割して委託する必要性・合理性は乏しいと考えられる。本件についても、収集運搬業務と処分業務を別々の業者に委託する可能性や、自ら廃棄物を持ち込んで処分業務だけを委託する可能性について検討していた形跡はないことから、当初から収集運搬業務と処分業務は同一の委託業者によって一体的に実施することが予定されていたものとするのが自然である。また、予定価格は委託業者から入手した見積書に記載の見積額と一致しているが、当該見積書には「1式」で25万円（税抜）である旨の記載しかなく、合理的な積算を行った結果として25万円という金額が算出されたことを証する書類は確認できなかった。適切な積算を行った結果として見積金額が算出されているのだとすれば、収集運搬業務と処分業務の金額が完全に一致するというのは偶然の場合を除いて考え難い。

したがって、本件については、本来であれば一つの委託業務として契約するのが適当であるところ、契約を二つに分割することによって、競争入札の実施を回避する目的があったものと考えられる。さらに、分割したそれぞれの業務について30万円を下回る見積書の提出を業者に依頼し、当該金額で予定価格を設定することによって、契約事務を簡略化する目的があったものと考えられる。

この点について、所管課である文化課に事実関係をヒアリングしたところ、次のような回答を得た。（令和4年10月19日文化課文化振興係から対面でヒアリングした内容を監査人が記述）

令和3年9月に、旧吉澤野球博物館の土地及び建物の売却の話と併せて年度末の事務移管に向けた業務を進めることとなり、残置物の整理と処分を文化課で担うこととなった。廃棄処分の費用については、文化課には当初予算がないことから、所属内の人員で可能な範囲での残置物の整理・処分の対応をしていた。

令和4年3月半ばになって、「廃棄完了」についての文化課の認識に相違があったことが判明し、令和3年度中に残置物の全撤去を文化課で行う必要があると確認したことから、年度内で業務完了させるために緊急で対応する必要が生じた。

しかし、通常の競争入札による業者選定を実施する時間的余裕がないことから、随意契約にせざるを得ないと判断し、令和4年3月までに旧吉澤野球博物館の什器備品類の撤去・処分を完了させられる業者の選定について関係部署に確認したところ、産廃業者の案内業者である「(一社)千葉県産業資源循環協会」を案内された。同協会へ相談すると、近隣で処理可能な業者はA社を含め数社があるが、廃棄場から施設までの距離や、実施完了日、廃棄量、廃棄物の種別が多数あること

を総合的に判断すると、A社しか対応が難しいのでは、と助言を受けた。結果的に、A社と連絡をとり、至急、現地確認をしてもらい契約事務を行った。

確かに、緊急を要することとなってしまった原因として、文化課と関係各課の間での適時適切な情報共有と認識のすり合わせができておらず、契約の事務手続のための時間的余裕を逸失してしまったという問題はあった。しかし、業務を発注する時点において、可能な限りの調査を行った結果として発注できる業者が事実上1者に絞られたのであれば、契約明細書に随契理由（競争入札に適さない理由、当該業者でなければ業務を期限内に完了することができない理由等）を詳細かつ具体的に記載することで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号等によって随意契約を実施することの説明責任は果たされるものと考えられる。

【結果①（指摘）：文化課】

廃棄物の収集運搬・処分業務のように同一の委託業者によって一体的に実施されることを当初から想定している契約について、緊急の必要により契約を行わなくてはならない状況にあっても、意図的に契約分割を行う事務は改められたい。

【結果②（指摘）：文化課】

競争入札が適しないと判断し、随意契約を実施する場合には、契約明細書において、随契理由を詳細かつ具体的に記述されたい。